

# 琴浦町地域防災計画

(令和5年3月修正)



琴浦町防災会議

## 目 次

### 第1編 総則

第1章 計画作成の目的	第1節	目的	2
	第2節	計画の構成	2
	第3節	計画の基本方針	2
	第4節	その他の法令に基づく他の計画との関係	2
	第5節	計画の修正	2
	第6節	計画の周知	3
第2章 町の自然条件と災害	第1節	自然条件	4
	第2節	気象	4
	第3節	災害	4
第3章 防災知識の普及啓発、 防災意識の高揚及び災害教訓 の伝承(総務対策部・健康福祉対 策部・産業対策部・文教対策部)	第1節	目的	6
	第2節	実施方針	6
	第3節	普及の時期	7
第4章 防災訓練計画 (総務対策部)	第1節	目的	8
	第2節	訓練の種別	8
	第3節	訓練計画	8
第5章 町民の防災活動	第1節	目的	10
	第2節	防災及び危機管理の基本的な考え方	10
	第3節	町民の責務	10
	第4節	町民及び事業者による地域内の防災活動の推進	11
第6章 防災教育 (文教対策部・総務対策部)	第1節	ねらいと効果	13
	第2節	基本方向	13
	第3節	推進方策	13

### 第2編 災害予防(共通)

第1章 組織体制計画 (全対策部)	第1節	防災体制の整備	15
	第2節	配備及び動員体制の整備	17
	第3節	職員派遣体制の整備	18
第2章 情報通信広報計画 (総務対策部)	第1節	気象情報等の収集伝達体制の整備	19
	第2節	防災通信体制の整備	19
第3章 防災関係機関の連携 推進計画(総務対策部・消防対 策部)	第1節	関係機関等の応援の受入れ体制の整備	21
	第2節	資機材の整備	21
	第3節	自治体の広域応援体制の整備	21
	第4節	消防活動体制の整備	21
	第5節	応援・受援計画	22
第4章 避難対策計画 (総務対策部・健康福祉対策 部・文教対策部)	第1節	避難体制の整備	24
	第2節	要配慮者等の安全確保計画	28
	第3節	指定緊急避難場所・指定避難所の整備	32

	第4節	孤立予想集落対策の強化	36
	第5節	帰宅困難者対策の強化	36
	第6節	ペット同行避難対策の強化	37
	第7節	避難所における感染症対策の強化	38
第5章 医療救助計画 (総務対策部・建設環境対策部、健康福祉対策部)	第1節	医療（助産）救護体制の整備	40
	第2節	捜索、遺体対策及び埋葬体制の整備	42
第6章 交通・輸送計画 (建設環境対策部・総務対策部)	第1節	緊急輸送体制の整備	44
	第2節	交通路線の災害予防	45
	第3節	交通規制体制等の整備	45
	第4節	ヘリコプター活用体制の整備	45
第7章 食料・物資調達供給計画 (総務対策部)	第1節	目的	46
	第2節	備蓄物資の整備	46
第8章 保健衛生対策計画(健康福祉対策部)	第1節	トイレ確保体制の整備	47
	第2節	障害物の除去体制の整備	47
	第3節	建築物等からの石綿飛散等防止対策	47
第9章 共助協働推進計画 (総務対策部・健康福祉対策部)	第1節	民間との防災協力体制の整備	48
	第2節	ボランティア受入体制の整備	48
	第3節	自主防災組織等の整備	49
	第4節	災害時の事業継続の取組みの支援	50
第10章 住宅対策計画 (建設環境対策部・総務対策部)	第1節	地震被災建築物応急危険度判定実施体制の整備	51
	第2節	被災宅地危険度判定実施体制の整備	51
	第3節	被害認定及びり災証明書の発行体制の整備	51
	第4節	応急住宅の確保体制	52
第11章 文化財災害対策計画 (文教対策部)	第1節	目的	53
	第2節	保護・管理等の責任	53
	第3節	保護・管理等の指導	53
	第4節	災害予防対策	53
	第5節	町における重要な文化財	53
第12章 農業災害対策計画 (産業対策部)	第1節	目的	54
	第2節	農業防災体制	54
	第3節	農作物の災害予防対策	54
第13章 被災者支援計画 (総務対策部・健康福祉対策部)	第1節	目的	55
	第2節	私人間の紛争の防止及び調整体制の整備	55
	第3節	被災児童等の援護体制の整備	55
	第4節	被災者への的確な情報伝達	55
	第5節	被災者の生活復興支援体制の構築	55

### 第3編 災害応急対策（共通）

第1章 総則 (総務対策部)	第1節	町及び関係機関の処理すべき大綱	57
	第2節	災害対策基本法による要請等	60

	第3節	災害救助法の適用	60
	第4節	災害応急対策活動従事者の損害補償	63
第2章 組織体制計画 (総務対策部ほか各対策部)	第1節	組織及び体制	65
	第2節	配備及び動員	71
	第3節	職員派遣	74
第3章 情報通信広報計画 (総務対策部)	第1節	気象情報の伝達	76
	第2節	地震及び津波に関する情報の伝達	80
	第3節	災害情報の収集及び伝達	81
	第4節	広報・広聴	85
	第5節	通信の確立	86
第4章 防災関係機関の連携推進計画 (総務対策部・建設環境対策部・ 消防対策部)	第1節	応援活動の調整	88
	第2節	資機材等の調達及び受援	88
	第3節	自治体の広域応援	88
	第4節	消防活動	89
	第5節	海上保安庁の応援要請	90
	第6節	自衛隊の災害派遣要請	91
	第7節	国土交通省への応援要請及び応援受入れ	94
第5章 応援・受援計画 (災対本部・総務対策部)	第1節	目的	95
	第2節	受援計画	95
	第3節	応援計画	97
第6章 避難対策計画 (総務対策部・健康福祉対策部・ 文教対策部)	第1節	避難の実施	99
	第2節	指定緊急避難場所・指定避難所の開設	110
	第3節	孤立発生時の応急対策	114
第7章 医療救助計画 (総務対策部・健康福祉対策部・ 建設環境対策部・消防対策部)	第1節	医療（助産）救護の実施	116
	第2節	搬送の実施	116
	第3節	捜索、遺体対策及び埋葬	117
第8章 交通・輸送計画 (建設環境対策部・総務対策部)	第1節	緊急輸送の実施	121
	第2節	交通路線の確保	122
	第3節	交通規制の実施	122
	第4節	交通交通の確保	123
第9章 食料・物資調達供給計 画 (総務対策部・健康福祉対策部・ 産業対策部・建設環境対策部)	第1節	食糧の供給	124
	第2節	生活関連物資の供給	125
	第3節	飲料水の供給	127
第10章 保健衛生対策計画 (健康福祉対策部・建設環境対策 部・産業対策部)	第1節	トイレ対策	130
	第2節	障害物の除去	133
	第3節	防疫の実施	136
	第4節	入浴支援	138
	第5節	動物の管理	138
第11章 共助協働推進計画 (総務対策部・健康福祉対策部)	第1節	民間との協力体制の推進	141
	第2節	ボランティアとの協働	142

第12章 住宅対策計画 (建設環境対策部・総務対策部)	第1節	宅地・建物の被災判定の総則	143
	第2節	地震被災建築物の応急危険度判定の実施	146
	第3節	被災宅地の応急危険度判定の実施	147
	第4節	被害認定及びり災証明書の発行	147
	第5節	応急仮設住宅の建設	149
	第6節	住宅の応急修理	150
	第7節	住宅の再建対策	151
第13章 文教対策計画 (文教対策部)	第1節	応急教育	154
	第2節	文化財災害応急対策	155
第14章 農業災害対策計画 (産業対策部)	第1節	農林水産業応急災害対策	157
第15章 被災者支援計画 (健康福祉対策部・総務課対策部、文教対策部)	第1節	生活再建対策	158
	第2節	健康及びこころのケア対策	161
	第3節	義援金・義援物資の受入・配分	162
第16章 ライフライン対策計画 (総務対策部・建設環境対策部)	第1節	L P ガス応急対策	164
	第2節	水道施設応急対策	164
	第3節	下水道施設応急対策	165
	第4節	燃料確保の応急対策	167

#### 第4編 復旧・復興計画

第1章 公共施設の災害復旧 (災対本部・各対策部)	第1節	目的	169
	第2節	災害復旧事業の実施	169
	第3節	災害復旧事業の留意点	169
第2章 災害復旧計画 (総務対策部・産業対策部)	第1節	目的	170
	第2節	災害復興対策	170
	第3節	資金融資、調達のための措置	170

#### 第5編 災害種別対策

第1章 地震災害予防計画 (全対策部)	第1節	計画的な地震防災対策の推進	174
	第2節	被害想定	174
	第3節	地震に強いまちづくりの推進	175
	第4節	耐震化の推進	175
	第5節	地震災害に関する調査研究	177
	第6節	地震情報の種類と伝達	177
第2章 津波災害予防計画 (総務対策部・文教対策部)	第1節	津波対策の推進	183
	第2節	津波危険地域の把握、周知	185
	第3節	津波避難体制の整備	186
	第4節	津波に関する知識の普及啓発	189
第3章1 風水害予防計画 (総務対策部・消防対策部・産業対策部)	第1節	風水害等予防計画	194
	第2節	水防計画	195
	第3節	ダムを活用した河川治水	196
	第4節	ため池・農業用水路・樋門の管理体制の強化	197

	第5節	土砂災害防止計画	199
第3章2 風水害応急対策計画 (総務対策部・消防対策部・産業対策部)	第1節	水防計画	201
	第2節	緊急時のダム管理	204
	第3節	ため池・農業用水路・樋門の応急対策	206
第4章1 雪害予防計画 (総務対策部・健康福祉対策部・建設環境対策部)	第1節	目的	209
	第2節	雪害を防止する施策の概要	209
	第3節	地域ぐるみの支援体制の整備	209
	第4節	道路交通の確保	209
	第5節	公共交通の確保	210
	第6節	関係機関との協力体制の整備	210
	第7節	雪崩に対する警戒避難体制の確立	210
	第8節	住民等への広報	211
	第9節	情報収集体制の整備	211
	第10節	被災者の救援・救助体制の整備	211
	第11節	孤立予想集落への対策	211
	第12節	要支援世帯への支援	212
	第13節	帰宅困難者への支援	212
第4章2 雪害応急対策計画 (総務対策部・建設環境対策部・健康福祉対策部・産業対策部・文教対策部・消防対策部)	第1節	目的	213
	第2節	組織体制	213
	第3節	地域ぐるみの支援の実施	213
	第4節	豪雪時の道路交通確保	213
	第5節	応援協定先との連携・協力	214
	第6節	雪崩に対する警戒避難体制	214
	第7節	住民等への広報	215
	第8節	情報収集	215
	第9節	被災者の救援・救助の実施	216
	第10節	医療及び福祉サービスの確保	217
	第11節	孤立予想集落への対策	218
	第12節	要支援世帯への支援	218
	第13節	帰宅困難者への支援	219
	第14節	ライフライン確保対策	219
	第15節	農林水産業被害対策	220
	第16節	学校の安全対策	220
	第17節	災害救助法の適用	220
第5章1 大規模事故予防計画 (総務対策部・建設環境対策部)	第1節	大規模事故予防体制の整備	222
	第2節	大規模道路災害の予防	222
	第3節	海上災害の予防	223
第5章1 大規模事故応急対策計画 (総務対策部・建設環境対策部)	第1節	大規模事故応急対策	224
	第2節	大規模道路災害応急対策	224
	第3節	大規模海上災害応急対策	225

## 第1編 総則

## 第1章 計画作成の目的

### 第1節 目的

この計画は災害対策基本法第42条の規定により、住民の生命、身体および財産および財産の保護と安全を図るため、災害の防止および被害の軽減並びに災害復旧のための諸施策に関する基本事項を総合的に定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

### 第2節 計画の構成

琴浦町地域防災計画は、「総則編」「災害予防編（共通）」「災害応急対策編（共通）」「災害復旧・復興計画編」「災害種別対策編」からなる。なお「資料編」を別に定める。

### 第3節 計画の基本方針

この計画は、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に定められている防災及び危機管理に関する考え方にに基づき、町及び公共的団体等の責任を明確にし、総合的、かつ、計画的に災害対策を推進し、町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、下記に掲げる事項を基本として、防災計画の作成及び運用を行うものとする。

- 1 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づく災害対策の実施
- 2 町民、事業者及び町、県等の防災関係機関それぞれの役割と相互連携
- 3 町民、事業者の自助、共助の取組の促進
- 4 防災関係機関相互の協力
- 5 災害に強いまちづくりの推進
- 6 関係法令の遵守
- 7 女性、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）をはじめとする町民の多様な意見の反映

具体的には、次に掲げる項目に配慮するものとする。

- ア 実施体制について、どちらか一方の性別に偏ることなく、両性の意見が十分反映できる構成とすること。
- イ 意思決定、住民ニーズの把握などを行う場合は、対象となる被災者についてどちらか一方の性別に偏ることなく、被災者の声、意見、要望などを十分反映すること。
- ウ 災害時の応急対策や避難所等での救援対策について、病気や障がいの有無、性別、国籍、宗教等による違いなどを十分反映した対策とすること。

### 第4節 その他の法令に基づく計画との関係

この計画は、災害対策基本法第40条に基づき作成された鳥取県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

### 第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。



## 第6節 計画の周知

町及び公共的団体等は、日頃から訓練、研修、広報その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底に努めるものとする。

### 1 防災教育及び訓練の実施

一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

### 2 防災広報の徹底

町及び公共的団体等は、町民及び事業所の防災に対する知識の普及・啓発のため、あらゆる機会をとらえ、広報媒体を利用した広報の徹底を図るものとする。

## 第2章 町の自然条件と災害

### 第1節 自然条件

琴浦町は鳥取県のほぼ中央に位置し、東西 15.2 km、南北 18.5 km、総面積 139.94k m<sup>2</sup>でその地勢は、総じて南は大山山麓台地と急峻な山地、北に向かうにしたがって緩やかとなり、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に平野部が開けている。日本海側は、商工業地帯、中部は県下有数の生産・販売を誇る農業、南側は大山滝、伯耆の大シイ、船上山などで知られる風光明媚な中山間地で多くの観光客が訪れる地域となっている。

丘陵地帯は、普通畑、樹園地として耕作されているほか、山林資源も豊富である。東西に延びる海岸線は、単調ながらも遠浅で岩礁が多く、魚類の生息と海草の繁茂に適しており、沿岸漁場として県内屈指の水揚げを誇っている。

### 第2節 気象

本町の気候は、梅雨期、台風期のほか冬期も降水量が多い。気象の季節変化と特性は、

冬	降雪の初日は年によって差があるが、12月上旬頃から1月、2月にかけて西ないし北西の季節風が吹くことによって寒波が襲来、1月初めから本格的な降雪期間に入り、2月中旬頃まで続く。
春	春の訪れは3月下旬頃で、4月は移動性高気圧が周期的に東進し、好天が多くなるが、日本海で低気圧が急速に発達し、南の強風が吹いてフェーン現象を起こすことが多い。
梅雨期	6月上旬頃梅雨入りとなり、本格的な梅雨現象が現れるのは6月下旬から7月上旬にかけて最盛期となる。平年の梅雨明けは、大体7月半ば頃であるがこの期間、梅雨前線が活動することが多く、局地的な集中豪雨が発生し水害をもたらすことが多い。梅雨末期の豪雨は強い雷を伴うことが多く、落雷による被害も発生する。
夏	本格的な夏の訪れは、7月20日過ぎで、7月下旬から8月上旬にかけて最も気温が高くなり、安定した真夏の晴天が持続する。年によっては、日照りが続いて干害が発生することもある。また、反対に梅雨が長引いて、夏の低温と天候不順に見舞われる場合もまれに発生する。
台風期	9月に入るといよいよ台風シーズンに入り、近年では2年に1回位の割合で台風の襲来を受けている。8月下旬の台風は県の東側を通るコースが多く、本町においても大きな風水害を起す確率が高い。台風の危険性は10月半ばを過ぎると一応少なくなると考えてよい。
秋	10月は秋晴れの好天が持続することが多いが、10月末になると弱い寒気が上空に侵入して時雨が始まり、次第に悪天候になっていき、あられが降るようになる。

### 第3節 災害

本町で発生した各種の災害は、そのほとんどが自然現象によるもので、主として洪水・暴風雨によるものである。

災害発生状況についてみると、大正7年・大正12年の台風、昭和9年の室戸台風、昭和34年の伊勢湾台風においては町内の河川が氾濫、家屋の流失、床上浸水、それに橋梁の流失、田畑の浸水荒廃等多大の被害を受けた。

また、昭和 38 年の豪雪では、積雪及びなだれにより家屋が倒壊し、奥地の交通が 10 数日間途絶した。

さらに、昭和 62 年の台風 19 号では、最大時間雨量 51mm、連続降雨量 233mm という驚異的な降雨量を記録し、家屋の半壊、床上・床下浸水をはじめ、田畑の流失及び各地で崖崩れや道路が通行止めになり、特に黒川沿いでは堤防が決壊し、道路や田畑の冠水等の被害が発生した。

平成 19 年 9 月、尾張地内から中村地内上空で留まりながら発達を繰り返した雨雲が、局地的範囲で大雨をもたらし、最大時間雨量 103mm、連続降雨量 165mm に達し、同地内及び下流地域で河川の氾濫による床上・床下浸水をはじめ、土砂崩れの発生による家屋の全壊や道路が寸断されたことによる集落の孤立化、田畑への土砂流出など多大な被害を受けた。

平成 23 年の豪雪では、記録的な積雪により国道 9 号線で最高で約 1,000 台の車の立往生が発生した。

平成 28 年 10 月 21 日、鳥取県中部地震（最大震度 6 弱：倉吉市）が発生、琴浦町では震度 5 弱を記録し、456 の住家、293 の非住家、7 の公共文教施設が被害を受けた。

平成 30 年 9 月の台風 24 号により、連続雨量 418mm を記録し、町内全域に土砂災害警戒情報が発表され、「避難指示（緊急）」を発出した。この台風により、床下浸水 11 棟、土砂崩れが多数発生し、道路、農地に甚大な被害が発生した。また、農道の崩落により通行車両が転落し、死者 1 名、負傷者 1 名の人的被害が発生した。

令和 3 年 7 月 7 日からの大雨では、10 日にかけて三本杉で 472mm、公文で 447mm の連続雨量を記録し、鳥取県に顕著な大雨に関する情報、琴浦町に土砂災害警戒情報が発表されるなどの大雨となり、全域に「避難指示」を発出した。町内では床下浸水 12 棟、道路や農地に大きな被害が発生した。

### 第3章 防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承

(総務対策部、健康福祉対策部、産業対策部、文教対策部)

#### 第1節 目的

この計画は、町及び防災関係機関がその職員及び町民に対し、災害予防または災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。

#### 第2節 実施方針

##### 1 実施責任者

町は、町民及び町職員等に対し、災害予防及び応急対策に万全を期するため、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承を図るものとする。

##### 2 実施方法

###### (1) 体験参加型の防災イベントの開催

町は、防災関係機関と連携して、町民の防災意識の向上を図るため、体験・参加型防災イベント等を開催するものとする。

###### (2) 防災研修会・防災講演会等の開催

町は、防災研修会・防災講演会等を開催し、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚に努めるものとする。

###### (3) 防災教育の推進

「第1編 総則第6章 防災教育」を参照

###### (4) 広報媒体の活用

町は、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS、町報、パンフレット等を活用して、町民に対して効果的な広報等を行い、防災に関する知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るものとする。

###### (5) 報道機関との連携

町は、報道機関と連携し、地域のハザード情報などを加えた災害報道や防災情報を町民に分かりやすく発信する手法等について研究等を行う。

###### (6) 体験型施設等の活用

町は、県が保有する「グラット君」等体験型施設等を活用して、自然災害（地震や台風など）の怖さ、備え方等を効果的に伝え、防災意識の高揚を図るものとする。

###### (7) 消防団及び自主防災組織との連携

町は、消防団及び自主防災組織が自ら開催する防災研修会・訓練等の機会をとらえて、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団及び自主防災組織とが連携した体制の構築を促進するものとする。

###### (8) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

町は、要配慮者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚については、それぞれに適した方法により行うものとする。

ア 視覚障害者：点字パンフレット、音声教材等

イ 外国人：外国語版パンフレット等

ウ その他：要配慮者の態様に応じたわかりやすいパンフレット等

###### (9) 男女共同参画等の視点を入れた普及啓発

被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮した普及啓発に努めるものとする。

また、町は、災害発生後に避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(10) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保存記録として広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

### 第3節 普及の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

たとえば、春・秋の火災予防運動の期間においては、防火思想の普及を図り、台風シーズンの前には台風に関する防災知識の普及等に努めるものとする。

## 第4章 防災訓練計画

(総務対策部)

### 第1節 目的

この計画は各機関が単独または共同して、平素充分なる防災訓練を実施することにより、災害応急対策の的確、迅速なる遂行を期することを目的とする。

### 第2節 訓練の種別

防災訓練は、総合防災訓練・本部運営訓練・水防訓練・消防訓練・避難救助訓練・情報伝達訓練・非常通信訓練・非常招集訓練・簡易型災害図上訓練(D I G)・避難所設営訓練その他防災に関する訓練とし、それぞれ図上訓練・実地訓練等の方法により適宜行うものとする。

### 第3節 訓練計画(総務課)

訓練の計画樹立にあたっては、国・県・隣接市町村・その他関係機関と共同または町単独で実施するが、いずれの場合についても、これらの関係機関と緊密な連携をとるとともに、実施に当たっては、災害の想定、実施場所、日時、実施種目、参加機関等の「防災訓練実施要領」を策定して実施するものとする。

各種計画の要旨は次のとおりである。

#### 1 総合防災訓練

地域防災計画に定める各種災害応急対策の遂行に万全を期するため、国・県・その他関係機関をはじめ、一般住民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練とし、災害応急対策活動の習熟を図るとともに、関係機関相互の協力体制の緊密化および住民の防災思想の高揚に資するものとする。

#### 2 本部運営・情報伝達訓練

災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部連絡会議の招集、情報収集・分析、関係機関への報告等の本部運営を迅速的確に行うため、災害警戒本部及び災害対策本部運営・情報伝達訓練を実施するものとする。

#### 3 水防訓練

住民の防災知識の高揚と、出水時における警戒、予防等水防体制の万全を期するため、各関係機関、住民の協力を得て実施するものとする。

#### 4 消防訓練

火災予防および消防戦術上における消防機関の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、その他の消防団体についても臨時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて町消防機関も協力するものとする。

なお、訓練は消防機関とその他の消防団体が行うものとのに区分する。

##### (1) 消防機関が行うもの

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| ア ポンプ操法訓練 | イ 放水訓練    | ウ 礼式規律訓練 |
| エ 火災防御訓練  | オ 警備・救助活動 |          |

##### (2) その他の消防団体が行うもの

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| ア 通常訓練 | イ 消火訓練 | ウ 避難訓練 |
|--------|--------|--------|

#### 5 避難救助訓練

災害時における避難の円滑な遂行を図るため、水防・消防等の防災訓練、その他の災害防護活

動とあわせ、または単独で避難訓練を実施するものとする。

なお、学校・病院・社会福祉施設・工場・事業所・ホテル等にあつては、収容者の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、各事業所等で作成する消防計画に基づき訓練を実施する。訓練にあつては、必要に応じ警察・消防等関係機関の協力を得て行うものとする。

## 6 非常招集訓練

災害対策活動の従事者が、有事に際し短時間に参集し、災害対策に対処できるようその体制を整えることを目的として行う。

### (1) 非常招集命令の伝達・示達

早急に災害対応するため、最も早く到達する方法を講ずべきものであり、メール配信・防災行政無線および口頭による伝達・示達も、迅速・正確を期すること。

### (2) 集合の方法

第一義的には迅速に行うべきものであるが、訓練においては、通常の通路が崩壊等により通行不能などの被害を想定して実施すること。

### (3) 確認事項

訓練後は早く実施効果の検討を行い、訓練の改善、是正の資料として次の事項を確認するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

ア 伝達方法、内容の確認

イ 発受時間および集合所要時間の確認

ウ 集合人員

エ その他必要事項の確認

## 7 災害図上訓練（D I G）

町は、地域（自主防災組織、消防団、自治会等）、職域（学校、病院、事業所等）に対して、防災意識の高揚及び地域防災力の向上のために、災害発生時を想定して対応・対策等を考える災害図上訓練を推進し実施するものとする。

## 8 避難所設営訓練

町民の生命の危険と不安を取り除くため、早期に避難所を開設し、町民が安心して避難所生活を送れるよう、計画的に実施するものとする。

## 9 集落・自主防災組織単位での地元住民による防災訓練

自助・共助の重要性を認識し、災害時における集落・自主防災組織単位独自の各種災害に対応できる体制を整えることを目的に実施する。

## 10 その他防災に関する訓練

非常通信訓練・救助訓練等が広域的に実施される場合は、積極的に参加するものとし、必要の場合は町単位で行うものとする。

## 第5章 町民の防災活動

### 第1節 目的

この計画は、町民が、「自助」「共助」の考え方にに基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組を実施することを目的とする。

### 第2節 防災及び危機管理の基本的な考え方

- 1 自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ること。）、共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ること。）及び公助（町、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ること。）の取組を総合的に推進すること。
- 2 災害時支え愛活動（災害又は危機が発生した場合に、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組をいう。）については、積極的に取り組むこと。
- 3 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、病人等多様な者の特性に配慮した取組を推進すること。
- 4 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。
- 5 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく被害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

### 第3節 町民の責務

災害対策基本法により、住民は、生活必需物資その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない。

具体的には、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、次のような行動を期待する。

#### 1 日頃の備え

(1) 気象、地震・津波災害等の基礎知識を身につけておく。

ア 本町の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震・津波災害の発生の危険性など基礎知識を習得する。

イ 気象等の特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報並びに緊急地震速報、津波警報等の発表時に適切な行動が取れるよう、発表内容の意味を理解する。

ウ 町が発出する避難情報の意味や取るべき避難行動を理解する。

(2) 家族でする防災

ア 家の中で危険なところを確認しておく。（家屋の耐震診断・改修や、負傷の防止や避難路確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の安全対策もしておく。）

イ 防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。（浸水・土砂災害、揺れやすさ液状化危険度、孤立危険度など。）

ウ 災害の種類や特性に応じた避難場所や安全な避難ルート、とるべき行動を確認しておく。

エ 災害が起こった時の連絡方法や集合場所を確かめておく。

オ 災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。（体験利用等を通じて、定期的に確認。）



- カ 家族一人ひとりの役割を話し合っておく。(マイ・タイムラインの検討や作成)
- キ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備等をしておく。(特に子供や女性、高齢者などの視点に配慮する。)

(3) 地域でする防災

- ア 自主防災組織を結成し、参加する。
- イ 消防団に参加する。
- ウ 防災訓練や研修会に参加する。
- エ 救急救命講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。
- オ 町と連携して、災害時における避難行動要支援者\*の避難支援体制を構築する。

**※避難行動要支援者**

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

- カ 災害時に円滑に避難情報の伝達や避難支援を行うため、平素から地域ぐるみでの避難体制づくりを進める。

(4) その他

開設当初の避難所は必ずしも長期化を視野に入れたものではないため、生活の質を確保するためには、当面の間は自助対応も必要となることについて理解を深める必要がある。

2 災害が起こりそうなとき

(1) 家族でする防災

- ア 県、町やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。特に、夜間等に災害が発生するおそれがあるような場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保(以下「避難指示等」という。)の情報を入手できるようにしておく。
- イ 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
- ウ 危険な場所に近づかない。
- エ 危険が迫ってきたら、町長の発出する避難指示等による避難、又は自主的に避難する。
- オ 定められた場所に安全に避難する。(切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。)
- カ 避難は、自家用車は使わず原則徒歩で行う。

(2) 地域でする防災

- ア 情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。(特に、要配慮者に配慮する。)
- イ 異常があれば、すぐに関係機関(消防、警察、役場)に通報する。

3 災害が起こったとき

- (1) 初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。(ただし、自分の身を守ることを最優先する。)
- (2) 家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。(地震被災建築物の応急危険度判定を受ける。)
- (3) 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

## 第4節 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

### 1 町民及び事業者

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

## 2 町

町は、琴浦町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

また、町民及び事業者の防災活動が推進されるよう、訓練等にかかる保険の加入に努めるものとする。

## 第6章 防災教育

(文教対策部、総務対策部)

### 第1節 ねらいと効果

防災教育は、児童及び生徒（以下「児童等」という。）一人ひとりが次に掲げる能力を身に付け、「生きる力」を涵養し、能動的に取り組むことが出来る人材を育成するために行うものである。

- 1 自然災害などの危機から自らの身を守るための行動ができる能力
- 2 生命を尊重し、選んで周囲の人々や地域の安全に貢献する能力
- 3 自然災害発生のメカニズムをはじめ、それぞれが暮らす地域の自然環境、災害や防災について理解する能力

### 第2節 基本方向（総務課・教育総務課）

- 1 学校における児童等に対する防災教育の充実

児童等が防災対応能力を培うことを目的として、学校の教育活動全体を通じて、総合的、体系的に防災教育を推進する。更に、大地震を経験した地域として、地震に関する体系的な防災教育の普及、津波に関する体系的な防災教育の普及、身近な防災教育として、土砂災害、風水害に関する防災教育の普及も進めていく。

- 2 防災対応能力を有する教職員の養成

学校における防災・危機管理を担い、児童等への防災教育に対して指導的役割を果たすことが出来る教職員を養成する。

- 3 家庭・地域社会との連携

学校における防災教育に家庭や地域社会の参加・協力を得ることと合わせ、家族や地域社会の一員であることの自覚を持った人材を育成するため、様々な場面を通じて家庭や地域社会との連携を図る。

### 第3節 推進方策（総務課・教育総務課）

- 1 児童等を対象とした施策

(1) 児童等の発達段階に応じた形で、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動における教育内容に防災や危機管理の視点を取り入れ、学校における教育活動の全体を通じて防災教育を総合的かつ体系的に推進する。

(2) 児童等が実践的な災害対応能力を身に付けられるよう、専門家の指導・助言を受けるなどして、学校の防災訓練の充実を図る。

(3) 学校の授業に、地域の災害史や危険箇所マップ作り、地域防災活動の実践者や被災者による講話などを取り入れることにより地域社会との連携を深める。また、家族で災害発生時の対応を話し合うことや地域の防災訓練へ参加することなどを促進する。

- 2 教員を対象とした施策

(1) 教員を対象とした防災研修会や、その他関係機関が実施する研修等の機会を活用し、防災教育について具体的な手法を提示するとともに、災害発生時の指示や誘導、初期消火、応急手当等が的確に行われるよう、専門的な知識・技能の習得及び向上を図る。

(2) 防災教育に活用できる教材や資料を配布し、各学校の教育目的と児童等の発達段階に応じた教職員による防災教育の実施を促進する。

## 第2編 災害予防（共通）

## 第1章 組織体制計画

### (全対策部)

#### 第1節 防災体制の整備

##### 1 目的

この計画は、あらかじめ防災関係機関の防災体制及び施設の整備を行い、災害予防対策及び災害応急対策活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

##### 2 町の体制

###### (1) 琴浦町防災会議

町防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置され、平常時において町防災計画の修正及び同計画に定める諸施策の推進を行うものとする。

###### (2) 琴浦町災害対策本部

琴浦町災害対策本部（以下「災対本部」という。）は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、町内に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、町長が必要と認めた場合に設置するものとする。（詳細は、「第3編 災害応急対策（共通）第2章第1節 組織及び体制」のとおり。）

###### (3) 琴浦町災害警戒本部

琴浦町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）は、災対本部の設置に至らない段階で、災害に対する警戒等のため、総務課長が必要と認めた場合に設置するものとする。

（詳細は、「第3編 災害応急対策（共通）第2章第1節 組織及び体制」のとおり。）

##### 3 防災組織の体制強化

###### (1) 組織体制の強化

町は、町長に代わって常に防災体制を整備する係の設置、当該係に防災専任又は防災にかなりの比重を置く管理職員の配置など、迅速かつ的確な初動対応を実施することが出来る体制の整備に努めるものとする。

また、迅速、的確な災害対応を確保するため、次の専任の職員を配置するよう努めるものとする。

ア 降雨状況、土砂災害危険度等の災害情報を分析する専任の職員

イ 状況に即した最適な対応方針案を検討する専任の職員

###### (2) マニュアル等の整備

町は、防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各種マニュアルを整備し、防災訓練等を踏まえて随時見直しを行うものとする。また、完成したマニュアルは、広く関係職員に周知するものとする。

###### (3) 災害予防対策所掌事務

町の各課が実施する災害予防対策の所掌については、別表「各課の所掌事務」のとおり。

##### 4 応援協定の締結

町及び防災関係機関は、町の防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時に備えて行政機関や企業、各種団体等とあらかじめ応援協定を締結することにより、人的・物的な支援体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、町は、県に準じて応援協定の締結及び維持管理を行うよう努め、県が締結している応援協定を把握し、防災対策を講じる上で参考にするよう努めるものとする。

## 5 地域防災拠点の整備

### (1) 防災拠点の配置の考え方

町の地勢等を勘案し、現地活動拠点や中短期の避難地として、校区単位等に整備する。

### (2) 拠点施設等の防災対策

災害応急活動を行う拠点施設等は、地震、水害等に備えるため、あらかじめ耐震化、浸水対策、停電・落雷対策等に努めるものとする。

ア 庁舎、備蓄倉庫、学校、避難所等の耐震化、浸水予防対策、自家発電設備、非常通信設備等

イ 浸水等で拠点施設が使用不能となった場合の対策（代替施設の確保等）

別表 各課の所掌事務（災害予防対策）

担当課	所 掌 事 務
総務課	1 防災対策の総括に関すること 2 防災対策に係る総合企画及び連絡調整に関すること 3 防災会議に関すること 4 県及び他市町村との広域応援・相互応援に係る調整に関すること 5 防災対策に係る県との連絡に関すること 6 職員の動員に関すること 7 地域防災拠点等の確保に関すること 8 町の業務継続計画の推進に関すること 9 防災訓練に関する企画及び連絡統制に関すること 10 気象に関する情報の収集および伝達に関すること 11 被害情報の収集及び伝達に関すること 12 防災教育に関すること 13 備蓄物資の整備に関すること 14 自主防災組織の整備に関すること 15 庁内 LAN の防災対策に関すること 16 避難行動要支援者の避難対策に関すること
議会事務局	1 所掌事務に関連する防災対策に関すること
企画政策課	1 防災行政無線および町ホームページ等に関すること 2 報道機関との連絡調整に関すること 3 町ホームページ等の管理に関すること
出納室	1 所掌事務に関連する防災対策に関すること
税務課	1 所掌事務に関連する防災対策に関すること 2 避難所の生活環境の整備に関すること
町民生活課	1 生活ごみ、災害廃棄物の処理に関すること
福祉あんしん課	1 災害救助法による救助計画及びその実施に関すること 2 生活支援ボランティアの受入に関すること 3 避難行動要支援者の避難対策に関すること 4 社会福祉施設の防災対策に関すること
すこやか健康課	1 福祉保健局との連絡調整に関すること 2 食品衛生の指導及び医療品等の安全対策に関すること

担当課	所掌事務
	3 感染症対策及び疾病予防に関すること 4 医療品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること 5 災害救助活動における医療、助産に関すること
子育て応援課	1 保育施設の防災対策及び園児の避難に関すること
商工観光課	1 観光客の安全確保対策に関すること 2 外国人に対する防災教育及び訓練に関すること
農林水産課 農業委員会事務局	1 農林水産物および農林水産施設の防災対策に関すること 2 災害用食糧の確保および配分に関すること 3 防疫に関すること 4 治山及び砂防施設の整備、維持に関すること
建設住宅課	1 道路の通行止め等の情報収集連絡に関すること 2 町営住宅等建築物の防災対策に関すること 3 防災ヘリポート、緊急輸送路、幹線道路の確保に関すること 4 道路の除雪計画及び実施に関すること 5 障害物・がれき等の除去に関すること 6 応急仮設住宅等の建設資材の調達に関すること 7 被災宅地の危険度判定に関すること 8 被災建築物応急危険度判定に関すること
上下水道課	1 上下水道、専用水道等、下水道終末処理場・農業集落排水施設等の防災対策に関すること 2 飲料水の確保および供給に関すること 3 災害救助活動における埋葬等に関すること
教育総務課 人権・同和教育課 学校給食センター 社会教育課	1 児童・生徒の避難に関すること 2 教育施設の避難に使用される場合の必要な措置に関すること 3 防災教育に関すること 4 応急教育に関すること 5 給食センターの防災対策に関すること 6 文化財の防災対策に関すること

## 第2節 配備及び動員体制の整備

### 1 目的

この計画は、災害時における被害の拡大を防ぎ、早期復旧・復興を図るとともに、町民生活や経済活動への支障を減らすために、平素から災害発生時に実施することが必要な非常時優先業務に関する配備及び動員体制を確立し、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

### 2 業務継続の取組みの推進

町は、災害発生時は応急対策業務に万全を尽くすものとするが、優先度の高い通常業務についても、住民生活や経済活動の支障を最小限に止めるため、継続・早期再開を行うものとする。

また、町は業務継続計画の作成に取組み、定期的に訓練等を実施し、見直しを行い、実効性を高めるものとする。

### 3 職員の動員、配備体制の整備

各課は、業務継続計画に基づき、各所属で防災行動マニュアルを作成し、非常時の連絡体制や配備要員を定めるものとする。

#### 4 職員が平時から講じておく事項

町の職員は、各所属で作成する防災行動マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動に必要な対策を講じておくものとする。

また、職員は非常時優先業務を行う重要な使命を担っていることから、確実な出勤体制を整えるため、出勤経路の危険箇所の把握、自宅の耐震化、家具の転倒防止対策、非常食等の備蓄等の対策を講じておくものとする。

### 第3節 職員派遣体制の整備

#### 1 目的

この計画は、災害時に応急対策を実施する人員及び被災市町村等を応援する人員の確保及び派遣について定めることを目的とする。

#### 2 県及び他市町村等への職員派遣又は応援体制の整備

町は、県及び他市町村から応援要請があった場合に速やかな応援を実施するため、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等の事前準備に努めるものとする。

#### 3 県及び他市町村からの派遣職員の受け入れ体制の整備

町は、要請に基づく応援が得られた場合において、速やかな受入体制を構築できるよう受援計画の作成に努めるものとする。



## 第2章 情報通信広報計画

(総務対策部)

### 第1節 気象情報等の収集伝達体制の整備 (総務課)

#### 1 目的

この計画は、気象情報等の災害対応に必要な情報を迅速かつ的確に収集伝達する体制を整備することを目的とする。

#### 2 各種防災情報システムの運用

国及び県が整備し運用しているシステムで、町が利用できる主な防災情報システムは、以下のとおり。

- (1) 鳥取県災害情報配信システム (発災時の災害情報の共有・伝達等)
- (2) 鳥取県雪道情報システム「雪道ナビ」(積雪情報の共有・伝達等)
- (3) 防災情報提供システム (気象庁：特別警報・警報・注意報・地震・津波情報等)
- (4) 鳥取県土砂災害警戒情報システム (解析雨量、土砂災害危険度等)
- (5) 川の防災情報 (国土交通省：雨量、水位等)
- (6) 全国瞬時警報システム (消防庁：緊急地震情報、国民保護情報等)
- (7) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム (文部科学省：被ばく線量予測)

#### 3 情報の活用体制の整備

町は、次に掲げる事項について、災害対応に必要な情報を入手した場合の活用体制をあらかじめ整備しておくものとする。

- (1) 職員への伝達方法及び伝達経路
- (2) 職員配備の具体的な基準
- (3) 夜間休日等参集要員及び参集方法
- (4) 住民への伝達方法
- (5) 避難指示等発出等の対応判断基準

#### 4 住民への情報伝達体制の整備

町は、津波警報、気象警報、緊急地震速報等で即時に住民に伝える必要がある情報については直接かつ即時に住民へ伝達できる体制を整備するものとする。この場合において、外国人、障がい者等にも情報が伝わるよう対策を講じるものとする。

#### 5 津波監視体制の整備

- (1) 町の沿岸部において、津波注意報・警報発令中に安全を確保した上で海面の状態を監視できるよう、組織体制を整備するものとする。
- (2) 町は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任するものとする。

### 第2節 防災通信体制の整備 (総務課、企画政策課)

#### 1 目的

この計画は、防災通信網を所管する町が、災害に強い通信網の整備に努め、災害時の通信の確保の方法をあらかじめ定めることにより、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速確実に行うことを目的とする。

#### 2 効率的な防災通信設備体制の整備方針

町は、以下の点に留意して効率的な防災通信体制の整備に努めるとともに、適宜訓練を実施し

て、応急対策に万全を期するものとする。

- (1) 地域住民への情報伝達等のための防災行政無線や、それに代替できる携帯電話によるメール配信等の多様な通信手段を整備する。
- (2) 庁内電話や公用携帯電話について、積極的に災害時優先登録を行う。
- (3) 通信設備被災時の代替手段を確保する。
- (4) 停電対策、浸水地策を充実させる。(非常電源の確保等)
- (5) 庁舎が被災した場合の情報の孤立化を防止するため、県・各関係機関との災害に強い通信手段を確保する。(衛星携帯電話等)

### 3 通信訓練の実施

県及び市町村等の非常通信協議会に参加し、平素から非常通信ルートの策定、訓練の実施、ルートの見直しを行うものとする。

### 第3章 防災関係機関の連携推進計画

(総務対策部、消防対策部)

#### 第1節 関係機関等の応援の受入れ体制の整備 (総務課)

町は、関係機関及び県等の応援や関係機関の先遣チーム等を受入れるため、あらかじめ本庁舎内に受援スペースや必要な機器を確保し、受入体制の整備に努めるものとする。

#### 第2節 資機材の整備 (総務課)

##### 1 資機材の調達・受援及び運用体制の整備

町は、それぞれの防災資機材等の整備に努め、種類別に数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておくものとする。

##### 2 応急活動用資機材の整備充実

町は、災害時の応急活動用資機材（救助用資機材、水防用資機材等）の整備充実を図り、災害時には、県及び他市町村と連携して資機材を保管する体制を整えるものとする。

##### 3 消防団に必要な応急活動用資機材の整備

町は、消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実を図るものとする。

##### 4 備蓄倉庫の整備又は確保

町は、備蓄倉庫、資機材倉庫の整備又は備蓄に適した施設の確保に努めるものとする。

なお、備蓄倉庫の整備に当たっては、浸水想定区域・耐震性及び分散備蓄に配慮するものとする。

#### 第3節 自治体の広域応援体制の整備 (総務課)

##### 1 他市町村への応援の準備

町は、広域応援協定及び相互応援協定に基づく応援要請があった場合に、速やかな応援ができるよう応援計画を定め、その計画に基づく派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順について事前に準備しておくものとする。

##### 2 県外市町村との災害時応援協定締結

町は、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、できるだけ多くの県外市町村との災害時応援協定の締結に努める。なお、大規模災害で同時被災を避けるため、遠方の地方公共団体との協定の締結に努めるものとする。

#### 第4節 消防活動体制の整備 (総務課、消防団)

##### 1 常備消防との連携

消防団は、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」といった3つの特性を生かしながら、常備消防と連携して消防活動、水防活動に努めるものとする。

##### 2 消防団の整備充実

女性や公務員等の消防団への加入促進を図るとともに、消防団協力事業所表示制度の導入等により入団しやすい仕組みづくりや団員の処遇改善を推進し、十分な団員数の確保に努めるものとする。

##### 3 消防施設の整備充実

町は、町民の消防需要に的確に対応するため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、消防力の整備指針に基づき、その消防力の整備を図るものとする。

#### 4 林野火災の発生防止及び応急対策

町は、林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、失火防止に関する啓発広報の促進、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図るものとする。

#### 5 防火思想の普及啓発

町は、防火教育・広報活動により防火思想の普及と防火意識の高揚を図るものとする。

### 第5節 応援・受援計画（総務課）

#### 1 目的

本計画は、災害が発生した場合において、町が災害応急対策を含む業務の継続に必要な資源を確保するため、災害の規模や被災地のニーズに応じて他の地方公共団体等から円滑に応援を受けることができる体制又は応援することができる体制を整備することを目的とする。

#### 2 応援・受援の定義

##### (1) 応援

応援とは、災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・提供することをいう。

##### (2) 受援

受援とは、災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用することをいう。

#### 3 受援体制の整備

##### (1) 町は、県内及び他県等からの応援が得られた場合において速やかな受入体制を構築できるよう、平時から体制整備に努めるものとする。

連携体制の整備については、本章に定めるもののほか、「第2編 災害予防（共通）第3章第1節 関係機関等の応援の受入れ体制の整備」による。なお、平時からの行うべき主な取組は次のとおりである。

ア 応援及び受援の実施に必要な組織体制を整備する。

イ 応援及び受援に関する計画等を策定し、定期的に見直すとともに、必要に応じて修正する。

ウ どの業務に対し、どのような人的・物的資源が必要か、保有している資源はどのくらいあるかを整理し、把握しておく。

エ 研修や訓練等の実施により、応援・受援の実効性を高めるとともに、関係機関や自治体同士で相互理解を深め、良好な関係性を構築する。

##### (2) ボランティアとの連携

町は、平時から支援活動に協力するNPO団体、ボランティア団体との連携に努める。

具体的には、相互に情報共有する場を設け、各団体の支援可能な能力の把握、緊急時の連絡体制の確認などを行うよう努めるものとし、詳細については、「第2編 災害予防（共通）第9章第2節 ボランティア受入れ体制の整備」による。

#### 4 連絡体制

町は、応援要請を行う際の連絡調整が円滑に行われるよう、緊急連絡先の確認やホットラインの構築、応援要請手順を定めておくなど、あらかじめ連絡体制等の整備に努めるものとする。

#### 5 活動拠点等

町は、県及び関係機関の応援を受け入れるため、あらかじめ本庁舎に受援スペースや必要な機

器を確保し、受入体制を整備するものとする。

なお、町災害対策本部においては、必要に応じて本庁舎の会議室を活動スペースとして提供することを予定している。

## 6 応援計画

他の自治体への応援については、「第2編災害予防（共通）第3章第3節 自治体の広域応援体制の整備」による。

## 第4章 避難対策計画

(総務対策部、健康福祉対策部、文教対策部)

### 第1節 避難体制の整備 (総務課、教育総務課)

#### 1 町及び防災上重要な施設の避難計画の整備

町及び、防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意し、あらかじめ避難の計画を定めておくものとする。

##### (1) 町

- ア 過去の災害発生状況
- イ 災害の発生危険箇所
- ウ 避難指示等を行う基準及び伝達方法
- エ 避難指示等に係る権限の代行順位
- オ 避難所等の名称、所在地、受入れ人員
- カ 避難所への経路
- キ 避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

##### (2) 特定の施設の管理者

学校、病院、事業所等の多数の者が出入又は勤務・居住している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速・確実かつ安全に行うため、あらかじめ具体的な避難計画を定め、町長、消防機関、警察機関等と緊密な連絡を取り、関係者への周知を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

#### 2 避難指示等の発出体制の整備

##### (1) 避難指示等についての事前周知

町は、災害が発生する恐れがある場合等に住民及び滞在者（以下「住民等」という。）が適時的確な判断ができるよう、住民等に対して避難指示等の意味及び発出時取るべき行動並びに避難行動の種類について、ホームページや各種の広報媒体により十分な周知を図るものとする。

(2) 町は、高齢者等避難情報について、避難指示等の発出において制度的に位置づけるとともに、住民等への周知を図るものとする。

(3) 町は、避難指示等発出時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、次に掲げる事項について日頃から周知するものとする。

- ア 避難場所、避難経路の事前確認
- イ 避難指示等発出時の自主避難

(4) 町は、住民等の迅速的確な避難行動を確保するため、夜間等に災害が起こるおそれがある場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置くなど、確実に避難情報が入手できるような行動をとることについて、平常時から啓発を行うものとする。

#### 3 避難指示等の発令基準の策定

##### (1) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定

ア 町は、避難指示等を適時・適切に行うために、鳥取地方気象台・河川管理者・県・砂防関係者等の関係機関と連携して、避難指示等の判断基準・伝達マニュアルを早急に整備するものとする。

【避難指示等の判断・伝達マニュアルに記載すべき事項】

対象とする	水 害	土砂災害	津波災害
-------	-----	------	------

災害の特定			
避難指示等の対象とする区域の設定	1 各河川の洪水ハザードマップの浸水想定区域 2 立ち退き避難が必要であり、具体的な区域を設定	1 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」 2 土砂災害危険区域 3 その他の場所	1 津波注意報、津波警報、大津波警報発表時の避難対象区域を設定
避難指示等発出の判断基準の設定	1 高齢者等避難、避難指示のそれぞれについて判断基準を設定	1 高齢者等避難、避難指示のそれぞれについて判断基準を設定	1 避難指示について判断基準を設定
避難指示等の伝達方法	1 伝達文の内容設定 2 伝達手段、伝達先の設定（情報伝達手段の整備状況、地域の防災体制）		

イ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定に当たっては、災害の特性と住民等がとるべき避難行動（事態の切迫した状況下では、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）に関して留意するとともに、実践的な避難訓練を行う等、住民等への十分な周知を行うものとする。

ウ 避難指示等の発出基準の策定にあたっては、土砂災害警戒情報、降雨量や河川の水位などの具体的かつ客観的な数値基準を用い、対象地域を細分化して、危険度の高い地域や場所などを明確にした実効性の高い判断基準を策定するものとする。また、必要に応じ、過去の被災状況（例：過去に浸水した場所等）を勘案するものとする。

#### (2) 避難指示等の発出・伝達体制の整備

町は、迅速・的確な避難情報が発出できるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備するものとする。

ア 町長不在時の発出代行準備

イ 発出判断に必要な情報の確実な入手体制の整備

ウ 災害種別に応じた避難場所・経路の事前選定

エ 住民等が危険を正しく認識できる伝達方法

(ア) 屋内や屋外、豪雨等の騒音発生時も視野に入れた伝達方法

(イ) 多様な要配慮者へ確実に伝達できる方法

(ウ) 受信確認や複数の手段による伝達など確実な伝達方法

オ 町長自身による呼びかけや命令口調での伝達、緊急性や危機感を住民へ正しく伝える方法の整備

#### 4 地域防災計画の整備

町は、避難指示等の発出について、以下の項目について定め、地域防災計画に記載するものとする。

	項目	内容	根拠法令等
全般	避難指示等の発出判断基準・考え方	1 避難指示等の判断・伝達マニュアルに記載すべき項目のうち、避難指示等の判断基準及び避難すべき地域について、町地域防災計画に記載	
	避難場所等（法定）	1 災害の種類に応じて浸水及び土砂災害からの安全性について要配慮 2 その他必要な事項：避難経路、避難誘導體制 等	水防法第15条②、土砂災害防止

			法第8条
	避難行動要支援者への支援体制	1 避難行動要支援者の情報把握方法 2 避難行動要支援者に対する情報伝達体制	
洪水浸水想定区域	洪水浸水想定区域	1 洪水浸水想定区域の名称、箇所等	
	洪水予報等の伝達方法(法定)	1 洪水浸水想定区域ごとに規定 2 想定される伝達手段：防災行政無線、電話、FAX、電子メール等 3 伝達の対象となる情報：洪水予報、避難判断水位到達情報	水防法第15条①
	その他災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	1 洪水浸水想定区域ごとに規定 2 その他必要な事項：洪水予報等の伝達手段	
	要配慮者利用施設の名称、所在地及び洪水予報等の伝達方法	1 洪水浸水想定区域ごとに規定 2 要配慮者利用施設：老人福祉施設、身体障がい者更生施設、身体障がい者更生援護施設、助産施設、児童福祉施設、医療施設、特別支援学校等 3 要配慮者利用施設については、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを記載 4 それぞれの施設について、洪水時の避難確保のため、洪水予報等の伝達方法を定める必要がある	水防法第15条①及び2
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	1 土砂災害警戒区域の名称、箇所等	
	土砂災害特別警戒区域	1 土砂災害特別警戒区域の名称、箇所等	
	土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制並びに警戒避難体制の整備等(法定)	1 土砂災害警戒区域ごとに規定 2 雨量情報、土砂災害警戒情報、住民から前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制について記載 3 避難施設その他の避難所及び避難路その他の避難経路に関する事項 4 急傾斜地の崩壊の恐れがある場合における社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上配慮が必要な者の円滑かつ迅速な避難体制を確保する必要がある施設の名称及び所在地	土砂災害防止法第8条
	要配慮者利用施設の名称、所在地及び土砂災害に係る情報、予報及び警戒の伝達方法(法定)	1 土砂災害警戒区域ごとに規定 2 要配慮者関連施設については、土砂災害警戒情報等の情報の伝達体制を定めるものとする。	土砂災害防止法第8条2
津波	津波浸水想定区域	1 津波浸水想定区域、到達予想時間、避難場所等	

#### 5 住民へのハザードマップの配布による周知

町は、以下の事項を記載したハザードマップを作成し、印刷物の配布、インターネットの利用その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

配布したハザードマップについては、住民に対する防災意識の啓発や、知識の習得に役立てるため、活用方法等について継続的に住民へ周知を図るものとする。



区 分	項 目	根拠法令等
洪水浸水想定区域 (法定)	洪水浸水想定区域図、浸水した場合に想定された水深、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路、避難誘導体制 等	水防法施行規則 第4条①
土砂災害警戒区域 (法定)	土砂災害警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導体制 等	土砂災害防止法 第8条
土砂災害特別警戒区域 (法定)	土砂災害特別警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導体制 等	土砂災害防止法 第8条
地震・津波の危険性	想定震度、液状化の危険性、津波浸水想定区域、津波警報等の伝達方法、津波発生時の避難場所 等	
洪水浸水リスク図(鳥取方式)	浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深等	

## 6 住民主体の地域防災力の向上の促進

町は、住民自らが地域で発生するおそれのある災害の危険性について理解し、その危険性を踏まえた避難場所、避難経路及び災害発生が切迫している状況での応用行動（予測が可能な災害で安全に避難ができる場合、できるかぎり早い段階で危険な場所からの立ち退き避難を行うことが重要だが、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命・身体に危険が及ぶおそれがあると住民自身が判断するときは、次善策として2階以上の階で斜面等の危険箇所から離れた部屋への屋内待避を行う等、屋内での退避等の安全確保措置も有効であること）を理解する取組を進めるものとする。

また、住民が「自らの命は自らが守る」ことを認識し、主体的に避難行動を取るという自助の取組を促進するとともに共助の取組を通じて自助の取組を促進する。町は、県や関係機関とも連携し、防災リーダーの育成及び活動の支援、学校等での防災教育の充実を図り、自主防災組織等住民の共助の取組を支援するものとする。また、住民が主体的に取り組む支え愛マップづくり等を通じた地域ぐるみの避難体制づくりを進めることで、地域防災力のより一層の向上を図るものとする。

## 7 支え愛避難所への避難と必要な支援の実施

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例では、地域住民が自主的に避難し運営することを前提に、日頃から地域で管理している最寄りの公民館や集会所等を活用した自主避難所を「支え愛避難所」として、避難所の一形態として位置づけている。

町は、支え愛避難所の開設を確認した場合、その安全性等を確認するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

## 8 児童・生徒等の集団避難体制の整備

### (1) 各学校への連絡網の整備

町（教育委員会）は、各学校への通報・連絡が迅速かつ確実に行われるよう、あらかじめ連絡網を準備しておくものとする。

### (2) 学校の避難計画

学校長は、概ね次の事項を計画しておくものとする。

- ア 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示等の伝達方法
  - イ 避難場所の選定
  - ウ 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等
  - エ 災害種別に応じた児童・生徒の携行品
- (3) 校舎における確認事項  
 学校長は、校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。
- (4) 児童・生徒への連絡網の整備  
 ア 学校長は、児童、生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するよう努めるものとする。  
 イ 学校長は、登下校中に災害が発生した場合の、児童、生徒の状況把握方法についてあらかじめ整備しておくものとする。
- (5) 避難訓練等の実施  
 学校長は、災害の種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡体制につき平時から全教職員へ理解を深めておくものとする。
- (6) その他  
 町は、保育園、こども園における避難体制及び保護者への連絡体制等について、学校に準じて整備を行うものとする。
- 9 事前の広域避難  
 市町村圏域を越えた事前の広域避難については、災害発生のおそれがある段階における国の災害対策本部の設置、市町村長、知事による広域避難の協議、知事による運送の要請に関する規定等が措置されていることから、町は個別具体的に広域避難について検討していくものとする。
- 10 広域一時滞在  
 (1) 町は、避難所が不足する時、水害時の川や浸水地域を超えた避難を回避する時及び大規模広域災害が発生した時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県、他市町村との広域一時滞中に係る応援協定の締結、被災者の運送が円滑に実施されるための運送事業者等との協定の締結等、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。  
 (2) 町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞用の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる拠点型避難所をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

## 第2節 要配慮者等の安全確保計画（総務課・福祉あんしん課・すこやか健康課・子育て応援課）

### 1 目的

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時において特に配慮を要する者について、その状況を把握し、それぞれの態様に応じた防災知識の普及を図るとともに、災害時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握を進めることを目的とする。

### 2 要配慮者の安全確保計画

#### (1) 要配慮者の定義

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時において特に配慮を要する者である。

#### (2) 要配慮者の把握

町は、災害の発生に備え、要配慮者に対する支援が適切に行われるように、地域包括支援センター等とも連携の上、要配慮者の居住地や家族構成、災害時の支援の必要性等の情報を把握しておくよう努める。

### 3 要配慮者へ配慮した取組の推進

- (1) 町は、気象情報や避難に関する情報等が、要配慮者の多様な特性に配慮し、確実に伝達されるよう体制の整備を行うものとする。

また、防災知識の普及、防災訓練の実施、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者の態様に応じたきめ細かな施策を、他の福祉施策等との連携の下に行われるよう体制整備に努めるものとする。

- (2) 町は、鳥取県公衆衛生活動チーム、鳥取県災害派遣福祉チーム（DWA T）及びこころのケアチーム等の受入体制を整備するなど、福祉・医療等の関係者と連携、協力して、要配慮者の多様な特性に配慮し、避難所等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (3) 町は、地域の住民、事業者が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、支え愛マップづくりの推進などを通じた住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。

### 4 福祉避難所等の確保

- (1) 町は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努めるものとする。

また、福祉避難所への避難を要さない要配慮者が一般の避難所で生活しやすくなるよう、一般の避難所において要配慮者向けのスペースを設ける等、保健師や福祉専門職等の協力を得て、要配慮者の態様に応じた支援体制の整備等に努める。併せて、福祉避難所等における要配慮者への必要な緊急的ケア、福祉サービスの手続きや調整などの支援体制について、平時から保健師や福祉専門職員等と連携しながら整備するものとする。

- (2) 町は、福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

### 5 要配慮者利用施設における体制整備

- (1) 町は、平時から、社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。また、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、要配慮者利用施設に係る警戒避難体制の整備を行うものとする。なお、土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針では、「学校」については幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が対象と想定している。

ア 災害時の応援協定の締結

イ 福祉避難所としての指定

ウ 災害時の連絡経路及び支援体制の確立

- エ 施設利用方法等を確認
- オ あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）
- (2) 町、施設管理者は、要配慮者利用施設の防災設備・資機材の整備、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実を図るものとする。
- (3) 町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法に基づき、避難確保計画を策定し、避難訓練を実施するものとする。

## 6 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

### (1) 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいう。

### (2) 避難行動要支援者名簿等の作成等

ア 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。また、避難行動要支援者について、自主防災組織や自治会等の範囲ごとに把握するよう努めるものとする。

イ 町は、避難行動要支援者名簿（災害対策基本法第49条の10）や個別避難計画（災害対策基本法第49条の14）（以下、「名簿等」という。）を作成するとともに、変更等が生じた場合は随時更新する。作成に当たっては、防災担当課、福祉担当課等との関係課の連携の下、災害リスクの高い場所に居住する者の情報など、平常時より避難行動要支援者に関する情報を防災担当及び福祉担当その双方が把握・共有するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿等の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた関係機関（避難支援等関係者）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ名簿等を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿等情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

また、地域住民が主体となって取り組む支え愛マップ（平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者の情報並びに避難所及び避難経路を盛り込んだ地図をいう。）の作成などを通じて、避難行動要支援者の避難支援を行う体制の整備に努める。

エ 町は、個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審査会の同意を得る等、町の条例に災害対策基本法第49条の11第2項ただし書及び災害対策基本法第49条の15第2項ただし書に規定する特別の定めを設けることにより、名簿等を活用した避難体制の整備促進に努めるものとする。

### (3) 名簿等の作成方針等

#### ア 避難支援等関係者となる者

町は、地域防災計画において、地域の実情に応じた避難支援等関係者となる者（消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等）をあらかじめ定めるものとする。

#### イ 名簿等に掲載する者の範囲

町は、町地域防災計画において、地域の実情に応じ、名簿等に掲載する対象者の基準を定めるものとする。

#### ウ 名簿等作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、町地域防災計画において、名簿等の作成に必要な個人情報の入手方法をあらかじめ定めるものとする。なお、個人情報の種類は、災害対策基本法第49条の10第2項の各号に定めるとおりとする。

#### エ 名簿等の更新に関する事項

町は、地域防災計画において、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿等更新の方法や頻度をあらかじめ定めるものとする。

#### オ 名簿等情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置

町は、地域防災計画において、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下本節において「取組指針」という。）」（H25.8内閣府）に掲げられている例を参考として、名簿等情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置をあらかじめ定めるものとする。

#### カ 要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、地域防災計画において、以下を参考として、避難指示等を発出した場合に着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進するための情報の発出及び伝達に当たり配慮する事項を定めるものとする。

- (ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- (イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- (ウ) 高齢者や障がい者等の態様に応じ、必要な情報を選んで流すこと

#### キ 避難支援等関係者の安全確保

災害時の避難支援等にあつては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確保することが大前提であることから、町は、地域防災計画において、避難支援等関係者等の安全確保に配慮すべき事項をあらかじめ定め、その旨を避難支援等関係者及び、名簿掲載者へ周知するよう努める。

#### ク 計画が作成されていない場合の対応

町は、個別避難計画が策定されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供を行うなど必要な配慮を行う。

#### ケ 両計画の一体的な運用

町は、地区防災計画が定められている地区で個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性が図られるよう努めるとともに、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

### (4) 個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者名簿に係る支援者ごとに、避難支援を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとし、次に掲げる事項を記載するものとする。

#### ア 個別避難計画に規定する主な項目

- (ア) 避難行動要支援者の性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
- (イ) 避難支援等を必要とする事由
- (ウ) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所、及び電話番号
- (エ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (オ) その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項

#### 7 支援に当たっての留意事項

支援に当たっては平等・公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて関係機関と調整等を行いながら対応するものとする。

### 第3節 指定緊急避難場所・指定避難所の整備（総務課）

#### 1 指定緊急避難所等の整備

- (1) 町は、地域の実態に即した指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定緊急避難場所等」という。）、避難路等の整備推進するものとする。

また、図記号等による分かりやすい案内板等の設置を行い、日頃から指定緊急避難場所等の場所を分かりやすく掲示するよう努めるものとする。

- (2) 町は、要配慮者だけでなく、多くの住民の主体的な避難行動の促進にもつながることから、だれもが安全で安心して過ごすことのできるよう、指定避難所の良好な生活環境の整備に努めるものとする。

#### 2 指定緊急避難場所等の指定

町は、公園・緑地、公民館、学校等の公共的施設等から、その管理者の同意を得た上で、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、指定緊急避難場所等について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知底を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- (1) 指定緊急避難場所（詳細は、資料編第22表のとおり）

町は、災害ごとに、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所であって、災害発生時に迅速に開設が可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

なお、指定緊急避難場所の指定に当たり、集落が土砂災害警戒区域内に含まれる場合は同区域外の場所を指定し、早期の避難指示等の発出に努めるものとする。

また、浸水被害に備えた指定緊急避難場所については、逃げ遅れが生じた場合等に備え、浸水想定区域内で高層階を有する建物（浸水想定深により判断）を指定して差し支えないものとするが、その場合、早期に浸水想定区域外へ避難することが理想的な避難行動であることなど、災害の状況に応じた避難の方法について平時から周知するよう努めるものとする。

- (2) 指定避難所（詳細は、資料編第23表のとおり）

町は、被災者を滞在させるために必要となる規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が容易な場所にあるものを指定する。

また、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備さ

れている施設等を指定するものとする。

(3) 福祉避難所（詳細は、資料編第24表のとおり）

一般の避難所では、生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

(4) 緊急避難場所等の指定基準

区分	災害種別	指定基準
指定緊急避難場所	地震以外の異常現象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。</li> <li>2 立地条件 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。</li> <li>3 構造条件 指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。</li> </ol>
	地震	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。</li> <li>2 当該施設が地震に対して安全な構造であること</li> <li>3 場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。</li> </ol>
指定避難所		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 規模条件 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。</li> <li>2 構造条件 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</li> <li>3 立地条件 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。</li> <li>4 交通条件 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。</li> <li>5 福祉避難所関係 専ら要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。</li> </ol>

なお、上記に加え、指定に当たっては、アスベストは地震等の影響により飛散する可能性があるため、アスベストが使用されていない施設であること（既に指定された避難施設についても、アスベストの使用の有無を確認するとともに、使用が確認された場合の処置工法が「除去」によらない施設については、指定の見直しを検討するものとする。）について留意するものとする。

(5) 指定緊急避難場所等外の施設の活用

指定緊急避難場所等として指定されていない公共施設や、協力が得られる民間施設等も積極的に活用し、災害の態様に応じて十分な避難所が確保できるよう整備するものとする。

(6) 施設管理者との事前協議

町は、指定避難所として指定する予定の施設の管理者と使用方法、避難所運営に関する役割分担、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとする。

(7) 学校の指定

町は、学校を指定緊急避難場所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

また、指定緊急避難場所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(8) 指定管理者との調整

ア 指定緊急避難場所等の指定に当たって、指定管理者により管理されている施設については、あらかじめ指定管理者と必要な調整を行うものとする。

イ すでに指定緊急避難場所等に指定された施設が、指定管理者による管理施設となったときも、同様に必要な調整を行うものとする。

3 指定避難所の設備及び物資等の配備または準備

(1) 町は、指定避難所における避難の実施に必要な施設・設備の整備（連携備蓄を含む）に努める（換気、照明等の設備、給水施設、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備、避難所施設へのLPガスの常設等）とともに、空調、洋式トイレのほか、お菓子、ゼリー、紙おむつ、生理用品など高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性の視点にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

なお、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(2) 避難生活に必要な物資等は、なるべく指定避難所や、その近傍に地域完結型の備蓄施設を確保の上、備蓄するように努めるものとする。（食料、飲料水、常備薬、毛布、携帯トイレ、炊き出し用具、紙おむつ等）

(3) 浸水の可能性のある場所に堅牢な避難所を設置している場合は、なるべく施設の上階に保管するものとする。

(4) 町は、「特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定」に基づき、災害時の被災者の通信の確保を目的とした特設公衆電話の事前設置を行うものとする。

4 避難路の確保

町は、避難活動に当たって困難な事態が予想されるので、あらかじめ指定緊急避難場所等への避難路を検討し、必要な施設等の整備に努めるものとする。

(1) 避難路は、水路沿い、がけ地付近（土砂災害警戒区域）等を極力避けるものとする。

(2) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

(3) 警察は、災害時における混乱を防止し、避難を容易に実施するため、避難路となる関係道路について、駐車禁止等の交通規制を実施するものとする。

5 一時的な施設の借り上げ等の準備

町は、多数の住民避難により避難所が不足する場合及び避難が長期化した際の要配慮者等の避難先として活用する場合を考慮し、民間社会福祉施設、民間賃貸住宅の借り上げや、ホテル等の



事業者とあらかじめ協定を締結することによる一時的な施設の借り上げ等多様な指定避難所の確保に努める。

## 6 指定緊急避難場所等に関する広報

町は、的確な避難誘導を取ることができるよう実施することができるようにするため、次の事項について、日頃から防災マニュアル、ハザードマップ等の活用、避難訓練等の実施により町民等に対する周知徹底に努めるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

- (1) 指定緊急避難場所等の名称及び所在地
- (2) 指定緊急避難場所等への経路（避難路）
- (3) 避難収容受入れ後の心得（収容受入れされた施設の運営管理のために必要な知識等）
- (4) 指定緊急避難場所等を住民自ら開錠が必要な場合の方法
- (5) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割の違い
- (6) 指定緊急避難場所が災害の種類ごとに指定されていること
- (7) 指定避難所は、災害の種類や被災状況によって使用に適さない場合があること

## 7 避難所運営体制の整備

### (1) 避難所運営マニュアル等の策定

町は、避難所運営を円滑に実施するため、「鳥取県避難所機能・運営基準」や「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を参考に、次の事項に留意した避難所運営マニュアル等をあらかじめ策定するものとする。

- ア 避難所の規模に応じた受入規模、レイアウトの決定
- イ 避難所の開設手順（夜間・休日等の対応を含む）
- ウ 配置職員規模
- エ 避難者等の協力を含めた運営体制（住民の積極的な避難所運営への参加）
- オ プライバシーの保護
- カ 要配慮者への配慮（良好な生活環境の確保、要配慮者の状況に応じた部屋の確保など）
- キ エコノミークラス症候群対策
- ク 老若男女のニーズの違いを踏まえた対応
- ケ 女性や乳幼児を同伴している子育て家庭のニーズを踏まえた対応
- コ 女性の悩み、暴力被害者支援等の窓口の周知等
- サ 避難所での備蓄整備（水、食糧、毛布、電球など）
- シ 備蓄物資及び支援物資等の配分計画
- ス 短期避難から長期避難対応への切り替えの手順
- セ 各種団体（NPOやNGO等）や災害ボランティア等との連携できる体制の構築
- ソ 受け入れ条件の厳しいような配慮者やペット同伴者など個別の事情に対応できる機能特化型の拠点避難所や高機能型の拠点避難所の設置
- タ ペットと同行して避難できる環境の検討
- チ 避難所における感染症対策の徹底（体調不良者のための別室の活用、避難者の健康状態の適宜確認（受付時、避難生活時）、避難所内の十分な換気の実施、避難者同士が十分な距離をとること等）

### (2) 避難所の運営組織の整備及び決定

ア 避難所開設時の避難者等の協力を得て運営する際の運営組織としては、自治公民館又は自主防災組織等が想定される。なお、男女の役割を固定的に考えることなく、運営組織役員への女性の参画に努めるものとする。また、日本語の意思疎通ができる外国人を運営要員として加えるなど多様な主体で運営組織を構築することに努める。

イ 町は、あらかじめ、避難所開設時の運営組織との役割分担を調整し、定めておくものとする。

ウ 町は、LGBT 等、多様な性のあり方について理解するとともに、尊重するよう努め、避難所運営について配慮するよう努める。

### (3) 運営訓練の実施

町は、地域住民や指定避難所運営協力者等と連携した運営訓練等を実施するものとする。

## 第4節 孤立予想集落対策の強化（総務課）

### 1 目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が予想される集落について、その対策を図ることを目的とする。

### 2 孤立予想集落の特定

町内の孤立予想集落の状況は、資料編のとおりである。

### 3 ヘリコプター離着陸の把握

町は、ヘリコプター離着陸場一覧（資料編第 53 表参照）を参考に、当該集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。

### 4 通信設備の把握と孤立した者の状況把握

道路等の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域との通信設備（電話、携帯電話等の確認を行い、ライフライン、健康状況等の状況確認を行うものとする。

### 5 孤立災害発生時の応急対策の事前決定

孤立集落が発生した場合、ヘリコプターを手配し救出や物資の供給に当たるとともに、道路の早期復旧、林道等の代替道路の確保に努めるものとする。

## 第5節 帰宅困難者対策の強化（総務課）

### 1 目的

この計画は地震等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

### 2 帰宅困難者対策の推進

町は、駅等で発生が予想される帰宅困難者に対して、必要な対策を推進するものとする。

#### (1) 帰宅困難者の定義

「通勤、通学、買い物等の目的で周辺地域から流入、滞在している者のうち、公共交通網が被災した場合に帰宅が困難になる者」を帰宅困難者と定義する。

#### (2) 帰宅困難者に対する基本的な対策

町は、町民が帰宅困難者とならないよう、及び帰宅困難者となったときに混乱しないよう次の対策を講ずるものとする。

ア 災害発生時には「むやみに行動を開始しない」という基本原則を、帰宅困難者に対して周知徹底する。

イ 町民に対して、日頃から次のような取組みを行うよう啓発する。

- (ア) 正確な情報を情報収集するための携帯電話、ラジオの携帯
- (イ) 地図、懐中電灯の準備
- (ウ) 簡易食料（ビスケット、チョコレート等）、飲料水、スニーカー等の準備
- (エ) 家族との連絡手段・集合場所等の話し合い
- (オ) 災害伝言ダイヤルの利用方法確認
- (カ) 季節に応じた冷暖対策

ウ 事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常用食料の備蓄などの対策の推進するものとする。

### 3 帰宅困難者を支援する対策

#### (1) 情報収集・提供体制の整備

町は、帰宅困難者が多く発生する駅やショッピングセンター等の情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難な者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとする。

#### (2) 帰宅支援の協力体制

町は、帰宅困難者の発生情報が入れば、近くに一時避難所を開設し、備蓄食糧・飲料水等と交通情報等を提供するものとする。

県（危機管理局）は、コンビニエンスストアや外食事業者と帰宅困難者支援協定を締結し協力店舗である「災害時帰宅支援ステーション」において帰宅困難者に対する飲料水やトイレ、交通情報の提供などを行う体制を整備している。

#### 【県の協定締結事業者】

業種	事業社名
コンビニエンスストア	(株)ファミリーマート、(株)ポプラ、(株)ローソン
外食事業者	(株)壺番屋、(株)ダスキン、(株)モスフードサービス、(株)吉野屋

#### (3) 妊産婦、幼児、障がい者の受入れ体制の整備

町は、妊産婦、幼児、障がい者等の帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

## 第6節 ペット同行避難対策の強化（総務課）

### 1 目的

この計画は、災害という非常時にあっても飼い主が自らの責任の下でペットを適切に飼養し続けられる環境が維持できるよう平時から体制整備や普及啓発を行い、災害時のペットの安全を確保するとともに、避難所等におけるペットをめぐるトラブルを最小化させることを目的とする。

### 2 飼い主への普及啓発等

町は、平時から飼い主自身が災害時に必要となる備えをし、ペットを適正に飼養管理する必要があることについて、飼い主に対して広報や情報提供を通じて、以下の項目について周知や普及啓発に努める。

- (1) 飼い主が平時から災害への備えを行うことにより、自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながる。
- (2) 健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、災害時のペットの安全確保にもつながること。
- (3) 災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してペットとともに避

難すること。

- (4) ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等を行っておくこと。
- (5) 大勢の人が共同生活を送る避難所等において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットと避難した際は、飼養していない避難者に配慮すること。

### 3 同行避難の受入体制の整備

町は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援する体制整備に努める。具体的には次のものが挙げられる。

- (1) 主として県が行う体制整備等  
避難所等で必要となる飼料や資機材等の調達体制の確保、鳥取県獣医師会等との連携体制の強化(現地動物救護本部の設置や活動等)、ペットの一時預かりができる協力体制等の構築、広域的な同行避難体制の整備など
- (2) 主として町が行う体制整備等  
避難所での飼養環境の検討及び整備(施設管理者との事前協議等も含む)、町外からの同行避難の受入体制の検討など
- (3) 同行避難のうち、人と同室でペットを飼養管理することができる広域的な拠点避難所の整備を県と町が連携し、その具体化について検討を行う。

### 4 訓練等による検証及び体制強化

県及び町は、関係機関等とも連携し、災害時のペットの救護や支援が適切に行われるよう、定期的に住民参加型の訓練や研修等を通じて受入体制等の検証や体制強化を行うよう努める。

## 第7節 避難所等における感染症対策の強化(総務課、すこやか健康課)

### 1 目的

この計画は、災害時の適切な避難を促すため、指定避難所等での感染症対策を強化することを目的とする。

### 2 避難所での対策

#### (1) 避難所での感染症対策

新型コロナウイルス等感染症流行時には、感染をおそれ避難を躊躇することがないように、以下の点について留意して避難所での感染症対策を徹底するものとする。

- ア 体調不良者のための別室の活用
- イ 避難者の健康状態の適宜確認(受付時、避難生活時)
- ウ 避難所内の十分な換気の実施
- エ 避難者同士が十分な距離をとる

#### (2) 感染症対策用品の整備

町は、以下の感染症対策用品の整備に努めるものとする。

- ア 非接触型体温計、消毒液、サージカルマスクなどの体調不良者対応用品
- イ 段ボールベッド、プライベートテントなどの飛沫感染防止用品
- ウ 体温計、足踏み式ごみ箱などの衛生環境対策用品

#### (3) 避難所の確保

町は、新型コロナウイルス感染症流行時には、避難者の受入れが不足するおそれがあるため、可能な限り多くの避難所を確保するものとする。

### 3 住民への普及啓発等

町は、住民に対して、避難時に係る感染症対策のための知識等の普及啓発等に努めるものとする。

#### (1) 避難する前

- ・ 住民一人ひとりが、検温の実施など自身の健康状態を確認するとともに、すでに体調不良の場合は町に事前相談すること
- ・ 安全が確保されている近隣の親戚・知人宅への分散避難も検討すること
- ・ 可能な限り、必要な備蓄品は持参すること（食料・水、マスクなど）

#### (2) 避難の受付時

- ・ 住民一人ひとりが自身の健康状態を申告すること

#### (3) 避難所での生活期間中

- ・ 基本的な衛生対策を徹底すること（マスク着用、手洗い、咳エチケットなど）
- ・ 避難者同士が十分な距離をとること（概ね2m）
- ・ 体調不良の場合は、避難所運営責任者等に報告すること

### 4 自宅療養者の対策等

町は、宿泊療養施設がひっ迫している場合等において、町が設営する避難所等への避難が想定されることから、あらかじめ感染防止対策等を講じるよう努めるものとする。

## 第5章 医療救助計画

(総務対策部、建設環境対策部、健康福祉対策部)

### 第1節 医療（助産）救護体制の整備（総務課、すこやか健康課）

#### 1 目的

この計画は、災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療（助産）の途を失うことが十分予想されるため、県、町、その他関係医療機関が医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保し、被害の軽減を図るようあらかじめ医療（助産）救護体制を整備することを目的とする。

#### 2 医療（助産）救護体制の確立

県、町、その他関係医療機関は、災害に備え、次のとおり医療（助産）救護活動体制を確立するものとする。

##### (1) 県

「鳥取県保健医療計画」及び「鳥取県災害医療活動指針」に基づき、体制を整備する。

ア 県は保健医療福祉対策本部を設けるとともに、各保健所を保健医療福祉対策支部として位置付け、医療（助産）救護体制の整備を図るものとする。

イ 県立病院を後方支援医療機関として、また災害拠点病院として重症患者の受入れを速やかに実施するための整備を図るものとする。

ウ 災害拠点病院の整備を図るものとする。

エ 県立病院等医療救護班の編成体制を整備すると共に災害時の医療救護班の体制について関係機関等と検討し、必要な協定を締結するなど、医療救護活動が速やかに実施できるよう整備するものとする。

オ 負傷者の搬送体制の整備を図るものとする。

カ 後方医療機関の指定及び関係機関への周知を図るものとする。

キ 鳥取県消防防災ヘリのドクターヘリの運用を可能とするため、必要な医療機材を整備するものとする。

ク 広域運搬の円滑化のため、災害時に受入可能な県外病院の具体的な検討並びに県内外病院への搬送の整備を行う組織体制の整備を行うものとする。

ケ 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制の整備を図るものとする。

コ 患者搬送に必要な車両を事前に把握するものとする。

サ 心のケアに従事する職員を育成するため、県や市町村の職員を対象として研修会を実施することとする。

シ 「広域災害・救急医療情報システム」の災害時の効率的な搬送体制への活用及び操作等の研修・訓練を行うものとする。

ス 他県等の災害派遣医療チーム（DMAT）や関西広域連合で共同利用するドクターヘリ及び中国地方5県広域連携によるドクターヘリの運用について、要請を行う手順や、受入体制をあらかじめ整備しておくものとする。

セ 災害時の迅速なトリアージの実施のため、研修の実施及び実施体制の整備を行うものとする。

ソ 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備や研修、資機材整備等の支援を行うものとする。

タ 各関係機関の医療救護活動を調整する、災害医療コーディネーターチームの体制整備を行う

ものとする。

チ 災害時に医薬品等の円滑な提供体制の整備を行うものとする。

ツ 大規模事故やNBCR災害(※)等を想定した医療救護体制等について検討を行うものとする。

※核(nuclear)、生物(biological)化学(chemical)、放射性物質(radiological)による特殊な災害のこと。

(2) 町

ア 町内医療機関等による医療救護班の編成体制を整備するものとする。

イ 負傷者の搬送体制を整備するものとする。

ウ 医療救護所を指定及び整備するとともに、町民への周知を図るものとする。

エ 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備するものとする。

オ 自主防災組織の活用方法を検討するものとする。

(3) 日本赤十字社鳥取県支部(以下「日赤県支部」という。)

日赤県支部は、赤十字病院の医療(助産)救護班の編成体制及び後方医療機関としての整備充実を図るものとする。

(4) 公的病院

公的病院は、医療(助産)救護班の編成体制を整備するものとする。

(5) 災害拠点病院

ア 地域災害拠点病院

中部の被災地の医療確保、被災地への医療支援等(重症患者の救命医療、医療搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資機材の貸し出し)を実施するものとする。

【中部の地域災害拠点病院】

対応地域	施設名	所在地	備考
中部	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	屋上ヘリポートあり

イ 基幹災害拠点病院

被災地への医療支援等(重症患者の救命医療、広域搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資機材の貸し出し)を実施するとともに、地域災害拠点病院の後方支援病院として、災害時における県下の中心的役割を担うものとする。

【基幹災害拠点病院】

対応地域	施設名	所在地	備考
県内全域	鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	屋上ヘリポートあり

(6) 公益社団法人鳥取県医師会(以下「県医師会」という。)及び公益社団法人鳥取県中部医師会(以下「中部医師会」という。)

ア 県医師会及び中部医師会は、医療救護班の構成体制について整備するものとする。

イ 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備するものとする。

(7) 一般社団法人鳥取県歯科医師会(以下「県歯科医師会」という。)

県歯科医師会は、医療救護班の編成体制について整備するものとする。

(8) 一般社団法人鳥取県薬剤師会(以下「県薬剤師会」という。)

県薬剤師会は、医療救護班の編成体制について整備するものとする。

### 3 医薬品等の備蓄体制

県、町その他関係医療機関は、災害により医薬品等が不足することが予想されるため、次のとおりあらかじめ医薬品等を備蓄し、円滑な供給体制を確立するものとする。

#### (1) 県

ア 救護活動に必要な医薬品等を東部、中部及び西部の医療圏ごとに備蓄するものとする。

イ 県立病院は、医療救護班の派遣及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努めるものとする。

ウ 医薬品等の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の現状を把握するものとする。

エ 国や他県等から医薬品を調達できるよう、体制の確保に努めることとする。

オ 県薬剤師会、県医師会、薬品卸売業者等とあらかじめ必要な調整を行い、災害時の効率的な医薬品の調達体制を整備するものとする。（例：県を介さない、通常の商取引に近い流れの薬品調達方法）

カ 有効期限到来前の医薬品の活用を考慮した医薬品の医療機関への備蓄等、効率的な備蓄体制を整備・運用するものとする。

#### (2) 町

医療救護所に必要な医薬品等の備蓄に努めるものとする。

#### (3) 日赤県支部

救護活動に必要な医薬品等を鳥取赤十字病院に備蓄するものとする。

#### (4) 鳥取県赤十字血液センター

輸血用血液製剤を鳥取県赤十字血液センター及び同米子出張所に備蓄するとともに、日赤中四国ブロック血液センターと連携した広域的な供給体制を整備するものとする。

#### (5) 災害拠点病院

医療救護班の派遣及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努めるものとする。

#### (6) 県薬剤師会

医薬品等の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の現状を把握するものとする。

## 第2節 捜索、遺体対策及び埋葬体制の整備（総務課、上下水道課、町民生活課）

### 1 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の捜索、遺体の処置及び埋葬を行うための体制を整備することを目的とする。

### 2 行方不明者の捜索体制の整備

(1) 災害のケース毎に捜索体制は大きく異なると考えられるが、町は、災害時に速やかな捜索が実施できるよう、あらかじめ事象に合わせた捜索体制の構築について検討するものとする。

(2) 町は、あらかじめ消防団、自主防災組織等との捜索協力体制の構築に努めるものとする。

### 3 検視・遺体収容場所の指定

(1) 町は、県と連携し、あらかじめ納棺用の棺、遺体収容用の毛布、納棺時の供花、線香、ドライアイス等について調達体制の整備に努めるものとする。

(2) 町及び県は、検案医師および看護師について、県外から応援要請を行うことを想定し、あらかじめ支援要請体制の整備に努めるものとする。

(3) 町は、死者が多数に及ぶことを想定して検視・遺体収容場所を指定し、検視活動の施設の整備に努めるものとする。



#### 4 埋葬体制の整備

町及び県は、棺その他埋葬に必要な物品について、あらかじめ調達体制の整備に努める。

## 第6章 交通・輸送計画

(建設環境対策部、総務対策部)

### 第1節 緊急輸送体制の整備 (建設住宅課・総務課)

#### 1 目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

#### 2 緊急輸送路等の指定

町は、町内における緊急輸送を確保するため、県が指定する防災幹線道路ネットワークを補完し、避難所等の防災拠点施設に通じる道路を緊急輸送路及びヘリコプター場外離着陸場を指定するものとする。

#### 3 緊急輸送道路等の整備

##### (1) 交通施設の整備・耐震化

緊急輸送道路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター離着陸場を除く。）は、災害の発生による施設の破損を防ぐため、その管理する道路、港湾施設、交通安全施設などの整備耐震化を図るものとする。

##### (2) 代替経路の確保

各道路管理者は、「鳥取県地震防災調査研究報告書」（平成17年3月）における幹線道路の寸断の可能性の指摘などを踏まえ、主要幹線道路寸断時の代替経路の確保に努めることとする。

##### ア 複層的なネットワークの構築

第1次ルートについては、災害発生時の道路寸断を考慮し、高速道路（鳥取自動車道、山陰道等）、バイパス等の整備を図ることにより、複層的な輸送経路ネットワークの構築を推進する。

##### イ 代替経路の想定

##### ウ 海上輸送・空路輸送の活用

##### (3) 輸送体制の推進

県、町及び防災関係機関は、緊急輸送体制をより強化するため、前記のほか次の点に留意するものとする。

##### (4) 輸送に係る情報収集、連絡調整体制の整備

ア 県及び緊急輸送道路等の管理者は、災害時、速やかに管理する施設の被災の有無及び程度使用の可否、応急復旧の可否などの情報収集、提供及び応急復旧を実施することができるよう、平素から体制を整備するものとする。

イ 県、緊急輸送道路等の管理者及び防災関係機関は、災害時、速やかに緊急輸送道路等に係る情報を共有し、その使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行うことができるよう、平素から情報収集及び共有の体制を整備するものとする。

##### (5) 輸送手段の確保

ア 県は、関係機関の輸送能力についてあらかじめ把握しておくよう努めるものとする。

イ 県は、自らが保有する車両のほか、県トラック協会との間に締結した「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき、災害時にいち早く輸送支援を要請する体制を確立するものとする。

ウ 県、市及び各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機、船舶など）は、災害時に迅速に連携協力が実施できるよう、平素から連絡調整を行うものとする。

エ 関係機関相互においては、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、応援協定の締結や運用計画の作成等により確認し、平時から連携を図るものとする。

(6) 輸送の支援体制

ア 物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用する体制整備に努めるとともに、輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、物流関係の業種団体等に対して物流専門家の派遣を要請できる体制の確保に努めるものとする。

イ 各種の輸送に当たっては、荷下ろし・荷さばき等の人員を確保するよう配慮するものとする。

**第2節 交通路線の災害予防（建設住宅課）**

1 道路及び橋梁の整備による災害予防

緊急輸送道路及び避難路等の道路上の橋梁について、耐震補強等の交通確保対策を優先的に講じていくと共に、定期的に点検を行い、長寿命化を図るものとする。

また、道路上における路側、法面等の崩壊を未然の防止し、交通の確保を図るため路側法面崩壊防止工事、地すべり防止工事を行うものとする。

2 その他の交通施設の整備による災害予防

港湾の交通施設についても、各種災害における避難、救援等に係る輸送路の確保のため、耐震補強等の整備を図るものとする。

**第3節 交通規制体制等の整備（建設住宅課）**

道路管理者は、交通規制等情報の提供方法（ホームページ掲載等）について、あらかじめ住民への周知に努めるものとする。

**第4節 ヘリコプター活用体制の整備（建設住宅課）**

1 目的

町は、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等について、各機関のヘリコプターを有効に活用するため、離着陸場の整備することを目的とする。

2 対空表示（ヘリサイン）の整備

ヘリコプターによる災害対策活動を的確に実施するため、公共施設及び避難施設に対空表示（ヘリサイン）を整備する。

## 第7章 食料・物資調達供給計画

(総務対策部)

### 第1節 目的

被災者の生活支援を円滑に実施するため、生活必需物資の備蓄及び調達体制を整備することを目的とする。

### 第2節 備蓄物資の整備 (総務課)

#### 1 県及び県内市町村の連携備蓄

県、町及び県内各市町村は、県と県内各市町村の分散備蓄により経費及びリスクを分散し災害時に適切な物資供給を実施するため、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に基づき、生活必需物資を連携して備蓄するものとする。

また、県及び市町村は、要配慮者をはじめとするあらゆる人を避難所で受け入れられるよう備蓄の充実強化に努めるものとする。

#### 2 県内市町村の連携備蓄

あらかじめ定めた品目につき、人口に応じた数量を各市町村が備蓄するものとする。

#### 【市町村の連携備蓄品目】

保存食（乾パン等）、要配慮者用保存食（アルファ米がゆ等）、粉ミルク・液体ミルク、保存水、飲料水用容器・給水袋、ほ乳瓶、トイレットペーパー、生理用品、簡易トイレ（携帯トイレ）、毛布、紙おむつ（大人用、子ども用）、救急医療セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防水シート、ロープ、ウェットティッシュ、タオル、衛生対策汎用セット、ブルーシート張りセット

なお、町の連携備蓄の目標数等は、資料編第54表のとおり。

#### 3 流通備蓄

町は、多量の確保が必要となる食料、生活物資等について、業者と協定を締結して早急の確保を図るものとする。

#### 4 町備蓄

町は、連携備蓄以外に、住民が災害時に必要とする物質等について備蓄を行うものとする。

#### 5 災害時の県内応援

- (1) 災害時には、県及び県内各市町村が相互に連携して物資を補完するものとする。
- (2) 被災市町村を応援する市町村は、原則として県が調整して決定するものとする。
- (3) 応援する市町村は、速やかに県内の被災市町村へ物資を輸送するものとする。

#### 6 連携備蓄の状態保持

町は、定期的に備蓄物資の点検を実施し、良好な状態の保持に努めるものとする。

#### 7 家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進に係る普及啓発

町は、家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進について、町民に対し、インターネット、広報誌等の媒体を利用して、広く普及啓発に努めるものとする。

## 第8章 保健衛生対策計画

(建設環境対策部)

### 第1節 トイレ確保体制の整備 (上下水道課)

#### 1 目的

災害発生時における被災者のトイレを確保するための体制の整備について定めることを目的とする。

2 町は、平素から、簡易トイレの災害時の応急調達ルート確保、マンホールトイレ等の災害用トイレの整備を図るものとする。

3 町は、県との連携備蓄において、簡易トイレを整備するものとする。

4 災害時には、し尿のくみ取り処理が相当量になることが予想されるため、あらかじめくみ取り体制を整備するものとする。

### 第2節 障害物の除去体制の整備 (町民生活課)

#### 1 目的

津波、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれたがれき、土石、竹木等の障害物を除去する体制を整備することを目的とする。

なお、障害物の除去は、道路、河川等によってはその本来の機能を発揮させるため、家屋等にあっては被災者の生活再建に資することを目的として行うものである。

#### 2 町の体制

(1) 町は、区域内の清掃能力の把握に努めると共に、災害時の清掃体制についてあらかじめ定めておくものとする。

(2) 町は、生活ごみの処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 町は、災害廃棄物の分別方法をあらかじめ定めておくものとする。

また、がれき等の災害廃棄物について、一時的に集積する場所及び最終処分の方法をあらかじめ定めておくものとする。

#### 3 災害廃棄物処理計画の整備

町は、非常災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理の観点から、平成28年環境省告示第7号に基づき、地域防災計画その他の防災関連指針・計画等との整合を図りながら、災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。

### 第3節 建築物等からの石綿飛散等防止対策 (建設住宅課)

#### 1 目的

この計画は、地震等災害時における建築物等からの石綿の飛散等による健康被害を防ぐため、平時よりその管理状況等を把握し、予防対策を図ることを目的とする。

#### 2 町の体制

町は県と連携し、石綿の飛散等を防ぐため、あらかじめ必要な資機材等（ビニールシート等）を整備するとともに、必要に応じて処置出来る体制を整えておくものとする。

## 第9章 共助協働推進計画

(総務対策部、健康福祉対策部)

### 第1節 民間との防災協力体制の整備 (総務課)

- 1 防災協力メニューの明確化による民間企業等の防災活動の参加推進  
町は、地域の特性や想定される災害の規模・被害を考慮し、民間企業等の防災協力の具体的なメニューを検討・提示することにより、民間企業等の防災活動への参加を推進するものとする。
- 2 防災協力事業所登録制度の推進  
町は、他の自治体で取組まれている防災協力事業所登録制度等を参考に、登録制度の導入を推進するとともに、制度を導入した際は、ホームページや広報誌等を活用し周知を図るものとする。
- 3 防災協力協定の締結の推進  
町は、様々な業種の民間企業との応援協定の締結を推進し、多様な応急対策を確保するとともに、地域の防災の問題意識を共有する関係の構築を推進するものとする。
- 4 民間企業等との連携強化  
町は、民間企業等との連携を強化するため、情報共有のための連絡会等の設置や交流の推進、災害時の積極的な情報共有などの取組を推進するものとする。
- 5 民間企業の防災訓練等への参加推進  
町は、防災訓練などへの民間企業等の参加を推進し、平時から防災協力のための体制整備を推進するものとする。
- 6 民間企業等の防災力向上のための支援  
町は、民間企業の災害時における事業継続の取組、建物の耐震化、備蓄資機材の充実、防災訓練の実施及び講習会等の実施について積極的に支援するものとする。
- 7 民間企業等の防災協力活動に対するインセンティブの付与  
町は、民間企業等の防災協力活動が十分に評価される機運の醸成に努めるとともに、防災協力を促進させる仕組みを推進するものとする。

### 第2節 ボランティア受入体制の整備 (福祉あんしん課、すこやか健康課)

- 1 目的  
この計画は、災害時の災害ボランティア（生活支援及び医療救護）の受入及び派遣体制の整備を図ることを目的とする。
- 2 生活支援ボランティア  
災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であり、ニーズが場所、時間により変化することから、情報の収集体制の整備及び活動を効果的に進める上で必要なボランティアコーディネーターの配置などボランティアの受入及び派遣体制の整備に努めるものとする。
- 3 医療救護ボランティア  
被災者の人命救助、負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いことから、ボランティア活動の範囲は限定される。  
この分野においては、日赤県支部の役割が大きいため、町内の体制については、日赤県支部の活動を根幹とし、補完的な観点から町のボランティア体制の整備を図るものとする。

### 第3節 自主防災組織等の整備(総務課)

#### 1 目的

この計画は、自主防災組織や町内会等の自発的に防災活動を行う組織の整備充実や地域住民の防災意識の高揚を図ることにより、災害時に発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、災害時の防災活動が迅速かつ効果的に実施し被害の拡大を防止する体制を整備することを目的とする。

#### 2 自主防災組織の整備

##### (1) 地域住民等による自主防災組織の整備

ア 自治公民館組織を基盤とした自主防災組織の結成に努めるほか、既に結成された組織は訓練・研修等に努めるものとする。

イ 自主防災組織の円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めるものとする。

ウ 訓練、研修、その他あらゆる活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努めるものとする。

エ 消防団、社会福祉協議会、事業所、学校、ボランティア団体等様々な地域の団体と連携することにより、自主防災組織等の活動が継続・発展するよう努めるものとする。

##### (2) 自主防災組織に対する支援

ア 町及び中部消防局は、地域の自主防災組織や職場自衛消防組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、必要な指導を実施するものとする。

イ 町は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識及び情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、指導的立場を担う者(防災士)の育成・確保及び各種資機材の整備充実を図るものとする。

エ 中部消防局は、自主防災組織が災害時に有効な活動が実施できるよう組織からの求めに応じて必要な協力を実施するものとする。

#### 3 自主防災組織の編成

(1) 自主防災組織の組織編成は、一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な組織編成の規模、方法等は、地域の実情に応じて定めるものとする。

ア 情報班                      イ 救助班                      ウ 消火班  
エ 避難誘導班                オ 救護班                      カ 給食・給水班

(2) 組織の編成にあたっては、次の点に留意することが必要。

ア 班員の配置については、特定の地域の住民に偏らないように配慮する。また、地域内の専門家、経験者を各班に設置する等(例：消防経験者は救出救助班又は消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師及び看護師は医療救護班等)組織の活動に実行性を持たせるものとする。

特に、設立後に継続して活動することを視点に、消防防災経験者(消防職団員、警察官、自衛隊員、自治体の防災担当部局経験者等)、防災意識の高い者(防災士、防災ボランティア等)、コミュニティ活動を活発にしている者(町内会役員、民生委員、PTA役員、ボランティア活動者等)を活動の中心に据えることが望ましい。

イ 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務していて、活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。

ウ 地域の防災や消防の活動に、女性の参画が進むよう配慮するとともに、既に女性消防隊等

の組織がある場合は、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組むことに努めるものとする。

エ 過疎・高齢化が進む現状を踏まえ、地域内の住民の役割分担を明確にする等、災害時の実効性が確保できる防災活動への取組みが重要である。

### (3) 自主防災組織の活動内容

#### ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識、技術の習得及び向上、住民への防災意識の啓発
- (イ) 地域における危険箇所の把握及び広報（浸水予想区域、崖崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所、空き家、危険物施設、延焼拡大危険地域等）
- (ウ) 地域における避難路、避難体制、消防防災施設の把握及び広報
- (エ) 避難行動要支援者の把握と支援体制
- (オ) 地域における情報収集及び伝達体制、要救助者の救出体制の確認
- (カ) 避難所及び医療施設の確認
- (キ) 災害凶上訓練及び防災訓練（情報の伝達、要救助者の救出、避難行動要支援者の避難誘導、初期消火訓練を含む。）の実施
- (ク) 防災関係機関、地域団体、隣接の自主防災組織等との連絡体制の確立
- (ケ) 防災資機材の整備・点検及び使用方法の確認
- (コ) 地区防災計画の作成

#### イ 災害発生時（緊急時）の活動

- (ア) 情報の収集及び伝達
- (イ) 地域住民の安否確認、避難誘導及び避難行動要支援者の避難支援
- (ウ) 要救助者の救出、応急手当
- (エ) 出火防止及び初期消火
- (オ) 医療救護（応急手当）
- (カ) 給食及び給水

## 第4節 災害時の事業継続の取組みの支援（総務課）

町は、企業等の事業継続計画の作成が競争力を高め、取引先の信頼を勝ち取り、社会的責任を果たすことに繋がって、企業等の価値を向上させることから、事業継続計画を作成するうえで必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供等、企業等の事業継続に向けた取組を積極的に支援するものとする。

また、町は、自らと企業等が相互にサプライチェーンで深く結ばれていることを踏まえながら、契約等の締結に当たって相手方に事業継続計画の作成を求めるなど、事業継続の取組の普及を図るものとする。



## 第10章 住宅対策計画

(建設環境対策部、総務対策部)

### 第1節 地震被災建築物応急危険度判定実施体制の整備 (建設住宅課)

#### 1 目的

この計画は、地震時において被災した建築物の防災・復旧対策を的確に実施するための「地震被災建築物応急危険度判定」の実施体制を整備することを目的とする。

#### 2 地震被災建築物応急危険度判定の実施体制の強化

町は、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

町は、町地域防災計画による被害想定等に基づき、被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘察し、倒壊等の被害が大きいと予想される地域をあらかじめ応急危険度判定の要判定地区として想定する等、円滑な判定実施のために必要な事項(判定区域、判定対象とすべき建築物、必要な判定士等)や実施体制をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

#### 3 地震被災建築物応急危険度判定制度の住民への周知

町は、発災時に不安や混乱を招くことのないよう、応急危険度判定制度について、日ごろから住民に周知するものとする。

### 第2節 被災宅地危険度判定実施体制の整備 (建設住宅課)

#### 1 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」の実施体制を整備することを目的とする。

#### 2 鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会

県及び市町村は、地震又は降雨により大規模な宅地被害が発生した場合の宅地危険度の判定を迅速的確に実施するため、鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会を設置し、以下の事務等に関する連絡調整や制度の充実を図る。

- (1) 被災宅地危険度判定の実施体制の整備に関すること。
- (2) 被災宅地危険度判定士の養成及び登録への協力に関すること。
- (3) 被災危険物応急危険度判定との連携に関すること。

#### 3 被災宅地危険度判定の実施体制の整備、強化

町は、地震や降雨により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して、安全であるかどうかの判定を行う危険度判定の実施体制を強化するものとする。

#### 4 被災宅地危険度判定制度の住民への周知

町は、被災宅地危険度判定制度について、日ごろから住民に周知するものとする。

### 第3節 被害認定及びり災証明書の発行体制の整備 (税務課)

#### 1 目的

この計画は、災害時に被災した住家の被害程度(全壊、半壊等)を判定する「被害認定(り災証明)」を実施し、り災証明書が遅滞なく発行できる体制を整備することを目的とする。

#### 2 り災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定や災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

#### 第4節 応急住宅の確保対策（建設住宅課）

##### 1 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損により居住できなくなった世帯に対する応急修理の体制及び応急住宅の提供体制を整備することを目的とする。

##### 2 民間賃貸住宅等の活用

町は、応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけでなく、民間の賃貸住宅を借り上げて対応することも可能であるため、民間空き家の利用計画をあらかじめ定めるものとする。

## 第11章 文化財災害対策計画

(文教対策部)

### 第1節 目的

この計画は、文化財や歴史的に価値のある公文書を各種災害から保護することを目的とする。

### 第2節 保護・管理等の責任 (社会教育課)

指定・登録又は選定された文化財の保護管理は、国・県・町とも、その所有者、又は管理者の責任において行うものとする。

### 第3節 保護・管理等の指導 (社会教育課)

国の指定・登録又は選定に係るものについては、文化庁長官が、県の指定又は選定に係るものについては知事が、町の指定又は選定に係るものについては町教育委員会が、保護、管理等について必要な命令、勧告、指示又は助言することができることとなっている。

また、町教育委員会は、保護・管理者と協議し消防用設備の整備及び消防訓練の実施等により災害予防体制を整えるとともに、破損・腐食等により早急な修理を要する場合にあっては、その手続方法等について適切な指導を行う。

### 第4節 災害予防対策 (社会教育課)

#### 1 施設整備

- (1) 建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災報知設備・避雷針・貯水槽等の消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を図るものとする。
- (2) 彫刻・絵画など美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的対策と考えられるので、適宜指導、補助を行う方針である。

#### 2 火災予防体制の指導

「第2編災害予防 (共通) 第3章第4節 消防活動体制の整備」を参照。

### 第5節 町における重要な文化財

資料編第15表のとおりである。

## 第12章 農業災害対策計画

(産業対策部)

### 第1節 目的

この計画は、災害時に農作物に関する被害が発生し、又は、発生のおそれがある場合の対策を定め、農業被害を最小限に留め、農作物の安定生産に寄与することを目的とする。

### 第2節 農業防災体制（農林水産課）

気象長期予報、早期天候情報又は警報等に基づき、農作業に著しい被害をおよぼす恐れがあるときは、中部総合事務所農林局、農業改良普及所等県関係機関および各農業関係機関、団体と協議または協力を得て農作物等の防災に関する技術対策の樹立と普及徹底に努めるとともに、必要に応じこれらの関係機関を構成員とする農業対策協議会を設置するものとする。

### 第3節 農作物の災害予防対策（農林水産課）

農作物の防災技術については、その都度県の指示あるいは独自の判断により、その対策を樹立するが、災害多発地帯については平素からパンフレットの配布等により指導の徹底を図るものとする。

## 第13章 被災者支援計画

(総務対策部、健康福祉対策部)

### 第1節 目的

災害により、被災した町民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

### 第2節 私人間の紛争の防止及び調整体制の整備（税務課）

町は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

- 1 地震、土砂崩れ、水害等で土地の形状が変化した場合における、元の土地の境界に関する正確な記録がないことによる復旧の遅れ等を防止する。
- 2 地籍調査で、個々の土地境界土地境界の位置を地球上の座標値と結びつけ、成果を数値的に管理することにより、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することを可能とする。

### 第3節 被災児童等の援護体制の整備（子育て応援課、福祉あんしん課）

町は、メンタルヘルスケアや保育所等の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努めるものとする。

### 第4節 被災者等への的確な情報伝達（総務課）

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

### 第5節 被災者の生活復興支援体制の構築（総務課）

町は、県と相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

### 第3編 災害応急対策（共通）

## 第1章 総則

(総務対策部)

### 第1節 町及び関係機関の処理すべき大綱

琴浦町および鳥取県をはじめ、本町を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、ならびに指定地方公共機関、本町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務または業務を通じて琴浦町の地域にかかる防災に寄与するものとする。

これらの防災関係機関が防災に関して処理すべき事または業務の大綱は、次のとおりとする。

#### 1 県

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
県 (鳥取県中部総合事務所) 警察本部 (琴浦大山警察署)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 鳥取県防災会議に関する事務</li><li>2 防災に関する組織の整備</li><li>3 防災に関する訓練及び防災思想の普及</li><li>4 防災に関する施設・設備の整備</li><li>5 防災に関する物資・資機材の備蓄及び整備</li><li>6 災害情報の収集・伝達並びに被害調査</li><li>7 水防・消防その他の応急措置</li><li>8 被災者の救助及び救護措置</li><li>9 災害時の文教対策</li><li>10 清掃・防疫・その他の保健衛生対策</li><li>11 施設及び設備の応急復旧</li><li>12 交通規制及び災害警備</li><li>13 緊急輸送の確保</li><li>14 災害復旧の実施</li><li>15 町が処理する防災に関する事務又は業務実施についての指導、援助及び調整</li></ol>

#### 2 町

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
琴浦町	<ol style="list-style-type: none"><li>1 琴浦町防災会議に関する事務</li><li>2 防災に関する組織の整備</li><li>3 防災に関する訓練及び防災思想の普及</li><li>4 防災に関する物資・資機材の備蓄及び整備</li><li>5 防災に関する施設・設備の整備</li><li>6 災害情報の収集・伝達並びに被害調査</li><li>7 水防・消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置</li><li>8 被災者の医療、助産の実施</li><li>9 被災者の救援・救助その他の保護</li><li>10 避難の勧告または指示</li><li>11 災害時の文教対策</li><li>12 清掃・防疫・その他の保健衛生対策</li></ol>

	13 施設及び設備の応急復旧 14 緊急輸送の確保 15 災害復旧の実施 16 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整
--	--

### 3 広域連合

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
鳥取中部ふるさと広域連合 (事務局)	1 町が実施する災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に対する協力 2 災害廃棄物の処理 3 遺体の火葬
(消防局・琴浦消防署)	1 防災に関する組織の整備 2 防災に関する訓練及び防災知識の普及 3 防災に関する物資及び資機材の備蓄 4 防災に関する施設及び設備の整備 5 災害情報の収集及び伝達 6 水防、消防その他の防災活動の実施及び他消防本部（局）に対する応援措置 7 被災者の救助その他の保護 8 施設及び設備の応急復旧 9 公共的団体等が実施する災害応急対策等の指導、援助

### 4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
農林水産省 中国四国農政局 (鳥取県拠点)	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 営農資材の供給指導、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 5 農地、農業用施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫資金等の融資に関する指導 7 災害時における主要食料の供給対策
国土交通省 中国地方整備局 (倉吉河川国道事務所)	1 直轄国道及び公共土木施設の災害予防、応急復旧及び災害復旧措置 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機会等の提供 3 災害に関する情報の収集及び伝達 4 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 5 災害時における交通確保 6 海洋汚染の防除



大阪管区気象台 (鳥取地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予警報等の発表並びに通知</li> <li>2 津波警報等の通知</li> <li>3 恒久的災害対策の気象資料の提供</li> <li>4 災害発生時の気象観測資料の提供</li> <li>5 その他防災に係る気象台及び観測所の所掌事項</li> </ol>
----------------------	---

5 指定公共機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会社 米子支社	1 災害時における救急物資及び人員の緊急輸送
西日本電信電話(株) 鳥取支店	1 災害時優先電話の調整並びに電信電話施設の災害復旧
中国電力ネットワーク株式会社 倉吉ネットワークセンター	1 電力の供給対策並びに施設の災害復旧
日本赤十字社鳥取県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療、助産、その他の救護活動に関すること</li> <li>2 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整</li> </ol>
日本郵政株式会社 赤碕郵便局・東伯郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における郵便業務</li> <li>2 災害時における簡易保険、為替貯金等の非常取り扱い、及び災害つなぎ資金の融資</li> </ol>
日本放送協会 鳥取放送局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予警報等、災害情報等の報道</li> <li>2 災害時における災害状況の収集及び報道</li> </ol>

6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
日ノ丸自動車株式会社 倉吉支店	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
日本交通株式会社 倉吉営業所	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
鳥取中央有線放送株式会社	1 気象予警報等、災害に関する情報の提供
日本海テレビジョン放送株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予警報等、災害情報等の報道</li> <li>2 災害時における災害状況の収集及び報道</li> </ol>
株式会社山陰放送	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予警報等、災害情報等の報道</li> <li>2 災害時における災害状況の収集及び報道</li> </ol>
山陰中央テレビジョン放送株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予警報等、災害情報等の報道</li> <li>2 災害時における災害状況の収集及び報道</li> </ol>
株式会社エフエム山陰	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予警報等、災害情報等の報道</li> <li>2 災害時における災害状況の収集及び報道</li> </ol>

## 7 公共的団体

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
J A鳥取中央農協 東伯支所・赤碕支所	1 被災農家へ融資あつせん、生活生業資材の確保
赤碕町漁業協同組合	1 被災漁家への融資あつせん、生活生業資材の確保
琴浦町商工会	1 被災商工業者への融資あつせん、生活生業資材の確保
琴浦町社会福祉協議会	1 災害時における1人暮らしの高齢者、障がい者等への援護活動の実施

### 第2節 災害対策基本法による要請等（総務課）

#### 1 地域防災計画の実施の推進のための要請等（災害対策基本法第45条）

町防災会議の会長（町長）は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、次の対象機関に対して必要な要請、勧告、指示を行うものとする。

また、必要に応じ、町地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

##### (1) 町防災会議が要請等を行う主な対象機関等

市町村、公共的団体、防災上必要な施設の管理者

##### (2) 町長の事前措置等（災害対策基本法第59条）

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれが認められ設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、必要に応じ、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を取ることができる。

なお、広域にわたって影響を及ぼすダム等の放流操作等、当町の区域を越えて行う指示については、一町長の判断に任せるべきでないことから、事前措置の指示権が及ばないものと解されるため、留意が必要である。

### 第3節 災害救助法の適用（総務課）

#### 1 災害救助法の適用に係る県への報告

町は、災害に際し、当町に置ける災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を県に報告しなければならない。

#### 【災害救助法の適用基準】

災害救助法施行令第1条第1項各号	基準	具体例等
第1号	住家の滅失した世帯数が市町村の人口に応じ基準数以上であるとき	琴浦町の基準数は、50世帯
第2号	県下の滅失世帯数が1,000世帯以上であつて、市町村内の滅失世帯数が基準数以上であるとき	琴浦町の基準数は、25世帯
第3号前段	県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であつて、市町村の滅失世帯数が多数であるとき	多数：5世帯以上

<p>第3号後段</p>	<p>災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき (内閣府令で定める特別の事情)</p> <p>災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p>	<p>多数の世帯：5世帯以上</p> <p>1 被害生態を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。</p> <p>2 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術が必要な場合。</p> <p>3 水害により、被災者が孤立し救助が困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。</p>
<p>第4号</p>	<p>多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合として内閣府令で定める基準に該当するとき (内閣府令で定める基準)</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続して救助を必要とするとき。</p> <p>2 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について<u>特殊の補給方法*</u>を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p> <p>※特殊の補給方法：ヘリコプター、船艇等による生活必需品、食品等の補給 等</p>	<p>1 交通事故により多数の者が死傷した場合。</p> <p>2 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合。</p> <p>3 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合。</p> <p>4 豪雪により多数の者が危険状態となる場合。(平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことがない集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生)</p> <p>5 山崩れ、崖崩れにより多数の柔化に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。</p>

**【注】住家滅失世帯数の算定基準**

- 1 全壊（焼）、流失世帯は1世帯とする。
- 2 半壊（焼）、著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- 3 床上浸水、土砂の堆積等で一時的居住困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

2 救助の委任を受けた場合の救助の実施に関する項目

町は、県から救助の委任を受け、救助の実施に関する事務を適正に実施するものとする。

また、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときには、本部長は、災害救助法の規定による救助に直ちに着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処置に関して、知事の指揮を受けなければならない。

### 【災害救助法による県からの委任される救助の種類と概要】

救助の種類	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
避難所の設置	災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者	1 避難情報が発出された場合のほか、緊急避難の必要がある場合を含む 2 公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ対応も可能
応急仮設住宅の供与 （県が困難な場合）	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象となる。 2 被災地における住民登録の有無を問わない。
炊き出しその他による食品の給与	避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等への避難する必要がある者	1 現に食しうる状態にあるものを給与すること。 2 救助作業に従事する者は対象外
飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者	1 供給量は、1人1日30以上を目安とする
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 床下浸水は対象外 2 品目は、被服、寝具、身の回り品、日用品、炊事用品、食器、光熱材料を目安とする。 3 夏季と冬季では、限度額に差がある。
災害にかかった者の救出	災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者	1 捜索期間（3日間）に生死が明らかにならない場合は、遺体の捜索として取り扱う。
災害にかかった住宅の応急修理	災害のため住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことができない部分について必要最小限度を対象とする。（面積制限なし）
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支援のある児童生徒	1 小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒等を対象とする。 2 品目は、教科書、教材、文房具、通学用品とする。
埋葬	災害の際死亡したもの	1 応急的な仮葬であり、正式な葬祭ではない。 2 漂流遺体の取扱いは、下記による。
遺体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	1 災害発生後、直ちに死亡していると推定される場合は、3日を経過しなくても遺体の捜索として取り扱う。
遺体の処理	災害の際死亡した者	1 漂流遺体の取扱いは下記による。

		2 埋葬を除く
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	1 通常は、当該災害によって住家が直接被害を受けた場合に限られる。 2 応急的な除去に限る。 3 豪雪による除雪も対象となり得る。
応急救助のための輸送（県が一部委任）		1 被災者（災害が発生するおそれがある場合の救助にあつては避難者）の避難（避難者自身を避難させるための輸送、被災者を誘導するための人員、資材等の輸送、災害が発生するおそれがある場合にあつては、高齢者や障がい者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者等を避難所へ輸送するためのバスの借上費用料等の費用を対象。） 2 医療、助産（救護班において処理できないもの等の移送、救護班の仮設する診療所への患者輸送、救護班関係者の輸送） 3 被災者の救出（救出された被災者の輸送、救出のための必要な人員、資材等の輸送） 4 飲料水供給（飲料水を確保するための必要な人員、機械、器具、資材等の輸送（飲料水の直接輸送を含む）） 5 遺体の捜索（捜索のため必要な人員、資材等の輸送） 6 遺体対策等（遺体対策・検案のための人員の輸送、遺体の処理のための衛生材料等の輸送、遺体の輸送、遺体を移送するための人員の輸送）

#### 災害救助法適用地域の遺体が、同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の取扱い

- 1 遺体の身元が判明している場合
  - (1) 遺体が県内の他の市町村に漂着した場合は、当該市町村は、県の補助機関として遺体処理等を実施、その費用は県が負担する。
  - (2) 遺体が他県の市町村に漂着した場合は、漂着地の市町村において処理等されるものとし、その費用については求償を受ける。
- 2 遺体の身元が判明していない場合
  - (1) 遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記1と同様に取り扱うものとする。
  - (2) 遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであると推定できない場合は、漂着地の市町村が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

#### 第4節 災害応急対策活動従事者の損害補償（総務課）

- 1 災害対策基本法第84条第1項に基づく損害補償

町内で発生した災害の現場において、町長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた自衛官が、当該区域内の住民に又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者が死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害対策基本法第84条第1項に基づき、町が補償する。
- 2 消防法第36条の3に基づく損害補償

町内で発生した火災、救助、救急現場において、次に該当する者が、その活動により、死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、消防法第36条の3に基づき、町が

保償する。

- (1) 火災現場に在って、消火若しくは延焼の防止又は人命救助に協力した者
- (2) 消防吏員又は消防団員の求めにより、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事した者
- (3) 救急隊員の求めにより、救急業務に協力した者

## 第2章 組織体制計画

(総務対策部ほか各対策部)

### 第1節 組織及び体制

#### 1 目的

この計画は、災害の発生に対し、速やかにその初動体制を確保し、総合的な災害応急対策を実施するための組織の編成、運用を目的とする。

#### 2 災対本部等

##### (1) 琴浦町災対本部の設置

琴浦町の地域において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため、必要があると認めるときは、町長は琴浦町危機管理のための対策本部に関する条例に基づき、災対本部を設置するものとする。

##### (2) 災対本部の組織

災対本部に本部長を置くほか、本部会議及び対策部をもって組織する。(別図1 組織図のとおり。) なお、各対策部の所掌事務については、別表1のとおり。

##### ア 本部長

本部長は、町長がその任に当たる。

本部長は災対本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、事故等により町長不在等の場合には、次の順位とする。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務課長

##### イ 副本部長

副本部長は、副町長がその任にあたる。

副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

##### ウ 本部員

本部員は、各対策部の部長のほか、町長が指名する者を充てる。

##### (3) 設置場所

災対本部を本庁舎2階、防災会議室に設置する。

ただし、本庁舎が使用不能となった場合は、まなびタウン等適切な施設で町長が指定する場所に設置する。

##### (4) 災対本部設置の基準

災対本部の設置基準は次のとおりとする。

ア 異常な気象現象により、大規模な災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、その必要が認められたとき。

イ 大規模な火事、爆発その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められたとき。

ウ 災害救助法が適用、または適用されるような大規模な災害の発生が予想されるとき。

エ 災害が広範な地域にわたり、または拡大する恐れのある場合。

オ その他非常災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、その必要を認めるとき。

##### (5) 廃止の基準

災対本部はおおむね次の基準により町長が廃止する。

ア 当該災害にかかる災害の予防および応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

イ 予想された災害にかかる危険がなくなつたと認めるとき。

(6) 災对本部の設置および廃止の公表

災对本部を設置し、または廃止したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内および住民に対し、防災行政無線・町ホームページ・ケーブルテレビデータ放送・携帯電話のメール・電話・その他の確迅速な方法で周知するものとする。

機関名	公表手段
鳥取県危機管理局	Lアラート、県防災行政無線、電話、FAX
中部総合事務所県民福祉局	Lアラート、県防災行政無線、電話、FAX
琴浦大山警察署	電話、FAX
中部消防局	Lアラート、県防災行政無線、電話、FAX
報道機関	Lアラート、電話、FAX
町の関係機関	町防災行政無線、電話、FAX

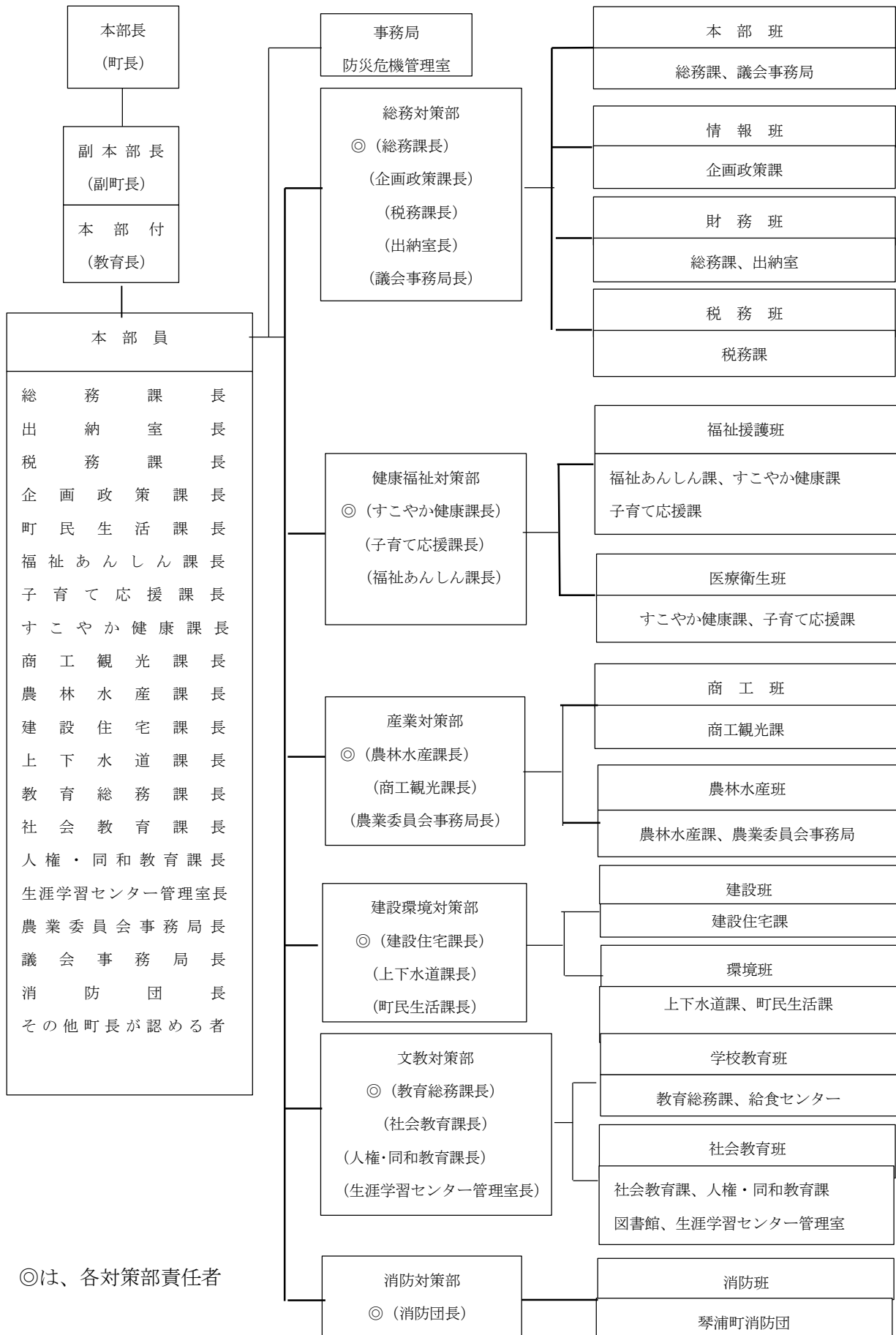
(7) 琴浦町現地災害対策本部の設置

災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、琴浦町現地災害対策本部を設置するものとする。



別図1

琴浦町災害対策本部



◎は、各対策部責任者

別表1 災害対策本部所掌事務

部名	班名	班の編成	所掌事務
総務 対策部	本部班	総務課 議会事務局 上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置・運営に関する事</li> <li>2 動員配備体制の決定、指示に関する事</li> <li>3 避難情報に関する事</li> <li>4 各対策部との連絡調整に関する事</li> <li>5 県災害対策本部との連絡調整に関する事</li> <li>6 被害状況の総括及び報告に関する事</li> <li>7 自衛隊・海上保安庁・警察・近隣市町等に対する応援の要請並びに連絡調整に関する事</li> <li>8 気象情報の収集（大雨・台風情報等）に関する事</li> <li>9 災害復旧対策に係る総合企画に関する事</li> <li>10 業務継続の総括に関する事</li> <li>11 遺体の収容、安置及び処置の補助に関する事</li> <li>12 遺体の埋火葬の許可に関する事</li> <li>13 町議会との連絡調整に関する事</li> <li>14 町建設協議会との連絡調整に関する事</li> </ol>
	情報班	企画政策課 総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町民に対する災害広報に関する事</li> <li>2 職員の招集・安否確認に関する事</li> <li>3 被害情報の集約に関する事</li> <li>4 報道対応に関する事</li> <li>5 写真等による災害の記録に関する事</li> <li>6 食料・物資の配送に関する事</li> </ol>
	財務班	総務課 出納室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な予算措置に関する事</li> <li>2 救助活動、復旧活動に必要な経費の調達に関する事</li> <li>3 食料・物資の調達及び供給に関する事</li> <li>4 義援金の受付、管理等に関する事</li> <li>5 災害に係る出納に関する事</li> </ol>
	税務班	税務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所開設、受入状況の確認・報告に関する事</li> <li>2 避難所の運営管理及び支援に関する事</li> <li>3 被害申告の受付、住家の被害調査</li> <li>4 住宅の再建支援に関する事</li> <li>5 納税者の調査及び減免等の措置に関する事</li> <li>6 り災証明の発行に関する事</li> <li>7 避難所の仮設便所及び仮設入浴施設の準備・設置に関する事</li> </ol>
健康福祉 対策部	福祉援護班	福祉あんしん課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町社協との連絡調整に関する事</li> <li>2 ボランティアセンターの開設・運営支援に関する事</li> <li>4 社会福祉施設の被害調査に関する事</li> <li>5 要配慮者の安否確認及び必要な支援</li> <li>6 被災者に対する生活支援（生活必需物資の確保及び配分）に関する事</li> </ol>

部名	班名	班の編成	所 掌 事 務
健康福祉 対策部	福祉援護班		7 福祉避難所の開設及び運営に関すること 8 日赤県支部との連絡調整に関すること
		子育て応援課	1 保育園、こども園の被害状況調査及び運営に関すること 2 園児の安全確認に関すること 3 被災母子及び児童の保護・入所に関すること 4 園児のこころのケアに関すること
	医療衛生班	すこやか健康課	1 要配慮者及び避難者の健康相談に関すること 2 避難所における感染防止に関すること 3 医療品及び衛生資材の確保並びに配布に関すること 4 周辺地域の診療体制等の情報収集に関すること 5 応援医療チームとの連絡調整に関すること 6 被災者のこころのケアに関すること
産業 対策部	商工班	商工観光課	1 災害時における観光客の避難に関すること 2 商業及び工業の被害調査・報告に関すること 3 被災商工業者に対する融資に関すること 4 食料・物資集積場所の設置及び管理に関すること
	農林水産班	農林水産課 農業委員会事務局	1 農林水産物および農林水産施設の被害調査・報告に関すること 2 農林水産災害復旧事業、資材の確保に関すること 3 農林水産業者に対する融資に関すること 4 家畜の伝染病予防及び防疫に関すること 5 食糧（米穀等）の供給要請に関すること
建設環境 対策部	建設班	建設住宅課	1 道路交通情報・被害情報の収集に関すること 2 道路パトロールと応急処置に関すること 3 緊急輸送路、幹線道路の障害物・がれき等の除去に関すること 4 公共土木施設の応急補修に関すること 5 被災宅地の危険度判定に関すること 6 被災建築物の危険度判定に関すること 7 公営住宅の確保に関すること 8 応急仮設住宅の準備に関すること
	環境班	上下水道課 町民生活課	1 上下水道、専用水道、下水道終末処理場の被害調査・報告に関すること 2 飲料水の確保及び供給に関すること 3 上下水道施設の応急復旧に関すること 4 遺体の埋火葬に関すること 5 死亡獣畜処理に関すること 6 災害ごみ置き場の確保に関すること 7 生活ごみ・災害ごみ処理に関すること
文教		教育総務課	1 学校等の被害状況の把握と報告に関すること

部名	班名	班の編成	所掌事務
対策部  文教 対策部	学校教育班	学校給食センター	2 施設復旧に関する情報収集に関すること 3 学校等における児童・生徒の安全確保及び避難に関すること
	学校教育班	教育総務課 学校給食センター	4 県教委、教職員との連絡調整に関すること 5 災害時の応急教育に関すること 6 災害時の学校給食及び炊き出しに関すること 7 生徒・児童のこころのケアに関すること
	社会 教育班	社会教育課 人権・同和教育課 生涯学習センター管 理室、図書館	1 社会教育施設の被害調査・報告に関すること 2 災害時の文化財の保護・応急処置に関すること 3 避難所の開設及び運営に対する支援に関すること 4 避難所の仮設便所及び仮設入浴施設の準備・設置の支援に関する こと
消防 対策部	消防班	消防団	1 団員の安否確認 2 消火活動の実施 3 水防活動の実施 4 救助活動の実施 5 住民の避難誘導の実施 6 行方不明者の搜索活動 7 要救助者の搬送支援

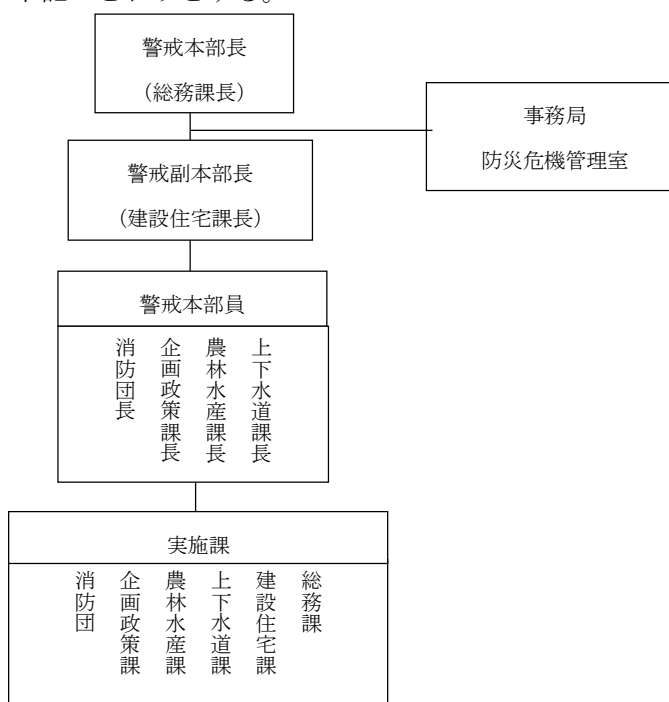
### 3 警戒本部

総務課長は、災対本部が設置されない段階で、災害に対する警戒のため必要と認めるときは、警戒本部を設置するものとする。

#### (1) 警戒本部の組織

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長、警戒本部員、警戒本部事務局を置く。

警戒本部の組織は、下記のとおりとする。



なお、総務課長は、災害対応の状況等から判断して、警戒本部の組織の変更を行う必要があると認める場合は、その都度関係する課長等の意見を聴いて、これを行うものとする。

ア 警戒本部長

警戒本部長は、総務課長がその任務に当たる。

警戒本部長は、町警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 警戒副本部長は、建設住宅課長がその任務に当たる。

警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その任務を代理する。

ウ 警戒本部事務局

警戒本部事務局は、防災危機管理室職員がその任務に当たる。

警戒本部事務局は、防災危機管理室内に設置し、警戒本部の災害応急対策の実施に係る連絡調整業務を行うものとする。

エ 警戒本部員

警戒本部員は、上下水道課長、農林水産課長、企画政策課長、消防団長がその任務に当たる。

警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

オ 総務課長の任務代理

総務課長が不在等の非常時における総務課長の任務の代理順位は、次のとおりとする。

第1順位	第2順位	第3順位
建設住宅課長	企画政策課長	農林水産課長

エ 警戒本部の設置場所

町警戒本部は、総務課内に設置するものとする。

(2) 設置の基準

ア 町内で震度4～5弱の地震が発生したとき。

イ 津波注意報の発表

ウ 次の気象情報の1以上が発表されたとき。

(ア) 土砂災害警戒情報

(イ) 記録的短時間大雨情報

エ 次のいずれかに該当し、総務課長が必要と認めたとき。

(ア) 台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき。

(イ) 町内河川が氾濫注意水位に達したとき。

(3) 廃止の基準

町長が、予想された災害にかかる危険がなくなったと認めたときに廃止する。

## 第2節 配備及び動員（各対策部）

### 1 目的

この計画は、災害を防御、またはその拡大を防止するため、防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ確に実施することを目的とする。

### 2 配備態勢

#### (1) 配備体制の基準

災害が発生し、または発生する恐れのある場合において、防災活動を推進するためとるべき体制は次の基準によるものとする。

配備段階	配備基準	配備内容
（準備体制） 第一配備	1 次の気象警報が1以上発表されたとき 大雨、洪水、高潮、大雪、暴風、暴風雪 2 町内で震度3の地震が発生したとき 3 その他総務課長が必要と認めたとき	1 関係各課においては、気象情報等の収集、連絡を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。 2 関係各課においては、第二配備に対する準備を行うものとする。
（警戒体制） 第一配備	1 次の気象情報の1以上発表されたとき (1) 土砂災害警戒情報 (2) 記録的短時間大雨情報 2 次のいずれかに該当し、総務課長が必要と認めたとき (1) 台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき (2) 町内河川が氾濫注意水位に達したとき 3 町内で震度4～5弱の地震が発生したとき 4 津波注意報が発表されたとき 5 その他、総務課長が必要と認めたとき	1 災害応急対策の実施に関する各課においては、情報連絡を密にし、応急対策等を協議のうえ防災活動に従事するものとする。 2 関係各課においては、第三配備に対する準備を行うものとする。
（非常体制） 第三配備	1 特別警報が発表されたとき 2 町内で、大津波警報又は津波警報が発表されたとき 3 町内で、震度5強以上の地震が発生したとき 4 その他、町の全域にわたって災害が発生又は予想され、町長が必要と認めたとき	1 町職員は、全職員あがって防災活動に従事するものとする。

※ 上記の基準は、災対本部の設置の有無にかかわらず、町長が必要と認めたとき適用する。

### 3 町における業務継続計画（BCP）の発動

町は、災害発生時において、災害の状況及び職員の参集状況により配備調整を行い、必要に応じてBCPを発動するものとする。

### 4 災害対策要員の動員（勤務時間内、勤務時間外）

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次表の動員計画により動員を行うものとする。

#### (1) 職員の動員計画

種別	動員数	
第一配備	総務課 2人	建設住宅課 2人
	農林水産課 2人	上下水道課 2人

第二 配備	総務課 3人                      企画政策課 2人 建設住宅課 3人                      農林水産課 3人 上下水道課 3人    その他各課（教委事務局を含む） 1人
第三 配備	全職員

※ 各課は、事前に、配備種別ごとに、動員職員を選任しておくこと。

ア 動員数の増減

総務課長は、必要と認める範囲内において関係対策部長と協議のうえ、動員数を適宜増減することができる。

イ 防災連絡責任者の任命及び責務

(ア) 課ごとに防災業務連絡の責任者を定めるものとする。防災連絡責任者は、課長補佐又は係長がその任に当たるものとする。

(イ) 防災連絡責任者は、災害情報、被害状況の調査、把握および各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡を行うものとする。

(ウ) 防災連絡責任者に変更を生じたときは、遅滞なくその旨を総務課長まで連絡するものとする。

(2) 消防団の動員計画

消防団員の動員については、消防団長独自の判断で行うことを原則とする。

ただし、災害警戒本部、災害対策本部が設置された場合は、本部長の指示による。

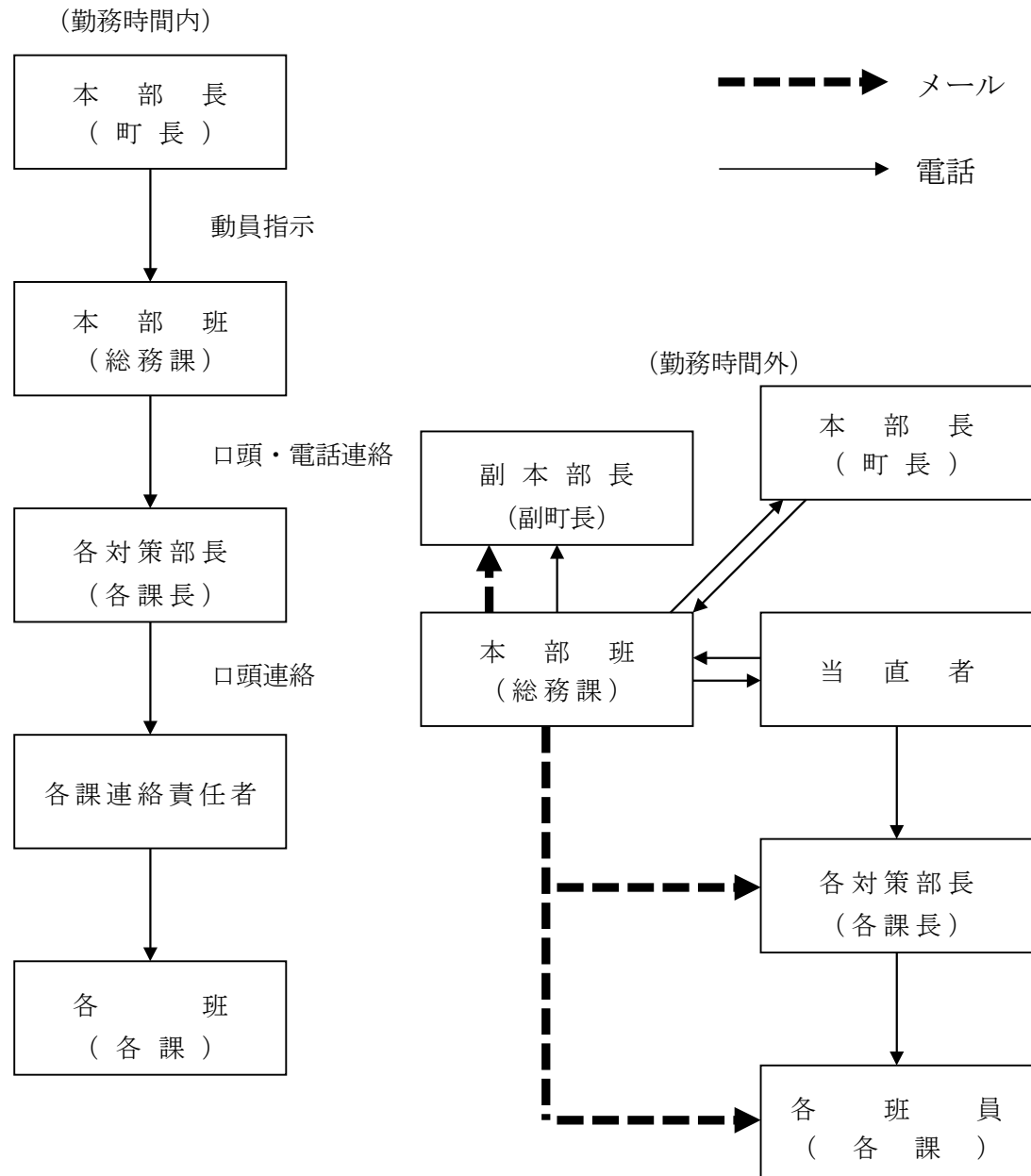
なお、出動の基準、招集方法等は、「第3編 応急災害対策（共通）第4章第4節 消防活動」による。

(3) 動員指示の伝達系統および方法

職員の動員は次の系統により伝達するものとするが、各課長は動員予定表等を作成し、各職員に周知しておくものとする。

なお、勤務時間外の動員指示については、職員参集メール配信システム又は電話で行う。

【動員指示伝達系統図】



(4) 職員の登庁

ア 職員は、常に地震情報、気象情報等に注意し、災害が発生し又は災害の発生のおそれがあると判断した場合は、積極的に登庁するように心がけるものとする。

イ 職員参集メール配信システムによるメールを受信した場合は、参集の可否を回答し、参集可能であれば速やかに参集するものとする。

ウ 職員は、登庁経路の被災状況を把握し、所属長に報告するものとする。

(5) 長期にわたる場合の動員計画

非常体制の場合は、町の総力をもって災害応急対策に当たるが、長期の対応が必要となるため、早期にローテーション計画を作成し計画的な職員の動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

第3節 職員派遣 (総務課)



## 1 目的

この計画は、職員派遣等、災害時の応急対策を実施する人員の確保について定めることを目的とする。

## 2 実施責任者

災害時の応急対策を実施するために必要な職員の確保は、町が行うものとする。

## 3 職員の派遣及び要請

### (1) 派遣及び応援の要請決定

ア 町は、職員の状況を把握し、必要な職種別人員数に対して自ら職員の確保が困難な場合は、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村に対し、必要職員の派遣又は応援を要請し、職員の確保を図るものとする。

なお、迅速かつ円滑に実施するため、県及び町が締結する様々な災害時応援協定に基づき派遣又は応援を要請するものとする。

イ 要請に当たっては、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣（応援）を要請するものとする。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

## 4 町の実施する措置

(1) 各対策部は、職員の確保状況について状況の把握に努め、職員が不足している場合には、災対本部に報告するものとする。

(2) 災対本部は、職員の派遣又は応援の要請が必要と認められる場合は、災害の規模、必要となる応急措置の状況及び緊急性から総合的に判断し、要請先及び要請内容を決定するものとする。

(3) 要請先との連絡調整は、総務対策部において行う。

## 5 費用負担等

職員派遣に係る人件費、旅費等の費用については、協定の定めによるものとするが、原則応援を受けた者が負担するものとする。ただし、応援を受けた者と応援者が協議して定めた場合はこの限りでない。

## 6 県災害時緊急支援チームの受入れ

町は、県内で大規模又は、重大な災害が発生した場合に、災害応急対策の迅速実施を支援するため派遣される、県職員を災対本部に受け入れる体制を整備するものとする。

### 第3章 情報通信広報計画

(総務対策部)

#### 第1節 気象情報の伝達 (総務課、企画政策課)

##### 1 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合、気象注意報及び警報等災害関係情報を迅速・的確に伝達し、もって被害の軽減および防止を図ることを目的とする。

##### 2 気象警報等の種類および発表基準

(1) 気象警報等の種類および発表基準 (鳥取地方気象台：令和3年6月8日現在)

##### ア 注意報

種類	発表基準
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ・表面雨量指数基準 8 ・土壌雨量指数基準 112
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、流域雨量指数が次のいずれか以上と予想される場合。 【流域雨量指数基準】加勢蛇川流域 11.7 洗川流域 9.3 勝田川流域 11.3
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。平均風速が陸上で12㎧以上、海上で15㎧以上と予想される場合。
風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。平均風速が陸上で12㎧以上、海上で15㎧以上と予想される場合(雪を伴う。)
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。12時間の降雪の深さが平地で15cm以上、山地で25cm以上と予想される場合。
波浪注意報	風浪・うねり等によって被害が予想される場合。有義波高が3m以上と予想される場合。
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。最高潮位が0.9m以上と予想される場合。
雷注意報	落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合。視程が陸上で100m以下、海上で500m以下が予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。最小湿度が40%(気象官署の値)以下で実効湿度が65%(気象官署の値)以下になると予想される場合。
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。積雪が30cm以上あり、降雪の深さが40cm以上になると予想される場合。または山沿いの積雪が60cm以上あり、次のいずれかになると予想される場合。 1 日最高気温8℃以上(鳥取地方気象台の値) 2 かなりの降雨
低温注意報 (最低気温)	低温によって農作物または、水道管や道路の凍結等に著しい被害が予想される場合。-4℃以下
霜注意報	10月31日までの早霜及び4月1日以降の晩霜等により農作物に著しい被害を受けるおそれがあると予想される場合。具体的には最低気温3℃以下が予想される場合。
着雪注意報	着雪によって、通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。気温-2℃～+2℃の条件下で12時間降雪の深さ平地15cm以上、山地

種 類	発 表 基 準
	25cm 以上が予想される場合。
地面現象注意報	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。

イ 警報

種類	発 表 基 準
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 (浸水害) 表面雨量指数基準 1 2 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 1 4 1
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、流域雨量指数が次のいずれか以上と予想される場合。 【流域雨量指数基準】加勢蛇川流域 14.7 洗川流域 11.7 勝田川流域 14.2
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。平均風速が陸上で 20 ㉫以上、海上で 25 ㉫以上と予想される場合。
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。平均風速が陸上で 20 ㉫以上、海上で 25 ㉫以上と予想される場合。(雪を伴う。)
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。12 時間の降雪の深さが平地で 25cm 以上、山地で 40cm 以上と予想される場合。
波浪警報	風浪・うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。有義波高が 6m 以上と予想される場合。
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。最高潮位が 1.3m 以上と予想される場合。
土砂災害警戒情報	大雨警報の発表後、大雨による土砂災害のおそれがさらに高まった場合。 発表基準は時間雨量及び土壌雨量指数の予測による。
地面現象警報	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。

(注) 基準の数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係から決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

ウ 特別警報

種類	発 表 基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

(注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予

想に基づき発表を判断

エ 気象情報

台風、大雨等の重要な気象の状態を具体的に説明し、注意報、警報を補完する必要がある場合に発表されるものである。（例）台風情報、大雪情報等

オ 記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（1時間雨量90ミリ以上）を観測又は解析した場合、一層の警戒を呼びかけるために「記録的短時間大雨情報を発表する。

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報を発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づき判断し、土砂災害の危険度が高まり、厳重な警戒が必要となったとき、県と気象台が協議の上、共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

(2) 気象警報等の発表および解除

気象警報等の発表および解除は、鳥取地方気象台が行う。ただし、鳥取地方気象台が甚大な災害等により機能しない場合は、広島気象台が代行する。

(3) 土砂災害緊急情報

河道閉塞（天然ダム）等が発生し、大規模な災害が予想される場合に、国土交通省、国土交通省土木研究所、緊急災害対策派遣隊（TEC-FOCE）が緊急調査を実施し、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知する。

(4) 関係機関への伝達

町長は関係機関から気象警報等の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・的確な方法によって町内の防災関係機関、住民などに周知するとともに、防災体制確立のため必要な措置を講ずるものとする。

(5) 町における気象警報等の取扱い

ア 気象警報等は、勤務時間中は総務課で受信し、別表の伝達系統により関係各機関に伝達するとともに庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれに伴う必要な措置を講ずるものとする。

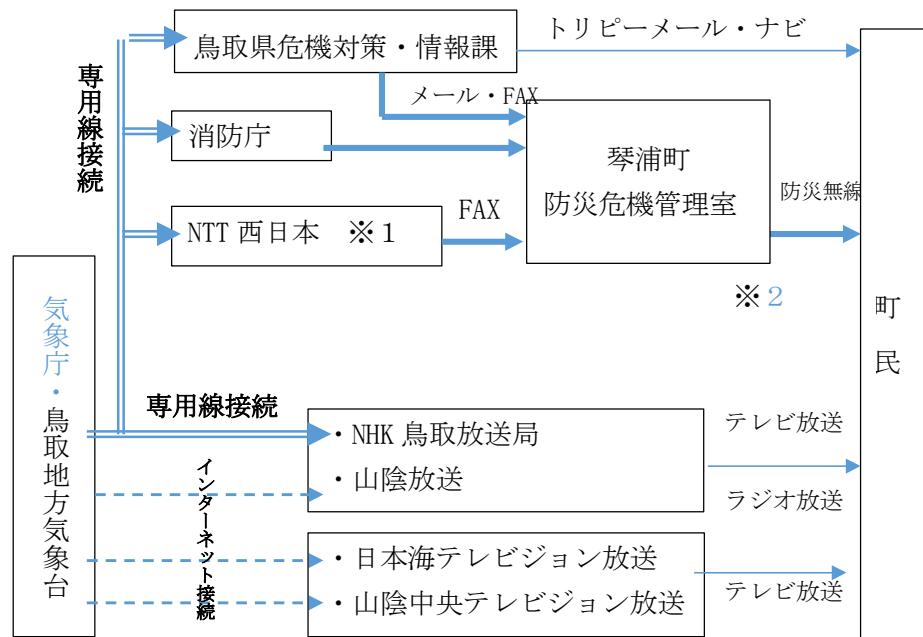
イ 勤務時間外における通報は当直職員が受信し、これを総務課長又はあらかじめ指名された職員に連絡するものとする。

ウ 当直職員から連絡を受けた者は、その状況を町長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。

(6) 気象警報等の伝達および方法

鳥取地方気象台から発表された気象警報等の伝達は、次の伝達系統および方法により行うものとする。

特別警報・警報・注意報及び気象情報伝達系統図



(備考)

※1 特別警報・警報のみ

※2 太い矢印の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。

### 3 土砂災害の前兆現象の発見・通報の住民への伝達及び応急点検

- (1) 町は、県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合は、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。
- (2) 町又は県に情報が入った場合は、県及び町で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。
- (3) 町は、必要に応じて避難指示等を発出する。

### 4 異常現象発見時の措置

#### (1) 異常現象の種別

種別	内容
たつ巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの。
強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの。
異常潮位	天文潮（干満）から著しくずれ、異常に変動するもの。
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きいと認められるもの。
なだれ	建造物または交通等に被害を与える程度以上のもの。
その他異常なもの	地すべり、山くずれ、火災等

#### (2) 発見者の通報手続

- ア 異常現象を発見した者は、速やかに町長（琴浦町役場）警察官又は海上保安官に通報するものとする。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、速やかに町長に通報するものとする。

ウ ア又はイにより通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報するとともに、関係地域の住民に周知する等、必要な措置をとるものとする。

(ア) 鳥取地方気象台

(イ) その地域を管轄する県の地方機関（中部総合事務所県民福祉局・県土整備局・農林局）

(ウ) その他必要と認める関係機関

(エ) 当該災害に関係ある隣接市町村

## 5 火災警報の住民への周知

町長又は鳥取中部ふるさと広域連合長が、鳥取地方気象台が発表した火災気象通報を、県を通じ受信したとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに火災警報を発令した場合には、「第3編 災害応急対策（共通）第3章第4節 広報・広聴」に従い、一般住民及び関係機関等に周知するものとする。

火災気象通報基準	鳥取地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合があっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。
通報内容及び時刻	毎日午前5時頃に、翌日午前9時までの気象状況の概要を気象概況として県に通報する。 この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以って火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、鳥取地方気象台がその旨を臨時通報する。

## 第2節 地震及び津波に関する情報の伝達（総務課、企画政策課）

### 1 津波警報等及び地震情報の伝達

町は、関係機関からの津波警報等の伝達を受けた時は、直ちにその内容に応じあらかじめ計画された組織の活動によって、所在官公庁及び町民に周知するものとする。

特に、大津波警報について通知を受けた時又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知するための措置をとるものとする。

### 2 津波監視の実施及び必要な対策

#### (1) 津波の監視

ア 町の沿岸部においては、津波注意報・警報発表中及び震度4以上地震発生後少なくとも約30分間は海面の状態の監視を実施するものとする。（日本海北部で地震が発生した場合、津波最高水位到達時間は130分～175分程度かかるので注意が必要である。）

イ 町は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任する。

ウ 海面監視場所は、監視者の安全確保を考慮の上、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定する。

#### (2) 報道の聴取

町は、津波注意報・警報発表中及び震度4以上の地震発生後少なくとも1時間以上はNHK放送に注意し、必要に応じて適切な対策を講じるものとする。

#### (3) 避難指示等

海面の監視、報道の聴取により津波の被害が予想される場合は、町民に対して避難の指示等必要な処置をとり、その旨を県に報告するものとする。

### 第3節 災害情報の収集及び伝達（総務課、企画政策課）

#### 1 一般被害状況等の収集及び報告

##### (1) 情報収集

一般被害等の把握および災害応急対策の実施状況等の調査および収集にあつては、各対策部が直接収集することを原則とする。被害状況等の報告事項および報告様式は資料編18表のとおりとする。

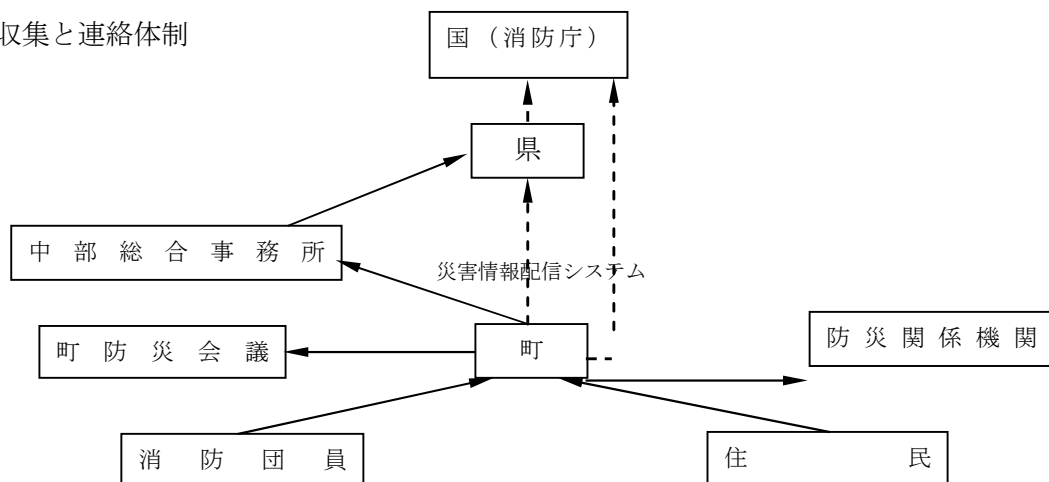
ただし、やむを得ない場合は総務対策部長を通じ、消防団長に依頼できるものとする。

収集および報告系統は、図（情報収集と連絡体制）のとおりで、そのとりまとめは総務対策部情報班が行う。

**※一般被害等**

- ・ 人的被害      ・ 住家被害      ・ 非住家被害      ・ 火災の状況      ・ り災世帯数      ・ り災者数
- ・ 避難指示等の発出の状況      ・ 避難所の設置状況      ・ 消防団員の出動状況
- ・ 災害対策（警戒）本部の設置状況      ・ 避難者の状況（自主避難を含む）
- ・ 緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等      ・ 孤立集落関係
- ・ その他、応急措置を行うに当たり県等の支援が必要となる情報（各被災地ニーズ）

図 情報収集と連絡体制



##### (2) 被害状況等の報告

ア 町は、災害が発生した場合、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県に報告するものとする。

なお、県中部総合事務所県民福祉局に報告することができない場合の被害状況等の報告は、県危機管理局危機対策・情報課へ報告することとし、県危機管理局危機対策・情報課へ報告できない場合は、国（消防庁）に行う。

国（総務省消防庁）の連絡先は次のとおり。

平日 (9:30-18:15)	電話番号	03-5253-7527	総務省消防庁
	F A X	03-5253-7537	応急対策室
上記以外	電話番号	03-5253-7777	総務省消防庁 宿直室
	F A X	03-5253-7553	

(留意点)

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関

係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

イ 一般被害状況等の報告については、電子メール又はFAXにより危機管理局及び県中部総合事務所県民福祉局に報告するものとする。

(ア) 即報

町は、「火災・災害即報要領」に掲げる基準に該当する災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、電子メール又はFAX等により県本部事務局（未設置の場合は危機管理局）及び県中部総合事務所県民福祉局に報告するものとする。

(イ) 中間報告

一般被害状況およびこれに対する措置の概要については、原則概ね3時間ごとに報告するものとする。ただし、別途危機管理局又は県本部事務局が指定する場合は、指定された時間に報告するものとする。

(ウ) 確定報告

当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したときは、すみやかに文書をもって報告するものとする。

ウ 上記に限らず、町の所掌事務に係る報告は、中部総合事務所県民福祉局を通じ、所定の様式により行うものとする。

被害状況等の報告事項および報告様式については、資料編第17表のとおりである。

## 2 災害報告取扱い要領及び火災・災害等即報要領に基づく県又は国への報告

町及び消防局は、火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる基準に該当する火災・災害等について、第一報を原則として覚知後30分以内に、県（県本部事務局（又は危機管理局）又は中部総合事務所県民福祉局）に報告するものとする。この際、詳細について不明な場合は、分かる範囲で報告し、できるだけ早く報告するよう努めるものとする。



【火災・災害等即報要領の報告基準】（市町村該当基準）

種類 (報告者)	即報基準	直接即報基準 (消防庁へ直接報告する事故等)
災害 (市町村)	<p>【一般基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法の適用基準に合致するもの</li> <li>2 県本部又は市町村災害対策本部を設置したもの</li> <li>3 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</li> <li>4 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの</li> <li>5 自衛隊に災害派遣を要請したもの</li> </ol> <p>【個別基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震（県内で震度5弱以上を記録したもの、又は人的被害又は住家被害を生じたもの）</li> <li>2 津波（津波警報又は津波注意報が発表されたもの、又は人的被害・住家被害を生じたもの）</li> <li>3 風水害（崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水堤防の決壊、高潮、強風、竜巻などの突風等により人的被害・住家被害を生じたもの）</li> <li>4 雪害（雪崩等により人的被害・住家被害を生じたもの、又は道路の凍結・雪崩等により孤立集落を生じたもの）</li> <li>5 火山災害（噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの、又は火山の噴火により人的被害・住宅被害を生じたもの）</li> </ol> <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記いずれにも該当しないものの、その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震（県内で震度5強以上（被害の有無を問わない））</li> <li>2 津波、風水害、火山災害（死者又は行方不明者が生じたもの）</li> </ol>

3 災害時の個人情報の収集及び提供に係る方針

災害時における町の個人情報の取扱いについては、琴浦町個人情報保護条例に基づき運用するものであるが、救助や行方不明者の捜索の役割を担っており、一般的には、その活動の基礎となる個人情報収集については、必要な範囲内で可能と考えられる。

災害時における個人情報の収集及び提供に関する基本的な方針は、平成20年に県が作成した「災害時における個人情報の取り扱いに係る運用方針」に準ずるものとする。

- (1) 大規模災害等により多数の人的被害や行方不明者が発生した場合、町に対し、家族等からの安否確認の問い合わせや、報道機関からの取材が殺到することが想定される。また、多数の行方不明者が発生して捜索活動が行われている場合、行方不明者の氏名等を公表することで捜索対象を絞り込む効果が期待できる。このような災害時における個人情報をめぐる様々な課題に適時適切に対応するため、災害時に適した個人情報の取扱方針について平時から整理しておく

必要がある。

- (2) 災害時における行方不明者等に関する個人情報の公表は、その公益性を踏まえ、災害の規模等に応じて個別具体的に可否を判断する。なお、安否情報等を公開することが公益に適合すると判断した場合、琴浦町個人情報保護条例第8条第1項に該当するものとして、取り扱うものとする。
- (3) 行方不明者等に関する個人情報の公表は原則的には家族等の近親者から同意を得るよう配慮するものとする。ただし、例えば行方不明者の捜索活動を効率化する場合等、迅速に公表する必要がある場合には、同意を得る時間的猶予がない場合も想定されるため、その状況に置ける人命の保護と、個人情報の保護との優先順位を踏まえて同意の取得の必要性を判断するものとする。
- (4) 個人情報を公表する対象者に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう配慮に努める。
- (5) 公表を行う場合であっても、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮し、個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。また、死者に関する情報については、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うことに努める。

┌ (参考) 個人情報保護に係る提供・利用提供制限の例外

└ [第三者提供の制限の例外] 個人情報保護法第23条

- └ (1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- └ (3) 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合 (4) 国等に協力する場合

└ [目的外の利用提供制限の例外] 県個人情報保護条例第8条

- └ (1) 本人の同意があるとき、本人に提供するとき
- └ (2) 法令の規定に基づくとき
- └ (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- └ (4) 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、事務の執行に必要不可欠であると認められるとき
- └ (5) 犯罪の予防等を目的として実施機関において利用する場合又は県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、当該目的に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用し、又は提供することに相当な理由があると認められるとき
- └ (6) 犯罪の予防等を目的として実施機関以外のものに提供する場合であって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき
- └ (7) その他提供することに公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき

4 町の災害時における個人情報の取扱方針

町は、災害時における個人情報の取扱いについて、以下のとおり運用し、問題点が生じた場合は、適宜見直しを行っていくものとする。

(1) 収集

災害対応の業務に必要と考えられる範囲で収集し、得られた情報は適切に管理する。

(2) 提供

ア 原則個人が特定される情報は提供しない。

イ 報道及び第三者に対しては、町が収集した情報に個人を特定するものが含まれていても、個人が特定されない範囲のみで提供する。

ウ 大規模災害においては、個人情報の保護の利益よりも公益が上回る場合は、報道及び第三者に対しても、個人が特定される情報を提供するものとするが、その場合であっても、個人情報の保護に十分に配慮し、必要最低限の情報を提供するものとする。

(個人情報保護よりも公益が上回る例)

大規模災害により、死者又は意識不明者で身元の確認ができない者が発生した場合に、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることにより、家族等の安心や本人の生命、身体及び財産の保護に資する場合

- (3) 平成20年に県が作成した「災害時における個人情報の取り扱いに係る運用方針」において定めている、災害時の個人情報の提供に係る具体的項目を判断の目安とし、状況に応じて公表の

可否や範囲を判断するものとする。

(○：全部提供、△：一部提供、×：提供しない)

ア 人的被害

発生日時	○	
住所等	△	住所、発生場所(大字まで)
性別	○	
年齢	△	年代まで
氏名	△	死亡の場合に限る
被災状況	△	死亡・行方不明・重傷・ 軽傷の別まで
発生原因	○	
搬送先病院	○	

イ 住家被害

発生日時	○	
発生場所	△	住所、発生場所(大字まで)
所有者名	×	
破損状況	○	全壊、半壊、一部破損
浸水状況	○	床上、床下
被害概要	○	

ウ 避難状況

避難地域	○	
世帯数	○	
人数	○	総数
避難先	○	場所、施設名
避難時刻	○	

#### 第4節 広報・広聴(企画政策課、総務課)

##### 1 目的

この計画は、災害応急対策の実施に当たって得られた各種情報をいち早く共有することにより、町民の不安を解消すると共に、防災関係機関の災害対策実施を促進し更なる被害の拡大防止を図るため、的確かつ迅速な広報活動及び適切な広聴活動を行うことを目的とする。

##### 2 住民への広報手段、広報項目

###### (1) 広報手段

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、町防災行政無線、広報車、あんしんトリピーメール、報道機関及びホームページ、緊急速報(エリア)メール、Lアラート等を活用し、住民に対して広報活動を行う。

###### (2) 広報項目

町は次の事項について、その都度、又は必要に応じて住民に対して広報を行う。

- ア 気象状況に関すること
- イ 災害の状況に関すること
- ウ 避難に関すること(避難指示等避難情報、収容施設)

エ 応急対策活動に関すること（救護所の開設、交通機関・道路の復旧、電気・水道の復旧、電話の利用と復旧）

オ その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）

（給水、休職、電気・ガス・水道による二次災害防止、防疫、臨時災害相談所の開設、医療情報、安否情報、風評被害防止のための安心・安全情報）

(3) 県への要請

町は、必要に応じ、報道機関への資料提供等について県本部事務局（県本部未設置の場合は危機管理局）に要請するものとする。

3 被災者相談窓口の設置

災害時には、被災状況や被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需品や住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問合せ、相談、要望、苦情が寄せられる。これに速やかに対応するため、町は次により広聴活動を実施するものとする。

(1) 被災者相談窓口の設置

町は、必要に応じ被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。また、避難所開設時には、避難所における広聴活動に努めるものとする。

(2) 十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

(3) 問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるもとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

## 第5節 通信の確立（総務課）

1 目的

この計画は、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速確実に行うことを目的とする。

(1) 災害時の通信手段

災害時に使用する通信手段は、基本的に次によるものとする。

ア 防災行政無線（地上系）

イ 防災行政無線（衛星系）

ウ NTT加入電話（一般）

エ 携帯電話（一般）

オ 衛星携帯電話

カ NTT加入電話（災害時優先）

キ 携帯電話（災害時優先）

ク 事前設置型特設公衆電話（災害時、避難所で使用）

(2) 通信手段の確保

町は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。

このため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を現場等に配置する。また、国（総務省）に直ちに連絡するものとする。特に、孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

(3) 通信体制の確立

町災害対策本部設置時には、通信断絶時に備え、衛星携帯電話を立上げるとともに、連絡先を関係機関に周知するものとする。

N T T回線の輻輳による通話規制に伴い、庁舎内でも電話が輻輳するおそれがある場合には、災害時優先回線を利用するものとする。

2 災害対策用移動通信機器等の借受

町は、必要に応じ、移動通信機（携帯電話、衛星携帯電話、M C A、簡易無線）及び移動電源車の借受け申請を総務省（中国総合通信局経由）に対して行い、貸与を受けるものとする。

## 第4章 防災関係機関の連携推進計画

(総務対策部、建設環境対策部、消防対策部)

### 第1節 応援活動の調整 (総務課)

#### 1 目的

この計画は、大規模な災害により著しい被害が発生した場合において、町内の防災力をもってしても対処できない場合に、県内若しくは県外の防災関係機関の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

#### 2 関係機関等の応援の受入体制の確立

町は、国や関係機関等の応援を受ける場合、必要に応じて役場本庁舎（災害対策室）に連絡要員のスペースを確保し、受け入れ体制を確立するものとする。

#### 3 政府の現地対策本部との連携の確立

(1) 町は、政府の現地対策本部が設置された場合は、調整の上、庁舎内等に受入れスペースを確保するとともに、政府の支援活動が円滑に行われるよう、密接な連携体制の確保に努めるものとする。

また、災害対策本部会議や、現地対策本部との合同会議等を通じて、関係機関も含め、情報の共有と状況認識の統一を図るものとする。

(2) 政府の現地対策本部は、次の構成員とされている。

ア 現地対策本部長：内閣府副大臣又は大臣政務官（事故災害の場合は担当省庁の副大臣又は大臣政務官）

イ 本部員：本省庁の課長級職員又は地方行政機関の部長級職員

#### 4 現場活動における関係機関相互の連携

災害現場においては、消防局、消防団、警察、県、町等の関係機関・団体及び住民が混在し、合同で活動する機会が多いことから、各関係機関・団体の現場責任者は、二次災害の防止に配慮しつつ、活動上必要な事項(相互の体制、活動区域及び活動内容等)についての確認に努め、必要に応じて合同調整を行う場を設置する等、十分な連携を図るものとする。

### 第2節 資機材等の調達及び受援 (総務課、建設住宅課)

#### 1 目的

この計画は、災害に際し、必要な資機材（建設機械、資材）の現況把握、緊急使用について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

#### 2 資機材等の調達及び受援

応急対策に必要な資機材及び技能要員は、琴浦町建設協議会との協定に基づき調達するものとする。

町内調達で不足するときは、県（県土整備部）に要請し、必要な資機材を調達するものとする。

### 第3節 自治体の広域応援 (総務課)

#### 1 目的

この計画は、大規模な災害により著しい被害が発生した場合において、町内の防災力ではこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の自治体の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

#### 2 県内自治体の相互応援

- (1) 町は、災害応急措置実施のため必要があるときは、災害対策基本法第 67 条、第 68 条の規定及び相互応援協定に基づき、県及び県内市町村に応援を要請する。
- (2) 応援の種類
- ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
  - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
  - ウ 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
  - エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
  - オ 被災者を一時受入れするための施設の提供
  - カ その他特に要請のあった事項
- (3) 応援の要請に当たっては、次に掲げる事項を明らかにして応援要請を行う。(後日、文書を提出)
- ア 被害の状況
  - イ 応援を要する物資等の品名、数量等
  - ウ 応援を要する職種別人員
  - エ 応援職員を一時受入れするための施設の規模
  - オ 応援場所及び応援場所への経路
  - カ 応援の期間
  - キ その他必要な事項
- (4) 町は、特に緊急を要すると判断した場合、被災市町村からの要請があつたとみなし、要請を待たずに必要な応援を行うものとする。
- (5) 連携備蓄の応援
- 町は、発災当初、避難者等が多数発生し物資の供給が必要となることが予想される場合、県(県本部事務局又は危機管理局)に必要な物資の種類及び数量について報告するものとする。
- 町は、一定以上の震度の地震の発生等、大規模な被害が想定される場合は、連携備蓄物資が災害発生当初において必要となることに鑑み、県の調整を待たずして、自主的に被災市町村を応援するよう努めるものとする。

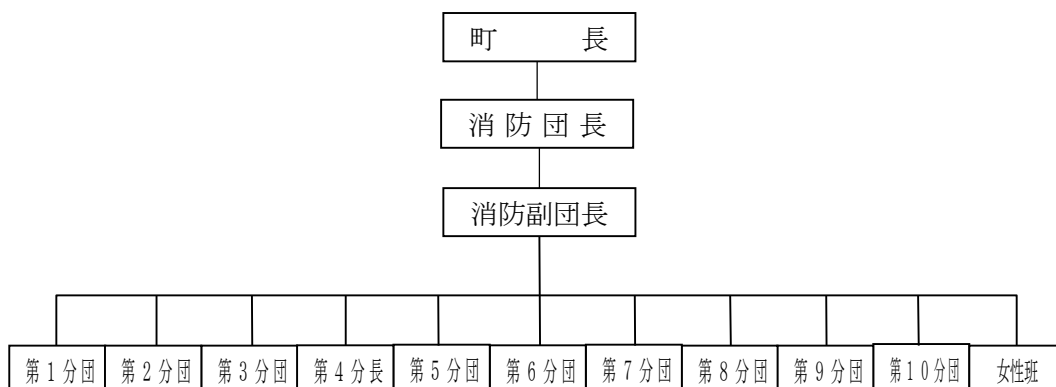
#### 第4節 消防活動(消防団)

##### 1 目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする

##### 2 組織

町における消防に関する組織は次のとおりである。



### 3 消防団動員による活動

(1) 町は、消防団を動員し、次の活動を行う。

- ・情報収集伝達活動
- ・火災防御活動
- ・救助活動
- ・水防活動
- ・住民の避難誘導

なお、消防団は、大規模な災害が発生し、常備消防の到着が遅れている等の場合、町と併せて県本部事務局（県本部を設置していない場合は危機管理局）又は中部消防局に対して被害情報の提供を行うものとする。

(2) 出動の基準

ア 平常出動

非常出動に至らない段階で、その災害の様態により消防団長の指示する方法によって消防活動を行う場合

イ 非常出動

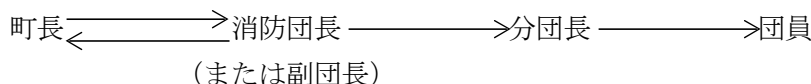
災害の規模の拡大にともない、強力なる対策を実施するため、団員全員によって消防活動を行う場合

(3) 招集方法

団員は、団長の招集命令によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水害・火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡にあたっては、メール、防災行政無線、サイレン、電話等、迅速的確な方法をもって行う。

連絡系列は次図によるものを原則とする。



### 4 鳥取県水難救済会の救難所救助員及び救助船等による水難救助活動及び行方不明者の搜索

鳥取県水難救済会の避難所を有する琴浦町は、海上保安部（署）から出動要請があったときは、救難所所属の救助員及び船等を出動させ水難救助活動及び行方不明者の搜索を行うものとする。

### 5 自主防災組織の実施する救助、救援活動の支援

町は、自主防災組織と連携し、自主防災組織の実施する救助、救援活動を支援するものとする。

### 6 自主防災組織及び事業所等地域の防災組織は、次により自主的に活動を行うものとする。

- (1) 災害情報を収集し、地域住民や関係者への伝達を行う。
- (2) 地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。
- (3) 地域住民や関係者を、指定された避難所等の安全な場所へ誘導する。
- (4) 保有資機材を活用し、被災者の救助活動を行う。
- (5) 地域や事業所の被災状況、避難状況、救助活動の状況等を町、消防、警察等へ通報する。
- (6) 活動を行うときは、可能な限り町、消防局、警察等の防災関係機関と連携を図る。

## 第5節 海上保安庁の応援要請（総務課）

### 1 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、海上保安庁の応援を要請し、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。



## 2 海上保安庁の救援協力の要請に係る知事への要請

町長は、海上保安庁に救援協力の要請を行う必要があると認めるときは、知事に対し海上保安庁の救援協力の要請を求めるものとする。

## 3 救援協力の基準

災害により被害が拡大し、県等で保有する船艇、航空機では対応ができなくなり、海上保安庁が有する巡視船艇・航空機による救援活動が必要と認められる場合とする。

## 4 海上保安庁の救援協力の受入時の受入体制の整備

町長は、知事を通じて海上保安庁の救援協力の要請を行った場合は、受入場所、土地及び施設管理者と土地の使用等について、通知に基づき受け入れ体制を整備するものとする。

# 第6節 自衛隊の災害派遣要請（総務課）

## 1 目的

この計画は、災害に際し、人命・財産の保護のため自衛隊の派遣を要請する場合、その手続き等を定め円滑な実施を図ることを目的とする。

## 2 実施責任者

災害派遣の要請は、町長が知事に対して行う。ただし、緊急の場合で町長が不在等の場合には、次の順位で、その者が必要な要請を行う。

第1位 副町長 第2位 教育長 第3位 総務課長

## 3 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請にあたっては、人命救助および財産の保護のため行うものとし、概ね次の基準によるものとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 町内で大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (4) 主要道路の応急復旧に必要とするとき。
- (5) 応急措置のための医療、防疫、給水および通信支援などの応援を必要とするとき。

なお、予防のための派遣については災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと当該部隊等が判断したときのみ行われる。また、応急対策の措置については、緊急度の高い公共的なもので最小限の応急措置のみを行い、その後の一般的な措置は行わない。

## 4 災害派遣の要請手続き

- (1) 町長は、災害派遣を必要とするときは、資料編第47表に定める「部隊等の災害派遣要請申請書」により知事に部隊等の派遣要請をするものとする。ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後すみやかに申請書を提出しなければならない。
- (2) 自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認めるときは、県知事の要請あるいは自衛隊単独の判断で部隊等を派遣することがある。

## 5 部隊等の受入れ措置

### (1) 受入れ準備の確立

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

#### ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所あるいは野営施設、車両、機材等の保管場所の準備

イ 連絡責任者の指名

町長は、連絡責任者を指名し、派遣部隊および県から派遣された職員との連絡にあたらせ、部隊等の活動に支障をきたさないようにする。

ウ 作業計画の樹立

応援を求める作業の内容、所要人員、応急措置に必要な資機材の確保、その他について作業計画をたて、派遣部隊到着後すみやかに作業開始ができ得る体制を整えておく。応急措置に必要な資器材は例示すれば次のようなものである。

器具類 スコップ、ツルハシ等土工具

設備類 夜間照明設備、給水用水そうまたはドラム缶、ポリエチレン容器等

資材類 金網、鉄線、カスガイ、ビニール土のう、鉄杭、標識資材等

(2) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合、連絡責任者は派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

なお、作業にあたっては地元住民が積極的に協力するよう指導する。

6 派遣部隊の撤収

町長は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、資料編第 48 表に定める撤収要請申請書により知事に派遣部隊の撤収要請を申請する。ただし、文書による報告に日時を要するとき、電話等で要請し、その後文書を提出する。

なお、知事或いは部隊自らの判断で派遣の必要がなくなったと認める場合は撤収することがある。

7 派遣部隊に関する報告

町長は、派遣部隊到着後、次の事項について知事あて報告するとともに、その後についても部隊等の活動状況を逐次知事に報告する。また、部隊等が撤収した後すみやかに資料編第 49 表に定める部隊等に関する報告書によって知事に報告するものとする。

(1) 派遣部隊の長の官職氏名

(2) 隊員数

(3) 到着日時

(4) 従事している作業の内容および進捗状況

(5) その他参考となる事項

8 自衛隊航空機が行う災害活動に対する諸準備

(1) 災害地における空中偵察機に対する信号

記号を使用して信号を送る方法については、種々あるが次の場合以外は状況により、その都度規制して航空機から通信筒（通信文を入れたもの）等を投下し、空対地の連絡を実施する。

要請者は、自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合は 1 m 四方（基準）の旗を左右に振り連絡する。

ア 病人が発生し、救助を必要とする場合 赤 旗

イ 食糧が欠乏し、救助を必要とする場合 黄 旗

ウ 孤立、倒壊家屋のため救助を必要とする場合 白 旗

(2) ヘリコプター発着場の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては、次のとおりである。

ア 地盤が堅固で平坦地（こう配 $4^{\circ}$ ～ $5^{\circ}$ 以下）であること。

イ 無障害地帯

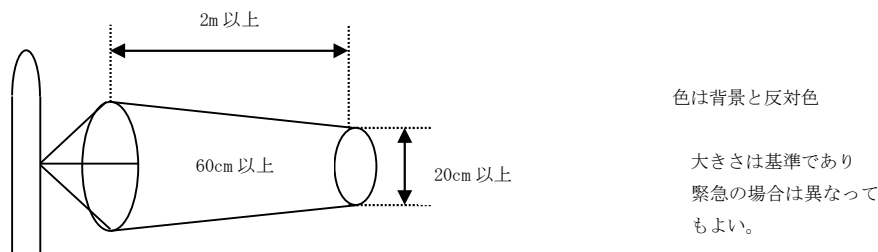
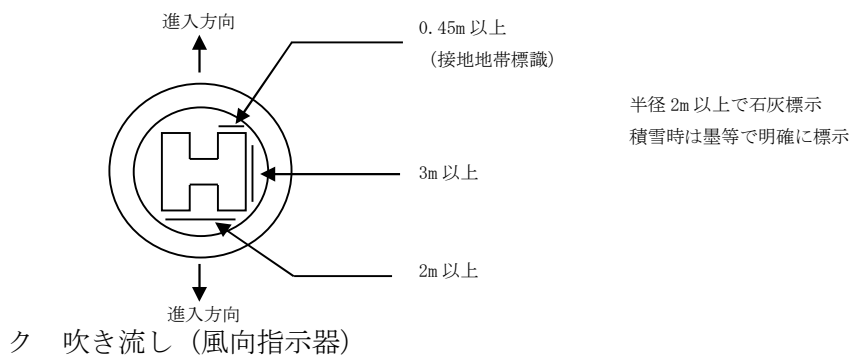
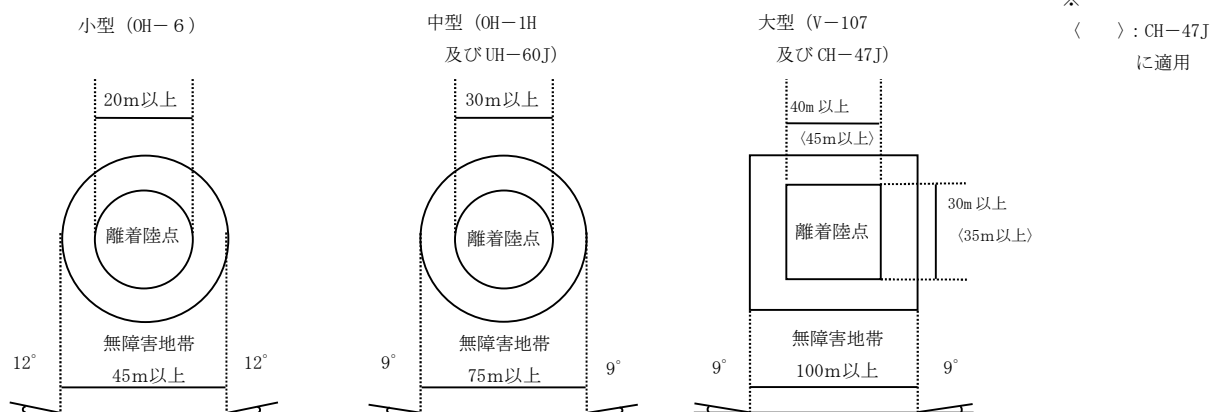
ウ 回転翼の回転によってあまり砂じん等が舞い上がらない場所。

エ 大型（CH-47）離着陸場の設定地は、コンクリート・芝地で、250m以内に天幕等、飛ばされるものがないこと。

オ 積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪または、踏み固める等の準備が必要である。

カ 単機着陸のために必要な広さ

キ 標識



ケ 危険防止の留意事項

(ア) 離着陸時は、風圧等による危険防止のため子ども等を接近させないこと。

(イ) 着陸点付近に物品等異物を放置しないこと。

(ウ) 現地に自衛隊が不在の場合は、できれば安全上の監視員を配置すること。

コ ヘリコプター発着場

本町内でこの基準に合致するヘリコプター発着適地の主なものは、資料編第 53 表のとおりである。

(3) 航空機による物量投下

ヘリコプター以外の航空機による空輸は技術的にも難点があるため、真にやむを得ない場合のみ、天候、地形等を考慮して行われる。

この方法による場合は、自衛隊、県ともよく協議し、その準備にあたるものとする。

## 第 7 節 国土交通省への応援要請及び応援受入れ（総務課）

### 1 目的

この計画は、大規模な自然災害等により著しい被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、鳥取県を通じて国土交通省に協力を要請し、災害情報等の交換（※1）や、二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被災状況調査、災害対応についての技術的助言、災害対策用機械による応急対策など、災害応急対策の推進を図る（※2）ことを目的とする。

（※1）リエゾン（現地情報連絡員）による活動

（※2）TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）による活動

### 2 応援の要請と受入れ

#### (1) 応援要請

町長は、大規模災害により著しい被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合において、必要がある場合には、鳥取県を通じて国土交通省に協力を要請するものとする。

#### (2) 受入体制

町長は、国土交通省から協力について承諾を得たとき、又は知事より救援協力の決定の通知を受けたときは、以下のとおり受入体制を整備するものとする。

ア 必要に応じて受入場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整するものとする。

イ 町長は、必要に応じて、関係職員を派遣して、町、県及び国土交通省等相互間の連絡に当たらせるものとする。

## 第5章 応援・受援計画

(災対本部・総務対策部)

### 第1節 目的

本計画は、災害が発生した場合において、町が災害応急対策を含む業務の継続に必要な資源を確保するため、災害の規模や被災地のニーズに応じて他の地方公共団体等から円滑に応援を受け、又は応援することを目的とする。

### 第2節 受援計画（災対本部・総務課）

#### 1 組織体制

町は、災害対策本部体制に、組織の規模や特性等を踏まえて、受援に関するとりまとめ業務を専任する班・担当として「受援班」もしくは「受援担当」（本章において以下「受援班等」という。）を設置するものとする。

また、災害対策本部の総務対策部に、各業務についての受援に関する専門的な業務を行うため、受援の業務担当窓口を配置するものとする。

#### 2 所掌事務

##### (1) 受援班等の役割

###### ア 受援に関する状況把握・とりまとめ

庁内における人的・物的資源ニーズ（品目、期限、数量など）及び受入状況のとりまとめを行う。

###### イ 資源の調達・管理

(ア) 人的・物的資源の過不足を整理する。

(イ) 被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。

(ウ) 今後、必要となる人的・物的資源の応援を要請や調整を行う。

###### ウ 庁内調整

(ア) 受援に関する状況について、災害対策本部内で共有する。

(イ) 庁内の実施部、災害対策本部事務局の各担当等との調整の必要性を検討する。

###### エ 調整会議の開催

必要に応じて、受援に関する調整会議を開催する。

###### オ 応援職員への支援

応援職員の応援活動等が円滑に行われる環境（待機場所、資機材等）を提供する。

##### (2) 受援業務の担当窓口の主な役割

###### ア 受援に関する状況把握

各々の業務における人的・物的資源ニーズ（品目、期限、数量など）及び受入状況を取りまとめる。

###### イ 資源の調達・管理

(ア) 人的・物的資源の過不足を整理する。

(イ) 業務担当班・課の中で、被災自治体の職員と応援職員の業務分担を明らかにする。

(ウ) 業務の実施状況を踏まえ、今後、求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。

(エ) 今後、必要となる人的・物的資源を要請し、配置の計画をする。

- ウ 受援班等への報告  
受援に関する状況について、受援班等に報告する。
  - エ 調整会議への参加  
受援班等が実施する調整会議に参加する。
  - オ 応援職員への支援  
個別の業務を実施するに当たり、応援職員の応援活動等が円滑に行われる環境（待機場所、資機材等）を提供する。
- 3 応援要請の手順及び受入
- (1) 自治体の応援  
「第3編 災害応急対策（共通）第4章第3節 自治体の広域応援」による。
  - (2) 緊急消防援助隊の応援  
「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」のほか、「第3編 災害応急対策（共通）第4章第4節 消防活動」による。
  - (3) 海上保安庁  
「第3編 災害応急対策（共通）第4章第5節 海上保安庁の応援要請」による。
  - (4) 自衛隊  
「第3編 災害応急対策（共通）第4章第6節 自衛隊の災害派遣要請」による。
- 4 応援機関等との活動調整及び活動拠点
- 「第3編 災害応急対策（共通）第4章第1節 応援活動の調整」による。
- 5 資機材の受援
- 「第3編 災害応急対策（共通）第4章第2節 資機材等の調達及び受援」による。
- 6 受援の際に配慮すべき事項
- 町は、応援職員の受入に当たり、次の点に配慮するよう努める。なお、応援のため参集した他の機関については、被災自治体への負担を避けるためできるだけ自己完結型とすることを原則としている場合があることから、応援や被災状況等の実態を踏まえて対応することとする。
- (1) スペースの確保  
応援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペース、駐車スペースを可能な限り提供するものとする。
  - (2) 資機材の提供  
執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供するものとする。
  - (3) 執務環境の整備  
執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意するものとする。
  - (4) 宿泊場所に関するあっせん等  
応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、状況に応じて宿泊可能な場所の情報提供やあっせんなどを行うものとする。  
被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討するものとする。
- 7 ボランティアとの連携
- 町は、災害時には支援活動に協力するNPO団体、ボランティア団体との連携に努めるものと

する。詳細については、第3編 災害応急対策（共通）第11章第2節 ボランティアとの協働」による。

### 第3節 応援計画（総務課）

#### 1 応援の基本方針等

(1) 町における応援の基本方針は次のとおりとする。ただし、被災地の状況に応じて適宜修正するものとする。

ア 安全を第一に考える

イ 被災者・被災自治体の目線での対応を心掛ける

ウ 指示待ちをせず、積極的に被災自治体の職員を支援する

エ 応援にあたり、衣食住等は自己完結を目指し、被災自治体の手をできるだけ煩わさない

オ 健康管理に十分気をつける

カ 後に入る応援職員への引継ぎまでが応援業務であることを意識する

(2) 応援職員の携行品としては、次に例示するものとする。

食料、飲料水、寝袋、毛布、パソコン（タブレット端末）、通信機器、デジタルカメラ、地図、車両等の移動手段、燃料の携行缶、個人装備（防寒着、ライト、ヘルメット、手袋、マスク、筆記用具等）、その他（トイレパック、ウェットティッシュ、充電器等）

#### 2 組織体制

町は、県内における災害で他市町村を応援する場合、その状況に応じ、応援業務を総括するための組織として支援本部を設置し、総務課に「支援担当窓口」等を設置するよう努めるものとする。

#### 3 所掌事務

町の支援本部の主な役割は次のとおりとする。

(1) 応援に関する状況把握・とりまとめ

庁内における人的・物的資源の応援状況（品目、期限、到達状況、数量等）をとりまとめる。

(2) 応援に係る資源管理

ア 被災市町村における人的・物的資源に関するニーズと、現状の応援状況を整理する

イ 今後、必要となる人的・物的資源の内容を検討し、必要に応じて応援計画の作成や事前準備を行う

(3) 庁内調整

ア 応援状況について、庁内において共有する。必要に応じて関係機関等とも共有する。

イ 他の応援との調整の必要を検討する

(4) 応援の検討

必要に応じて、支援本部会議等により応援の要否、内容等について調整・検討を行う。

(5) 応援職員に対する支援

ア 派遣する応援職員に、被災地の状況について情報提供を行う。

イ 派遣する応援職員の応援先での宿泊場所と被災地内外の車両など移動手段を用意する。

ウ 応援に入る際の携行品、応援業務に必要な資機材について準備する。（応援職員に準備をさせる場合もある。）

エ 派遣中の応援職員向けとの調整・相談窓口を設け、応援業務の後方支援を行う。

オ 適切な業務の引継ぎを可能とする応援ローテーション計画を作成し管理する。

#### 4 応援の手順

「第3編 災害応急対策編（共通）第4章第3節 自治体の広域応援」による。



## 第6章 避難対策計画

(総務対策部、健康福祉対策部、文教対策部)

### 第1節 避難の実施 (総務課、福祉あんしん課、子育て応援課、教育総務課、)

#### 1 目的

この計画は、災害時における町長等が行う避難指示等の基準および要領を定めて危険区域内の住民および滞在者を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

#### 2 避難指示等の発出

##### (1) 実施責任者

災害による避難の指示についてはそれぞれの法律に基づき次の者が行うが、町長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施するものとする。

なお、学校における児童・生徒の集団避難は、町長の避難措置によるほか、教育長の指示により、学校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、学校長は、町長・教育長の指示を待つことなく実施できるものとする。

##### (2) 避難指示等の類型

###### ア 立ち退き避難型の安全確保行動 (その場から移動する)

情報の種類	発出時の状況	住民に求める行動	避難指示等を発出する際の住民への周知 (上段：要旨、下段：周知文例)
高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が固まった状況	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(要支援者は避難行動を開始) これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	「避難に時間が要する人は避難を開始」 「いつでも避難できるよう準備を開始」 高齢者等避難情報を〇〇地区に発令しました。 高齢者など特に避難行動に時間が必要な方は避難場所への避難行動を、避難支援者は避難支援の行動をかいししてください。 そのほかの方も、いつでも避難できるよう家族等との連絡や非常用持出品の用意等、避難準備を開始してください。
避難指示	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判	避難指示等の発出後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は直ちに避難行動に移るとともにその暇がない場合は生命を守る最低限	「人的被害の危険性が非常に高い状況であり直ちに避難」 避難指示を〇〇地区に発令しました。 直ちに避難を完了してください 生命、身体への危険が非常に高まっています。 まだ避難していない住民の方は、直

断された状況 ・人的被害の発生した状況	の行動	ちに避難行動をとるか、外出することが危険な場合は屋内の安全な場所に避難する等の命を守る行動をとってください。
------------------------	-----	--

※状況に応じて、実況の気象状況や河川の水位状況を付加したり、町の実情に応じた共助に関する呼びかけを付加することなども有効。

イ 屋内待機型の安全行動確保（その場にとどまる場合を含む）

情報の種類	発出時の状況	住民に求める行動
屋内での待機等の安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	自宅等の屋内に留まる、建物の2階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）

(3) 避難の指示等の実施責任者及び根拠法令

区分	実施責任者	根拠法令	種類	措置する内容	措置内容
高齢者等避難	町長	災対法第56条	災害全般	災害に関する予警報又は通知に係る事項を関係機関等に伝達する場合で、必要があると認めるとき	予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置
避難指示	町長	災対法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があり、急を要すると認めるとき	避難のための立退き、立退き先の指示（知事に報告）
	知事	災対法第60条	災害全般	上記の場合において町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）	避難のための立退き、立退き先の指示（公示し、町長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を町長に通知）
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般	1 同上において町長が指示できないと認めるとき 2 同上において町長から要求があったとき	避難のための立退き、立退き先の指示（町長に通知）
	知事（その命を受けた県職）	水防法第29条	洪水、高潮、津波	洪水、高潮、津波により危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示（水防管理者のときは、当該区域を

	員、水防管理者)				所轄する警察署長に通知)
	知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法第25条	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示 (当該区域を所轄する警察署長に通知)
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、又は危険防止のための措置を命ずる (公安委員会に報告)
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	同上的場合において、警察官がその場にはいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用される	同上 (公安委員会に報告)

#### (4) 避難行動要支援者対策

町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿等を効果的に利用し、避難行動要支援者についての迅速な安否確認等の実施、個別避難計画等に基づく避難行動要支援者の迅速・的確な避難支援を実施するものとする。

また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険箇所にある要配慮者施設 (社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。) については、あらかじめ各施設の避難確保計画に定めた避難方法に応じて、施設と連携しながら必要な避難支援を行う。

#### (5) 高齢者等避難の発出

町は、避難が必要となるおそれがある場合は、避難行動要支援者の避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで避難行動要支援者及び支援者並びに危険箇所にある要配慮者利用施設に対して避難を呼びかけるとともに必要な対策を実施するものとする。

### 3 避難が必要な災害の事象及び住民がとるべき行動

#### (1) 避難が必要な災害の事象

災害の種類	事象
洪水等 (洪水、内水氾濫)	1 堤防から水があふれたり (越流)、堤防が決壊した場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合 2 山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合 3 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回るにより屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合

	4 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
土砂災害	1 背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合 2 土石流が発生し、被害のおそれがある場合 3 地すべりが発生し、被害のおそれがある場合
高潮	1 高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合 2 浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回るにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
津波	1 津波による浸水のおそれがある場合 2 海岸堤防等より陸側が浸水することはないものの、海岸や海中で津波の強い流れにより人が流されるなどの被害のおそれがある場合
火災	1 強風下或いは大規模な建物火災、林野火災の発生により、住宅等へ延焼のおそれ又は拡大し、人命の危険が著しく大な場合
毒劇物	1 毒劇物の漏洩により、人命の危険が大な場合
爆発物	1 可燃性のガスの漏洩等により、爆発の危険が大な場合 2 不発弾等が発見され、その処理に当たり、危険回避する場合

(2) 住民がとるべき行動

警戒レベル 避難情報	とるべき行動
警戒レベル1	1 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	1 ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3 高齢者等避難	1 高齢者等 <sup>※</sup> は危険な場所から避難（立退き避難 <sup>※1</sup> 又は屋内安全確保 <sup>※2</sup> ）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 2 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難するタイミングとする。早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4 避難指示	1 危険な場所から全員避難（立退き避難 <sup>※1</sup> 又は屋内安全確保 <sup>※2</sup> ）する。
警戒レベル5 緊急安全確保	1 指定緊急避難場所への立ち退き避難することがかえって危険である場合緊急安全確保 <sup>※3</sup> する。

※1 立退き避難：ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、高潮浸水想定区域、津波浸水想定等や、そのような区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地、山裾等）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自

宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

※2 屋内安全確保：災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの立退き避難が最も望ましいが、洪水等及び高潮に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保すること。

※3 緊急安全確保：「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況※に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。

#### 4 事象ごとの避難指示等の発出

##### (1) 河川の氾濫等に係る避難指示等の発出

###### ア 避難指示等の発出

町は、河川の氾濫等について、水位等の情報に応じて避難指示等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。

###### イ 発出の基準

発出の基準は、次の表に示す事象のいずれかに該当する場合とする。

警戒レベル 避難情報	事 象
レベル3 高齢者等 避難	<p>1～3のいずれかに該当する場合に発出する。</p> <p>1 加勢蛇川、洗川、勝田川の水位観測所の水位が<b>氾濫注意水位</b><sup>※1</sup>に到達し、次の①②のどちらかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 各河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）（警戒レベル3相当情報【洪水】）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が<b>洪水警報基準</b><sup>※2</sup>に到達する場合）</p> <p>② 各観測地点上流で、大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>3 高齢者等避難の発出が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過するが予想される場合</p>
レベル4 避難指示	<p>1～3のいずれかに該当する場合に発出する。</p> <p>1 加勢蛇川、洗川、勝田川の水位観測所の水位が<b>氾濫注意水位</b><sup>※1</sup>を超え、次の①②のどちらかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①各河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が<b>洪水警報基準</b><sup>※2</sup>を大きく超過する場合）</p> <p>②各観測地点上流で、大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>3 警戒レベル4避難指示<b>避難勧告</b>の発出が必要となるような強い降雨を伴う</p>

	<p>台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発出が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発出</p> <p>5 <b>ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</b></p>
<b>レベル5 緊急安全確保</b>	<p>1 各河川の水位が堤防高に到達した場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合排水機場の運転を停止せざるをえない場合（発令対象区域を限定する）</p> <p>4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨と区別警報は市町村単位を基本として発表されるので、警戒レベル5緊急安全確保の発出区域は適切に絞り込む）</p> <p>5 堤防の決壊や溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>

※1 氾濫注意水位

河川名	観測所所在地	氾濫注意水位
加勢蛇川	杉下	1 8 0 c m
	三本杉	2 0 0 c m
洗川	田越	2 0 0 c m
勝田川	八幡	3 3 0 c m

※2 洪水警報基準

流域名	流域雨量指数基準
加勢蛇川流域	1 4 . 7
洗川流域	1 1 . 7
勝田川流域	1 4 . 2

ウ 発出の範囲

- (ア) 高齢者等避難については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、町が把握している避難行動要支援者のうち浸水想定区域等の危険な地域にあるため早急に避難が必要な者
  - (イ) 避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた水位等に応じた地域にある者
  - (ウ) 避難指示等の発出基準に該当する区域にある住家等のある地域にある者
  - (エ) 発出に当たっては、浸水想定区域にある住家に限らず集落・地域単位での発出を行う。
- (2) 土砂災害に係る避難指示等発出

ア 町は、土砂災害について、県土整備部と鳥取地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報に応じて、避難指示等の発出基準に基づき、住民への危険性を勘案し避難指示等を発出するものとする。

イ 発出の基準

発出の基準は、次の表に示す事象のいずれかに該当する場合とする。



警戒レベル 避難情報	事 象
<p style="text-align: center;"><b>レベル3 高齢者等 避難</b></p>	<p>1～2のいずれかに該当する場合に発出する。</p> <p>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>
<p style="text-align: center;"><b>レベル4 避難指示</b></p>	<p>1～6のいずれかに該当する場合に発出する。</p> <p>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合。 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合</p> <p>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>6 高齢者等避難による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p>
<p style="text-align: center;"><b>レベル5 緊急安全確保</b></p>	<p>1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：土砂災害の発生が確認された場合</p>

ウ 発出の範囲

- (ア) 高齢者等避難については、避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、町が把握している避難行動要支援者のうち土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者及び福祉保健施設
- (イ) 避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた土砂災害危険度情報のメッシュ図に応じた土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者及び福祉保健施設

(ウ) 土砂災害の前兆現象を発見した場合にあっては、該当する前兆現象の発見箇所の土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者及び福祉保健施設

(エ) 発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、山崖側にある周辺の住家等を含めて発出を行うものとする。

(3) 火災に係る避難指示等の発出

ア 町は、発生した火災の規模、気象情報等に基づき、住民の財産、生命の危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。

イ 発出の基準

避難情報	事象
避難指示	1 住宅密集地で火災が発生し、強風により延焼拡大のおそれがある場合 2 大規模な建物の火災が発生し、住宅等への延焼拡大のおそれがある場合 3 大規模な林野火災が発生し、住宅への延焼のおそれがある場合

(4) 津波災害に係る避難指示発出

ア 町は、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発出せず、基本的には「避難指示」のみを発出するものとする。

ただし、遠地地震のように津波が到達するまでに相当の時間があるものについては、気象庁が到達予想時刻等を「遠地地震に関する情報」として発表した情報等から、「高齢者等避難、避難指示」の発出を検討するものとする。

イ 町は、停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くとも1分程度の長い揺れを感じた場合においても、津波が起きることを想定して避難指示を発出するものとする。

避難情報	情報の区分
避難指示	1～2のいずれかに該当する場合に発出する。 1 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 (ただし、予想される津波の高さにより、避難指示の対象区域が異なる。) 2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることが出来ない状況において、強い揺れを感じた場合、或いは揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

ウ 避難指示等の発出対象地域

鳥取県が、令和元年9月17日「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」に指定した次の地域の沿岸部を対象とする。

(詳細な範囲については、「津波ハザードマップ」を参照)

東伯地区	二軒屋、逢東1～6区、丸尾、徳万、大灘団地、八橋1～7区、
赤碕地区	朝日町、亀崎町、港町、東三軒屋町、三軒屋町、塩屋町、東町、仲之町、本町、西仲町、西町、八幡町、花見町、下市、籠津

(5) 高潮災害に係る避難指示等の発出

ア 避難指示等の発出

町は、高潮災害について、気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等に応じて避難指示等の基準に基づき、住民等の危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。

イ 避難指示等の判断の基準

警戒レベル	事象
-------	----



避難情報	
<p style="text-align: center;"><b>レベル3 高齢者等 避難</b></p>	<p>1～4のいずれかに該当する場合に発出する。</p> <p>1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）</p> <p>2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が当町にかかると予想されている、又は台風が当町に接近することが見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性が高い旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>
<p style="text-align: center;"><b>レベル4 避難指示</b></p>	<p>1～2のいずれかに該当する場合に発出する。</p> <p>1 高潮警報（警戒レベル4相当情報 {高潮}）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当 {高潮}）が発表された場合</p> <p>2 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）</p>
<p style="text-align: center;"><b>レベル5 緊急安全確保</b></p>	<p>（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）</p> <p>1 水門、陸閘等の異常が確認された場合</p> <p>2 浸水が発生したと推測される場合 （災害発生を確認）</p> <p>3 海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>4 異常な越波・越流が発生した場合</p>

ウ 発出の範囲

- (ア) 高齢者等避難については、避難行動要支援者及び避難行動支援者の支援者のほか、町が把握している避難行動要支援者のうち高潮による浸水する地域にあるため早急の避難が必要な者
  - (イ) 避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた高潮により浸水するおそれのある地域にある者
  - (ウ) 発出に当たっては、危険個所にある住家に限らず、沿岸部ある周辺の住家等を含めて発出を行う。
- (6) その他の災害による避難指示等の発出
- ア 避難指示等の発出
 

町は、毒劇物・可燃性ガスの漏洩、爆発物の発見等により、人命に危険を及ぼすおそれのある場合に避難指示を発出するものとする。
  - イ 発出の範囲
 

警察、消防等の指示による範囲とする。
- (7) 避難指示等発出時の県への報告
- 町は、避難指示等が発出した時は、災害対策基本法第60条第4項の規定に基づき、速やか

に次の事項について、県（危機対策・情報課及び中部総合事務所県民福祉局）にメール、災害情報配信システム、被害情報等報告システムにより報告するものとする。

- ア 避難情報の発出種別
- イ 避難情報を発出・解除日時
- ウ 避難所開設・閉鎖日時及び避難者数
- エ 避難の対象地区名、世帯数、人数

(8) 避難指示等の伝達

ア 町の避難指示等の伝達

(ア) 町は、避難指示等を発出した時は、防災行政無線、町ホームページ、TCCデータ放送携帯電話の緊急速報メール、ファクシミリを通じ、住民に伝達するものとする。

また、町、警察署、消防機関等の広報車による広報を行い、緊急避難を要する異常事態の場合に立ち退き避難が必要な世帯に対して完全に周知徹底を図るため、必要により消防団員などで戸別訪問により伝達するものとする。その際、情報を伝達する者の避難時間を考慮して早めの伝達に努める等、安全確保に留意する。

(イ) 保育園、こども園、福祉施設、医療機関等の早期の避難や準備が必要な施設に対しては早期の情報伝達に努めるものとする。

(ウ) また大規模な事業所等、多くの人が集まる施設への伝達に留意すること。

イ 放送機関への避難指示等の発出情報の伝達

避難指示等を発出した時は、Lアラート、FAX等により、県及び5放送局（NHK鳥取、日本海テレビ、山陰放送、山陰中央テレビ、エフエム山陰）のテロップ放送やアナウンス等、できるだけ文字及び音声の両方により、県には県ホームページにより住民に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。

(9) 避難指示等の発出・伝達に当たっての留意事項

ア 避難指示等の発出

(ア) 町長は、あらかじめ作成した基準に基づき、避難指示等を発出する。

(イ) 基準に達しない場合であっても、気象等の状況を勘案し、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難指示等を発出する。

(ウ) 町は、避難指示等の発出の参考とするため、国、県、その他関係機関の情報を能動的に入手するものとし、発出の判断に当たっては、必要に応じ、技術的な助言を求めるものとする。

なお、事故等により町長不在等の場合には、次の順位とする。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務課長

イ 夜間の避難

町は、夜間の避難は危険を伴うため、極力日没前に避難が完了できるよう早期の発出に努めるものとする。

ただし、急を要する場合は夜間等であっても避難情報を発出するものとするが、周囲の状況等から判断して、屋内での安全確保措置についても次善の策として検討する。

ウ ダム・ため池に係る避難情報の発出等

町は、災害の発生が予想されるとき、ダム・ため池の状況やダム・ため池に関する操作、措置等の情報について、危害防止のために必要がある時は、住民に対して注意喚起や避難勧告を発出する。

(10) 住民による適切な避難行動の実施

住民は、災害が発生するまでに計画された避難場所への避難を終えることが原則であるが自然災害においては不測の事態も想定されることから、計画された避難場所に避難することが常に適切とは限らない。災害の状況等に応じて、別の場所（自宅又は近隣家屋の上階、近くの高台等）に待機するほうが適切な場合もある。事態の進行や災害の状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。

このことから、住民は、下記の点について留意するよう、平時からあらかじめ十分に周知を図るとともに、災害が発生するおそれのあるときや、避難情報を発出したときには、住民への周知徹底に努めるものとする。

ア 道路の冠水、台風、夜間など、危険な状況下で避難を強行することにならないよう、避難行動をとる際には、余裕をもって十分安全を確保すること。

イ 切迫した状況下では、無理をせず生命を守る最低限の行動（自宅や施設内の安全な部屋での自宅退避、最寄りのより安全な場所への避難など）を選択すること。

## 5 避難誘導

### (1) 避難者誘導方法

ア 避難のための立退きは避難者が各個に行うことを原則とするが、自力での避難、立退きが不可能な場合においては、町において車両、舟艇、ロープ等の資機材を利用して安全に行うものとする。

イ 自力で避難が困難な避難行動要支援者については、あらかじめ定めた避難支援等実施者や区長等の協力を得て町職員、警察官及び消防団員が行うものとする。

ウ 避難場所が比較的遠距離にある場合又は危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するものとする。

エ 避難先の選定に当たっては関係機関と連携し、障害物等の除去を行って、必要に応じて、交通規制を行って避難路及び避難者の安全を確保する、

オ 町長は、被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において処置できないときは、知事に避難者移送の要請をするものとする。

### (2) 避難順位及び携行品の制限

ア 避難の順位は高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、子ども、病人等を先に行い、次いで、一般青壮年女子、一般青壮年男子の順で避難するものとする。

イ 災害の種別、災害発生を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するように努めるものとする。

ウ 携行品は、必要最小限度にとどめるものとする。

エ 自動車による避難は、極力自粛するものとする。

## 6 児童・生徒等の集団避難

### (1) 避難実施の基準

ア 教育長は、町内の児童・生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成するよう指導するものとする。

イ 避難措置は、何よりも児童・生徒の生命、身体、心の安全に重点をおいて実施するものとする。

### (2) 実施要綱

ア 教育長は、安全性や状況を勘案して、町長の指示によらずして、できるだけ早期に児童、生徒及び教職員の避難を実施するものとする。

町教育長・・・・・・小中学校長に指示

イ 教育長は、避難の指示に際し、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険の迫っている学校から順次指示するものとする。

ウ 児童・生徒の避難順位は、低学年、障がい者等を優先に行うものとする。

エ 学校長は、非常時の登下校時には、登下校経路の主要な地点に教職員を派遣し、安全を確保する。

オ 学校長は、避難が比較的長期にわたると判断されるときは、児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。実施に当たっては、保護者に連絡を取り、迎えに来てもらい引き渡すことになるが、迎えに来られない場合については、学校で保護を行うものとする。

カ 学校長は、集団避難が必要なときは、町と連携して速やかに避難行動を開始する。なお、町は、児童・生徒が帰宅困難な場合に学校や避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会に報告を行う。

キ 町は、夜間・休日等に地震が発生したときは、発生した地震の程度に応じて、児童・生徒の安否確認を行うとともに、県教育委員会に報告を行う。

### (3) 留意すべき事項

学校長は、災害が発生するおそれのある場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、以下の点に留意するものとする。

ア 予想される災害の種別、時期、程度等についての情報を常に把握すること。

イ 必要に応じて、臨時休校や授業の打ち切り等の措置を講ずる。

(ア) 「教育関係機関の災害情報収集要領」により、直ちに県教育委員会に報告。

(イ) 措置内容を速やかに児童・生徒及び保護者に連絡。

(ウ) 児童、生徒の下校を伴う場合には、安全確保に努める。なお、対応困難時は、町等関係機関に応援要請を行う。また、帰宅困難な場合に学校に待機させる児童・生徒がいるときは職員の待機等の措置を講ずるものとする。

(エ) 登下校と台風等の襲来が重ならないよう、適切な時期に判断を下す。

### (4) 保育園等の避難措置

保育園等については、早期の避難準備が必要となることから、町は、通常の避難指示等の発出よりも早い段階での避難情報等の発出に努めるものとする。

また、災害の発生が予想される場合には、早い段階での園児の保護者への引渡しについて保育園に指示するものとする。

## 第2節 指定緊急避難場所・指定避難所の開設（総務課、税務課、社会教育課、人権・同和対策課、生涯学習センター管理室、図書館）

### 1 目的

この計画は、災害が発生し住家被害の発生及び危険回避のため、住民の避難が必要になった場合において、緊急避難場所及び避難所を適切に開設及び運営することを目的とする。

※ 本節において、災害対策基本法に定める「指定緊急避難場所及び指定避難所」を「指定緊急避難場所等」という。

※ 本項目において、指定避難所及び臨時的に設置された避難所を含め、単に「避難所」という。

### 2 指定緊急避難場所等の開設及び運営

町は、発災時に必要に応じ指定緊急避難場所等を開設し、住民に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、事態の切迫した状況下では、計画された指定緊急避難場所等に避難することが適切でなく、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難することが適当な場合があることに留意する。

#### (1) 指定緊急避難場所の開設

ア 発生した災害の種類に応じて、適切な指定緊急避難所を順次決定する。ただし、災害の種類によっては、時間的に余裕がなく施設管理者や避難者の判断によらざるを得ない場合があることに留意するものとする。

(ア) あらかじめ指定された指定緊急避難場所を優先

(イ) 風水害については、浸水想定区域や堤防決壊等の状況及び土砂災害の危険性等を勘案し、必要に応じてあらかじめ指定した指定緊急避難場所以外の緊急避難場所を選定するものとする。

イ 町は、避難指示等を発出したとき並びに災害発生又は災害発生のおそれにより自主避難者があるときは、必要に応じて指定緊急避難場所を開設し避難者を受入れ保護するものとする。

ウ 町は、夜間等に施錠されている施設を指定緊急避難場所として使用するときには、施設管理者とあらかじめ定めた手順により、速やかに指定緊急避難場所の開設を行う。

エ 町は、指定緊急避難場所を開設したときは、県（県本部事務局又は危機管理局）に直ちに次の事項を報告するものとする。

(ア) 指定緊急避難場所開設の日時及び場所

(イ) 指定緊急避難場所開設数及び受入れ人員

(ウ) 開設期間の見込み

#### (2) 指定避難所の開設

ア 町は、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする必要がある場合には、指定避難所を開設するものとする。

イ 適当な指定避難所が確保できない場合、自衛隊等に応援を求めて天幕設置を行うなど、仮受入れ施設を確保するとともに、その他の施設を確保して避難所を開設する。

ウ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、避難所の設置・維持について適否を検討する。

エ 避難所を開設した場合、連絡員はその維持、管理等のため、災害救助法で定める資料編第25表の様式による正確な記録をするものとする。

オ 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内を原則とする。

なお、災害救助法が適用され、継続開設の必要がある場合はその期間内に知事あて期間の延長を申請するものとする。

#### (3) 避難所の運営

町は、あらかじめ定めた避難所運営マニュアル等に基づき、以下の事項に留意して避難所を運営するものとする。

その際、避難所の運営に関し、役割を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援するものとする。

ア 避難所の開設に当たっては、2泊以上の宿泊を伴う等、長期にわたる避難が予想される場合は、避難者1人当たり6㎡（うち有効建物面積3㎡程度）の確保を目安とする。

短期避難の場合であっても、最低でも避難者1人当たり1.65㎡のスペースの確保を目安とする。（要介助者については介助スペースを考慮して、広くスペースを確保）

イ 町は、地域住民や自主防災組織等の協力を得て避難所を運営する。

ウ 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。その際、妊産婦、乳幼児、高齢者等の要配慮者のニーズを的確に把握するため、育児や介護経験のある職員の配置を検討するものとする。また、男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、男女の役割を固定的に考えることなく、避難所運営の役員に女性を登用し、女性が積極的に避難所運営に関われる環境を構築するなど男女共同参画による避難所運営ができるよう配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、女性の悩み、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難場所における安全確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。また、日本語の意思疎通ができる外国人を運営要員として加えるなど多様な主体で避難所運営ができるよう努める。

エ 男女別だけでなく、LGBT等の多様な性の在り方について理解するとともに、尊重するよう努めるほか、相談員を設置するなど避難所運営について配慮するよう努める。

また、周囲の理解不足により不安を抱えていたり、周囲に話せない状況である可能性があることにも留意する。具体的には、相談できる窓口、男女共用スペースやユニバーサルトイレ（最低1基）の設置、風呂等を個別利用できる時間設定、男女別の救援物資を人目に触れず支給できるよう配慮するとともに、周囲へ理解を求めるよう努める。

オ 必要に応じ、避難所の安全確保と秩序維持のため警察官を配置する。

カ 地域住民や自主防災組織等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

キ 避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境、老若男女のニーズの違い等を踏まえ実施するものとする。

ク 避難所生活で子どもの心の健康が損なわれないように、子どものためのプレイスペースを設置し、親やボランティアが子どもの遊び相手となりながら子どものケアに当たる。

ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握、ユニバーサルデザインへの配慮に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師等による巡回の頻度、暑さ寒さ対策の必要性、食料の確保、配食状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるものとする。

なお、ペット同行避難者がある場合は、ペットのためのスペースの確保に努めるものとする。

コ 町は、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設し、避難所が過密状態とならない環境の確保に努めるものとする。併せて、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染予防対策に加えて、検温や手指消毒、マスクの着用の徹底を図り、十分な換気を行って感染防止に努めるものとする。

また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者と導線

を区分するよう努めるものとする。

サ 災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用により、避難所の早期解消に努めるものとする。

シ 町は、大規模災害により被災地の通信の途絶等があった場合、NTT西日本に対し特設公衆電話の設置を要請するものとする。

ス 町は、新型コロナウイルスなどの感染症患者等への差別やデマなどによる人権問題の発生防止等に努めるものとする。

セ 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

#### (4) 要配慮者対策

##### ア 避難所での対策

町は、避難所において、次の事項について十分配慮するものとする。

(ア) 要配慮者用窓口の設置

(イ) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所

(ウ) 要配慮者に配慮したスペースの確保

(エ) 避難所における要配慮者の把握と要望調査

(オ) 避難所のバリアフリー化

(カ) おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮

(キ) 母乳保育を継続するための支援

(ク) 粉ミルク、哺乳瓶、乳首、柔らかい食品等食事内容の配慮

(ケ) 手話通訳、外国語通訳、ボランティア等の協力による避難所での生活支援

(コ) ゼリーやお菓子、生理用品や紙おむつなど、高齢者や児童など多様な要配慮者に配慮した備蓄品の整備

##### イ その他災害時に配慮すべき事項

(ア) 巡回健康相談や栄養指導等の重点実施

(イ) 仮設住宅の構造、仕様についての配慮

(ウ) 仮設住宅の優先的入居

(エ) 仮設住宅入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認

(オ) ケースワーカーの配置や継続的な精神面での支援

(カ) 福祉相談窓口の設置

(キ) 風邪等の感染症対策

(ク) 避難所に要配慮者担当を配置（女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置も検討）

(ケ) 障がい者等要配慮者の多様な態様へ配慮した適切な方法による情報提供

(コ) 学校の教室や保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を検討

(サ) 介護者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応

(シ) 食物アレルギーの症状を示すなど食事への配慮が必要な方への対応

##### ウ 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣

町は、大規模災害等の発生等により災害救助法が適用され、又は適用される可能性のある

場合、高齢者・障がい者等要配慮者への適切な福祉支援を実施するため、県に対しDWA Tの派遣を要請する。

#### 【DWA T】

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）などの福祉専門職により構成する応援派遣チームで、災害が発生した際に、避難所、福祉避難所及び被災者宅等において、要配慮者に関するニーズを聞き取り、福祉的な課題に対応して、福祉避難所へつなぎや関係機関への受入れを調整する等、必要な支援を行う。

#### (5) 所要物資の確保

避難所開設及び受入れ保護のための所要物資は町において確保するものとする。ただし、町において確保できないときは、町長は物資の確保について知事に要請するものとする。

### 3 避難所外等での避難生活者への対応

- (1) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師、災害派遣福祉チーム（DWA T）等による巡回健康相談の実施等、保健医療福祉サービスの提供、正確な情報伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (2) 町は、被災した住居内にいる在宅の被災者や車中避難している被災者など避難所以外で避難生活を送っている者の早期把握に努め、必要な支援を行うとともに、必要に応じ指定避難所への移動を促すものとする。また、避難所で生活せず、食事のみ取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県（県本部事務局又は危機管理局）への報告を行うものとする。特に食事のみを受け取りに来ている者については、食事を渡す機会を活用して現状把握に努める。
- (3) 車内生活等を送っている者に対しては、エコノミークラス症候群のおそれがあるため、避難状況の把握に努めるとともに、予防用リーフレット等を配布するなどして、早急に避難所への移動を促すとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとする。
- (4) 上記の対応に当たっては、必要に応じて県・警察の協力を要請するものとする。

### 第3節 孤立発生時の応急対策（総務課、建設住宅課）

#### 1 目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により、孤立が発生した場合の支援及び復旧対策等について定めることを目的とする。

#### 2 孤立状況の把握及び共有

##### (1) 交通状況の把握

水害等による土砂崩落等や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、食糧、医薬品の不足或いは、急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想されるため、町は、次に掲げる災害等が発生した場合、当該災害により孤立集落が発生していないか点検するものとする。

ア 道路の崩壊

イ 道路への土砂崩れや雪崩の流入

ウ 大雨、大雪に伴う事前通行止め 等

##### (2) 通信設備の状況把握



町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域との通信設備（電話、携帯電話、防災行政無線等）の状況を確認する。

(3) 道路及び電気、水道等ライフラインの状況の把握

ア 孤立状態の早期解消を図る必要があることから、道路管理者及び通信・電気・ガス・上下水道等を所管する事業者等は、所管する道路及びライフラインの途絶状況の把握に努めるとともに、把握した状況及び復旧状況を、町に連絡するものとする。

イ 町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域のライフライン（電気、水道、食糧の有無等）の状況を確認する。

(4) 孤立集落到在する者の状況把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域にある者の状況（傷病者の有無、要通院者の有無、定期的な通院の必要な者の有無等）の状況を確認する。

(5) 孤立状況の共有

町は、孤立集落の発生について把握した場合、鳥取県災害情報システムに入力するとともに県中部総合事務所（県民福祉局）に報告するものとする。

3 物理的な孤立の解消

(1) 町管理道路に係る交通の復旧

町は、道路等の途絶により孤立が発生した場合、早急の復旧に努めるものとする。

(2) 代替交通の確保

孤立が発生した場合、町は、ヘリコプターの手配、林道等の代替道路の確保等、代替手段となる交通を確保するものとする。

(3) 物資の供給

町は、物理的に孤立した場合、物資の供給体制についての調整を図り、物資の供給体制を確立するものとする。

(4) 帰宅困難者の支援

通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない者について、情報の提供、避難所の開設等により支援を行うものとする。

(5) ヘリコプターによる緊急輸送の要請

町は、孤立時に急病人が発生し、緊急な医療が必要となる等、緊急の輸送が必要な場合、県に対して、ヘリコプターによる緊急輸送の要請を行うものとする。

なお、滞在場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

4 情報孤立の解消

町は、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

あらかじめ配備した災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を用いて、孤立した集落と連絡を取るものとする。

集落到災害に強い情報通信設備が配備されていない場合は、町及び県は、当該地域の住民と協力して、衛星携帯電話等の確保・配備により、情報の孤立の解消に努めるものとする。

## 第7章 医療救助計画

(総務対策部、健康福祉対策部、建設環境対策部、消防対策部)

### 第1節 医療(助産)救護の実施(すこやか健康課)

#### 1 目的

この計画は、災害により、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、町その他関係機関が医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全確保を図ることを目的とする。

#### 2 医療(助産)救護の実施

- (1) 町は、あらかじめ指定した施設等(学校、地区公民館、その他の避難所、災害現場等)に救護所を設置し、町内の医療関係者をもって医療救護班を編成し、医療救護活動を実施するものとする。
- (2) 町は、医療救護所を円滑に運営するため、県(保健医療福祉対策支部)又は中部医師会に対し、医療救護活動の協力要請を行うものとする。
- (3) 町は、救護所における初期治療では対応しきれない中等症患者及び重症患者を、後方医療機関(救急指定病院)に搬送するものとする。
- (4) 町は、医療救護活動等の調整を図るため、医療救護班等の派遣調整を担う組織へ参加するものとする。

#### 3 医療救護班等の活動

災害発生時には必要に応じ、県・市町村・各関係機関であらかじめ編成されている医療救護班が人命救助を最優先とした活動実施のため災害現場や救護所に派遣され、現場での初期医療やトリアージを実施する。

##### (1) 業務内容

- ア 診察(分娩の介助及び分娩前後の処置を含む)
- イ 処置、手術、その他の治療および施術
- ウ 薬剤または治療材料の支給
- エ 看護
- オ 後方医療機関への収容

##### (2) 救護班の編成

救護班の編成は、次の職種と人数を基準とする。

医師	1人	看護師	2人
薬剤師	1人	業務調整員	1人

#### 4 救護活動に伴う記録

救護活動を実施した場合は、災害救助法に定める資料編第35表の様式により正確に記録するものとする。

### 第2節 搬送の実施(すこやか健康課)

#### 1 目的

この計画は、災害発生時の傷病者の搬送及びその調整等について定めることを目的とする。

#### 2 実施者

- (1) 傷病者等の後方医療機関(救急指定病院)への搬送は、中部消防局が実施する。
- (2) 中部消防局の救急車が確保できない場合は、町で確保した車両等により搬送する。

#### 3 搬送車両の確保

搬送車両の確保については、「第3編 災害応急対策（共通）第7章第1節 緊急輸送の実施」に定めるところによる。

### 第3節 搜索、遺体対策及び埋葬（総務課、町民生活課、上下水道課、消防団）

#### 1 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体対策及び埋葬を行うことを目的とする。

#### 2 行方不明者の搜索

##### (1) 実施機関

行方不明者の搜索は、町が警察官、海上保安庁、消防機関等の協力を得て搜索班を編成し搜索に当たるものとする。

災害救助法が適用され、特に必要があると認めるとき、その救助の全部又は一部を県（福祉保健部）が実施するものとする。

##### (2) 実施の方法

実施の方法及び実施基準については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては、同法に準じて行うものとする。

##### ア 対象者

災害により現に行方不明の状態にある者に対して行うものとする。

##### イ 実施期間

搜索を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況によりこの期間では救助の適切な実施が困難な場合は、町は県に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。

#### 3 遺体対策

##### (1) 実施機関

遺体の検視は警察が行い、その後の処理は町が行うものとする。

なお、県は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、町が行う救助の全部又は一部を行うものとする。

##### (2) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

町は、専門機関に委託し、遺体の識別のための処置として遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行うものとする。

##### (3) 検視場所及び遺体安置所の確保

町は、遺体の検視についてはあらかじめ検視場所及び遺体安置所を定め、医療救護施設における医療救護活動が阻害されないよう対策を講じるものとする。

遺体安置にあたって納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等が不足する場合は、県を通じて調達を図ることとする。

##### (4) 遺体の一時保存

町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため、短期間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（体育館・寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存するものとする。

#### 4 応急的な埋葬

##### (1) 実施機関

埋葬は、原則町が行うものとする。

なお、県は災害救助法が適用され、特に必要があると認めときは、町が行う埋葬の全部又は一部を行うものとする。

(2) 応急埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

ア 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）

イ 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

(ア) 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であること。

(イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。

(ウ) 棺、骨壺等が入手できないこと。

(エ) 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、乳幼児等で埋葬を行うことが困難であること。

(3) 埋葬の方法

埋葬は、町が棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行うものとする。埋葬は、原則として、遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引き渡すこととする。

埋葬にあたって留意すべき事項は、次のとおりである。

ア 事故等による遺体については、警察から引き継ぎを受けた後、埋葬するものとする。

イ 身元不明の遺体については、警察と連携し、その調査にあるとともに、遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、特徴等を記録するものとする。

ウ 棺の調達

町は、町内又は中部圏内業者から棺を調達するものとする。ただし、町内又は中部圏内業者のみで不足する場合は、県に棺の供給を要請するものとする。

なお、棺の調達については、この計画に定めるもののほか「第3編 災害応急対策（共通）第9章第2節生活関連物資供給計画」に準じて行うものとする。

エ 緊急火葬支援体制

(ア) 町は、死体多数のため町内及び鳥取中部ふるさと広域連合の火葬場のみで対応することが困難な場合は、県を通じて県内他市町村に応援を要請するものとする。

(イ) 町は、遺体の搬送を行うことが困難な場合は、県に応援を要請するものとする。

なお、県への要請は、「第3編 災害応急対策（共通）第4章第3節 自治体の広域応援」に定めるところにより行うものとする。

(ウ) 火葬に係る緊急支援体制は、別図「緊急火葬支援体制」のとおり。

(エ) 町は、埋葬を行った場合は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し保管するものとする。

資料編 第39表 埋葬台帳

埋葬費支出関係証拠書類

5 広域火葬計画

厚生労働省の防災業務計画及び、「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日付衛企第162号厚生省生活衛生局通知）」に基づき、大規模災害時等において、町及び鳥取中部ふるさと広域連合が有している通常の火葬能力だけでは対処できなくなった場合に備え、円滑に火葬を行う

ための標準的な処理手順として広域火葬計画を定める。

(1) 基本方針

大規模な災害が発生した場合等、広域火葬が必要となる場合においては、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

(2) 被災状況の報告

町は、災害発生後、速やかに区域内の死者数並びに火葬場の被災状況等の把握に努め、県に報告を行うものとする。

(3) 広域火葬の応援・協力の要請

町は、死体多数等のため琴浦町及び鳥取中部ふるさと広域連合の火葬場のみで対応できないときは、県に連絡し、他市町村に応援を要請する。

(4) 火葬場の選定

町は、県の調整に基づき火葬場の割り振りを行い、遺族へ周知するものとする。火葬の実施方法の詳細については、応援を行う自治体又は火葬場と調整を図るものとする。

なお、円滑な広域火葬を行うため、遺族に対しては、非常事態のため火葬が可能な火葬場が限定されていることや、交通規制等により当該火葬場までの搬送が困難であること等を説明し、遺族の心情に配慮しつつ、遺体安置所から火葬場に直接遺体を搬送することについて同意を求めるよう努めるものとする。

(5) 火葬要員の派遣要請及び受入

町は、職員の被災のため火葬場が稼働できない場合は、県に連絡し、要員の派遣の手配を要請するものとする。

(6) 遺体保存対策

火葬の実施までに時間を要する場合は、町は、遺体数に応じた遺体安置所の確保、遺体の保存のために必要な物資や人員の確保など、「本節4 応急的な埋葬」に準じて必要な措置を講じるものとする。なお、交通規制が行われている場合には、措置に必要な資機材の搬入については緊急通行車両の活用を図るものとする。

(7) 遺体搬送手段の確保

火葬場までの遺体の搬送については、「第3編 災害応急対策（共通）第8章第1節 緊急輸送の実施」による。

(8) 相談窓口の設置

町は、「第3編 災害応急対策（共通）第3章第4節 広報・広聴」により相談窓口を設置し、広域火葬についての情報を提供するものとする。

(9) 災害以外の事由による遺体の火葬

災害以外の事由による遺体の火葬についても、広域火葬の対象とするものとする。

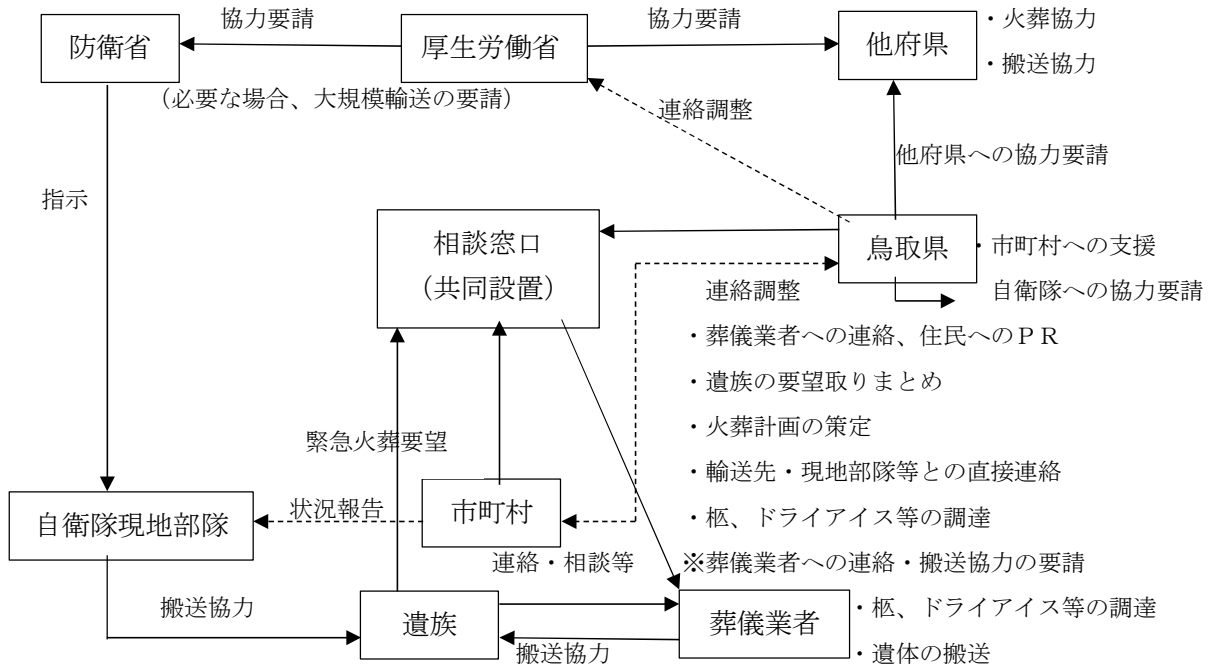
(10) 火葬許可の特例的取扱

町において迅速な火葬許可事務が困難と認められる場合、町又は火葬場は、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

(11) 引取者のない焼骨の保管

引き取り者のない焼骨については、町が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間保管するものとする。

【緊急火葬支援体制】



## 第8章 交通・輸送計画

(建設環境対策部、総務対策部)

### 第1節 緊急輸送の実施 (総務課、建設住宅課)

#### 1 目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

#### 2 緊急輸送の実施

(1) 町が保有する手段のみでは輸送力が不足する場合、必要に応じ、県及び各輸送機関・団体(鉄道、バス、トラック、航空機、船舶など)に輸送の応援を求めるものとする。

(2) 輸送力の確保及び調整

##### ア 自動車による輸送

道路の通行不能の場合以外は、自動車による迅速・確実な輸送を行う。そのため、自動車の確保を次のとおり行う。

(ア) 町有のもの

総務対策部が稼働可能数の掌握、配車を行う。

配車の要請については、各対策部が自動車を必要とするとき、総務対策部に配車の要請を行う。

(イ) その他のもの

各対策部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合、または不足が予想される場合は、総務対策部は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図るものとする。

(ウ) 応援の要請

本部長は、町内で自動車の確保が困難な場合、または輸送上他の市町村で自動車を確保することが効率的な場合は、当該市町村または県に対し、次の事項を明示し応援を要請するものとする。

- |                |              |
|----------------|--------------|
| a 輸送区間および借上げ期間 | b 輸送人員または輸送量 |
| c 自動車の種類および台数  | d 集合場所および日時  |
| e その他必要な事項     |              |

イ 鉄道による輸送

道路の被害等により車両等による輸送ができないとき、または遠隔地において物資・資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であるときは、総務対策部は最寄りの西日本旅客鉄道㈱にその要請を行い、鉄道による輸送の確保を図る。

ウ 船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合、または海上による船舶輸送の方が効率的な場合においては、担当の総務対策部は町内の船舶を借上げる等の措置によりその確保を図る。

町内で確保できない場合には、県または隣接市町村に対し応援を要請するものとする。応援要請の際の明示事項は、車両によるものに準じて行う。

エ 航空機による輸送

地上輸送がすべて不可能な場合、或いは山間へき地等へ緊急に人員・物資の輸送が必要となった場合は、航空機による輸送を行うものとするが、原則としては自衛隊の航空機によるものとする。その手続きなどについては、「第3編 災害応急対策(共通) 第4章第6節 自

衛隊災害派遣要請」に定めるものとする。

### 3 輸送拠点設置及び管理

- (1) 町は、各施設の管理者と協力して、県外等からの物資の受入・保管のための広域物資輸送拠点（物資等の仮集積場）を設置するものとする。
- (2) 町は、以下の点に留意して、輸送拠点を管理するものとする。
  - ア 輸送拠点において物資在庫管理等を行うため、物流専門家の配置を検討・要請
  - イ 輸送の実施に当たって、配送者は、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保・配備に留意
  - ウ 物資の受入集配、対策本部との連絡調整、物資の在庫管理、警備等を担当する職員を確保

## 第2節 交通路線の確保（総務課、建設住宅課）

### 1 目的

この計画は、災害発生時における応急対策等の実施により、円滑な交通手段及び移送手段を確保することを目的とする。

### 2 交通路線の確保

#### (1) 実施責任者

災害により被災した交通施設は、当該管理者において、その重要度、緊急度及び公共性に応じ、関係機関の協力を求めて、迅速な応急措置を実施し、努めて交通の確保を図るものとする。

#### (2) 孤立集落の早期把握

災害発生によりあらかじめ特定した孤立予想集落への道路が不通となる等、孤立が予想される場合、町は、当該集落への孤立状況を早急に確認・把握するとともに、代替道路等の確保に努めるものとする。

孤立集落発生時の応急対策については、「第3編災害応急対策（共通）第3章第6節 孤立発生時の応急対策」を参照。

#### (3) 緊急輸送道路等の情報収集、連絡調整

ア 町及び緊急輸送道路等の管理者は、道路管理パトロールを速やかに実施し、管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報を収集するものとする。

イ 町、緊急輸送道路等の管理者及び防災関係機関は、収集した情報を共有し、速やかに緊急輸送道路等の使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行うものとする。

ウ 町、緊急輸送道路等の管理者は、速やかに管理する施設の応急復旧、代替路の決定などを行うものとする。

#### (4) 応急対策用資機材の確保

ア 実施責任者は、手持ち、若しくは地元業者等を通じて確保を図るものとする。

イ 災害の規模及び状況により、実施責任者相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて確保するものとする。

ウ 業者の請負に付して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負業者に確保させるものとする。

## 第3節 交通規制の実施（総務課、建設住宅課）

### 1 目的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二



次災害の防止を図るため、公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

## 2 規制実施の区分

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
道路管理者	通行の禁止及び制限	道路の破損、欠損その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	歩行者 車両等	道路法第 46 条 第 1 項

## 3 道路情報の提供

町は、必要に応じ、以下の事項に留意して、町内における道路等の被害状況について警察本部に情報提供を行うものとする。

- (1) 道路施設の被害状況
- (2) 孤立集落の発生状況
- (3) 緊急輸送道路等に基づく輸送経路の設定
- (4) 渋滞の発生状況

## 4 道路管理者による通行の禁止又は制限（道路法第 46 条の規定に基づく規制）

- (1) 町は、琴浦大山警察署と連絡を取り、積極的にパトロール等を実施して、早期に町内の交通事情を把握し、その状況及び処置を県土整備部及び琴浦大山警察署に連絡するものとする。
- (2) 標識等の設置  
道路法第 47 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定による道路標識を設置する。
- (3) 交通規制をした場合は、必要に応じ交通誘導員を配置するものとする。
- (4) 道路管理者は、道路法第 46 条の規定による規制を実施する場合には、その内容等を琴浦大山警察署長に通知するものとする。  
また、交通規制等の情報をホームページに掲載するなどにより、住民へ迂回路等の情報提供に努めるものとする。
- (5) 道路管理者は、公安委員会から緊急車両の通行を確保するための区間の指定し、放置車両や立ち往生車両等の移動についての要請があれば、これに応ずるものとする。

## 第 4 節 公共交通の確保（企画政策課）

### 1 町営バスの対策

- (1) 町は、町営バスの運行について、安全確保のため、状況に応じて運行の判断を協議するものとする。
- (2) 町は、運休等の決定を行った場合は、速やかに町民へ周知するものとする。

## 第9章 食糧・物資調達供給計画

(総務対策部、健康福祉対策部、建設環境対策部、産業対策部)

### 第1節 食糧の供給 (総務課、農林水産課)

#### 1 目的

この計画は、災害地における被災者および災害応急対策従事者等に炊き出し又は現物で給与し若しくは供給する食料について、必要な食糧の確保と確実な供給を期することを目的とする。

#### 2 実施主体

- (1) 被災した住民への食糧の供給は、町が行うものとする。
- (2) 町だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援するものとする。
- (3) 発災直後から町の食糧供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄食糧による対応に努めるものとする。

#### 3 供給の実施及び供給に当たっての留意事項

##### (1) 備蓄食糧の供給

町は、自ら備蓄する食糧を被災者に対し、可能な限りニーズに応じて供給・配分するとともに町内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。

- (2) 食糧の供給に当たっては、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意するものとする。

##### (3) 不足分に係る供給要請、調達

町の備蓄食糧だけでは対応できない場合には、中部総合事務所農林局を通じて、県に避難者数等の情報を伝え、食糧の供給要請を行うものとする。

なお、通信等の途絶により県と連絡できない場合は、直接農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に資料編第27表の2に定める「災害救助用米穀等引渡申請書」をもって要請するものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

貿易業務課米穀業務班の連絡先
----------------

電話番号 03-6744-1354 / ファクシミリ 03-6744-1391
---

##### (4) 輸送

###### ア 引受要員の確保

町は、輸送されてくる食糧を引き受けるため、引受要員の選定・確保を行うものとする。

###### イ 集積場所の確保

町は、当該食糧の引受のためのスペースを確保するものとする。当該食糧を、避難所等に対し即時供給する必要がない場合、又は中継のため一時保管しておく必要がある場合には、保管のための人員及び消費期限等を考慮しつつ保管するものとする。

###### ウ 他の輸送物資との関係

県は、町の要望する物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活関連物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送することがある。

##### (5) 配分、炊き出し

###### ア 配分に係る体制の配置

町は、避難所等におけるそれぞれの配分責任者（避難所連絡員）をあらかじめ選定し、町内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。

なお、町のみでは実施が困難な場合は、県に対して職員を派遣要請するものとする。

###### イ 炊き出し要員の確保（町職員、ボランティア、日赤、自衛隊等）

町は、炊き出しを実施する場合には、自主防災組織、ボランティアや日赤等の支援を考慮して当該炊き出しのための人員を確保するものとする。

炊き出し可能施設については、資料編第 28 表のとおりである。

ウ 配分、炊き出し等の住民等への周知

町は、食糧の配分や炊き出しを実施する場合には、当該地区住民に対象となる旨を周知するものとする。

エ 要配慮者への優先配分

配分にあたっては、要配慮者に対し、当該食糧が行き渡らないことがないように特に留意するものとする。

オ 自衛隊への支援要請

町は、必要に応じて、自衛隊への炊き出し支援を要請する。(災害派遣の要請については「第 3 編 災害応急対策(共通) 第 4 章第 6 節 自衛隊の災害派遣要請」を参照。)

(6) 供給食糧の衛生管理等

町は、食糧の供給当たっては、次のように常に食品の衛生に心がけるものとする。

ア 炊き出し施設には飲料適水を供給する。

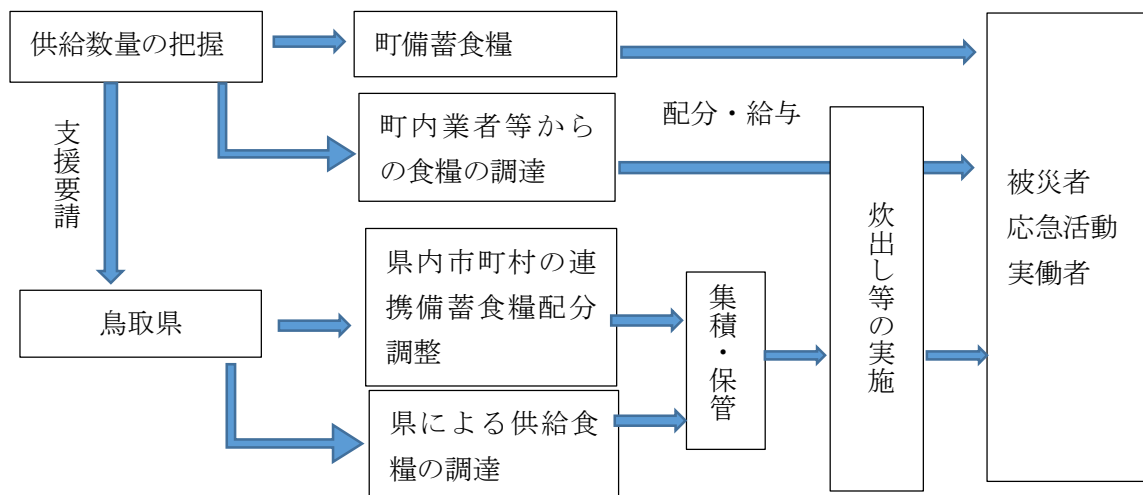
イ 必要な器具、容器をできる限り確保する。

ウ 炊き出し場所に皿洗い設備および器具類の消毒設備を設ける。

エ ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

オ 原料は新鮮なものを仕入れ、保管にも十分留意する。

【食糧供給の主な流れ】



第 2 節 生活関連物資の供給 (総務課、福祉あんしん課)

1 目的

この計画は、被災者に対し供給する被服、寝具その他生活関連物資(以下「救助物資」という。)の確保に努めるとともに、これの適正な給与又は貸与を実施することを目的とする。

2 実施主体

(1) 救助物資の給与又は貸与の実施は、町が行うものとする。

(2) 町だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援するものとする。

(3) 災害発生直後から救助物資の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努めるものとする。

### 3 備蓄物資の供給、配分

(1) 町は、自ら備蓄する救助物資を被災者に対し供給・配分するとともに町内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。この際、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意するものとする。

(2) 供給、配分対象者

- ア 住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）および床上浸水した者。
- イ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者。
- ウ 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者。

### 4 不足分に係る供給要請、調達

町の備蓄物資だけでは対応できない場合には、県（危機管理局）避難者等の情報を伝え、県内の連携備蓄救助物資の供給要請を行うものとする。

### 5 輸送

ア 引受要員の確保

町は、輸送されてくる物資を引き受けるため、引受要員の選定・確保を行うものとする。

イ 集積場所の確保

町は、当該物資の引受のためのスペースを確保するものとする。

ウ 他の輸送物資との関係

県は、町の要望する物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活関連物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送することがある。

### 6 保管

(1) 一時保管

当該物資を、避難所等に対し即時供給する必要がある場合、または中継のため必要がある場合には、一時保管するものとする。

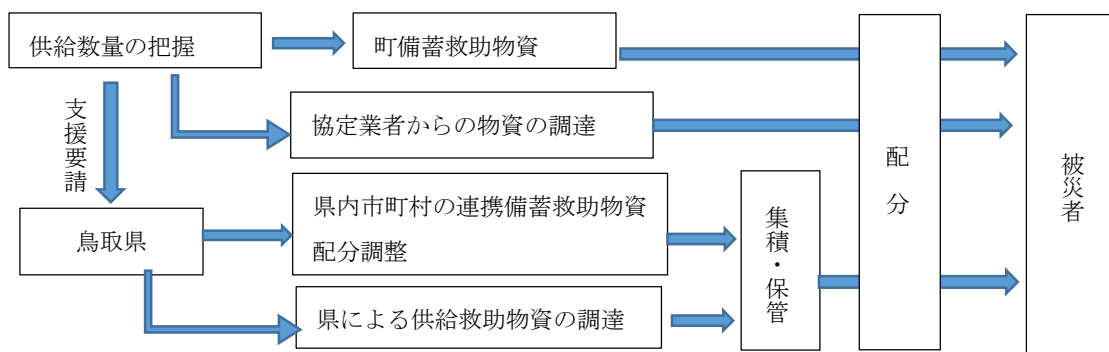
(2) 県及び市町村長は、救助物資の引継ぎを受け配分するまでの間は、保管場所の選定、警備等十分な配慮をするものとする。

(3) 被災者に対して配分した後の残余救助物資についても前項と同様とし、県の指示によって処置するものとする。

### 7 確保および配分のための必要事項の記録

確保および配分の状況を把握するため、資料編第 30 表に定める帳簿を整理し、正確に記入し保管しておくものとする。

#### 【救助物資供給の主な流れ】



(参考) 災害時の物資ニーズの目安 (食糧、生活関連物資等)

必要時期	需要	必要物資 (共通)	地震災害	水災害	その他
発災当日	高	非常食 (乾パン、アルファ化米)、粉ミルク、 ほ乳瓶、飲料水、ろ水機、医薬品、生理用品、 紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、毛布、 ラジオ、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、 携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペー パー、ゴミ袋、カセットコンロ	テント 発電機 投光器		* 冬季 暖房機器、 燃料
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ		土のう	
	低	筆記用具			
2～3日目	高	食料品 (弁当、おにぎり、柔らかい食事)、粉 ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、 ティッシュペーパー、タオル、雑巾、毛布、携 帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、 ガムテープ、ロープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋、 簡易ベッド、ついたて	防水シート、運 搬機器 (一輪車 等) 懐中電灯、 乾電池、ろうそ く、ライター、 衣類、靴	雨具、長靴、清 掃用具、水切り用 具、スコップ、ポ リバケツ寝具	* 冬季 暖房機器、 燃料 * 夏季 冷房機器、 反射シート
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ、洗面具 (洗面 器、歯ブラシ)、防塵マスク	食器類、貯水 容器	消毒剤 消臭剤	* 出水季 防水シート
	低	筆記用具	住宅地図		
4日目以降	高	食料品 (炊き出し、弁当、おにぎり、柔らかい 食事)、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、 紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、 トイレットペーパー、ガムテープ、ゴミ袋、軍 手、ゴム手袋	防水シート、 運搬機器 (一 輪車等)、仮設 トイレ、携帯 トイレ、ロー プ	携帯トイレ、 清掃用具、水 切り用具、ス コップ、ポリ バケツ、寝具	
	中	洗面具 (洗面器、歯ブラシ)、防塵マスク、 燃料	食器類、 貯水容器	消毒剤、 消臭剤	
	低	衛生用品 (石けん、シャンプー、爪切り、洗 剤)、筆記用具	調味料、調理 器具、衣類、 靴、毛布、 扇風機		

※季節や天候等の条件によって、ニーズが異なるため注意すること。

※要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いにも配慮すること。

※地震時にはがれき処理、風水害時には汚泥処理等、住居の復旧のために必要な物資に留意すること。

### 第3節 飲料水の供給 (上下水道課)

#### 1 目的

この計画は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることのできない者に対し、飲料水の供給を図ることを目的とする。

#### 2 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給の実施は、町が行う。ただし、町だけでその実施が困難な場合は

県が供給を支援する。

### 3 給水の方法

給水は県・中部総合事務所生活環境局の指示に基づき、消防機関、各区長等の協力を求めて実施する。

### 4 飲料水の供給

- (1) 飲料水が汚染したと認められるときは、保健所等の水質検査を受け、ろ水器により浄水して供給する。
- (2) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水車、または容器により運搬し、給水するものとする。
- (3) 水道施設が使用不可能となった場合は、供給対象人員等を考慮のうえ、汚染の少ないと思われる井戸等を水源に選定して、消毒剤による消毒のうえ給水する。

### 5 給水量等の基準

#### (1) 供給対象者

- ア 災害のため、飲料水を得ることができない者
- イ 重要給水施設をはじめとする避難所に收容されている者（重要給水施設は資料編第 53 表のとおり）

#### (2) 供給量

1人 1日 3ℓ

#### (3) 実施期間

災害発生の日から 7 日以内を原則とする。

なお、災害救助法が適用され、この期間内で打ち切ることが困難な場合には、この期間内に知事あて期間の延長を申請する。

### 6 給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難な場合には、次の事項を明示し、「災害時における水道の応急対策業務に関する協定」に基づき、県または隣接市町村等に対して応援要請を行うものとする。

また、状況により自衛隊の出動を要請する。

#### (1) 給水対象地区、人口

#### (2) 1 日の必要量

#### (3) 水源の要請

- ア 水源からの給水、運搬について
- イ 取水日時および期間

#### (4) 給水機材の要請

- ア 品目別必要数量
- イ 必要とする日時および期間
- ウ 機材の運搬について
- エ 集積場所

#### (5) 給水全般に対する要請

- ア 給水日時
- イ 給水場所
- ウ 地区の給水受入体制について
- エ その他

(6) その他必要なる事項

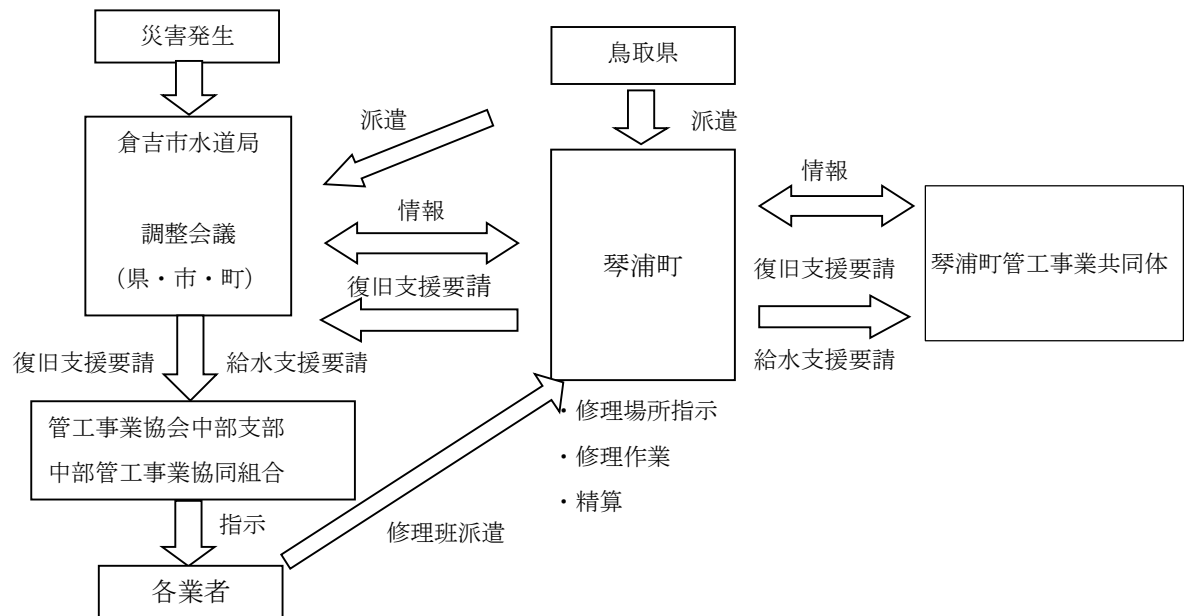
7 給水用資機材の調達

給水のための必要な容器等については調達に努めるものとする。

8 給水実施にともなう記録

給水を実施した場合は、災害救助法に基づく資料編第 31 表の様式により正確に記録する。

9 災害時給水対策フロー図



## 第10章 保健衛生対策計画

(健康福祉対策部、建設環境対策部、産業対策部)

### 第1節 トイレ対策 (上下水道課)

#### 1 目的

この計画は、災害地における被災者のトイレを確保について定めることを目的とする。

- (1) 仮設トイレの設置、維持
- (2) 携帯トイレの配布
- (3) 既存トイレの復旧、維持

※以下、本節において、次のとおり記載する。

仮設トイレ：設置工事を行うトイレ（又は比較的大型な可搬式のトイレ）で、バキュームカーによるくみ取りの必要があるもの。【例：イベント用レンタルトイレ等】

マンホールトイレ：防災拠点及び避難所周辺に設置するマンホール一体型のトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。

携帯トイレ：小型の据え置きトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。

【例：医療用ポータブルトイレ】

既存トイレ：災害発生前から住居、公共用施設等に設置されているトイレ設備。

#### 2 実施責任

- (1) 被災地のし尿の収集及び処理は、町が実施するものとする。
- (2) 仮設トイレ及びマンホールトイレの設置は、県が保有するものは県が行い、それ以外（協定により確保するレンタルトイレ等）は町が行うものとする。
- (3) 携帯トイレの調達及び配布は、町が実施するものとする。

#### 3 トイレ対策の留意点

町は、次に掲げる事項に留意して対策を講じるものとする。

##### (1) 迅速な初動対応

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要になるため、被災状況等を見極め、早急に応急対策を実施するものとする。

##### (2) 対応窓口の一本化

トイレ対策は多岐にわたり、状況に応じてとるべき対応が異なることに留意する。

また、複数の手段を複合的に実施するため、トイレ対策の総合調整を行う窓口を設けるものとする。

##### (3) 予見に基づく準備

物資の調達又は応援の要請を行う場合、相当の日数を要する可能性があるため、今後必要となる措置をあらかじめ想定し、早期にその対策を講じるものとする。

特に、仮設トイレや携帯トイレについては、風水害等による浸水予測や震災による被害想定を踏まえた必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。その際、避難所に避難する者以外の被災者が必要とするトイレの数量についても勘案する必要がある。

また、計画的にし尿の収集が実施することができるよう、現地の状況、処理場の処理能力等を十分に把握し、必要な応援要請を早期に講じるものとする。

##### (4) 複数手段の活用



特に、初動の段階では、物資等が不足して十分な対応をとることが困難である。

隙間のない対策を実施するため、複数の手段を補完的に行い、その効果を高めるものとする。

(5) 既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする。

(6) 利用者への配慮

非常時ではあるが、できる限り利用者のプライバシーを尊重した対策を実施するものとする。

ア 男女別のトイレの確保及び設置

イ 高齢者・障がい者などの要配慮者への対応や、夜間に安心して利用できる周辺整備等への配慮

4 トイレ対策に係る応援要請

町は、災害地におけるトイレ対策について実施することが困難な場合は、県又は県内他市町村に応援を求めるものとする。

なお、応援の要請については、この計画に定めるもののほか「第8章 広域応援計画」に定めるところによるものとする。

(1) し尿処理の応援

町がし尿処理の応援を求める場合は、次の事項を明らかにするものとする。

ア 処理が必要な地域

イ 期間

ウ 応援を求める人員、機材

エ 応援を求める業務の範囲

オ その他参考事項

(2) 仮設トイレ、携帯トイレ調達の応援

ア 仮設トイレの設置

町は、仮設トイレの設置について応援を要請する場合は、次の事項を明らかにするものとする。

(ア) 設置予定地域

(イ) 設置予定期間

(ウ) 必要な台数又は使用する人数

(エ) その他参考事項

イ 携帯トイレの調達

町は、携帯トイレの調達について応援を要請する場合は、次の事項を明らかにするものとする。

(ア) 配布予定地域

(イ) 配布予定期間

(ウ) 必要な個数又は必要な人数

(エ) その他参考事項

なお、仮設トイレ及び携帯トイレの調達については、「第3編 災害応急対策（共通）第9章第2節 生活関連物資供給計画」に準じて行うものとする。

## 5 し尿処理の方法

### (1) し尿処理の実施体制

町は、し尿の処理を要する地域、数量等に応じ、民間処理業者への委託又は雇い上げ等により、し尿処理隊を編成するものとする。

### (2) し尿の収集及び処理の方法

ア し尿の処理は、原則として、し尿処理施設で行うものとする。

イ し尿処理場が機能しない場合又はやむを得ない場合は、町は、環境衛生上支障のない方法でし尿処理を行うものとする。

ウ 町は、イの場合に備えて、下水道施設の活用によるし尿処理の方法等について検討しておくものとする。

エ 町は、水道及び下水道の被害状況、避難所の開設状況、仮設トイレの設置状況等を把握した上で、し尿処理隊ごとの処理日時、処理場所及び防疫方法等を明記したし尿処理計画を定め、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理に努めるものとする。

## 6 仮設トイレの設置及び維持管理の方法

### (1) 仮設トイレの設置場所

町は、避難所開設等に伴う仮設トイレの設置場所について、避難所の立地条件等を考慮して選定するものとする。

なお、設置場所の選定にあたっては、避難所の規模、立地条件、水道等の環境に対する影響度、設置後の維持管理の方法を勘案の上、被災地のニーズに応じて選定するものとする。

### (2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの調達については、町内業者からの借上げ又は県が備蓄している仮設トイレの提供により行うものとする。

なお、その他仮設トイレの調達について必要な事項は、「第3編 災害応急対策（共通）第9章第2節 生活関連物資供給」に準じて行うものとする。

### (3) 仮設トイレの設置数量

町は、避難者の生活者数、既存トイレの被災状況、ライフラインの支障の程度、下水道普及率等に応じた仮設トイレの需要数量を定めるものとする。

## 7 携帯トイレの配布及び調達の方法

### (1) 携帯トイレの調達

町は、町の備蓄による確保、町内業者からの調達及び県への供給要請により調達するものとする。

なお、その他携帯トイレの調達について必要な事項は、「第3編 災害応急対策（共通）第9章第2節 生活関連物資供給」に準じて行うものとする。

### (2) 携帯トイレの配布

避難所で使用するための携帯トイレは、町が配布するものとする。

また、既存のトイレが使用不能になった住民に対しても携帯トイレの配布を行うものとする。

### (3) 携帯トイレの処分

避難所生活のため配布した携帯トイレについては、町がこれを処分するものとする。

また、住家の既存トイレが使用できないために配布した携帯トイレについては、その使用者がこれを処分するものとする。

## 8 仮設トイレ及び携帯トイレの維持管理

町は、仮設トイレ及び携帯トイレの設置、配布後の維持管理については、使用者が自ら管理を行い、円滑なトイレの使用ができるよう協力を求めるものとする。

## 9 町内の既存トイレ設置状況のマップ化の推進

町は、既存トイレの設置状況について、マップ化（トイレマップ）などを推進する。

## 第2節 障害物の除去（建設住宅課）

### 1 目的

この計画は、津波、山崩れ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれたがれき、土石、竹木等の障害物のため日常生活に著しい困難が生じている場合、これを除去し、被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とする。

### 2 実施機関

(1) 道路上又は河川上等の障害物の除去は、当該施設の維持管理者が実施するものとする。

(2) 港湾施設に漂流した障害物の除去については、港湾施設（及び漁港施設）の管理者が実施するものとする。

(3) 上記1又は2以外の場合で、災害によって住居等に運び込まれた障害物の除去は、町が実施するものとする。

(4) 町のみで処理することが困難な場合は、県又は被災地外の市町村に応援を求めるものとする。

(参考：廃棄物別の整理表)

廃棄物の種類	処理実施者	備考
生活ごみ	市町村	一般的な可燃ごみ、不燃ごみ等
災害廃棄物	市町村	損壊家屋、損壊家具等
災害廃棄物（土砂等）	市町村	家屋等に流入した土砂等
し尿	市町村	便槽に蓄積したし尿等
道路、河川の障害物	道路管理者 河川管理者	道路上に転落した岩石等
港湾施設内の漂流障害物	港湾施設管理者 漁港施設管理者	港湾施設内の巨大な流木等

(注) 家屋等に流入した土砂等の損害家屋が一体となり、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合については、これら全体を災害廃棄物（土砂等）として、除去を行うものとする。

### 3 障害物除去の対象

#### (1) 対象者

ア 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあること

イ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者

ウ 住家が、半壊または床上浸水したものであること

エ 通常は、当該災害によって住家が直接被害を受けたものである者

なお、対象となる住宅の選定は、町長が民生児童委員・その他関係者の意見を聞き決定する。

(災害救助法が適用され、知事から権限の委任がない場合は調査書を知事あてに提出し、その決定による。)

#### (2) 対象物

日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物。

#### 4 対象物除去の対象数

災害の規模により、その都度決定する。

災害救助法が適用された場合に、救助費支弁の対象となる数は、半壊及び床上浸水世帯の15%以内である。なお、これにより難しい場合は、対象戸数の限度引き上げを知事あて申請する。

#### 5 町による障害物の除去

町は、災害廃棄物を自ら若しくは業者に委託し、又は災害廃棄物処理協定の締結団体に要請して、災害廃棄物の収集運搬及び処理を行うものとする。

また、町は、災害廃棄物等の処理に当たり必要に応じて次の事項を明らかにした上で県に応援を要請するものとする。

ア 清掃所要地域

イ 清掃期間

ウ 応援を求める人数

エ 応援を求める業務の範囲

オ その他参考事項

#### 6 除去した障害物の集積場所

(1) 障害物の集積場所については、次の場所に集積廃棄又は保管するものとする。

ア 災害廃棄物については、町の管理に属する遊休地及び空地その他適当な場所

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

ウ 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所

エ 避難地として指定された場所以外の場所

(2) 実施者は、集積後に別途処分場への搬入を必要とするものは、あらかじめ分別しておく等当該障害物の最終的な処分方法をできる限り考慮するものとする。

#### 7 処理方法

(1) 生活ごみの処理

ア ごみの処理は可燃物、不燃物に区分し、可燃物については原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合はその他の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

イ 自らの処理能力を超える状態となったときは、県内又は県外の市町村等の応援機関に対し、ごみ処理場への搬送及び処理を依頼するものとする。

また、町は、労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、必要に応じて集積場所や周辺において、大気中の石綿粉じん濃度の測定等の環境モニタリングの実施を検討する。

なお、石綿含有建材等にかかる取扱いについては、原則「災害時における石綿飛散防止にかかる取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月環境省水・大気環境局大気環境課）によること。

【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令

野外での廃棄物の焼却は原則として禁じられているが、震災、風水害等の災害の予防、応急対策、復旧に必要な最低限の焼却は例外。

(2) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、上記(1)及び災害廃棄物対策指針（平成30年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「2-6 災害廃棄物処理」）を踏まえて実施する。

【参考】災害廃棄物対策指針（項目抜粋）

1-3-8

○災害時に発生する災害廃棄物

災害時には、通常的生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

生活ごみ：家庭から排出される生活ごみ

避難所ごみ：避難所から排出されるごみで、事業系一般廃棄物として管理者が処理する。

し尿：仮設トイレ等から汲み取りのし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

災害廃棄物：住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。

2-2-6 災害廃棄物処理

○発生量・処理化の雨量・処理見込み量

○処理スケジュール

○処理フロー

○収集運搬

○仮置場

○損壊家屋等解体・撤去

○選別・処理・再資源化

○有害廃棄物・適正が困難な廃棄物の対策

○津波堆積物

○災害廃棄物処理事業

8 障害物の売却および処分方針

保管した工作物等が滅失、または破損するおそれがあるとき、あるいはその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物等を売却し代金を保管するものとする。売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。

9 障害物除去の期間と費用

(1) 期間

障害物除去の期間は災害発生の日から10日以内を原則とする。

ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、町は県と協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間延長を行うものとする。

(2) 費用

費用の限度は県の基準に準ずる。

10 障害物除去にともなう記録

障害物の除去を行った場合には、災害救助法に定める資料編第40表の様式により正確に記録するものとする。

11 災害廃棄物処理の留意事項

町（一部事務組合及び広域連合を含む。）が実施した以下の事業等については、環境省が定めた「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」により、国庫補助の対象となるものがあるので留意すること。

(1) 災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業

- (2) 特に必要と認められた仮設便所、集団避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

## 12 災害廃棄物処理の国による代行

国(環境省)は、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うこととされている。

特に、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うこととされているため留意を要する。

## 第3節 防疫の実施(町民生活課、すこやか健康課、農林水産課)

### 1 目的

この計画は、災害時にあっては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なり、感染症の流行が考えられるため、これを未然に防止するとともに食品衛生、家畜防疫に関し必要な対策を講じることを目的とする。

### 2 一般防疫

#### (1) 実施責任者

ア 災害地における防疫は、町が実施する。ただし、町が実施できないか、又は実施しても不十分であると認める場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)又は予防接種法に基づき必要な措置は県が行うものとする。

イ 被害が甚大で町のみで防疫を実施できない場合は、県内他市町村又は県の応援により実施するものとする。

なお、県内他市町村又は県への応援要請については、「第3編 災害応急対策(共通)第4章第3節 自治体の広域応援」に定めるところにより行うものとする。

#### (2) 物件に係る防疫措置

ア 町は、知事の指示に基づき、被災地地域及びその周辺の地域について物件に係る防疫措置を実施する。この場合、溝きよ、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施するものとし、被災家屋及びその周辺は住民等において実施するものとする。実施要領は、感染症法施行規則第16条に定めるところにより実施するものとする。

イ 大規模災害等で住民等が消毒を実施することが困難な場合は、知事の指示に基づき町が消毒を実施するものとする。なお、消毒方法は、感染症法施行規則第14条及び第16条に定めるところにより実施する。

ウ 消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬材等の手持ち量を確認の上、不足分を補い、使用便利のよい場所に配置する。

#### (3) 避難所の防疫指導

多数の者が避難した避難所は、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いため、次の事項に重点を置いて、防疫活動を実施するものとする。

- ア 感染症等発生調査      イ 物件に係る措置の方法、消毒の実施  
ウ 集団給食の衛生管理      エ 飲料水の管理      オ その他施設内の衛生管理

#### (4) 患者等に対する措置

ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者の発生が予測されるため、県と連携し県内

の感染症指定医療機関等の確保と感染症患者又は保菌者の搬送体制の確立を図り、速やかに入院の勧告又は必要な措置を講じるものとする。

イ 交通途絶等のため感染症患者又は保菌者を感染症指定医療機関に入院させることができない場合又は困難な場合は、県と連携して、臨時医療施設を設け入院させるものとする。

ウ やむを得ない理由により感染症指定医療機関又は臨時医療施設に入院させることができない患者に対しては、自宅治療とし、し尿等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとする。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 県の定めた地域内で県の命令に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとし、その実施要領は、感染症法施行規則第15条に定めるところによるものとする。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除の実施にあたっては、資機材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、県の供給により不足器材等の調達に万全を図るものとする。

(6) 生活の用に供される水の供給

県は防疫上必要があると認める場合には、特定被災地について、期間を定めて生活の用に供される水の使用停止の指示を行うが、この場合においては、県がその期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

### 3 食品衛生対策

(1) 実施機関

災害時における食品関係業者及び一般消費者に対する食品衛生に関する指導は、原則として県が実施するものとし、町は、県が一般消費者に対して行う指導について協力するものとする。

また、町は、被災者又は救助活動従事者等に対し食糧の供給を行う場合には、食品の衛生管理を厳正に行い、食中毒の発生防止に努めるものとする。

(2) 指導方法

町は、県の食品衛生監視員と協力して現地指導を徹底的に行い、食中毒の発生を防止するものとする。主な、指導事項は、次のとおりである。

ア 避難所に対するもの

(ア) 手洗いの励行、食器の消毒等の一般的な注意事項の喚起

(イ) 被災者の手持食品、見舞食品についての衛生指導

イ 炊き出し施設に関するもの

(ア) 給食用施設の点検

(イ) 給食に用いる原材料、食品の検査

(3) 避難所で食中毒が発生した場合の対応

町は、避難所で食中毒が発生した場合は、速やかに県に通報し、県と協力して迅速かつ適正に対応するものとする。

### 4 家畜防疫対策

(1) 実施責任

被災地の家畜防疫は、県が実施するものとし、町は、県が行う防疫業務について協力するものとする。

(2) 家畜の防疫

ア 県の業務

(ア) 県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対して消毒方法、清潔方法又はねずみ属、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じて、家畜の伝染病疾病の発生予防に努めるものとする。

(イ) 県は、家畜伝染病予防法上必要があると認める場合は、家畜伝染病予防法に基づき家畜の所有者に対し、家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ伝染性疾病の発生予防に努めるものとする。

#### イ 町の業務

町は、患畜が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行遮断、殺処分等の方法により伝染病の蔓延防止に努めるものとする。

### 第4節 入浴支援（町民生活課）

#### 1 目的

この計画は、災害のため入浴施設利用できなくなった被災者等のために、仮設入浴設備の供給など入浴設備を提供し、被災した住民の衛生及び健康の確保を図ることを目的とする。

#### 2 実施責任者

仮設入浴設備の供給の実施は、町が行うものとする。

県は、町だけでは入浴対策の実施が困難な場合は、これを支援することとする。

#### 3 実施の方法

町は、以下の方法により、入浴支援を行う。

(1) 自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請を求めるものとする。

(2) 県が締結している鳥取県公衆浴場業生活衛生共同組合との協定に基づく浴場の開放や、社会福祉協議会、観光協会等の業種団体による入浴支援に関するボランティアを派遣するものとする。

(3) 仮設入浴設備の供給は、おおむね次の方法によって行うこととする。

ア 浴場用水を被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所(温泉も含む。)から給水車等により運搬供給することとする。

イ 仮設入浴設備は、必要とする被災地に運搬供給することとする。

#### 4 広報

近隣の公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、県及び町、その他関係機関が連携して住民広報を実施するものとする。

### 第5節 動物の管理（農林水産課、町民生活課）

#### 1 目的

この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。

本節において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 1 ペット

愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。

#### 2 特定動物



ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。

## 2 危険動物等の管理体制

### (1) 実施責任

被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、県が行う。

### (2) 特定動物の実態把握

県は、被災地において飼育されていることを把握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。

### (3) 危険な動物の収容

県は、被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬などについて、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。

### (4) 収容施設の確保

中部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処する。

## 3 ペットの管理対策

### (1) 実施機関

被災地及び避難所におけるペットの管理は、原則として飼い主自らが行うこととする。

### (2) ペットの管理指導

保護収容時には、保護個体に挿入されたマイクロチップや装着された首輪等の確認による飼い主の把握に努める。

県は、必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着などの飼育方法を指導することにより人畜への被害発生の防止を図るものとする。

また、飼い主が不明の場合には、町は、マイクロチップの確認による飼い主の確認及び飼い主を探すための広報活動を行うものとする。

### (3) ペットの引き取り

被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取扱いは、平時の取扱いに準じて行うものとする。

### (4) 収容施設の確保

引き取ったペットは、中部総合事務所の犬管理所に収容するが、能力を超える場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処するものとする。

### (5) 避難に伴うペット対策

町対策本部は、避難所へ避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次のとおり実施するものとする。

ア 町は、当該避難所におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努めるものとする。

イ 飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じる場合には、県と町が協力して、仮設収容施設の整備するものとする。

また、県（生活環境部）は、物資や義援金等の支援を受けられるよう、一般財団法人ペット災害対策推進協会に対し、応援要請を行う。

ウ 県（生活環境部）は、ペット災害支援協議会の協力を受けて、獣医師会、動物関係団体等と共に現地本部を設置し、以後は現地本部が中心となって被災動物の保護及び救護活動に当たる。

エ 県（生活環境部）は、ペット災害支援協議会の協力を受けて、ペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。

また、使用済みの衛生処理袋については、町が処理を行うものとする。

#### 4 死亡獣畜の処理

災害時における死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の処理について、平時の処理により難しい場合には以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 死亡獣畜を化製場、死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、所有者が町の許可を受けて行うこととする。
- (2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは、町が実施するものとする。

## 第11章 共助協働推進計画

(総務対策部、健康福祉対策部)

### 第1節 民間との協力体制の推進 (総務課)

#### 1 目的

この計画は、災害時における被害の軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実に図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図ることを目的とする。

#### 2 民間団体との協働

##### (1) 実施責任者

- ア 民間団体の協力要請は、町が実施する。
- イ 町が要請を実施できない場合にあっては、県が要請を行う。

##### (2) 対象団体

- ア 赤十字奉仕団
- イ 自主防災会
- ウ 自治会

##### (3) 協力要請等の順序

ア 町は、各種応急対策の実施について民間団体の協力を必要とする場合は、被災していない町の民間団体に協力を求め、さらに多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体に応援協力を求めるものとする。

イ 町は、民間団体等の協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 作業内容
- (ウ) 従事場所及び就労予定時間
- (エ) 所要人員
- (オ) 集合場所
- (カ) その他必要事項

##### ウ 協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- (ア) 被災者に対する炊き出し
- (イ) 被災幼児の託児、保育
- (ウ) 被災者救出
- (オ) 救助物資の輸送配給
- (カ) 清掃防疫援助
- (キ) その他応急対策に必要な事項

#### 3 民間企業との協働

##### (1) 実施責任者

民間企業の協力要請は、県又は町が実施する。

##### (2) 対象団体

- ア 県及び町との応援協定締結事業所
- イ その他、町の防災活動に協力可能な事業所

##### (3) 協力要請等の順序

ア 町は、各種災害応急対策の実施について、民間企業の協力を必要とする場合は、被災していない町内の企業に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間企業に応援協力を求めるものとする。

イ 町は、民間企業の協力を求めるときは、あらかじめ協定等で定めている場合を除き次の事項を示して要請するものとする。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 作業内容
- (ウ) 従事場所及び就労予定時間
- (エ) 所要人員
- (オ) 集合場所
- (カ) その他必要事項

##### (4) 協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- ア 初期消火や人命救出・救護活動

- イ 救援活動に必要な資機材・車両などの提供
- ウ 避難者への水や食糧、生活関連物資の提供
- エ 避難場所等の提供
- オ その他応急対策に必要な事項

## 第2節 ボランティアとの協働（福祉あんしん課）

### 1 目的

この計画は、被災地域におけるボランティア活動について、関係団体と相互に協力し、ボランティアが円滑に活動できる環境を整えることを目的とする。

### 2 ボランティアの受入、活動調整

#### (1) 町

町は、町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）と連携し、町災害ボランティアセンターの設置、運営（ボランティアの受付、活動調整）を支援するものとする。必要に応じ、県に対してボランティアに関する広域的な調整を要請するものとする。

#### (2) 社協

町が被災した場合、町社協は、町と連絡調整の上、町災害ボランティアセンターを立上げ、災害ボランティアの募集、受付及び活動調整を行うものとする。この際、円滑なボランティア活動のため、町内の交通、ライフライン等に関する情報をボランティアに提供するものとする。

### 3 赤十字奉仕団の協力要請

- (1) 町は、赤十字奉仕団の応援協力を必要とするときは、日赤鳥取県支部に応援協力の要請を行うものとする。

日赤鳥取県支部	日本赤十字社鳥取県支部事業推進課 電 話：0857-22-4466, 26-8367 （夜間・休日）090-7998-9372（緊急携帯電話） F A X：0857-29-3090
---------	---

- (2) 町は、協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

- |              |        |                |
|--------------|--------|----------------|
| ア 応援を必要とする理由 | イ 作業内容 | ウ 従事場所及び就労予定時間 |
| エ 所要人員       | オ 集合場所 | カ その他必要事項      |

#### (3) 協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- |                 |            |               |
|-----------------|------------|---------------|
| ア 被災者に対する炊き出し   | イ 避難所の物資管理 | ウ 被災者への情報サービス |
| エ 救助物資の輸送配給     | オ 清掃防疫援助   | カ 安否確認        |
| キ その他応急対策に必要な事項 |            |               |

## 第12章 住宅対策計画

(建設環境対策部、総務対策部)

### 第1節 宅地・建物の被災判定の総則 (建設住宅課、税務課)

#### 1 目的

この計画は、災害時において宅地建物に係る危険性の判定、及びり災証明書発行に係る総則的事項を定めることを目的とする。

#### 2 被災判定の総則的事項

##### (1) 被災判定の区分

ア 地震被災建築物応急危険度判定 (災害発生後、できるだけ早急に実施)

(ア) 応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対象とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、人命に係わる二次的災害を防止することを目的とする。

したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。

(イ) 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3つに分類され、居住者はもとより付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等が見やすい場所にステッカーで表示される。

(ウ) 建築物のほか、擁壁の傾きや宅盤の亀裂等、宅地の危険性を判定する制度もある。

(エ) なお、この調査は、り災証明書の発行や、被災建築物の恒久的使用の可否を判定するために行うものではない。

イ 被災度区分判定 (災害発生後、建築物の復旧対策検討のために実施)

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。

すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又は、より詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

ウ 被害認定〔り災証明〕 (災害発生後、復旧対策のための公的支援の必要により実施)

(ア) 被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、住民からの請求に応じて町がり災証明書を発行する。

(イ) り災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連している。

【被災判定の一覧】

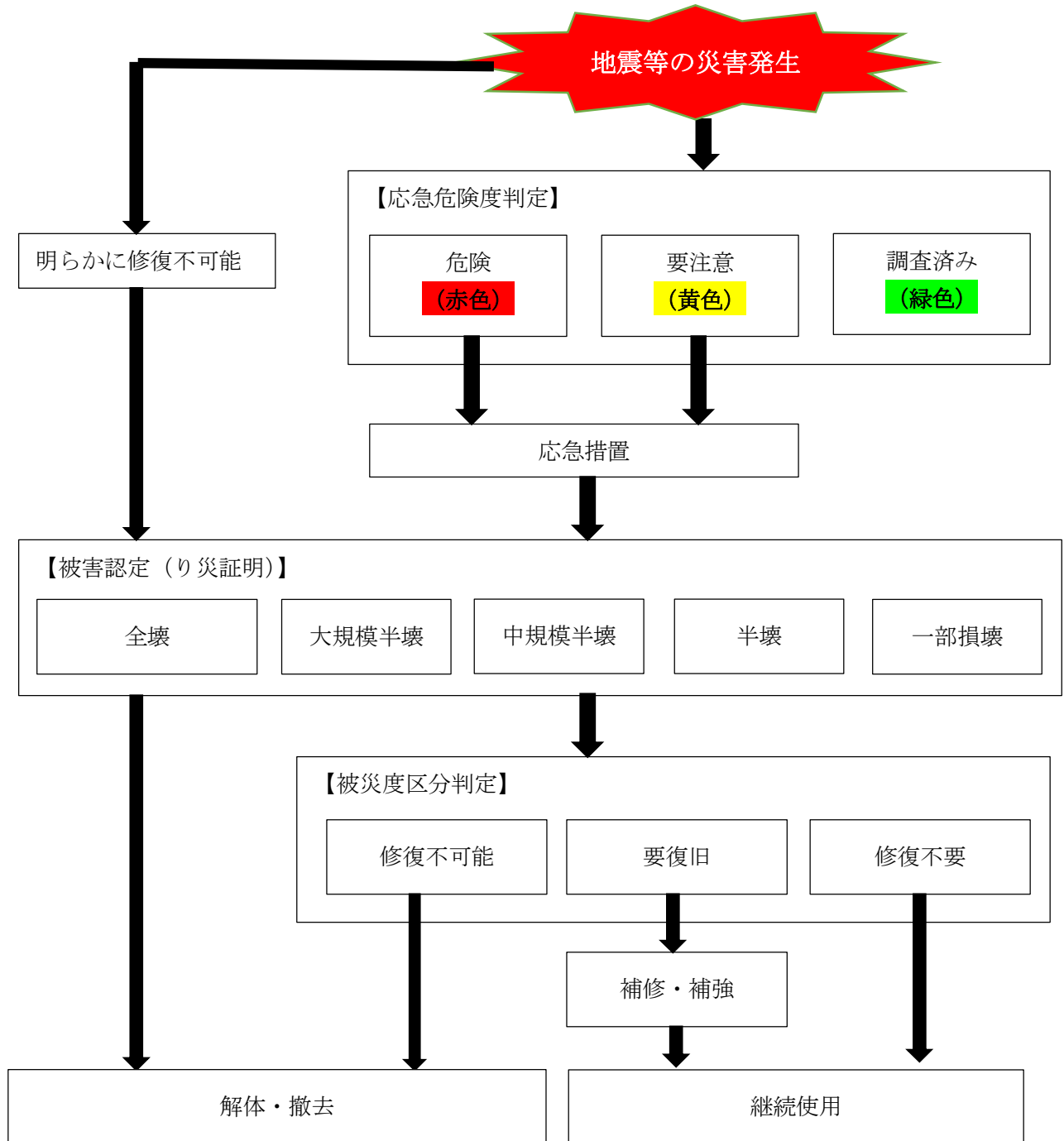
区分	地震被災建築物応急危険度判定		区分被害認定（り災証明）		被災度区分判定	
実施目的・概要	余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等による二次災害から住民の安全を確保するために、建築物への立ち入り等の可否等を判定		災害救助法や被災者生活再建支援法による支援金の受給等の公的援助や、保険金の請求や税金の控除などの措置を受けるため、被災した事実を証明		応急危険度判定において「危険」および「要注意」と判定された建築物、その他被害が生じた建築物について実施し、これらの建築物の恒久復旧前の一時的な継続使用や恒久復旧後の長期使用（恒久使用）のための補修・補強等の可否を判定	
法的根拠	規定なし		災害対策基本法第90条の2		規定なし	
実施者	県、市町村		市町村長		建物所有者	
主な支援組織等	(一社)鳥取県建築士会		県、(一社)鳥取県建築士事務所協会		建物所有者と建築設計事務所が契約を締結して実施	
調査料	無料		無料		有料	
判定結果の意味等	危険	建物に立ち入ること、近づくことは危険で、立ち入る場合は専門家に相談の上、応急措置後に実施	全壊	居住のための基本的機能を喪失	復旧不要	継続使用
	要注意	建物に立ち入る場合は十分注意し、応急的に補強する場合は専門家に相談が必要	半壊	居住のための基本的機能の一部を喪失（損害割合20～49%）	要復旧 ※	復旧（補修・補強）計画を作成し、補修又は補強を実施 ※損傷程度で細分判定
			大規模半壊	同じ （損害割合40～49%）		
			中規模半壊	同じ （損害割合30～39%）		
調査済	建物の被災程度は小さいと考えられ、使用可能	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの	復旧不可能	解体・撤去	
結果の表示等	「判定ステッカー」を建築物の出入口等の認識しやすい場所に貼付		り災証明書を発行		調査報告書	
参考となる基準・手順等	1 被災建築物応急危険度判定マニュアル（(財)日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会） 2 地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））		1 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府） 2 「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））		震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（(財)日本建築防災協会）	

(2) 「応急危険度判定」と「被害認定（り災証明）」は、実施目的と判定基準が異なることに注意する必要がある。

（例えば、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、「全壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。）

(3) 被災判定の実施フローは次のとおりです。

#### 【被災判定の実施フロー】



※被害認定（り災証明）と被災度区分判定の実施順序は状況によって異なる

### 3 宅地建物の被災判定の留意点

宅地建物の被災判定の実施責任者は、次の点に留意して対策を講じるものとする。

(1) 迅速な初動対応

特に応急危険度判定は、二次災害防止のため直ちに必要になるため、建築士等の協力を受けつつ、早急に調査を行うものとする。

また、調査実施に先立ち、調査対象家屋等の考え方（抽出型か、ローラー的に実施か）等の基本的な調査計画を早急に定めるものとする。

(2) 窓口の一本化

被災判定を行う時期が異なるものや、判定対象物（宅地と建物）の違い、認定業務と証明書発行業務といった業務の違い等によって対応窓口は異なると考えられるが、各々の業務には密接な関連性があるため、必要に応じて総合調整を行う窓口を設けたり、対応窓口同士で情報の共有化に努める等、効率的かつ住民の視点に立った体制を執るものとする。

(3) 適切な判定の実施

被災判定に当たっては、市町村内は当然のことだが、できる限り県全域においても同一の基準で実施し、住民に対して不公平感を与えることのないよう努めるものとする。

落下のおそれがある構造物等、判定に疑義が生じる部分については、随時判定方法のすり合わせを行い、実施機関での情報共有に努めるものとする。

特に、被害認定に当たっては、その結果によって被災者が享受できる支援策の種類・程度に違いが出ることを十分留意の上、性急すぎることのないよう、適正な判定を行うものとする。

(4) 住民への配慮

被災地における判定業務では、家屋等の被災に伴い、倒壊等の危険性や当面の身の置き場、将来的な経済負担等について不安を抱えている住民と接する機会が多いと考えられるが、これらの住民は専門家が来たことである程度の不安が解消される面があるため、人心の安定を図る意味も含め、できる限り早く調査を行うよう努めるものとする。

(5) 応援者への配慮

建築士等の支援を求める場合、被災地内の居住者である建築士等は被災者でもあることから、できる限り過度の負担をかけないように、被災地外からの応援を求める等の配慮を行うものとする。

また、土地勘がない者であっても効率的に調査ができるよう、調査位置を明示した住宅地図等を配付する等、可能な範囲で事前準備を行うものとする。

## 第2節 地震被災建築物の応急危険度判定の実施（建設住宅課）

### 1 実施体制

地震等により応急危険度判定が必要であると判断したときは、県に報告を行うとともに、必要に応じて判定士の派遣等の支援要請を行う。

### 2 趣旨の周知

実施にあたっては、必要に応じて応急危険度判定の趣旨を記載したパンフレットを配布する等し、以下の点等について住民に十分な説明を行い、混乱を招かないよう努める。

(1) 災害証明発行のための被害認定とは異なること。

(2) 危険度を判定したものであり、家屋等の立入禁止措置等ではないこと。



### 第3節 被災宅地の危険度判定の実施（建設住宅課）

#### 1 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止し、住民の安全確保を図ることを目的とする。

#### 2 実施体制

- (1) 町は、地震等により被災宅地危険度判定が必要であると判断したときは、町災害対策本部に危険度判定実施本部を設置するものとする。
- (2) 危険度判定実施本部は、宅地被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは、被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の協力の下に、被災宅地危険度判定を実施する。
- (3) 被災宅地危険度判定の実施に当たっては、判定活動を円滑に進めるため、判定実施計画を作成するものとする。
- (4) 町は、必要に応じて県に対し被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の派遣等を要請するものとする。

#### 3 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

#### 4 実施方法

- (1) 実施本部、支援本部及び危険度判定士等は、鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき危険度判定を実施するものとする。
- (2) 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

### 第4節 被害認定及びり災証明書発行（税務課）

#### 1 目的

この計画は、災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（り災証明）」を実施することで、災害による被害規模を速やかに把握し、被災者生活再建支援法、鳥取県被災者住宅再建等支援条例及び琴浦町被災者住宅再建支援事業助成条例の適用の可否並びに被災者が各種の支援策を受ける際に必要となるり災証明書の発行を、遅滞なく実施することを目的とする。

#### 2 被害認定の実施

##### (1) 実施主体

被害認定に係る現地調査及びり災証明の交付は、町が実施する。

##### (2) 実施体制

ア 住宅の被害認定業務に係る住家の調査を行うため、建築士の派遣を必要とするときは、県（生活環境部）に派遣要請を行う。

イ 建築士の派遣を受けるに当たっては、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と委託契約を締結する。

ウ 現地調査に基づく被害認定の結果を、住民からの求めに応じてり災証明書として交付する。

### (3) 調査基準等

ア リ災証明により証明される被害程度の認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）（以下「被害認定基準」という。）等に従って判断することとする。

イ 被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害による住家の被害認定基準運用指針」によって判定を行うものとする。運用指針において判定する住家の被害程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、又は「準半壊に至らない」の6区分となる。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は下表のとおり。

なお、半壊に至らないもののうち、鳥取県被災者住宅再建等支援条例及び琴浦町被災者住宅再建支援事業助成条例では住家の損害割合が10%以上20%未満を「一部損壊」としている。

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14

日付府政防第 880 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和 2 年 12 月 4 日付府政防第 1746 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和 2 年 3 月 30 日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和 2 年 3 月時点）

### 3 災証明書の発行

災証明書は、台風などの被害にあった方が保険金の請求や税の減免などで災事実の証明が必要なときに町が被害状況を調査・確認の上、発行する。

## 第 5 節 応急仮設住宅の建設（建設住宅課）

### 1 目的

この計画は災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった者に対し、応急住宅の建設および応急修理をほどこし、生活再建の場を確保することを目的とする。

なお、本節による応急仮設住宅の建設のほか、本章第 7 節による住宅再建対策、「第 3 編 災害応急対策（共通）第 15 章 被災者支援計画」等による対策を活用しながら、復興過程の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

### 2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合においては、町が行う。

### 3 応急仮設住宅

#### (1) 建設戸数

災害の規模により、その都度決定する。ただし、災害救助法が適用された場合に、救助費支弁の対象となる戸数は全壊（焼・流出）世帯の 3 割以内である。なお、これにより難い場合は設置戸数の限度引上げを知事あてに申請する。

#### (2) 対象者

- ア 住家が全壊、全焼または流出した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

#### (3) 入居者の決定

町は民生児童委員、その他関係者の意見を聴き、対象者順位を定め、災害救助法の適用されている場合及びその権限の委任がない場合は知事に、入居選定のための調査書を提出する。その他の場合は町長が決定する。

#### (4) 建設用地の選定

用地の選定・確保は町が行う。選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

#### (5) 応急仮設住宅の規模および費用の限度

県が定める基準および基準額に準ずる。

#### (6) 建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工することを原則とする。

(7) 管理および供与期間

管理は、町が行う。被災者に供与できる期間はその工事が完了した日から2ヵ年以内を原則とする。

供与に当たっては、本部長は、入居者から入居期間等を記入した入居誓約書を提出させたのち、入居させるものとする。入居中も住宅のあっせん等を積極的に行い、早期に他の住宅へ転居するよう措置する。

(8) 応急仮設住宅建設の留意事項

ア 被災集落ごとに仮設住宅を設ける等、既存の地域コミュニティの確保に配慮する。

イ 一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談や健康相談等の拠点とするとともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとする。

ウ 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者のコミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

エ プレハブ応急仮設住宅及び木造による応急仮設住宅の建設も含めた複数の供給体制により、迅速な応急仮設住宅の整備を図るものとする。

オ 建設中及び入居中の二次災害に十分配慮するものとする。

カ 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅の活用も可能であるので、積極的に活用するものとする。

(9) 応急仮設住宅建設に伴う記録

応急仮設住宅を建設した場合には、災害救助法に定める資料編第32表の様式により、その記録を正確に行う。

(10) 災害公営住宅の建設

ア 町は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。

イ なお、以下に該当する場合には、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内について、3分の2の国の補助を得ることができる（公営住宅法第8条）。

(ア) 地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき

- a 被災地全域で500戸以上
- b 一市町村の区域内で200戸以上
- c 区域内の住宅戸数の1割以上

(イ) 火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき

- a 被災地全域で200戸以上
- b 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上

## 第6節 住宅の応急修理（建設住宅課）

### 1 目的

この計画は、災害により住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面日常生活が営めず、自らの資力では応急修理できない世帯に対し、居住に必要な最小限の応急修理を行うことで、生活の場を確保することを目的とする。

## 2 住宅の応急修理（災害救助法適用の場合）

### (1) 実施者

災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができない場合及び災害救助法が適用され知事はその権限を委任した場合に、町が現物をもって実施するものとする。

### (2) 対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

### (3) 実施方法

ア 町は、民生児童委員、その他関係者の意見を聴き、対象家屋の順位を定めて、調査書を知事に提出する。

イ 修理箇所は、居室・炊事場・便所等日常生活に欠くことのできないもののみを対象とする。

### (4) 対象戸数

災害の規模により、その都度決定する。ただし、災害救助法が適用された場合に、救助費支弁の対象となる戸数は、半壊（焼・流失）世帯の3割以内である。

なお、これにより難しい場合は修理対象戸数の限度引上げを知事あて申請する。

## 3 費用の限度

県の定める基準額に準ずる。

## 4 応急修理の期間

災害発生の日から3カ月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部\*が設置された場合は6カ月以内）に完成することを原則とする。

なお、災害救助法が適用され、この期間中に実施困難な場合には、この期間内に知事あて期間の延長を申請する。

## 5 住宅応急修理に伴う記録

住宅の応急処理を行った場合、災害救助法に定める資料編33表の様式により、正確に記録する。

## 第7節 住宅の再建対策（税務課、総務課）

### 1 目的

この計画は、指定自然災害により著しい被害を受けた者に対し、給付金を交付することにより、町が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。

### 2 琴浦町被災者住宅再建等支援事業助成条例の適用

#### (1) 条例適用の要件

##### ア 対象となる指定自然災害

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第1号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、町長が指定したものをいう。

(ア) 県内において10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(イ) 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(ウ) 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害

イ 支給対象（国の被災者生活再建支援法における支給対象を除く）

- (ア) 全壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
- (イ) 全壊世帯の居宅の補修
- (ウ) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
- (エ) 大規模半壊世帯の居宅の補修
- (オ) 半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
- (カ) 半壊世帯の居宅の補修
- (キ) 一部損壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
- (ク) 一部損壊世帯の居宅の補修
- (ケ) 住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修
- (コ) 小規模な損壊の居宅の修繕の促進
- (サ) (ア) から (コ) までに掲げるもののほか、町長が別に定める事業

(2) 支給条件

区 分	完了期間	申請期間	交付限度額（単数世帯）
上記 イ支給対象（ア）の場合	3年	2年	300万円(225万円)
〃 (イ)の場合			200万円(150万円)
〃 (ウ)の場合	3年	2年	250万円(187万5,000円)
〃 (エ)の場合			150万円(112万5,000円)
〃 (オ)の場合	3年	2年	100万円(75万円)※1
〃 (キ)の場合	3年	2年	30万円
〃 (カ)の場合	2年	1年	100万円(75万円)※1
〃 (ク)の場合	2年	1年	30万円※2
〃 (ケ)の場合	2年	1年	補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額（100万円を限度とする。）
〃 (コ)の場合	—	1年	5万円又は2万円
〃 (サ)の場合	町長が別に定める期間	町長が別に定める期間	町長が別に定める額

※住宅の建設又は購入に当たっては、琴浦町内に建設又は購入した場合に限る。

※1 被災者生活再建支援制度の支給対象となる場合は同制度の支援金の額を控除した額とする。

※2 応急修理を受けることができる場合にあっては、応急修理のために支出される額を控除した額とする。

(3) 琴浦町被災者住宅再建支援事業助成条例の適用事務

町は、琴浦町被災者住宅再建等支援事業助成条例及び交付要綱に基づき、交付対象者に対し、支援金を交付する。

また、町は、鳥取県被災者住宅再建等支援補助金交付要綱に基づき、住宅の被害認定、被

災者の住宅再建等の事業計画をとりまとめて県に提出するものとする。

(4) 住民への広報、周知

町は、被災者住宅再建支援に関する情報を、防災行政無線、ホームページ、町報等で被災者に周知を図るものとする。

## 第13章 文教対策計画

(文教対策部)

### 第1節 応急教育（教育総務課）

#### 1 目的

この計画は、災害により文教施設が被災し、または児童・生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置することを目的とする。

#### 2 実施責任者

- (1) 文教施設の被災は直接児童・生徒の教育上に重大な影響をおよぼすので、各学校等の応急措置については、第一次的には学校長等が具体的な計画をたて実施するとともに、本部長に提出するものとする。
- (2) 町立小・中学校にあっては、第二次的に町教育委員会が応急対策を実施するものとする。

#### 3 応急教育実施計画

##### (1) 文教施設の応急復旧対策

文教施設が被害を受けた時は、速やかに被害状況を把握し、次の措置を講ずるものとする。

- ア 学校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、速やかに町教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- イ 町教育委員会は、災害の実情に応じ、応急復旧の実施計画を樹立し、速やかに応急復旧を行うものとする。

##### (2) 応急教育の実施場所

授業実施のための校舎等の確保は、災害の規模、被災の程度によって概ね次の方法によるものとする。

###### ア 校舎の一部が利用できない場合

簡単な修理で使用可能な教室は速やかに応急修理を行うとともに、一部が使用不能の場合については特別教室、屋外体育施設、体育館等を利用し、応急教育を行う。

###### イ 校舎の全部または大部分が使用不能の場合には、収容人員を考慮のうえ公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の利用または民有施設の借上げを行う。

###### ウ 広範囲にわたる激甚な災害により前記の措置がとれない場合にあっては、応急仮校舎を建設するものとする。

##### (3) 応急教育の方法

被災状況に応じて短縮授業、2部授業、分散授業等の措置を講ずるとともに、極力規定授業時間数の確保に努めるものとする。

##### (4) 児童・生徒の災害援助に関する措置

###### ア 教科書及び学用品の支給

文教対策部は被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量をすみやかに調査し、県教育委員会あて報告するとともに、教科書等のあっせんを要請するものとする。その他の学用品についても必要量を調査のうえ確保を図るものとする。

また、必要に応じ町内あるいは隣接市町村の学校に対して使用済みの教科書等の供与についても依頼するよう考慮するものとする。

###### イ 支給対象者

災害により教科書および学用品を滅失又はき損した児童・生徒に対して支給する。



#### ウ 支給品目

- (ア) 教科書：教科書の発行に関する臨時措置法第2条に規定する教科書
- (イ) 教材：教科書以外の教材で教育委員会に届出または承認を受けて使用しているもの
- (ウ) 文房具：ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷、定規等
- (エ) 通学用品：運動靴、かさ、かばん、風呂敷、長靴等
- (オ) その他の品目についても、被災状況、程度等実情に応じ適宜調達支給する

#### (4) 支給の方法および期間

文教対策部は各学校長を通じ対象者に支給するものとする。

支給の期間については災害発生の日から教科書は1カ月以内、文房具および通学用品については15日以内にその手続を完了することを原則とする。なお、災害救助法が適用され、この期間内に実施困難な場合は、この期間内に県教育委員会あて期間の延長を申請する。

#### (5) 費用

災害救助法が適用された場合にあってはそれによって行うものとするが、その限度額を超える部分或いは災害救助法が適用されなかった場合には有償を原則とする。

#### (6) 学用品の支給にともなう記録

学用品の支給を行った場合には、災害救助法に定める資料編第42表の様式により正確に記録するものとする。

### 4 教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、その状況により児童・生徒の教育に障害を及ぼす恐れのあるときは、県教育委員会とも緊密な連絡をとり、近接学校からの応援或いは臨時教員の採用等教職員の確保に努める。

### 5 学校給食の措置

- (1) 給食施設が被災したときは、次の事項に留意し適切な措置を行うとともに、早期の開始に努力するものとする。

ア 被害状況（調理関係職員、給食施設、給食物資等）の早期調査把握

イ 災害地に対する学校給食用物資の補給調整

ウ 衛生管理、特に食中毒等の防止

### 6 保健衛生の管理

学校の保健衛生については、町教育委員会は、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

- (1) 校舎内外の清掃、消毒
- (2) 飲料水の使用
- (3) 児童、生徒の保健管理及び保健指導
- (4) 児童、生徒の精神面に係る配慮（こころのケア）

## 第2節 文化財災害応急対策（社会教育課）

### 1 目的

この計画は、災害により文化財及び関連施設が被災した場合において、応急対策を実施することにより、文化財的価値を損なわないなど被害が拡大しないよう措置することを目的とする。

### 2 実施責任者

- (1) 当該文化財の所有者・管理者等の責任において、応急対策を実施するものとする。
- (2) 町は、県や国関係機関と連携し、所有者・管理者等の実施する応急措置について、必要な

援助協力を行うものとする。

### 3 応急対策

#### (1) 被害状況の把握と応急措置

文化財及び関連施設が被害を受けた場合、所有者・管理者等又は県及び町は速やかに被害状況を調査把握し、次に定めるところにより応急措置を講ずるものとする。

#### ア 町の対応

(ア) 災害の実情に応じ、消防局等と連携しながら被害状況を把握し、速やかに応急対策を行うものとする。

(イ) 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性がある判断された場合は、所有者・管理者等に応急措置を講じるよう指導する。

(ウ) 町民に美術工芸品、民俗資料、史料等の保護を訴えとともに、修理、保存等の相談窓口を設置する。

## 第14章 農業災害対策計画

(産業対策部)

### 第1節 農林水産業応急災害対策（農林水産課）

#### 1 目的

この計画は、災害時に農作物、水産資源等に関する被害が発生し、又は発生するおそれがある場合の対策を定め、農林水産業被害を最小限に留め、その安定生産に寄与することを目的とする。

#### 2 耕地被害に係る応急復旧及び被害の拡大防止措置

(1) 町は、災害により耕地の地盤や農業用水路、林道等に被害が生じた場合、応急的な復旧や被害の拡大防止措置を講ずるものとする。その際、恒久的な復旧の必要性や、転作の可能性も勘案し、耕作者・林業者の意思を尊重しつつ、適切な対策の実施に努めるものとする。

(2) 県、町、ため池所有者（管理者含む。以下「所有者等」という。）等は、ため池地点周辺気象台で発表された震度が4（堤高が15m未満のため池にあつては5弱）以上の地震の場合、重要ため池等の点検を行うものとする。

ア 県、町、所有者等は、目視による外観点検により被害の有無、程度、緊急度を把握するものとする。

イ 県、町、所有者等は、ため池の安全管理上必要がある場合、緊急放流、応急対策及び安全対策を実施するとともに、速やかに町、関係集落、消防団等に急報し、決壊のおそれのある場合は避難を伝達する。

ウ ため池の情報伝達は、「第5編 災害種別対策 第3章2第3節 ため池・農業用水路・樋門の応急対策」による。

#### 3 病虫害防除対策の実施

災害によって病虫害の発生が予想される場合には、次のよる対策を講ずるものとする。

##### (1) 実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の災害及び病虫害の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病虫害防除所）に緊急報告するものとする。

##### (2) 防除の実施

町は、県の指示により緊急防除班を編成して短期防除を実施するものとする。

##### (3) 防除器具の確保

町及び農業団体等は、区域内の防除器具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除器具の使用ができるよう努めるものとする。

## 第15章 被災者支援計画

(健康福祉対策部、総務対策部、文教対策部)

### 第1節 生活再建対策 (税務課、総務課)

#### 1 目的

この計画は、災害により被災した町民のために県、町が行う生活保護対策及び事業経営安定のための措置について定めることを目的とする。

#### 2 措置・制度の町民への周知

町は、これらの措置・制度の町民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

なお、被災者生活支援に関する情報については、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるとともに、琴浦町以外の市町村に避難した被災者に対しても、琴浦町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供するものとする。

また、被災者一人ひとりに必要な支援を行うため、被災者に寄り添い、その方の生活状況等を把握し、状況に合わせた様々な支援策を組み合わせ、生活復興について計画策定し、関係機関等が連携して支援する生活復興支援（鳥取県版災害ケースマネジメント）を行うものとする。

#### 3 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

#### 4 被災者生活再建支援法の適用

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

##### (1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害

※ ただし、①ア又はイの市町村を含む県内で5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、②ア～ウに隣接している人口10万人未満で全壊5世帯以上の市町村については適用がある。

エ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、及び2世帯以上の全壊が発生した5万人未満の市町村

##### (2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由によりその住宅を解体した世帯

ウ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を実施しなけれ

ば当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

エ 住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

オ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

(3) 大規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損壊割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

(4) 中規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「中規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	30%以上50%未満
損壊割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	30%以上40%未満

(5) 浸水等による住宅被害認定の取扱い

家屋の床材等は、一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する機会が多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的な運用を図るものとする。（内閣府通知：平成16年10月28日府政防第842号）

ア 畳が浸水し、壁の全面が膨張し、更に浴槽等の水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、大規模半壊又は全壊に該当するとして取り扱うものとする。

イ 半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去又は耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、被災者生活再建支援法第2条第2号ロに基づき、「やむを得ず解体」するものとして、全壊として取り扱うものとする。

(6) 支給条件

ア 対象世帯、支給額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡し切り）方式で支給する。

	世帯人数	支援金（単位：万円）			
		①基礎額	②住宅再建方法		
			建設・購入	補修	賃借
全壊世帯	複数	100	200	100	50
	単数	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	50	200	100	50
	単数	37.5	150	75	37.5
中規模半壊世帯	複数	0	100	50	25
	単数	0	75	37.5	18.75

イ 対象経費

用途の限定なし

(7) 被災者生活再建支援法の適用事務

ア 町

住宅の被害認定、り災証明書など被災者の申請に必要な書類の発行及び支給申請書の取りまとめと県への提出等を行う。

イ 申請期間

- (ア) 住宅建設・購入等を行う世帯への支援（上記（6）ア②）・・・災害発生後37月以内
- (イ) その他経費（上記（6）ア①）・・・災害発生後13月以内

※ ただし、都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が、上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは、申請期間を延長することができる。

5 その他の生活支援対策

名 称	措置等の概要								
災害弔慰金	<p>災害により死亡した遺族に支給</p> <p>&lt;受給遺族&gt;配偶者、子、父母、孫、祖父母</p> <p>&lt;支給額&gt;生計維持者が死亡した場合 500万円 その他のものが死亡した場合 250万円</p> <p>&lt;対象災害&gt;自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 市町村で住居が5世帯以上滅失</li> <li>・ 3以上の市町村で住居が5世帯以上滅失（県全域で支給）</li> <li>・ 県内で災害救助法適用（県全域で支給）</li> <li>・ 2以上の都道府県で災害救助法を適用（国内全域で支給）</li> </ul>								
災害見舞金	<p>災害により家屋を焼失し、流失し、又は倒壊した場合、その罹災者に対して見舞金を支給する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">災害の程度</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30%未満</td> <td style="text-align: center;">20,000円以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30%～50%</td> <td style="text-align: center;">30,000円以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50%以上</td> <td style="text-align: center;">50,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	災害の程度	金額	30%未満	20,000円以内	30%～50%	30,000円以内	50%以上	50,000円以内
災害の程度	金額								
30%未満	20,000円以内								
30%～50%	30,000円以内								
50%以上	50,000円以内								
災害障害見舞金	<p>災害により負傷し又は疾病にかかり障害を受けた者に対して支給</p> <p>&lt;受給者&gt;重度の障害を受けた者</p> <p>&lt;支給額&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 生計を主として維持していた者 250万円</li> <li>2 その他の者 125万円</li> </ul>								
災害援護資金の貸付	<p>災害により被害を受けた世帯の世帯主に支給</p> <p>&lt;貸付要件及び支給額&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円</li> <li>(2) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円</li> <li>(3) 住居が半壊した場合 270万円</li> <li>(4) 住居が全壊した場合 350万円</li> </ul> </li> <li>2 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合</li> </ul>								

	<p>(1) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円</p> <p>(2) 住居が半壊した場合 170万円</p> <p>(3) 住居が全壊した場合( (4) の場合を除く。) 250万円</p> <p>(4) 住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合 350万円</p> <p>3 1の(3)又は2の(2)若しくは(3)において、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。</p> <p>&lt;対象災害&gt;自然災害</p>
--	---

## 第2節 健康及びこころのケア対策（すこやか健康課、子育て応援課、教育総務課）

### 1 目的

この計画は、被災者の健康及びこころのケア対策について定めることを目的とする。

### 2 実施者

町は、被災者が心身ともに健康を保つことができるよう努めるものとする。また、巡回相談の実施等により、被災者と接する場を設け、心身の手当が必要な者を早期発見し、その回復に万全を期するものとする。

### 3 住民に対する健康相談等

#### (1) 巡回健康相談等の実施

ア 町は、医師・保健師による避難所等への巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

イ 医師・保健師が不足する状況においては、介護ヘルパーの協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。

ウ 町で医師・保健師が確保困難又は不足する場合は、県に巡回健康相談チームの派遣要請を行うものとする。

エ 町は、巡回健康相談を行うに当たり、重点的に訪問することが必要な者の状況の把握に努めるものとする。

オ インフルエンザ等の流行予防のため、避難所において予防リーフレット等の配布を行うものとする。

#### (2) 児童・生徒への対応

町は、学校における健康相談活動を実施するものとする。

### 4 こころのケア対策

#### (1) 保健師等の派遣要請

被災者に対するこころのケアについては、発災後長期間にわたり実施する必要がある、従事する職員の不足が考えられるため、県及び日赤県支部に派遣要請するものとする。

#### (2) 広報

町は、中部総合事務所（保健所）に電話相談窓口が開設された場合、日本赤十字社の「こころのケアチーム」が派遣された場合は、積極的に被災者及び避難者に広報するものとする。

#### (3) 児童・生徒・子どもへの対応

ア 町教育委員会は、被災児童に対するメンタルケア対策を実施するものとし、状況に応じて専門家を学校に派遣するものとする。

イ 町は、県と連携して子どものこころのケアチームを編成し、避難所や保育園・こども園の巡回、避難所に相談室を設置し、子どもの相談に対応するものとする。

また、避難所において、災害ボランティア等の協力を得ながら、「遊び」や「読み聞かせ」などを取り入れてこころのケアを図るものとする。

### 第3節 義援金・義援物資の受入・配分（総務課、出納室）

#### 1 目的

この計画は、災害に際し、支援者から送られた義援金、義援物資を被災者に配分し、災害により被害を受けた被災者の生活を支援することを目的とする。

#### 2 義援金の受け入れ及び配分

##### (1) 義援金の受け入れ

災害救助法が適用された場合又は被災者に対する義援金の受け入れを必要とする場合は次の関係機関は必要に応じて協力して募集方法、期間等を定めて募集を行うものとする。

<関係機関> 県、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、NHK鳥取放送局等

##### (2) 義援金の配分

県は、県内外各地の支援者から送られた義援金を適正に配分するため、関係機関で構成する鳥取県災害義援金配分委員会（以下「義援金配分委員会」という。）を設置し、義援金の配分について協議、決定するものとする。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとする。

##### ア 義援金配分委員会の構成機関

県、日赤県支部、鳥取県共同募金会、県社協、NHK鳥取放送局

##### イ 協議及び決定事項

- (ア) 義援金の保管
- (イ) 義援金の配分方法、配分基準、配分時期
- (ウ) 義援金の使途
- (エ) その他必要な事項

##### (3) 被災者への支給

災対本部は、義援金配分委員会の協議及び決定事項に基づき、被災者に対し義援金を支給するものとする。

##### (4) 義援金受入れの広報

関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じた住民広報に努めるものとする。

#### 3 義援物資の受け入れ及び配分

災対本部は、第9章の調達体制に準じて、義援物資の受け入れ及び配分を行うものとする。なお、義援物資の受け入れ及び配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

##### (1) 物資受入れの基本方針

ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

イ 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。

ウ 物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。



(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

ア 災害時には、物資配分の観点から、同一物資を一か所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。

そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼することとする。

イ 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

(3) 受入体制の広報

県及び町対策本部は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項について、ホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア 必要としている物資とその数量

イ 義援物資の受付窓口

ウ 義援物資の送付先、送付方法

エ 個人からは、原則義援金として受付

オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となるため行わないこと

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、県及び町対策本部は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

## 第16章 ライフライン対策計画

(総務対策部、建設環境対策部)

### 第1節 LPガス応急対策 (総務課)

#### 1 目的

この計画は、災害時におけるLPガスの供給確保及びLPガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

#### 2 実施機関

LPガスの供給確保及びLPガス施設の復旧活動は、一般社団法人鳥取県LPガス協会中部支部(以下「LPガス協会」という。)が行うものとする。

#### 3 復旧対策

LPガス協会は、必要度、緊急度及び公共性に応じ、次のとおり迅速な復旧活動を実施するものとする。

- (1) LPガス協会は、災害対策本部を設置し、警察及び中部消防局よりLPガス事故の通報を受けたときは、被災地のあらかじめ定めている防災事業所に通報し緊急出動体制を整えるとともに、必要に応じて災害を受けていない他の支部又は地区に対し、緊急応援を求めるものとする。
- (2) LPガス協会は、緊急措置点検終了後から概ね2週間程度を目途として消費者先、仮設供給が可能な箇所へ二次災害防止のための関連設備の点検とLPガスの使用を可能な状態にするための緊急措置を行うものとする。
- (3) LPガス協会は、災害発生後にLPガスの二次災害を防止するため、緊急措置点検終了後から2週間程度を目処として応急措置を行うものとする。
- (4) LPガス協会は、LPガスの二次災害を防止するために必要な情報について広報車等による広報活動に努めるとともに、必要に応じて町対策本部に対し、広報に必要な事項を示して広報活動への協力を求めるものとする。
- (5) 町対策本部は、LPガス協会から広報に係る協力要請があった場合は、防災行政無線、ホームページ等を通じて広報するものとする。

#### 4 LPガスの応急供給

- (1) LPガスの応急供給における緊急用LPガスとは、LPガスのほかに、容器、燃焼器具その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。
  - (2) 町は、LPガスの応急供給の必要性を認めたときは、「緊急用LPガスの調達に関する協定書」に基づき、県LPガス協会に対しLPガスの供給要請を行うものとする。
  - (3) 県LPガス協会は、町からの要請に基づき製造事業所(充填所)応急供給の指示を出し、供給物資の搬送を行わせるものとする。
- 5 県LPガス協会は、平常時からLPガス応急体制の整備を行うものとする。

### 第2節 水道施設応急対策 (上下水道課)

#### 1 目的

この計画は、災害により水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して水道施設の早期復旧により飲料水等の生活用水の確保を図ることを目的とする。

#### 2 実施機関

町は、災害により水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、

応急復旧を行うものとする。

また、町の能力を超える事態にあつては、県がこれを支援することとする。

### 3 町における応急対策

#### 水道管理者における措置

- (1) あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保する。
- (2) 災害が発生した場合は、直ちに水源地、配水池、管路の被害状況の調査及び点検を実施するものとする。
- (3) 応急措置に必要な資機材及び労力の確保に努め、必要に応じて琴浦町管工事業共同体に協力を依頼するものとする。
- (4) 緊急度に応じ速やかな応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合は、県、他市町村、日本水道協会鳥取県支部並びに社団法人鳥取県管工事業協会中部支部及び中部管工事業協同組合に応援を要請するものとする。

なお、県及び他市町村に対する応援の要請については、「第3編 災害応急対策（共通）第4章第3節 自治体の広域応援」に定めるところにより行い、社団法人鳥取県管工事業協会中部支部及び中部管工事業協同組合に対する応援の要請については、「災害時における水道の応急対策業務に関する協定」（平成17年11月1日締結）に定めるところにより行うものとする。
- (5) 町は、水道施設の被害状況及び復旧見込み等を広報車、防災行政無線、ホームページ、ケーブルテレビ等により広報し、町民等の不安解消に努めるものとする。

### 第3節 下水道施設応急対策（上下水道課）

#### 1 目的

この計画は、災害により下水道・農業集落排水施設が被害を受けた場合において、迅速な応急措置を実施して下水道等施設の早期復旧を図るとともに、二次災害の発生を防止することを目的とする。

#### 2 実施責任者

下水道・農業集落排水管理者は、下水道等施設が被害を受けた場合、直ちに被害状況の調査及び施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては応急復旧を行うものとする。

#### 3 情報収集

応急復旧工事を迅速に進めるため、管路、ポンプ設備、処理場等のシステム全体について速やかに被害状況を把握する。

- (1) 管渠施設の被害状況
- (2) 排水設備の被害状況
- (3) 道路沈下状況及び交通状況
- (4) 処理場施設の被害状況

#### 4 町における応急対策

##### (1) 復旧の基本方針

下水道・農業集落排水施設は、上水道とともに住民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については緊急性・重要性の高いものから復旧する。また、被害程度にもよるが、工法・要員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定し実施する。

(2) 下水道の応急復旧方法

ア 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を行う。

イ マンホール等からの溢水

(ア) 複数（交差）配管している場合の他の下水道管、又はループ配管等を利用して緊急排水する。

(イ) 可搬式ポンプを利用してほかの下水道管渠へ緊急排水する。

(ウ) 土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

ウ 処理場施設の復旧

(ア) ポンプ設備の機能停止

損傷箇所の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水の措置を講じる。

(イ) 池及びタンクからの溢水や漏水

土のう等によって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防ぐ。

(ウ) 燃料タンク等からの危険物の漏洩

災害発生後すみやかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した時はすみやかに応急措置を講じる。

エ 排水設備の復旧

住民に対する相談窓口を設置し、早急に修理対応可能な業者等の紹介をするなど、住民対応に配慮する。

(3) 農業集落排水の応急復旧方法

ア 処理場及びポンプ施設の復旧

運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理機能が回復するように復旧を行う。

イ 管渠施設の復旧

流水機能の確保、道路の陥没や降雨による浸水等二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度を評価し、現場作業を行う。

ウ 排水設備の復旧

住民に対する相談窓口を設置し、修理の施工業者等を紹介するなど、住民対応に配慮する。

(4) 施設の点検

主要幹線管渠、処理場など重要性が高いところから優先的に点検を行い、水道対策部で対応できない場合は、他市町村及び施工業者等の支援を要請する。

(5) 応急復旧資機材の確保

ア 下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達する。町は、事前に簡易トイレを備蓄し下水道施設、トイレの使用ができない場合に応急的に対応する。

イ 町本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、県土整備局を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

(6) 経費負担

災害復旧に要する資機材等すべての経費は、町負担とする。

ただし、排水設備の修理費は、個人負担とする。

(7) 広報活動

住民の不安の解消を図るとともに、復旧作業の理解と協力を求めるため、情報班と連携を密にし、広報車等による巡回広報や防災行政無線、ケーブルテレビ等の活用による広報を行う。

#### 第4節 燃料確保の応急対策（総務課）

1 目的

この計画は、災害発生時に関係団体と連携して、応急対策に要する緊急車両等の燃料の緊急確保を図るとともに、一般用途の燃料供給を早期に復旧させることを目的とする。

2 県に対する燃料の調達要請

町は、災害応急対策に係る車両や一般用途（暖房設備等）の燃料が不足している場合或いは不足するおそれのある場合は、県に対して燃料の調達要請を行うものとする。

3 豪雪時等の通行不能車両に対する早期の対応

豪雪時の事故渋滞等に伴う通行不能車両が多数発生した場合等の対応については、必ずしも車両内に滞在させるとは限らないが、燃料がなくなること直ちに生命の危険が生じるおそれが生じることから、県及び町は、応急給油の対応の必要性について早急に検討するとともに、対応の準備を行うものとする。

## 第4編 復旧・復興計画

## 第1章 公共施設災害復旧

(災対本部・各対策部)

### 第1節 目的

この計画は、公共施設の災害復旧について定めることを目的とする。

### 第2節 災害復旧事業の実施

公共施設の災害復旧は、実施責任者（町長）において実施するものとするが、その災害復旧事業の種類は、概ね次のとおりとする。

#### 1 公共土木施設災害復旧事業

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園

#### 2 農林水産業施設災害復旧事業

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

#### 3 都市災害復旧事業

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針および都市災害復旧事業費事務取扱方針)

#### 4 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業

(水道法、清掃法)

#### 5 社会福祉施設災害復旧事業

(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法)

#### 6 公立学校施設災害復旧事業

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

#### 7 公営住宅災害復旧事業

(公営住宅法)

#### 8 その他の災害復旧事業

### 第3節 災害復旧事業の留意点

災害復旧事業は、応急対策実施の段階から事業実施の準備作業が必要となり、多くの技術職員がその対応に従事することとなるため、そのことを勘案した上で、技術職員の応援を求める等、必要な人員確保に努めるものとする。

## 第2章 災害復興計画

(総務対策部、産業対策部)

### 第1節 目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた地域の経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

### 第2節 災害復興対策（総務課）

#### 1 災害復興組織・体制の整備

- (1) 町は、災害応急復旧中心の体制から災害復興体制へ円滑に移行できるよう、必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。
- (2) 災害復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定するものとする。
- (3) 災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図るものとする。

#### 2 復興基本方針の決定

町は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

#### 3 復興計画の策定

- (1) 町は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表すると共に、計画的に復興を進めるものとする。
- (2) 計画作成に当たっては、関係機関と調整を図りながら、既存の他の計画・事業等との整合性を図りつつ実施するものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。
- (3) 復興計画の策定準備段階にあたっては、多様な価値観を伴ったさまざまな行動主体からの参画を得るため、必要に応じて、被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見の募集や有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置に取り組むものとする。
- (4) 復興計画の構成は、基本方針、基本理念、施策体系、復興事業計画等とする。

#### 4 復興事業の実施

復興事業の実施に当たっては、住民合意を得つつ、県との連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努めるものとする。

#### 5 復興事業の点検

復興事業の推進は長期にわたることから、町は復興事業の実施中又は実施後において、定期的に町民生活の復興状況やニーズとの乖離等について、有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更を行うものとする。

### 第3節 資金融資、調達のための措置（総務課、出納室、商工観光課、農林水産課）

#### 1 資金調達措置の概要

災害復旧についての資金調達を迅速に把握し、適切、効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 災害関係経費にかかる資金需要を迅速、的確に把握する。
- (2) 一時借入金の前借等により災害関係経費を確保する。



- (3) 地方交付税の繰上げ交付を国へ要請する。
- (4) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。
- (5) 激甚災害が発生した場合には、災害状況を速やかに調査・把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害にかかる財政援助措置」による激甚災害として指定されるよう資料の整備、関係機関への要望等その措置を行う。

## 2 農林水産事業者対策

町は被災農林水産業者に対して、その経営の安定化を図るため次の措置をとるものとする。

- (1) 農業協同組合等の金融機関が被災農林水産業者またはその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資のあつせん。
- (2) 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給および損失補償の実施。
- (3) 農林漁業金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あつせん。
- (4) 農林漁業金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金の既往貸付資金にかかる貸付期限の延長等の措置。

## 3 商工業者対策

被災商工業者に対してその経営の安定化を図るため、次の措置をとるものとする。

- (1) 政府および一般の金融機関に対し協力融資につき依頼する。
- (2) 地元銀行に対し、町の資金を預託し、貸付条件の円滑化を図るように努める。

## 4 一般住民対策

### (1) 住宅復興補助金

自然災害により、住宅に著しい被害を受けた地域において、県及び県内市町村が相互扶助の視点から拠出した基金を活用して、被災者住宅再建支援事業補助金を交付する。

なお、対象となる自然災害の規模は、県内で10戸以上の住宅が全壊する被害が発生した場合で、住宅建築費、購入費、増改築費、補修費に補助金を充てる事が可能。

### (2) 災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）

被災地の滅失及び一部破損家屋の状況を調査し、災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施して、借入の促進を図る。このため、町においては、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するように努める。

### (3) 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を受けた関連住宅を移転または建設しようとするものに対する融資のあつせんについて、町は災害復興住宅資金と同様の措置を講じるものとする。

## 5 低所得者等に対する資金対策

町は災害を受けた生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金、その他の小額融資の貸付資金を確保するため、生活福祉資金、母子福祉資金等の導入に努めるとともに被災地域の民生を安定させるため、被災者に対して次の対策を講じるよう努める。

- (1) 被災者に対する職業のあつせん。
- (2) 町税の徴収の猶予および免税の措置。
- (3) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等、預金者に対する非常払渡し郵便はがき等の無償交付等。
- (4) 公営住宅の建設。

- (5) 生活必需物資の確保。
- (6) 災害援護資金の貸付。

## 第5編 災害種別対策

## 第1章 地震災害予防計画

(全対策部)

### 第1節 計画的な地震防災対策の推進

#### 1 基本方針

県が、平成22年12月に策定した、「鳥取県震災対策アクションプラン」に基づき、減災目標を計画期間内に達成するため、自助・共助・公助の考えのもとに、行政、事業者、町民が連携して取組を行うよう、町は、総合的かつ計画的に防災対策を推進するものとする。

#### 2 減災目標、計画期間、主な施策等

町は、「鳥取県地震防災調査研究報告書」による被害想定の結果を踏まえ、「鳥取県震災対策アクションプラン」に基づき、次のとおり減災目標、計画期間を設定し、減災効果が高い対策等に重点的に取組むこととする。

- (1) 減災目標：計画期間内に県内で想定される大規模地震による人的被害を80%以上、直接被害額を40%以上減少させる。
- (2) 計画期間：平成23年度～平成32年（10年間）
- (3) 主な施策

区分	取組施策	取組内容
予防対策	建物の防火対策	住宅密集地において感震ブレーカーの設置促進
	貯水施設の整備	延焼が想定される住宅密集地の耐震貯水槽への更新及び増設を計画的に行う。
	住宅の耐震化	住宅の耐震改修等に対する助成
	家具の転倒防止	住宅等の家具の固定を促進し、地震時の死傷を防止する。 町報、ホームページ等で啓発
	地域における避難支援体制	支え愛マップ及び個別避難計画の策定を推進し、避難訓練等を行う
	防災教育の推進	各学校、保育園、こども園で地震避難訓練の実施 外部講師等による防災教育の充実を図る
	自主防災組織の充実強化	組織率の向上と防災士等のリーダーの養成の推進
応急対策	消防力の充実	消防団員が活動しやすい環境整備と団員の確保
	医療体制の確保	災害時医療に必要な医師、看護師の確保
	情報伝達手段の確保	孤立予想集落との通信体制の整備
	避難所環境の整備	避難所運営マニュアルの作成
	食料・生活必需品の確保	計画的な備蓄の継続と物資調達に関する協定の締結
	被災住宅の危険度判定体制の整備	応急危険度判定士の計画的な養成
復旧対策	住宅再建の備え	町報、ホームページ等で、地震保険・共済等の加入促進
	事業継続の推進	各事業者への業務継続計画（BCP）作成の推進

#### 4 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画に従い、順次計画に沿った整備に努めるものとする。

### 第2節 被害想定（総務課）

## 1 地震の想定及び琴浦町の被害想定

「鳥取県震災対策アクションプラン」及び「鳥取県地震防災調査研究委員会調査結果」に基づき、県内に甚大な被害発生蓋然性が高い地震のうち、琴浦町に被害発生が想定されているのは次の4つの地震である。

建物及び人的被害の数値は、地震発生時間帯別被害想定のうち、最大値となる冬の深夜発生時の数値である。

(M)：マグニチュード

想定地震	(M)	最大震度	建物被害		人的被害	
			全壊	半壊	死者	負傷者
鹿野・吉岡断層による地震	7.4	7	0棟	約10棟	数人	数人
倉吉南方の推定断層による地震	7.3	7	約80棟	約310棟	数人	約30人
鳥取県西部地震断層による地震	7.3	6強	数棟	約10棟	数人	約10人
F55断層（伯耆沖断層帯）による地震	8.1	6強	約160棟	約920棟	約10人	約120人

## 第3節 地震に強いまちづくりの推進（建設住宅課）

### 1 目的

この計画は、地震に強いまちづくりを推進し、被害の軽減を図ることを目的とする。

### 2 総合的な対策の推進

#### (1) 街路網の整備

町は、緊急輸送道路を整備するとともに、交通の円滑化と合わせて、避難路の確保や消防活動困難地域の道路整備等を行うことにより、災害防止対策や円滑な避難対策を推進するものとする。

#### (2) 公園・緑地等の公共空地の防災利用及び整備

町は、火災延焼防止機能を有するオープンスペースの確保及び避難地とするため、計画的に公園の整備並びに防災緑地等の整備を促進するものとする。

#### (3) 貯水施設の整備

ア 町は、地震時の火災拡大防止のため、住宅密集地の消防水利等を整備するものとする。

イ 町は、耐震性貯水槽等の貯水施設を適正に配置するとともに、河川の整備に当たっては、河川の水が消火に利用できるよう配慮するものとする。

ウ 町は、小型動力ポンプの設置等に努め、消火体制の強化に努めるものとする。

## 第4節 耐震化の推進（農林水産課・建設住宅課・上下水道課）

### 1 目的

この計画は、地震に対する建築物や公共施設等の耐震性を高めることにより、地震発生時被害の発生を防止することを目的とする。

### 2 建築物の耐震化

#### (1) 耐震改修促進計画の策定

ア 町は、琴浦町耐震改修促進計画（平成20年7月策定、平成28年3月改訂）に基づき、計画的に耐震化に取り組むよう努めるものとする。

イ 数値目標

住宅：69%→約89%（844棟の耐震改修が必要）

町有施設の特定制建築物については、耐震化率100%となっている。

琴浦町における民間の特定制既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法（以下「法」という。）第14条第1号における「多数の者が利用する一定規模以上の建築物」に該当する建築物が4棟、法14条第2号における「危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物」に該当する建築物が3棟、法第14条第3号における「緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物」に該当する建築物が1棟あり、平成32年までに耐震化対策が実施されるよう、県と協力して支援していくものとする。

(2) 耐震診断の実施及び建築物の耐震化の推進

ア 町は、住民等の耐震診断の実施を支援するよう努めるものとする。

イ 町は、耐震化の推進に当たり、建築年代による耐震性や最大震度予測結果等を活用し、住民に耐震化の重要性について啓発するものとする。

ウ 町は、住民への普及啓発等により、擁壁・ブロック塀の耐震化の取組を促進するものとする。特に、避難経路沿いについては重点的に取組むものとする。

エ 町は、住宅・建築物及び擁壁・ブロック塀の耐震診断・補強設計・耐震改修に要する費用を助成し、耐震化の促進を図るものとする。

事業名	事業内容
震災に強いまちづくり促進事業	耐震診断、改修計画の策定（補強設計）、耐震改修の補助
木造住宅耐震診断事業	耐震診断を行う診断士を派遣

3 公共施設の耐震化

地震災害時の公共施設等の被害は、町民生活に重大な支障が生じるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動及びその他の応急対策活動に困難をもたらすことから、施設管理者は、日常から施設の危険個所の調査とこれに基づく補修工事並びに耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努めるものとする。

(1) 道路

道路管理者は、地震時においてもその機能を発揮できるよう、道路の整備強化を進めるものとする。

(2) ため池

町は、老朽化等による機能低下が著しいため池について、改築、補強を進めるものとする。

(3) 上水道

水道事業者は、水道施設のより一層の耐震化を図る等、施設の防災性の強化に努めるとともに、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、次の事項について体制の確立を推進するものとする。

- ア 施設の耐震性の強化
- イ 応急給水体制の整備
- ウ 非常用電源の確保
- エ 復旧工事用資材の備蓄
- オ 相互応援協力体制の確率
- カ 技術職員の確保

(4) 下水道

下水道管理者は、地震による下水道の被害を最小限に止め、排水・処理機能を保持するため、施設の耐震性の強化に努めるとともに、被害発生時における応急復旧措置を円滑に行うため、次の事項について体制の確立を推進するものとする。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ア 施設の耐震性の強化  | イ 下水道施設の保守点検 |
| ウ 下水道台帳等の整備  | エ 非常配備体制等の整備 |
| オ 非常時協力体制の整備 | カ 復旧資機材等の確保  |
| キ 技術職員の養成    |              |

#### 4 その他の耐震化対策

町は、次のような耐震化対策のうち、緊急度の高いものから順次に取り組むものとする。

##### (1) 家具等の転倒防止対策

町は、パンフレットや町報、ホームページを活用し、家具等の倒壊防止の推進を図るとともに、庁舎内のOA機器や書棚の転倒防止対策を実施するものとする。

特に、防災対策拠点施設については、発災時の混乱を防止するためにも、積極的に取り組むものとする。

##### (2) 自動販売機の転倒防止対策

町は、避難経路等における現状を調査し、転倒のおそれのある場合には、業界団体へ必要な働きかけを行うものとする。

##### (3) 窓ガラス落下防止対策

町は、窓ガラス落下により、通行人等に被害を与えるおそれのある建物の把握に努め、建物所有者などに必要な改善措置を働きかけるものとする。

##### (4) 大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策

大規模空間を持つ建築物の管理者等は、国の通知等を参考に、適切な天井崩落対策を実施するものとする。

##### (5) エレベーター内の閉じ込め防止対策

エレベーターが設置された建物の管理者は、地震発生時に閉じ込め事故が生じないように、主に次の事項について配慮するものとする。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ア エレベーターの耐震安全性の確保 | イ 地震時管制運転装置の確実な作動 |
| ウ 早期救出・復旧体制の整備等   | エ 適時適切な情報提供・情報共有  |

### 第5節 地震災害に関する調査研究（総務課）

地震による被害は、複雑多様化、甚大かつ広域化の傾向があり、町は、県、国及び防災関係機関と協力して、次の事項について調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備するものとする。

- 1 地盤の構造、活断層の状況
- 2 地震活動の状況
- 3 津波の遡上
- 4 消防水利等の状況
- 5 危険物等大量可燃物施設の状況
- 6 電気・ガスの設置等の状況
- 7 その他必要な事項

### 第6節 地震情報の種類と伝達

#### 1 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域（震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速

報で用いる区域（※）)に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

※緊急地震速報で用いる区域の名称

鳥取県	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
	鳥取県東部	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
	鳥取県中部	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
	鳥取県西部	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。

ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない恐れがある。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

2 地震に関する情報の種類と解説資料

気象庁は、震度1以上の地震が観測された場合、発表基準に基づき地震情報等を発表する。

また、気象庁本庁、大阪管区气象台及び鳥取地方气象台は、地震活動の状況等を知らせるため地震活動に関する解説資料等を提供する。

区分	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（188地域に区分、鳥取県内は鳥取県東部、中部、西部の3区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
	震源に関する情報	震度3以上を観測した場合（津波警報等を発表した場合を除く）地震発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。
	震源・震度に関する情報	①震度3以上を観測②津波警報の発表又は若干の海面変動を予想③緊急地震速報（警報）を発表、のいずれかに該当する場合は、地震発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない場地点がある場合には、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測場合、観測した地点のほか、地震は制場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。県内には46の震度観測点あり。
	遠地自身に関する情報	国外でマグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域の規模の大きな地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観



報	測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。報道発表資料や地震解説資料などに用いられる。
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上を観測した場合、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。

### 地震に関する解説資料等の種類

資料の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・鳥取県に津波警報等を発表時 ・鳥取県内の観測点で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が所同期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・鳥取県に津波警報等を発表時 ・鳥取県内の観測点で震度4以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況。周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況を取りまとめた資料。
地震活動図	定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の鳥取県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等示す資料。

### 3 地震情報等の発表並びに伝達

警報等は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、報道機関の協力を得て公衆に周知させるとともに関係機関に通知するものとする。

#### (1) 緊急地震速報

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

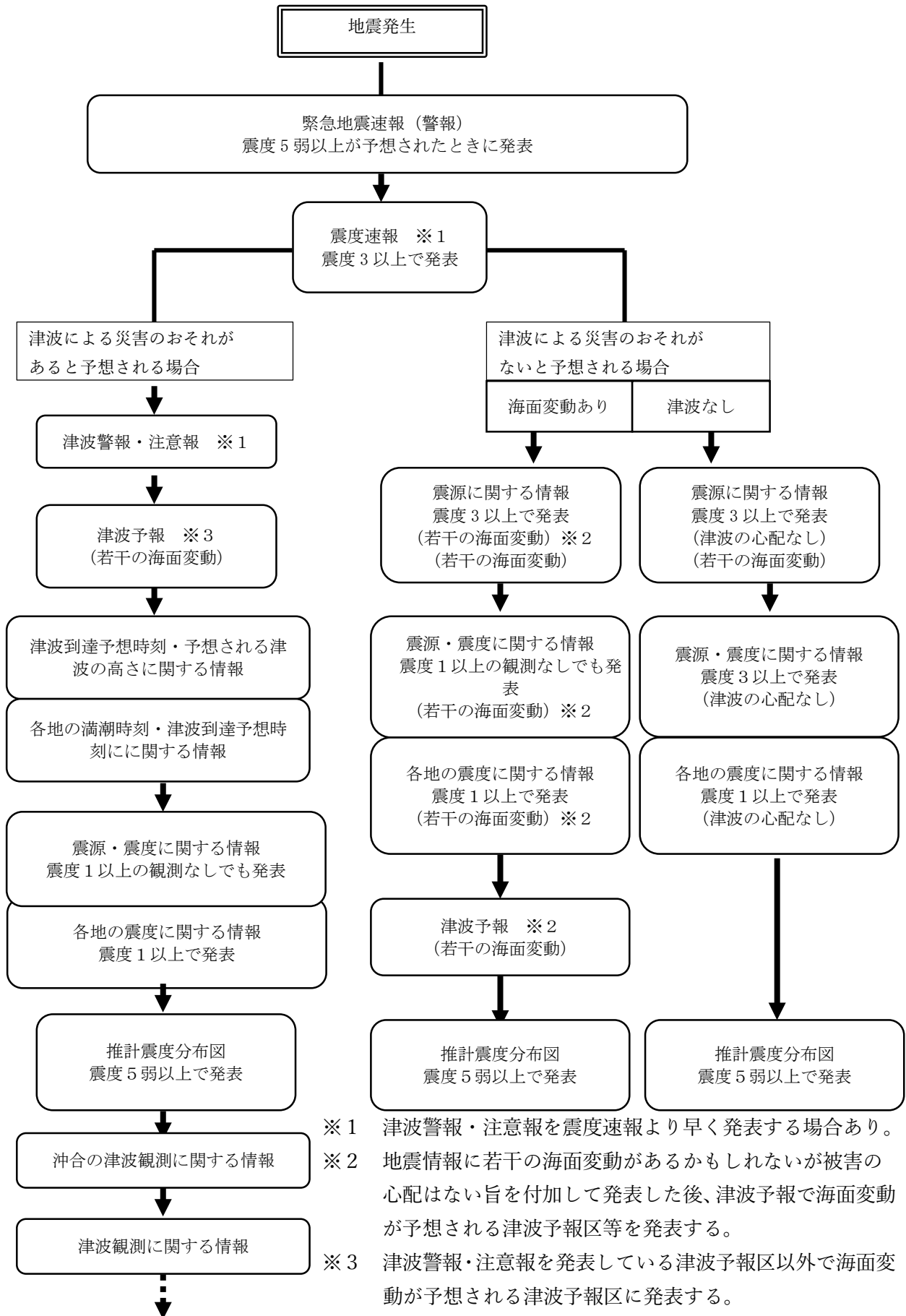
地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

#### (2) 地震情報等

地震情報等については、気象庁又は大阪管区気象台が行い、鳥取地方気象台は関係機関に伝達する。

緊急地震速報、津波警報等及び地震・津波情報等の流れ  
地震及び津波に関する情報



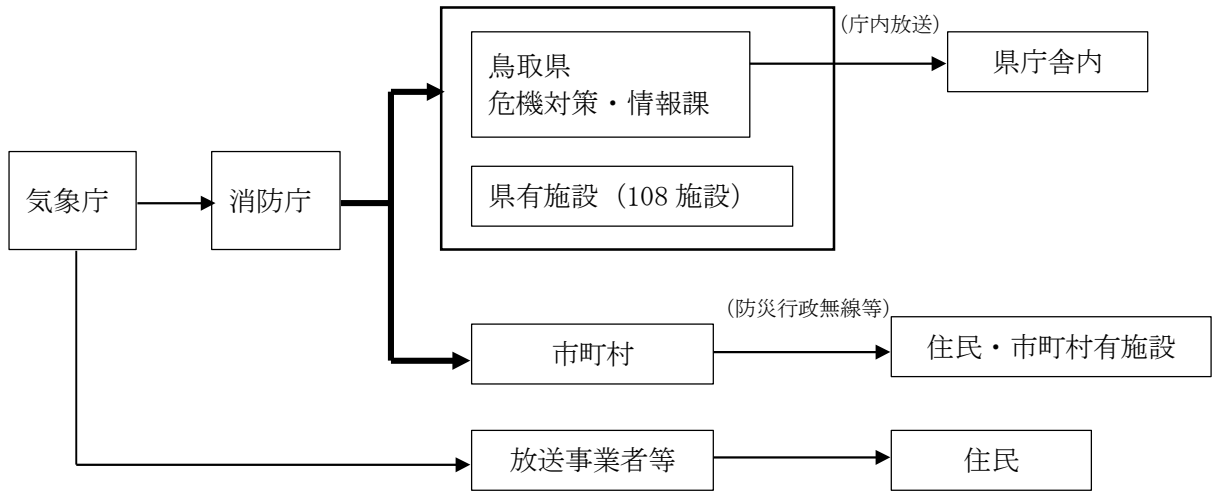
- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

(3) 緊急地震速報及び地震津波情報等の伝達系統

ア 緊急地震速報の伝達系統は、別表1のとおりである。

イ 地震情報等の伝達系統は、第3章第1節「気象情報の伝達」図「特別警報・警報・注意報及び気象情報伝達系統図」のとおりである。

別表1



※ **→** は J-ALERT により伝達されるルート

## 第2章 津波災害予防計画

(総務対策部、文教対策部)

### 第1節 津波対策の推進 (総務課)

#### 1 目的

この計画は、東日本大震災の教訓や内閣府中央防災会議専門調査会の意見を踏まえ、情報伝達体制の確立、避難対策等により津波災害から町民の生命、身体、財産を守ることを目的とする。

#### 2 津波災害を防止する施策の概要

津波が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の対応について、他の災害の対策と共通する部分は、本町地域防災計画「第2編 災害予防」(共通)及び「第3編 災害応急対策」(共通)に定めるところにより、本節では津波災害に特有の事項について定めるものとする。

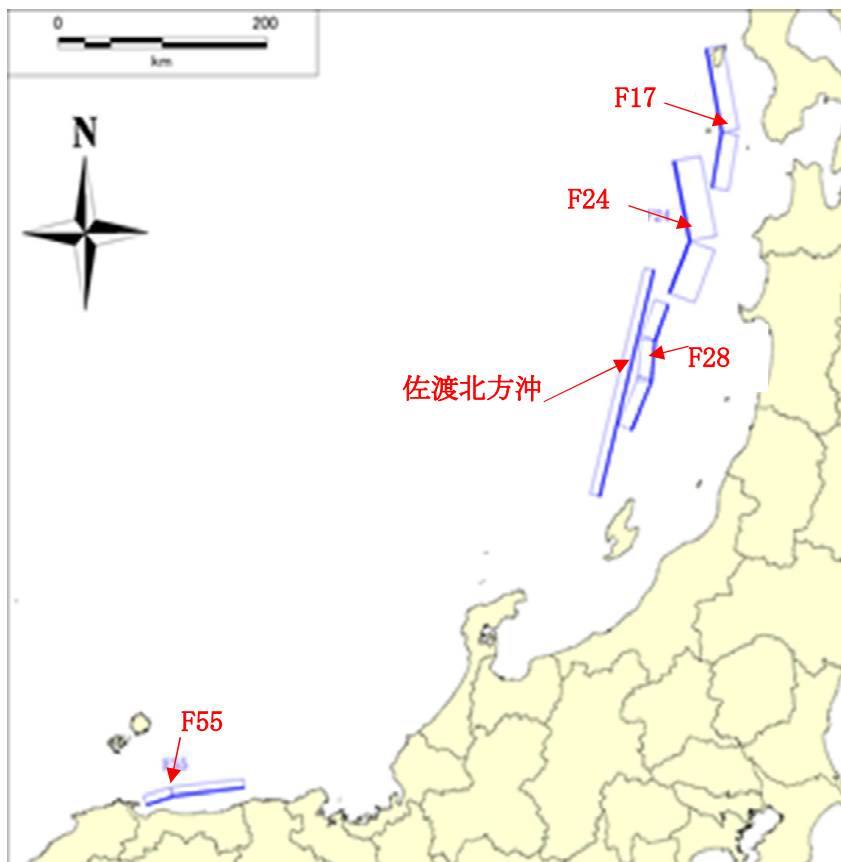
#### 3 計画の位置付け

本節は、津波対策推進に関する法律(平成23年法律第77号)第9条第2項の規定に基づく計画である。

#### 4 想定断層と被害想定

##### (1) 津波の発生が想定される断層について

鳥取県の沿岸部に津波被害を引き起こすと想定される断層モデルは、国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」によって公表された60断層のうち、F17、F24、F28、F55断層と「鳥取県地震防災調査研究委員会」が独自に設定したモデルの佐渡北方沖断層の5断層である。



(2) 想定される津波の高さ

津波浸水想定による市町村別の最大津波高は表一1のとおり。参考として、遠地地震となる鳥取県から最も遠いF17断層、近地地震となる最も近いF55断層について、最大津波高となる箇所の水位変動の経時変化をあわせて示した。

琴浦町において、最も大きな津波は佐渡北方沖断層で発生する地震による津波で、波高は6.7mと想定されている。

表一1 最大津波高（全海岸）

市町村	F17 (m)	F24 (m)	F28 (m)	F55 (m)	佐渡 北方 (m)
岩美町	1.5	2.4	1.8	4.8	4.9
鳥取市	2.0	3.2	3.4	5.5	5.8
湯梨浜町	1.9	2.9	3.4	3.1	6.6
北栄町	1.6	2.1	2.0	2.4	4.9
<b>琴浦町</b>	<b>2.0</b>	<b>3.2</b>	<b>2.3</b>	<b>2.1</b>	<b>6.7</b>
大山町	2.5	3.6	3.2	2.3	7.4
米子市	2.6	2.6	2.8	1.7	4.7
日吉津村	2.2	1.8	2.6	1.4	4.9
境港市	1.5	1.8	1.9	2.4	3.7

岩礁部等の入り組んだ箇所ではせり上がり等で高くなることもある。

(3) 海面変動が30cmに到達するまでの時間

浸水想定による市町村別の海面変動が30cmに到達するまでに要する時間は表一2のとおり。琴浦町において、もっとも早く海面変動が30cmに到達するのは、鳥取県沖の断層F55を波源とする津波で、5分後と想定されている。

表一2 海面変動30cm到達時間（全海岸）

市町村	F17 (分)	F24 (分)	F28 (分)	F55 (分)	佐渡 北方 (分)
岩美町	100.6	93.0	87.0	5.3	77.8
鳥取市	104.5	98.0	91.5	4.9	81.0
湯梨浜町	116.1	105.3	101.6	6.4	87.0
北栄町	120.2	110.2	106.1	8.1	91.4
<b>琴浦町</b>	<b>123.9</b>	<b>113.6</b>	<b>104.0</b>	<b>5.0</b>	<b>95.1</b>
大山町	125.3	113.9	104.5	5.5	96.5
米子市	137.6	128.9	121.4	21.8	110.8
日吉津村	141.7	130.2	122.3	24.0	113.1
境港市	140.0	132.1	124.7	21.1	111.7

(4) 市町村別の津波最高水位到達時間

浸水想定による市町村別の最大津波高が到達するまでに要する時間は表－3のとおり。

琴浦町において、もっとも早く津波が到達するのは、鳥取県沖の断層（F55）を波源とする津波で、19分後と想定されている。

表－3 最大津波到達時間（全海岸）

市町村	F17 (分)	F24 (分)	F28 (分)	F55 (分)	佐渡 北方 (分)
岩美町	114	112	152	7	85
鳥取市	139	116	123	15	132
湯梨浜町	165	122	163	18	160
北栄町	170	126	165	19	162
<b>琴浦町</b>	<b>175</b>	<b>130</b>	<b>169</b>	<b>19</b>	<b>166</b>
大山町	176	132	170	14	166
米子市	191	148	185	29	175
日吉津村	210	148	185	61	182
境港市	194	148	188	43	183

(5) 津波による被害想定

鳥取県地震防災調査研究委員会が検討を行った津波の被害想定のうち、本町に係る被害の概要は、表－4に示すとおりで、最大浸水面積は佐渡北方沖断層を波源とした津波による56.2haである。

表－4 市町村別の浸水面積（ha）

市町村	F17 (ha)	F24 (ha)	F28 (ha)	F55 (ha)	佐渡 北方 (ha)
岩美町	23.1	26.1	23.8	53.4	50.8
鳥取市	56.0	75.1	61.4	102.3	169.8
湯梨浜町	15.5	27.6	26.0	29.7	60.4
北栄町	12.8	16.4	15.2	16.6	52.9
<b>琴浦町</b>	<b>8.5</b>	<b>13.1</b>	<b>10.1</b>	<b>12.1</b>	<b>56.2</b>
大山町	18.0	22.0	19.7	17.9	126.1
米子市	32.2	38.4	39.0	29.7	222.1
日吉津村	2.9	2.6	3.2	2.2	29.9
境港市	29.1	35.6	43.4	246.5	398.0

第2節 津波危険地域の把握、周知（総務課）

1 津波危険地域の把握

町は、県が作成した波災害警戒区域（イエローゾーン）図及び津波浸水予測図等を参考に、津

波が浸水する危険性の高い地域の建物数、人口（昼間、夜間）等の把握を行うものとする。その際、避難が困難な地域の把握も併せて行うものとする。

## 2 津波ハザードマップの作成

町は、県の波災害警戒区域（イエローゾーン）図及び津波浸水予測図に基づき、浸水想定区域及び浸水深、到達時間、情報伝達手段、避難経路、避難施設等を記載した津波ハザードマップを作成し、津波の危険性の高い地域の住民等に対して、広く危険性の周知を図るものとする。

なお、作成にあたっては、住民の避難に有効に活用されるよう内容の検討を十分に行うものとする。

### 第3節 津波避難体制の整備（総務課）

#### 1 避難指示等の発出基準の設定及び周知

(1) 町は、鳥取県に津波警報等が発表された場合に発出すべき避難指示等の基準を定めるとともに、対象地域をあらかじめ定めておくものとする。「第3編 災害応急対策（共通）第6章 第1節第5項事象ごとの避難指示等の発出」参照。

(2) 町は、避難指示等の対象地域の住民にこれらの基準及び津波発生時の指定緊急避難場所についてあらかじめ周知しておくものとする。また、地震が発生した場合には、弱い地震であっても津波が到達する可能性があるため、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは沿岸付近に近づかないこと、安全な場所（高台、堅牢な建物等）に早急に避難すること、津波は繰り返し到達することがあるため、津波警報・注意報が解除されるまでは避難を続けること等を周知・徹底しておくものとする。

#### 2 津波情報伝達体制等の初動体制の整備

町は、勤務時間外の場合も含め、大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、或いは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定めるものとする。

町は、住民はもとより、観光客、海水浴客、ドライバー等、様々な環境下にある住民に対して、津波警報や避難情報等を迅速、確実に伝達するため、あらゆる手段を活用した伝達体制を整備するものとする。

伝達手段については、視聴覚障がい者や外国人等の様々な態様にある避難行動要支援者に確実に伝達されるよう配慮するものとする。

また、海岸や港湾管理者、水産事業者、観光客、ライフセーバー等の関係機関と情報共有を行い、円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

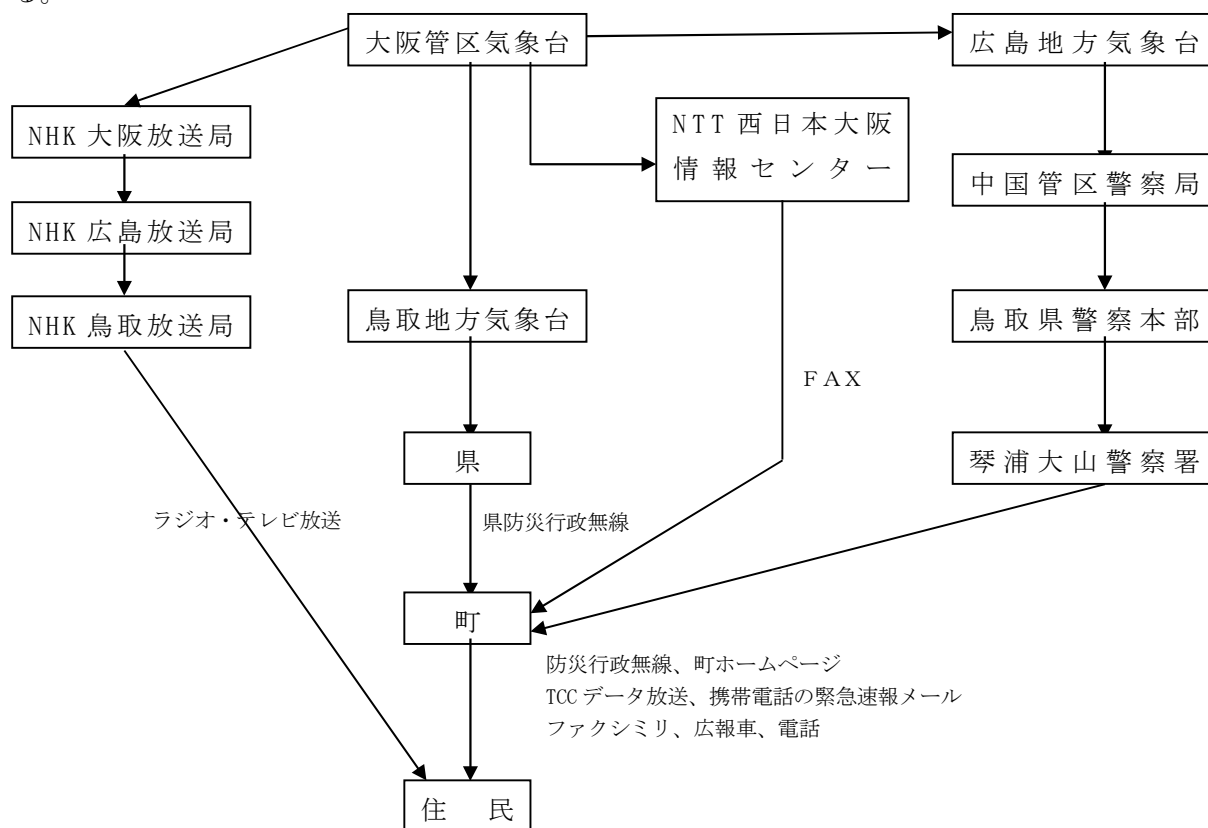
#### <伝達手段>

- 1 海岸線の防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備
- 2 サイレン、津波フラッグ、広報車等の整備
- 3 緊急速報エリアメール、テレビ、ラジオ等の割込放送
- 4 文字放送、多言語による放送等、避難行動要支援者の態様に応じた手段



## 【津波警報】

大阪管区気象台から発表された津波警報等の伝達は、次の伝達系統および方法により行うものとする。



### 3 情報収集・連絡体制の整備

町は、津波による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、県、町及び防災関係機関等との連絡が、相互に迅速・確実に行えるよう情報伝達ルート多重化や情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

### 4 緊急避難場所及び避難所の指定、整備

- (1) 町は、津波災害に備え、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性等を考慮し、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所にある公民館、学校等の公共施設及び高台の施設や広場等をあらかじめ緊急避難場所及び避難所として指定するとともに、必要に応じて補修・補強等を行うものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所及び指定避難所をホームページ、ハザードマップ等により住民に周知するとともに、避難所案内表示板やライト等により夜間でも安全に誘導できる施設等の整備に努めるものとする。
- (3) 町は、指定避難所の非常用電源及び情報収集・伝達手段を確保するとともに、近傍で食料・水・常備薬・毛布等の備蓄に努めるものとする。

### 5 避難路の指定・整備

町は、住民が徒歩で安全・確実に避難できるよう避難路等をあらかじめ指定し、ハザードマップ等により住民に周知するとともに、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫、改善、改修に努めるものとする。

なお、被災状況によって想定していた避難経路が通行不能となることが起こり得るため、時に

は臨機応変の対応が求められることを、津波避難訓練や住民説明会、防災教育等の機会を活用して住民への周知するよう努めるものとする。

また、地震によるブロック塀の倒壊や液状化等で避難路が使用できないことを想定し、できるだけ複数の避難路を選定することとする。

## 6 避難方法・避難誘導

(1) 地震・津波発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、液状化等による道路の損傷、渋滞、交通事故等の発生が予想されることから、津波発生時の避難は徒歩を原則とする。

ただし、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況を踏まえて、やむを得ず自動車避難せざるを得ない場合は、町は、警察等の関係機関と調整を図りながら、自動車安全・迅速に避難できる方法を検討しておくこととする。

(2) 町は、町職員、警察、消防団員等、避難誘導を行う関係者の安全を確保するため、津波到達時間内の防災体制や避難誘導に係る行動ルール等を策定するものとする。

<避難に使える時間の違いによる避難方法>

避難時間	避難方法
<p>1 避難に時間がある場合</p> <p>(1) 想定：佐渡島北方沖の波源</p> <p>(2) 最大波の到達時間：166分程度</p> <p>(3) 地震動：小さい</p> <p>(4) 浸水予測範囲：②より広い</p>	<p>1 家族や地域の人々に声をかけながら、余裕を持って避難を開始する。</p> <p>2 浸水予測範囲外にある高所や指定緊急避難場所・指定避難所に避難する。</p> <p>3 「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、避難行動要支援者及びその支援者は、時間的余裕はあるものの特に早めに避難する。</p> <p>4 ラジオ等を携帯し、絶えず津波に関する最新の情報を確認する。</p>
<p>2 避難に時間がない場合</p> <p>(1) 想定：F55（鳥取沖）の波源</p> <p>(2) 最大波の到達時間：19分程度</p> <p>(3) 地震動：大きい</p> <p>(4) 浸水予測範囲：1より狭い</p>	<p>1 「津波てんでんこ」の教訓に基づき、自分の身は自分で守ることを優先して、各自が率先して近くの指定緊急避難場所又は高台に避難を行う。</p> <p>2 避難を要する地域では、震度が大きく被害が発生している可能性がある。建物・ブロック塀等の倒壊、道路閉塞により、実質的に避難に使える時間がさらに減少することを考慮して、避難路・避難手段を選択する。</p> <p>3 徒歩で避難することを原則とするが、「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、避難行動要支援者及びその支援者は、車で避難する（ただし、車による避難方法について事前に十分検討しておく必要がある）。</p>

## 7 津波避難計画の作成

町は、津波ハザードマップを基に、津波避難対象地区を指定した上で、避難対象地区の自主防災組織等と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し周知徹底を図るものとする。

また、町は、自主防災組織と連携し、津波ハザードマップを基に、避難対象地区のより詳細な情報等を記載した防災マップの作成に努めるものとする。

## 8 津波避難訓練の実施

町は、住民、自主防災組織等と連携し津波被害を想定した訓練を実施するものとする。

なお、夜間等の様々な条件に考慮した上で、訓練目的、被害想定等を具体的に設定し、訓練効果が得られるよう実践的な訓練となるよう工夫するとともに、訓練で得られた成果を地域防災計画や避難計画等の見直しに反映させるものとする。

#### 9 避難行動要支援者への対応

「第3編 災害応急対策(共通)第6章第1節第3項 避難行動要支援者の避難支援」を準用する。

#### 10 帰宅困難者への対応

町は、津波被害のため帰宅が困難となった者、移動の途中で目的地に到達することが困難となった者(以下「帰宅困難者」という)の発生による混乱を防止するため、帰宅困難者を支援するための対策を推進することとする。

#### 11 水門等の閉鎖体制整備

主要な水門等の管理者は、津波発生時の情報伝達体制や津波到達時間内に水門閉鎖を行う操作員が行う作業のルール等を策定し、操作員の安全を確保するものとする。また、遠隔閉鎖体制の整備を合わせて行うものとする。

### 第4節 津波に関する知識の普及啓発(総務課、教育総務課)

#### 1 防災思想の普及啓発

町は、自らの身の安全は自らが守るのが防災・減災の基本であることを踏まえて、津波被害に限らず災害時の「自助・共助」の重要性について、防災訓練、防災講習会等の機会や、広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等での情報発信等、あらゆる機会を通じて普及啓発を図ることとする。

##### <普及啓発の内容>

- 1 住民は平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動すること
- 2 災害時には、近隣の負傷者や高齢者、身体障がい者等の避難行動要支援者を助けること
- 3 避難所では男女双方の意見、視点を考慮し役割分担を行い、自ら活動すること
- 4 国や地方公共団体が行っている防災活動に協力すること

#### 2 職員に対する研修

町は、災害時における適切な判断力等を養成し、津波発生時の円滑な災害応急対策を実施するため、定期的に防災訓練、防災講演会・講習会等を開催し職員に対して必要な知識の習得や防災対応能力の向上を図るよう努めるものとする。

#### 3 住民に対する普及啓発

- (1) 町は、津波浸水予測図や津波ハザードマップ等により、津波の浸水が予測される地域を住民に広く周知する。
- (2) 町は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ防災週間や防災関連行事等を通じて、広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用して、津波シミュレーション結果等を示した上で、津波警報や避難情報の意味や津波に対する注意事項(下記注意事項を参照)等の情報を発信し、地震・津波発生時において、住民が的確に行動できるよう正しい知識や防災対応について普及啓発を図るものとする。

#### 4 事業所等に対する普及啓発

県及び町は、災害時等において事業者が適切な行動をとれるよう、事業所に対して広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用した情報発信や防災講習会の開催等により、津波災害に対する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るものとする。

また、災害時の事業所の果たす役割は重要であることから、事業者は、災害時に重要事業を継続するための事業継続計画（BCP）を、県や関係機関等と連携し計画的に策定する。

#### 5 学校における防災教育

##### (1) 児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合学習時間、特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、学識経験者等による講義や防災に関する手引き等を活用して、津波災害等の基礎知識や地震・津波発生時の適切な行動等について、児童生徒等に教育を行うこととする。

なお、教育を実施する際は、児童生徒の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた内容に配慮し、旅行先等で津波被害に遭う可能性もあることから、沿岸市町村以外の学校も広く津波防災教育に努めることとする。

また、地域の自主防災組織等が実施する避難訓練等へ参加し、地域と一体となった取り組みに努めるものとする。

##### (2) 教職員に対する教育

学校は、津波等の災害発生時に教職員が適切に行動するため、防災教材等を活用して教職員が災害時にとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当や災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図ることとする。

#### 6 災害情報の提供、災害教訓の伝承

県、及び町は、津波災害情報を記録し、ホームページ等で公開する。

また、過去に発生した大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくため、津波災害に関する調査分析や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう努めるものとする。

## 【津波に対する注意事項】

### 1 一般住民に対する内容

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ無線放送などを通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波注意報・警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで避難行動を継続する。

※ 津波の到達予想時刻を経過した場合であっても、沿岸部や津波が遡上するおそれのある河川には決して近づかず、引き続き安全な場所での避難行動を継続する。

- (6) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

### 2 船舶に対する内容

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。
- (2) 航行船舶ラジオ、テレビ、無線情報などで地震・津波情報を入手した場合は、水深の深い海域に避難する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- (4) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避する。
- (5) 港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- (6) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで避難行動を継続する。

※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、地震発生後短時間で津波の来襲が予想される場合は、直ちに安全な場所に避難する。

- (7) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

## 【参考】

### 1 津波の観測・予報体制の整備の概要

気象庁は、今後、引き続き、これらの観測・予報体制の整備及び津波警報・注意報及び予報伝達の迅速化に努めるものとする。

- (1) 気象庁の行う業務は、主として各地の震度、地震発生時の震源・規模の決定、津波の発生の有無・規模の判定・来襲地域及び到達時間の予想を目的としている。
- (2) 地震が発生した場合には、気象庁本庁または大阪管区气象台においてその震源諸要素が決定されるとともに、津波発生の有無の判定がなされる。
- (3) 津波の高さは、検潮装置等のある観測施設によって観測される。観測施設がない場所については建物に残された痕跡調査等によって推定できる場合がある。
- (4) 気象庁の津波観測施設は境検潮所にあり、検潮儀及び巨大津波観測計が設置され、テレメ

ーター方式により気象本庁及び大阪管区气象台で常時監視している。

(5) 大津波警報・津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、大津波警報、津波警報、又は津波注意報を（以下「津波警報等」という。）発表する。

**【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】**

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは、津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	表記なし	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 ただちに海から上がって、海岸からはなれてください。

(6) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

**【津波予報の発表基準とその内容】**

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意情報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(7) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を知らせる。

**【津波情報の種類と発表内容】**

種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

**【津波の最大波の発表内容】**

発表中の津波警報等	発表基準	内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

**【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容】**

発表中の津波警報等	発表基準	内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ ≥ 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ < 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

## 第3章1 風水害予防計画

(総務対策部、消防対策部、産業対策部)

### 第1節 風水害等予防対策 (総務課)

#### 1 目的

この計画は、風水害から町土を保全し、町民の生命・身体・財産を守るため、ハード・ソフトが一体となった各種の対策を講じ、災害の発生を未然に防ぐとともに被害の軽減を図ることを目的とする。

また、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備えるため、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を計画的に推進していく。

#### 2 風水害等を防止する施策の概要

風水害等の防止については、危険箇所等を調査・把握し、危険性や緊急性に応じて各種の防止事業等のハード対策を行い、また、町民等に対して危険箇所の周知や、避難行動等に参考となる情報提供を行う等のソフト対策を推進し、ハード・ソフトが一体になった対策の実施に努めるものとする。

##### (1) 主なハード対策

- ア 水害の防止 (森林の保全、河川改修、砂防事業、農業用水路改修、海岸保全施設の整備)
- イ 風害の防止 (防風林の整備、通信線の補強や地中化)
- ウ 雪害の防止 (植栽等による雪崩防止、道路の防雪や消雪、道路の凍結防止)
- エ 高潮・浸食の防止 (人工リーフ・護岸等の整備、船舶避難のための防波堤整備)

##### (2) 主なソフト対策

- ア 防災マップや各種ハザードマップ (洪水、高潮、土砂災害等) による危険個所の周知
- イ 適切な災害への備えや災害発生時の行動などの周知
- ウ 洪水予報や土砂災害警戒情報等の発令内容の意味の周知

#### 3 風水害等防止のため特に留意する事項

##### (1) 流木等による被害の防止

急峻な森林の多い本町では、豪雨の際に洪水・土石流等により流下する流木類が護岸・えん堤・橋梁等の施設の破壊を助長し、災害の激化を招くおそれがある。

流木等の被害の防止については、斜面の崩壊に伴う流木を考慮し間伐等による森林整備を進めるとともに、治山堰堤による対策などを実施するものとする。

間伐されたまま山地に放置されている木材や倒木のうち、山崩れや洪水等により流出のおそれがあるものについては、林地外に搬出するなどの対策を実施するものとする。

##### (2) 高潮・高波災害の予防

町は、第2項に掲げるハード・ソフト対策のほか、以下の点についての対策推進に努めるものとする。

- ア 高潮・高波等による危険区域の把握、及び住民への周知
- イ 高潮警報等の迅速な住民への周知
- ウ 必要な避難体制の整備

##### (3) 強風災害の予防

町は、気象の状況に応じて、強風が予想される場合は、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置について、住民及び施設管理者に対して、事前措置として看板やアンテナ等の固定など、強風による落下防止対策等の徹底と屋外での活動の取りやめ等について防



災無線等で呼びかけを行うものとする。

## 第2節 水防計画（総務課、消防団）

### 1 目的

この計画は、水防に係る予防措置について定めることを目的とする。

### 2 河川災害危険箇所

町は、県が作成した重要水防区域図に掲載されている河川災害危険箇所を防災マップ等に示し、町民に対し、水害の危険性を周知するものとする。

#### 【河川災害危険箇所】

河川名	大字	左岸延長 (m)	右岸延長 (m)	予想される原因
加勢蛇川	金屋	300		決壊
加勢蛇川	森藤		200	決壊
洗川	山田	430	500	決壊
洗川	美好	400	210	決壊
今田川	大杉	1,750	1,750	溢水・決壊
元旧川	笠見	120	120	溢水
瀬戸川	八橋	310	310	溢水
八橋川	八橋	50	50	洗堀
勝田川	八幡		200	洗堀
勝田川	八幡		200	洗堀
勝田川	八幡		160	洗堀
勝田川	八幡	40		溢水
勝田川	八幡	200		洗堀
勝田川	籠津	200		洗堀
勝田川	西宮	300		堤防断面不足
勝田川	出上		50	溢水
黒川	湯坂～光		600	水衝・洗堀
尾張川	尾張	1,000	1,000	洗堀
梅田川	籠津～梅田		140	水衝・洗堀
梅田川	梅田	50	50	溢水
化粧川	赤碕		20	溢水
倉坂川	倉坂		100	水衝・洗堀
倉坂川	倉坂	60		水衝・洗堀
倉坂川	倉坂	720		水衝・洗堀
矢筈川	大父		500	水衝・洗堀
黒川	籠津	60		水衝・洗堀
黒川	中村		390	水衝・洗堀
尾張川	尾張	400	240	水衝・洗堀

### 3 水防用資機材及び水防倉庫の整備

(1) 水防用設備

ア 町は、水防用資機材を水防倉庫に備蓄し、有事の際には、これらの資機材をもって最も効果的に水防活動に使用し得るようにしておくものとする。

イ 水防倉庫には、おおむね下表に示す水防資機材を備蓄する。

掛矢	ロープ	のこぎり	鉄線	ツルハシ
杉丸太	スコップ	割木	鉄杭	なた
塩ビパイプ	ペンチ	竹	鎌	担ぎ棒
斧	たこつち	詰石用石	バケツ	土嚢
ブルーシート	照明灯	クリッパー	しの	予備土

(2) 器具資材の確保と補充

倉庫内の備蓄資材は、定期的に点検を行い、緊急の際には十分に活用できるよう整備しておくものとする。

また、補充資機材確保のため、町内の資材業者を登録しておき、資材の不足が生じた場合は速やかに補給できるようにしておくものとする。

4 水防連絡会による洪水、高潮等の災害防止対策の促進

県が開催する、水防連絡会において、洪水、高潮等による災害の発生を防止、被害の軽減を図る対策を促進するものとする。

5 水防に係る協定締結の促進

町は、最悪の場合を想定して、隣接する水防管理団体と水防活動等の相互応援についてあらかじめ協定を締結するものとする。

### 第3節 ダムを活用した河川治水（農林水産課）

1 目的

この計画は、ダムが持つ機能を最大限に発揮することで、洪水による被害の発生を未然に防ぎ、又は軽減し河川流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

2 町内のダム管理・用途等

町内にあるダムは、農林水産省が設置し、北栄町、琴浦町に管理委託し、東伯地区土地改良区連合に操作委託をしている。

名称	設置者	水系	河川名	用途	総貯水量	ゲートの有無
船上山ダム	農林水産省	勝田川	勝田川	灌がい	72万m <sup>3</sup>	なし
小田股ダム	農林水産省	洗川	倉坂川	灌がい	200万m <sup>3</sup>	なし
西高尾ダム	農林水産省	由良川	西高尾川	灌がい	201万m <sup>3</sup>	なし

※ゲート：洪水調整ゲート

【平常時の管理】

区分	内容	必要な措置等
平常時体制	管理事務所内設備の点検を行う。	1 管理事務所内のダム管理システム・電気設備等の点検を行う。
	貯水位・放流コントロールの算定を行い、その結果によりゲート操作を行う。	1 貯留制限・導水制限に基づき放流量・導水量を定める。 2 小田股ダムについては、9月から11月の間については、貯水位をEL233.14(空容量80万m <sup>3</sup> )以下となるよう管理する。 3 前日と比べ流入量に大幅な変化がない時は、放流量を一定に保つため、『1』の作業を必要としない場合がある。

区分	内容	必要な措置等
		4 洪水の発生する恐れがある場合には、各体制を施行する。 5 導水の必要がない場合には、矢下頭首工・大父頭首工に赴き手動動作により導水量の調整を行う。 6 放流量のコントロール量が大きい時は、10分間の放流量を算定し、断続的なゲート操作を行う。
	自動計測記録の整理を行う。	1 ダム管理システム装置の必要な記録を整理する。 2 堤体挙動観測システムの操作により必要な記録を整理する。 3 巡回点検に備え、観測・点検に必要な値を記録し、観測・点検作業の準備を行う。
	点検および手動計測の実施を行う。	1 点検・計測のルート上、ダム下流施設の点検を行う。 2 計測時に前日または前回の値とチェックする。なお、大きく変化している時は再計測を行う。
	点検・計測結果の整理・判定を行う。	1 点検・計測結果の整理・判定を行い、異常がみられる場合には、中国四国農政局整備部水利整備課と協議を行って処置を決定する。

### 3 ダム管理の留意点

- (1) ダム管理者は、操作規則・規程等に基づき、洪水警戒体制等をあらかじめ定め、管理及び操作を行うものとする。
- (2) 操作規則・操作規定又は運用計画等に基づき、貯水量・水位の適切な管理に努めるものとする。

特に、台風の通過が見込まれる場合等の事前放流の活用については、利水の観点によるリスクを含め、積極的に導入の検討を行うものとする。

- (3) ダム管理者は、あらかじめ下流河川の状況を把握し、ダムからの放流との関係について十分な把握に努めるものとする。

### 4 関係機関との連絡会議等の設置

ダムに関する知識や情報については、下流域の水防関係機関等に広く周知することが河川管理上有効であり、安心・安全情報の提供の意味でも有意義であると認められるため、県、河川管理者等との連絡会議を設け、随時情報交換等を行うとともに、ダムに関する理解を深める契機とするよう努めるものとする。

### 5 住民への周知

町は、ダムに関する地域住民の理解を深めるため、地域住民等に対して説明会を開催する等、ダムに関する情報の普及啓発を図るものとする。

## 第4節 ため池・農業用水路・樋門の管理体制の強化（農林水産課）

### 1 目的

この計画は、ため池や農業用水路、樋門の適切な管理により、洪水等の発生を未然に防ぎ、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

### 2 実施主体

#### (1) ため池・農業用水路の管理

ため池・農業用水路の管理は、町農林水産課が行うものとする。

#### 【平常時の管理】

- ア 毎年1回以上草刈および草焼きを行い、草刈り後はよく法面を踏みしめる。

- イ 法面で、畑等を耕作させない。
- ウ 漏水には特に注意し、樋管部・余水吐尻を検査する。
- エ 毎年1回堤の縦断測量を行ない、天端の沈下を認めたときは速やかに盛土する。
- オ 放水路が堤体を洗掘しないか検査する。
- カ 余水吐には流水の妨げとなるものを置かない。
- キ 地震、洪水等の変事後は全体にわたり検査する。
- ク 流域を踏査して、山くずれのおそれがないか確かめておく。

(2) 樋門の管理

樋門の管理は、当該施設の管理者が、管理委託を行い実施する。樋門の操作は、委託を受けた操作責任者が行う。

河川名	所在地	管理者	操作責任者
加勢蛇川	上伊勢	鳥取県	上伊勢区長
勝田川	竹内	琴浦町	円原水利組合
	西宮	〃	水利組合
	勝田	〃	〃
	佐崎	〃	〃
黒川	光	赤碕町土地改良区	〃
	野坂	〃	〃

3 ため池の管理体制の強化

(1) ため池の状況把握

町は、管轄内の重要ため池について、現状把握に努めるものとする。特に、下流に住家がある場合には、決壊時等の危険性の有無について十分把握に努め、あらかじめ必要な措置を講じておくものとする。

※町内のため池については、資料編第43表の一覧表のとおり。

**(重要ため池)**

次の、いずれかを満たすもの

- 1 堤高 15m以上
- 2 貯水量 10 万 m<sup>3</sup>以上
- 3 下流に住家や公共施設等が存在し、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがあるもの

(2) ため池の管理体制の強化

ア 県と町及び所有者等は、協力してため池パトロール等の施設点検を行い、地域住民等と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。

町は、点検結果をため池データベースに蓄積するものとする。

イ 県及び町は、ため池所有者等に対し、県が作成した「ため池点検マニュアル」を配布し、日常及び緊急時のため池の管理点検等について定めておくよう指導するものとする。

ウ 県、町及び所有者等は、災害発生が予測されるときに、ため池に関して行う措置等について、危害防止のために必要となる情報伝達が的確にできるよう、ため池所有者等から町、県、関係機関、住民への連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

エ 町は、重要ため池等のハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

#### 4 農業用水路の管理体制の強化

##### (1) 農業用水路の状況把握

町は、管轄内の農業用水路(特に、溢水等により住家等へ影響が生じる可能性がある水路)について、現状把握に努めるものとする。

##### (2) 農業用水路の管理体制の強化

ア 町は、水路管理者と協力し、水路点検を行うなど、地域住民等と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。

イ 町は、水路管理者に対し、県が作成した点検マニュアルを配付するとともに、日常及び緊急時の水路の管理点検方法等について定めておくよう指導するものとする。

ウ 町及び水路管理者は、災害の発生が予測されるときに水路の状況及び水路に関して行う措置等について、危害防止のために必要となる情報伝達が的確にできるよう、水路管理者から町、住民への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

#### 5 樋門操作に係る連絡体制等

##### (1) 関係機関等との情報共有

樋門管理者は、非常時における樋門や水門の操作の情報が、避難情報の発出の判断や、他の樋門管理者が行う樋門操作等に必要となる場合があることを踏まえ、これらの情報が関係部署・関係機関へ迅速に情報伝達・共有されるよう、連絡系統を定めておくよう努めるものとする。

連絡系統は、過去の浸水状況等を勘案して優先順位を付けて策定するものとする。

情報伝達すべき連絡先は、組織内においては所管部局等だけでなく、災害対応を調整する災害対策本部や、防災担当を含めるものとする。

##### (2) 住民に対する浸水リスク等の周知

町及び関係機関は、過去に浸水被害が生じた等の浸水リスクが高い地域住民に対し、浸水被害が起り得る地域であること、避難に関する情報や非常時における樋門等の操作情報の意味合いを事前に周知するとともに、実際の樋門等の操作情報の伝達にも努めるものとする。

### 第5節 土砂災害防止計画（農林水産課、総務課）

#### 1 目的

この計画は、土砂災害から町民の生命・身体・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等に指定された地域の周知を図り、土砂災害の被害の軽減と町民の防災意識の啓発を図ることを目的とする。

#### 2 緊急時警戒避難体制の整備

町は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（本節において以下「法」という。）第8条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに下記事項並びにそのほか警戒区域における土砂災害を防止するため必要な事項を定め、警戒体制を整備するものとする。

##### (1) 土砂災害発生のおそれを判断する雨量情報や過去の土砂災害に関する情報等収集・伝達・予警報や避難指示等の発出基準やその住民への伝達方法

「第3編 災害応急対策（共通）第6章第1節 避難の実施」のとおり。

##### (2) 避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項

指定避難所及び指定緊急避難場所については、資料編第22表、23表のとおり。

避難経路については、自主防災組織等で安全経路を検討し、避難訓練を行うものとする。

- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

「第1編 総則 第4章 防災訓練計画」のとおり。

- (4) 救助に関する事項

「第3編 災害応急対策（共通）第4章 防災関係機関の連携推進計画」により実施するものとする。

### 3 避難に資する情報の提供

法第27条に基づき、県が、土砂災害警戒情報の発表等の防災気象情報など、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報を通知した場合、町は、防災行政無線、ホームページ等で住民に周知するものとする。

### 4 土砂災害ハザードマップの作成

町は、土砂災害情報等の伝達方法、避難場所及び避難路等を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、町民へ周知を図るものとする。

### 5 土砂災害警戒区域、山地災害危険地区等の把握と住民への周知

町は、避難指示等が適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考とした避難指示等の発出方法を検討し、町地域防災計画に明示しておくものとする。

また、県が作成した土砂災害警戒区域等の公示図書や山地災害危険地区位置図等を活かし、土砂災害警戒区域の住民に対し、土砂災害の発生しやすい気象条件や災害の予兆現象の広報と併せて、当該区域の土砂災害による被災の危険性を周知するものとする。

## 第3章2 風水害応急対策計画

(総務対策部、消防対策部、産業対策部)

### 第1節 水防計画 (総務課、消防団)

#### 1 目的

この計画は、水防法第33条の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を定めることにより、琴浦町における洪水、津波又は高潮に際し、水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

#### 2 町の管理区域における水防対策の実施

##### (1) 実施責任者

町内における水防は、水防管理者(町長)が行う。

##### (2) 水防組織

###### ア 警戒本部・対策本部の設置

琴浦町において、洪水、津波又は高潮等により、水防警戒、対策が必要と認められる場合には、「第3編 災害応急対策(共通)第2章第1節 組織及び体制」により、警戒本部、対策本部を設置し水防対策に当たるものとする。

###### イ 水防団の設置

本町において、水防法にいう水防団に代えて、消防団を水防活動に当たらせるものとする。その組織等は、「第3編災害応急対策(共通)第4章第4節 消防活動」によるものとする。

#### 3 水防情報の収集

町は、町内の主要河川の水位及び雨量について、鳥取地方气象台ホットライン、鳥取県防災情報システム、河川情報センターの流域総合情報システム及びインターネット等により情報を積極的に活用し、水防情報の収集に努めるものとする。

#### 4 水防作業

##### (1) 作業の留意事項

ア 水防工法は、その選定を誤らない限り1種類の工法を施行するだけで十分効果を挙げる場合が多いが、時には数種の工法を施して初めてその目的を達成することがあるため、当初施行の工法で効果が認められない場合は、これに代わる工法を次々と行い、極力被害の防止に努めるものとする。

イ 特に堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体最大時か又はその前後である。堤防斜面のくずれ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いため、最大時を過ぎても警戒を解いてはならないこととする。

##### (2) 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、遠地津波と近地津波に分類される。遠地津波で津波来襲まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なが、近地津波では、短時間のうちに津波が来襲するため、水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

##### (2) 安全配慮

ア 洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

イ 避難誘導や水防活動の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等、水防団員自身の安全確保に配慮し

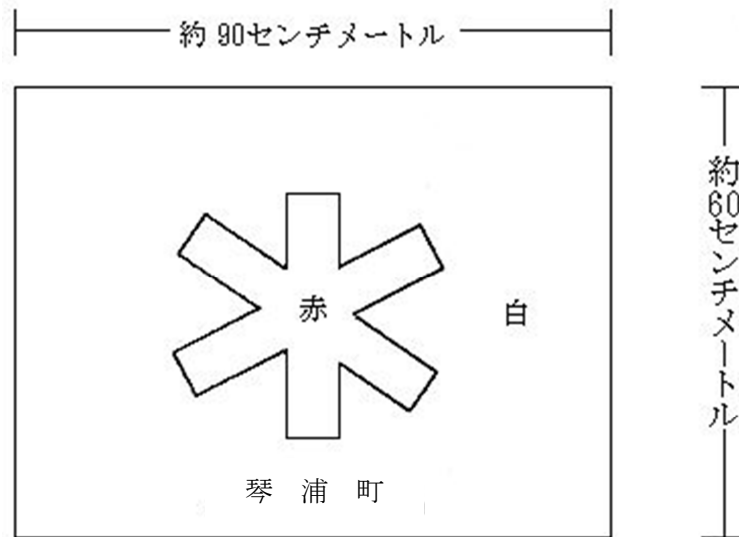
なければならないこととする。

(3) 水防標識と身分証票

水防作業を正確、迅速かつ規則正しい団体行動とするため、次の標識及び証票を定めるものとする。

ア 水防標識

水防法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。



イ 身分証票

町及び消防団（水防団）に属するものが、水防計画を作成するために必要があると認められる土地に立ち入るときは、身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

第 号
身 分 証 票
所 属 氏 名
上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号）第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。
年 月 日発行
琴浦町長 <span style="float: right;">印</span>

(4) 水防信号

水防法第20条の規定に基づき県が定める水防信号は、次のとおり。

	打鐘信号	サイレン信号
出動信号	○—○—○ ○ ○—○—○ ○ 3点と1点の斑打	○— ○— 10秒 10秒 10秒



危険信号	○-○-○-○-○ ○-○-○-○-○ 5連打	○- ○- 30秒 30秒 30秒
------	----------------------------	----------------------

## 5 河川の監視及び警戒

町対策本部は、水防警報が発表されたときから、河川災害危険個所に重点をおいて監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見した場合は、直ちに中部総合事務所県土整備局長、中部総合事務所長及び県水防本部長に報告するとともに、水防作業を開始するものとする。

## 6 関係機関への応援要請

水防法第23条の規定により、水防管理者は緊急の場合、他の水防管理者又は市町長若しくは消防局長に対し応援を求めることができる。

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、水防法第22条に基づき琴浦大山警察署長に警察官の出動を求めることができる。

また、災害が発生し、町のみで防御が困難とみなされるときは、県を通じて自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

## 7 決壊時等の通報並びに決壊後の処置

(1) 水防法第25条の規定により堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、消防団長、琴浦消防署長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨を中部総合事務所長に及び氾濫する方向の隣接水防管理団体の管理者、国土交通省各河川事務所に通報しなければならない。

(2) 水防法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊したとき、氾濫による被害が拡大しないようにできる限り努めなければならない。

## 8 避難のための立退きの指示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定により、水防本部長（又はその命を受けた職員）若しくは水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、準備又はその立退きを指示するものとする。

### (1) 立退き計画の作成

水防管理者（町長）は、琴浦大山警察署長と協議の上、事前に立ち退き計画を作成し、予定立退き先並びに経路等を調査し万全の措置を講じておき、計画を琴浦消防署長その他必要な所に通知するものとする。

### (2) 水防管理者の立退きの指示

ア 洪水又は高潮により危険が切迫し立退きの必要を認めた場合は、水防管理者が準備並びに立退きを指示するものとする。ただし、水防管理者が不在のときは、琴浦大山警察署長がこれに変わって指示するものとする。

イ 水防管理者が指示する場合は、琴浦大山警察署著にその旨を通知しなければならない。

## 9 公用負担権限

### (1) 公用負担権限

水防法28条の規定により、水防のため必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用                      イ 土地、土石、竹林その他資材の使用

ウ 車両その他の運搬用機器の使用            エ 工作物その他障害物の処分

### (2) 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては委

任を示す証明書を発行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

<p>公用負担権限委任証明書</p>	
<p>〇〇〇消防団 氏 名</p>	
<p>上記のものに、</p>	<p>区域における水防法第28 条第 1 項の権限を委任したことを 証明します。</p>
	<p>水防管理者 琴浦町長 <span style="float: right;">印</span></p>

(3) 公用負担の証票

水防法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使したときはこれを示す証票を 2 通作成して、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さねばならない。

(4) 損失補償

上記の権限の行使によって損失を受けたものに対して、町は時価によりその損失を補償するものとする。

**第 2 節 緊急時のダム管理**（農林水産課）

1 洪水警戒体制

ダムの管理者は、気象状況の通報を受けたとき、又は増水のおそれを察知した場合は、水位の変動を監視し、下記に従い必要な措置をとるものとする。

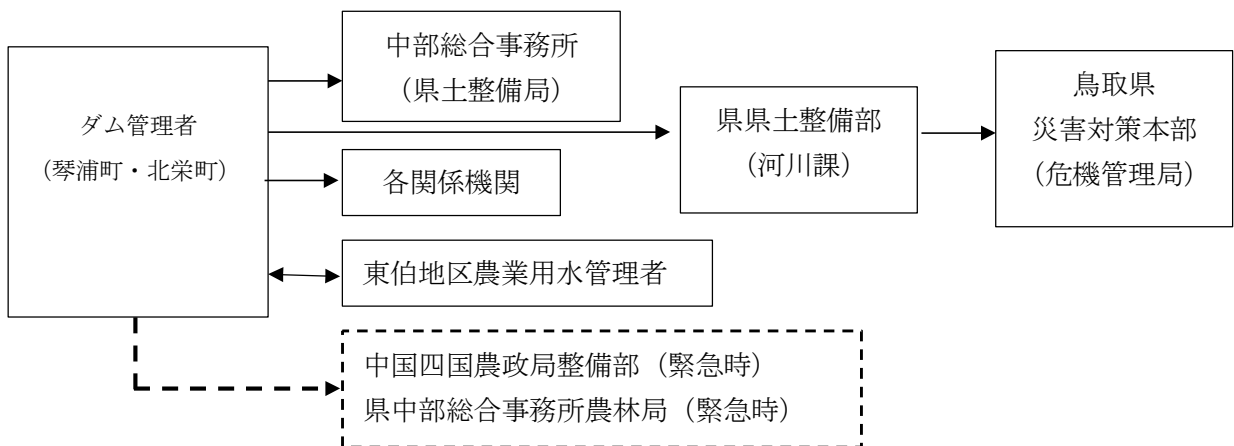
- (1) ダムの管理要員を呼集、配置
- (2) 器具、器材、資材の点検及び整理
- (3) 気象情報の収集
- (4) 関係機関に対する通報及び記録

**【非常時の必要な措置】**

区分	内容	必要な措置等
洪水警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 鳥取地方気象台から倉吉地区に大雨警報又は洪水警報が発せられた場合。</li> <li>2 西高尾ダム貯水池への流入量が1.08m<sup>3</sup>/s以上予想される場合。</li> <li>3 小田股ダム貯水池への流入量が10.754m<sup>3</sup>/s以上予想される場合。</li> <li>4 船上山ダム貯水池への流入量が21.0m<sup>3</sup>/s以上予想される場合</li> <li>5 その他、ダム流域に洪水の発生の恐れがあると認められた場合。</li> <li>6 洪水警戒体制の解除は、鳥取地方気象台から倉吉地区の大雨警報が解除され、その他洪水が発生する恐れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警報車の点検</li> <li>2 貯水位・降雨・流入量・放流量の監視</li> <li>3 洪水警戒体制が取られた時点で関係機関に連絡</li> <li>5 洪水警戒体制を解除したときは関係機関に連絡</li> <li>6 ダム堤体及び貯水池内の巡回・監視(巡視が危険である場合には実施しない。)</li> <li>7 漏水量等の挙動観測値の把握。</li> <li>8 原則として矢下・大父からの導水を停止する。</li> </ul>

	がないと認められる場合かつ流入量が減少した場合。	
洪水体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>西高尾ダム貯水池への流入量が 1.08 m<sup>3</sup>/s 以上の場合。</li> <li>小田股ダム貯水池への流入量が 10.754 m<sup>3</sup>/s 以上の場合。 ※10.754m<sup>3</sup>/sは、ダム地点における年3回の洪水量7.9m<sup>3</sup>/sに、大父頭首工からの最大導水量2.854m<sup>3</sup>/sを加えた量である。</li> <li>船上山ダム貯水池への流入量が 21.0 m<sup>3</sup>/s 以上の場合。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>関係機関に連絡</li> <li>ダム堤体及び貯水池内の巡回・監視(巡回が危険である場合には、洪水が終了した安全な状態で巡回を実施する。)</li> <li>漏水量等の挙動観測値の把握。</li> </ol>
警報体制	ダムからの放流量を増大させるため、下流に 30 cm/30min 以上の急激な水位の上昇が生じることが予想される場合で、下流へ警報等の必要な措置を行う必要があると管理主任技術者が判断した時。	<ol style="list-style-type: none"> <li>関係機関に連絡</li> <li>警報活動</li> </ol>
異常時体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>異常かつ重大な事態。</li> <li>漏水・変位・間隙水圧に異常な変化が生じた場合。</li> <li>貯水池周辺で地すべりの兆候または生じた場合。</li> <li>ダム下流地山で異常な出水が認められた場合。</li> <li>堤体に異常なクラックが生じた場合。</li> <li>放流ゲートの故障等で操作が不能となった場合。</li> <li>その他、ダムや貯水池に異常な状態が認められた場合。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>必要があれば関係機関に連絡</li> <li>対応策の検討</li> <li>安全が確認されるまで矢下・大父からの導水を停止する。</li> </ol>
緊急放流体制	堤体及び貯水池の異常により、貯水位の緊急な低下が必要と判断された場合。	<ol style="list-style-type: none"> <li>関係機関に連絡(中国四国農政局のみ)</li> </ol>
地震体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>鳥取地方気象台において発表されたダム地点周辺の震度階がIV以上である地震が発生した場合。</li> <li>西高尾ダム・小田股ダム・船上山ダムの基盤に設置した地震計の加速度観測値が 25gal 以上の場合(震度IV以上に相当)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>関係者に連絡</li> <li>臨時点検の実施</li> <li>挙動観測値の自動観測を実施し、地震発生前後の観測値が比較できるように、経時変化図を作成する。</li> <li>層別沈下計、表面変位計の観測を実施し、経時変化図を作成する。</li> <li>地震発生後 24 時間以内に点検結果を関係機関に報告</li> <li>安全が確認されるまで矢下・大父からの導水を停止する。</li> </ol>

## 2 ダムの情報伝達系統



## 3 ダム水位情報等の伝達体制

- (1) ダム管理者は、ダムの状況及びダムに関して行う措置について、県、関係機関、住民に対する周知ができるよう、あらかじめ定めた方法により情報伝達及び注意喚起を行うものとする。
- (2) ダムからの放流を開始する場合のみならず、放流中においても、必要に応じて迅速かつ適切に情報の伝達を行うものとする。
- (3) 特に、ダム放流に伴う河川水位に与える影響については、下流域の水防活動や避難情報の発出の判断の参考になることや、影響の程度によっては安心情報の提供につながることを踏まえて、できる限り具体的かつ簡潔な情報を迅速に通報するよう努めるものとする。

なお、誤解防止のために明示すべき注意点を以下に示す。

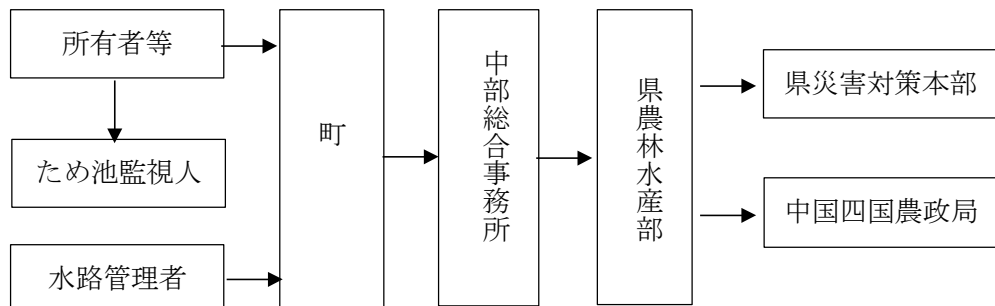
- ア 定点における上昇値
- イ ダム放流の影響に限定した変動値
- ウ ピーク時点の放流水が到達する目安となる時刻

### 第3節 ため池・農業用水路・樋門の応急対策（農林水産課）

#### 1 目的

この計画は、台風等に伴って洪水等が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、ため池や樋門の管理を適正に実施することでその被害を最小限に抑制し、ため池や流域付近の住民の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

#### 2 ため池及び農業用水路の情報収集

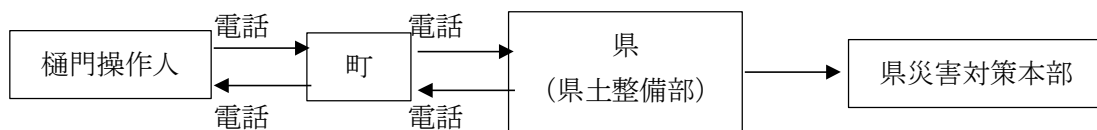


#### 3 ため池の連絡体制

ため池の所有者等は、下記の場合において、ため池の状況及びため池に関して行う措置について、町、県、関係機関、住民に対する周知ができるよう、電話、FAX、防災行政無線等により情報伝達及び注意喚起を行うものとする。

- (1) 災害の発生が予測される場合に、危害防止のために必要があるとき
- (2) 水位が洪水吐天端高に達したとき
- (3) 水位が洪水吐天端高以上に上昇する等、ため池が決壊するおそれがあるとき、及び決壊したとき

#### 4 樋門の情報収集



#### 5 非常時のため池・農業用水路・樋門の管理

ため池、農業用水路（特に、溢水等により住家等へ影響が生じる可能性がある水路）、樋門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況の通報を受けたとき、又は出水のおそれを察知した場

合は、安全を第一にし、十分に注意しながら水位の変動等を監視し、必要に応じ水こう門を閉じ、下記の要領を踏まえ、必要な措置をとるものとする。

水こう門、用排水樋門、ため池等は、資料編一覧表を参照のこと。

(1) 非常時のため池の管理

ア 監視人を部署に配置する。

イ 時間雨量 30mm 以上の降雨に際して監視人は次の事項に注意する。

(ア) 樋管を抜くこと（取入口を閉塞し得る場合は閉めること。）

(イ) 流域の状況に注意する。山くずれの起こりやすい箇所は特に注意する。

(ウ) 流入する水に注意する。浮遊物に樹木が混ざったり水が急激に濁ったりした場合は、流域に山くずれなど発生したことが予想されるので余水吐の水位上昇に注意する。

さらに水位上昇が予想される場合には、関係者、消防団に対して土俵・むしろ等水防資材の準備を依頼する。

(エ) 余水吐が計画溢水深に達した場合には、町長に急報するとともに関係者、消防団等にも急報し、集落に避難の準備をするよう指示する。

(オ) 計画溢水深以上に水位が上昇し、決壊のおそれがある場合には町長に急報し、その指示により下流集落に避難命令を伝達するとともにその安全を確認のうえ、仮余水吐を切開し堤の安全を図るものとする。

(カ) 放水路に注意して堤体が洗われぬか注意する。

(キ) 水位の上昇を 15 分ごとに調べる。

(ク) その他急変の場合は早急に管理者および水防本部へ連絡する。

ウ 監視人からの急報を受けた場合、関係者・消防団は土俵・むしろ・かます・なわ・杭等あらかじめ用意した応急資材を持ち、現場に急行するものとする。

エ 洪水が減少し、又は豪雨がやんだ後も監視人は待機して観測を継続する。

オ 町・ため池所有者等は、決壊のおそれのある場合、県中部総合事務所（農林局）の応急措置の助言指導に従って措置を行う。

カ 異常気象による記録的な大雨が記録された場合、町は、県及び所有者等と協力し、重要ため池を対象に緊急一斉点検を行う。

(2) 非常時の農業用水路の管理

ア 天気予報により激しい雨や局地的豪雨等が予想される場合は、水路管理者は取水口を調整し事前に水量を減じるなどの措置を行う。

イ 水路管理者は、洪水等により水路が溢水又はその他急変し、住宅等へ影響が生じる恐れがある場合は、速やかに市町村、関係集落、消防団等に急報する。

(3) 非常時の樋門の管理（洪水等）

ア 警戒体制

樋門の管理者は、洪水等により被害が生ずるおそれがあるときは、速やかに警戒体制に入るものとする。

イ 警戒体制における措置

樋門の管理者は、警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 操作員の配置

(イ) 樋門の操作のための点検

(ウ) その他樋門の管理上必要な措置

#### ウ 操作の方法

- (ア) 操作員は、排水樋門について、洪水等の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。
- (イ) 操作員は、用水等の樋門について、洪水時の流水を防止し、堤内地のはん濫を防止するよう操作しなければならない。

#### エ 警戒体制の解除

洪水等による被害のおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

#### オ 操作時の安全確保

- (ア) 樋門の管理者は、洪水等に対し、操作員自身の安全確保に留意して樋門管理を行うものとする。
- (イ) 樋門操作時には、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等、操作員自身の安全確保に配慮しなければならない。

#### カ 操作情報の伝達・共有

- (ア) 樋門管理者等は、非常時における樋門や水門の操作を行った場合、あらかじめ定めた連絡系統に基づき、迅速に情報伝達・共有を行う。
- (イ) 町は、必要に応じ、浸水リスクが高い地域等に対して樋門の操作に関する情報を伝達するものとする。その際、樋門の操作の意味合いや、避難に関する情報など、地域住民の安全確保に必要な情報を付加するものとする。

## 第4章1 雪害予防計画

(総務対策部、健康福祉対策部、建設環境対策部)

### 第1節 目的

自助、共助、公助の適切な役割分担のもと、積雪期における雪害による被害の未然防止や被害の軽減を図り、町民の生命、身体、財産及び町土を保護し、町民の安全、安心と円滑な社会・経済活動を確保することを目的とする。

### 第2節 雪害を防止する施策の概要

雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害の対策と共通する部分は「第2編 災害予防（共通）」及び「第3編 災害応急対策（共通）」に定めるところに依り、本編では雪害に特有のものについて定めるものとする。

### 第3節 地域ぐるみの支援体制の整備（総務課、福祉あんしん課）

#### 1 防災及び危機管理に関する基本的な考え方

鳥取県の「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に基づき、町は、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。

#### 2 町民・地域の役割（平時）

- (1) 町民は、積極的に地域内の共助による除雪や要配慮者への支援の体制整備に協力するよう努めるものとする。
- (2) 町民は、立ち往生車両等への支援も含めた災害時支え愛活動の平常時の取組に努めるものとする。
- (3) 町民は、除雪作業における事故防止のため、安全確保対策などの習熟に努めるものとする。

#### 3 地域の雪害対策への支援

- (1) 町は、支え愛マップづくり等による地域の助け合い、支え合いの関係づくり等の推進に努めるものとする。
- (2) 町は、必要に応じ、雪下ろしの助成制度を設ける等、個人住宅の雪下ろしが安全に行われる体制の整備に努める。また、町は、除雪ボランティア支援体制の整備に努めるとともに、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会と連携して地域における共助の充実強化に努めるものとする。
- (3) 町は、地域の自発的な除雪活動等の雪害対策を支援するため、排雪場の確保や、地域の実情に応じて小型除雪機の貸与や購入補助などの支援を行うよう努めるものとする。

### 第4節 道路交通の確保（建設住宅課）

#### 1 除雪等の体制

- (1) 道路管理者は、関係機関と連携し、町が管理する道路について除雪の計画を定めるとともに、訓練などによってその実効性の向上を図るものとする。
- (2) 道路管理者は、他の道路管理者や県・市町村、警察等の関係機関との情報共有及び除雪等の対策実施について、災害対策本部等と連携を図るため、体制を整備するものとする。
- (3) 各道路管理者は、冬季間県下の道路の交通を確保するため、必要な除雪機械や資機材の配備や調達体制の整備を進め、併せて消融雪装置等の効率的な除雪を可能とする施設の設置を進めるものとする。

- (4) 道路管理者は、除雪機械運転手の人員確保及び育成に努める。
  - (5) 道路管理者は、大雪による事故・立往生が発生した場合に備え、速やかに交通規制が行えるよう体制を構築するものとする。
- 2 町の除雪基準等
- (1) 除雪基準の設定
    - ア 町は、除雪作業に入る「除雪出動基準」を設定するものとする。(路面上の積雪が5~10cm程度に達すると見込まれる場合)
    - イ 災害発生時の対応 地震等災害発生時は、緊急輸送道路を優先して除雪するものとする。
  - (2) 除雪対策協議会等への参加
    - 計画的な道路除雪の実施のため、国、県、市町村その他関係者からなる鳥取県除雪対策協議会（会長：県県土整備部長）に参加し、関係機関と除雪について協議・調整を行うものとする。
- 3 豪雪時における道路情報の収集
- 本章第8節「情報収集体制の整備」による。
- 4 道路管理者の相互連携体制の構築
- 道路管理者は、必要に応じ、管理区分を超えた除雪の協力、除雪車両や人員等の応援、迂回路設定時の調整方法など、県内外の広域の道路管理者等と相互連携した除雪体制をあらかじめ整備するよう努めるものとする。
- 5 道路占用物件の施設管理者との協力体制
- 町は、道路占用許可物件の各施設管理者と連携し、各施設に被害があるときは、速やかに撤去復旧する協力体制を構築するものとする。

## 第5節 公共交通の確保（企画政策課）

- 1 町営バスの対策
- (1) 町は、町営バスの運行について、乗客の安全確保を最優先に予防対応を行うものとする。
  - (2) 町は、既存の連絡体制に加え、関係機関との緊急時ホットラインの整備等、緊密な連絡体制、情報共有体制の確保に努めるものとする。
  - (3) 町は、平時から道路管理者との情報共有及び対応策の調整に努めるものとする。

## 第6節 関係機関との協力体制の整備（総務課）

- 1 関係機関との協力
- 町は、除雪体制に限らず、雪害時の防災体制の確保のため、国、県等との検討会や協議会等の場を通じて、関係機関等との協力体制を構築するよう努めるものとする。
- 2 警察本部との協力体制
- 町は、警察本部と協力しながら、連携して雪害の予防・応急体制を講じる体制を整備するものとする。

## 第7節 雪崩に対する警戒避難体制の確立（総務課）

- 1 雪崩危険箇所等の把握及び周知
- (1) 町は、あらかじめ関係機関と協議し、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の雪害事例等を勘案して、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関をはじめ周辺住民等への周知



に努めるものとする。

(2) また、状況に応じて、雪崩危険箇所等を中心に警戒巡視を行うよう努めるものとする。

## 第8節 住民等への広報（総務課）

### 1 平時からの予防的広報の実施

(1) 道路管理者は、町民及び町内を走行するドライバーに対し、降雪期前からの冬用タイヤの早期装着の促進、積雪時又は凍結時のタイヤチェーンの装着の徹底、冬期の道路情報（とっとり雪みちナビ等）の活用を促すものとする。

(2) 雪崩に関する平時からの広報や普及啓発は、本章第6節「雪崩に対する警戒避難体制の確立」による。

## 第9節 情報収集体制の整備（総務課）

### 1 道路通行状況等の収集体制の整備

町は、被害状況や渋滞情報を把握するため、情報収集網（コンビニやガソリンスタンド、地域住民からの通報、公共交通機関事業者からの情報収集等）の構築に努めるものとする。

なお、情報収集の収集元には住民、ドライバー等への広報の役割を担うことが期待されるので双方向の連絡体制となるよう体制を構築しておくよう努めるものとする。

また、町は、区長・自治会長との連絡網などにより積雪等による渋滞が発生したことを早期に覚知する情報収集体制の整備に努めるとともに、この連絡網を通じて、また、防災行政無線により必要な情報を住民、ドライバー等に提供する体制整備に努めるものとする。

## 第10節 被災者の救援・救助体制の整備（総務課）

### 1 立ち往生車両への救援体制の整備

#### (1) 救援の実施主体

町は、既往の雪害の状況などを踏まえて、救援の実施体制、役割分担、応援体制等について、関係機関も含めて整理・検討を行い、より迅速かつ的確な救援が可能となるよう体制を整備するものとする。

#### (2) 救援の内容に応じた事前の備え

立ち往生車両への救援が迅速・確実に行われるよう、あらかじめ体制の整備を行うものとする。

#### ア 情報の提供

町は、道路管理者、国、県（危機管理局、県土整備部）から発信される、立ち往生発生、除雪状況、経過、今後の見込みについての情報を適切に住民等に提供し、災害時支え愛活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

#### イ 避難所、休憩場所、トイレの提供

(ア) 町は、通常の指定避難所に加え、立ち往生車両の搭乗者を受け入れることができる施設の把握に努めるものとする。

(イ) その他、町は、本章第3節「地域ぐるみの支援体制の整備」により、地域住民の協力体制の整備に努めるものとする。

## 第11節 孤立予想集落への対策（総務課）

#### 1 孤立予想集落の把握

町は、雪害に伴う孤立予想集落の事前の把握に努める。また、孤立が発生した場合に備え、集落内との連絡手段の確保（非常用発電機や衛星携帯電話の確保等）、連絡先の把握に努めるものとする。

#### 2 物資の提供

町は、物資（食料、飲料水、灯油等）の備蓄や調達体制の確保に努めるものとする。

#### 3 避難所の開設

町は、孤立予想集落内で雪害時の避難所として活用できる施設の把握に努める。併せて、孤立予想集落の外に避難させることもあらかじめ想定し、適当な避難施設を考慮しておくよう努めるものとする。

#### 4 その他の孤立対策

「第2編 災害予防（共通）第4章第4節 孤立予想集落対策の強化」による。

### 第12節 要支援世帯への支援（福祉あんしん課）

#### 1 支援が必要な世帯の特定

町は、立地条件（孤立が予想される集落等）や世帯構成（高齢者世帯等）等を勘案し、雪害時に安否確認等を行うべき世帯の特定や、連絡手段の確認を個別避難計画や支え愛マップづくりを通じ、事前に行っておくよう努めるものとする。

#### 2 支援体制の整備

町は、区長や民生児童委員、町社会福祉協議会等と連携し、支え愛マップづくり等を通じて、高齢者世帯等の安否確認や自宅周辺の除雪支援、買物支援など、地域ぐるみの相互扶助（共助）の体制整備に努めるものとする。

### 第13節 帰宅困難者への支援（総務課）

「第2編 災害予防（共通）第4章第5節 帰宅困難者対策の強化」による。

## 第4章2 雪害応急対策計画

(総務対策部、建設環境対策部、健康福祉対策部、産業対策部、文教対策部、消防対策部)

### 第1節 目的

豪雪に伴う各種の被害を軽減または未然に防ぐとともに、発生した被害や社会的な影響等について軽減を図るための応急時の対策について定めることを目的とする。

### 第2節 組織体制（総務課）

#### 1 組織体制の原則

町は、配備基準、組織体制等に従って職員配備等を行う。

#### 2 夜間休日も含めた体制の確保

豪雪や低温に伴う被害は、気温が低くなる夜間に状況が悪化するおそれがあるので、必要に応じて、夜間の体制を強化する等の対策を行うものとする。

なお、休日に影響が及ぶおそれがある場合には、組織内外の連絡体制の事前確認や、休日の配備体制の事前編成などの備えを講じておくものとする。

### 第3節 地域ぐるみの支援の実施（総務課）

#### 1 災害時支え愛活動等の実施

町民は、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に基づき、自助及び一般的な共助の取り組みに加え、「災害時支え愛活動」（災害又は危機事案が発生した場合に、人と人との絆の強さを生かして、住民が地域で自主的に行う共助の取組）により、地域ぐるみの支援を行うよう努めるものとする。

#### 2 町民・地域の役割（災害時）

- (1) 町民、地域は、積極的に地域内の共助による除雪や要配慮者への支援の実施に、可能な限り協力するよう努めるものとする。
- (2) 雪害による大規模な渋滞が発生した場合、立ち往生車両の搭乗者には食事やトイレの提供等の支援が必要となるため、町民、地域は可能な限り支援へ協力するよう努めるものとする。
- (3) 町民、地域は、除雪作業における事故防止のため、安全確保対策の徹底に努めるものとする。

#### 3 町の役割

- (1) 町は、「災害時支え愛活動」が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。

### 第4節 豪雪時の道路交通確保（建設住宅課）

#### 1 除雪の実施

- (1) 道路管理者は、町が定める除雪計画等に基づき、管理道路の除雪を行うものとする。
- (2) 道路管理者は、降雪状況等に応じて、重点的に除雪の必要がある路線について、除雪車両等を重点的に投入するなど、他の道路管理者及び警察等の関係機関とも連携した必要な対策を迅速的確に行うものとする。

#### 2 道路管理者の相互連携体制の構築

道路管理者は、自力での除雪が困難な場合等、除雪状況に応じ、他の道路管理者等と相互に連携した除雪を行うものとする。

#### 3 通行規制に伴う措置

- (1) 道路管理者は、積雪及び除雪（以下、「積雪等」という。）に伴う交通規制により迂回路を設定する場合には、規制の実施に先立ち、迂回路を管理する道路管理者と調整するとともに、当該規制により大きな影響を生じるおそれのある道路の道路管理者に情報提供を行うものとする。併せて、迂回路及び大きな影響を生じるおそれのある道路の沿線市町村に対し、情報提供を行う。ただし、人命に関わる場合等、緊急やむを得ない事情がある場合については、規制の実施後、可能な限り速やかにこれらの情報提供を行うものとする。
- (2) 上記（1）の協議を行った場合は、交通規制の事前情報として、県（県土整備部及び危機管理局）、警察本部、消防局に対し速やかに情報提供するものとする。ただし、交通への影響が軽微と予測される場合にはこの限りではない。
- (3) 道路管理者は、積雪等により幹線道路を通行止めとする場合には、規制の実施に先立ち、予定している迂回路を優先的に除雪して迂回路を確保するよう努めるものとする。迂回路の道路管理者が異なる場合にも同様とし、道路管理者間で協力を行う。
- (4) 道路管理者は、道路幅員や除雪の実施状況等を踏まえ、適切な迂回路を設定するよう努めるものとする。特に、大型車両が頻繁に通行することが想定される場合や、迂回路に急勾配が含まれる場合は、立ち往生車両が連鎖的に発生・滞留する等の交通機能障害を誘引するおそれがあるため、特段の配慮に努めるものとする。
- (5) 道路管理者は、降雪により立ち往生車両が発生した場合は、滞留の早期解消を図るため、全面通行止め等の必要な措置を講じるとともに、警察と連携し、立ち往生車両の排除を行うものとする。

#### 4 緊急時の道路状況の把握

町は、積雪等により災害が発生している場合又は発生するおそれがある場合には、県や沿線市町等への道路情報の提供を適切に行うよう努めるものとする。

#### 5 一般住民やドライバーへの規制情報等の広報

本章第7節「住民等への広報」による。

#### 6 放置車両等の移動

道路管理者は、災害対策基本法第76条の6の規定が適用された場合、又はその他除雪等のため緊急やむを得ない必要があると認められる場合等においては、立ち往生車両や放置車両の移動等の措置を講じるものとする。

#### 7 道路通行規制

道路管理者は、積雪等により車両の通行が危険となった場合は、必要に応じて道路法第46条の規定により、道路通行規制を実施することとする。

### 第5節 応援協定先との連携・協力（総務課）

町は、豪雪被害が予想される場合で、協定に基づく応援を要請する可能性があるときは、あらかじめ応援協定先への情報提供や、可能な範囲で事前の準備（物資の在庫状況の確認、業種団体の場合は加盟業者への周知等）を依頼する等、協力体制を確保するよう努めるものとする。

### 第6節 雪崩に対する警戒避難体制（総務課）

#### 1 迅速な避難情報の発出

町は、降積雪の状況、気象情報、過去の雪害事例等を勘案し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、遅滞なく避難指示等を発出し、避難行動を促すものとする。

## 2 避難情報の伝達・誘導等

第3編 災害応急対策編（共通）第6章第1節「避難の実施」による。

### 第7節 住民等への広報（企画政策課）

#### 1 豪雪のおそれがある場合の広報

##### (1) 地域住民等に対する広報

町は、積雪等により災害が発生するおそれがある場合には、防災行政無線、広報車、ホームページ等を活用し、住民等に対して注意喚起の広報を行う。広報する主な項目は次のとおりとする。

ア 最新の気象情報を確認するとともに、自宅周辺の積雪状況を確認すること。

イ 自宅周辺の災害リスク（雪崩危険箇所等）と対応方法を再確認すること。

ウ 大雪、暴風雪等が予想される場合は、不要不急の外出、車両の運転を避けること

※孤立のおそれがある地域においては、食料、水、燃料等の十分な備蓄や、連絡体制の確保を図ること。また、可能であれば孤立予想集落外に予防的に一時避難すること。

エ 雪下ろしや除雪機の操作時等の除雪作業中の事故防止対策を図ること。

※雪下ろしの場合には、複数人での作業の実施、命綱などの正しい装着など。

オ 雪崩からの注意

※斜面下部付近の居住者等は、建物の2階などの高く、かつ斜面から離れた場所で生活するよう心掛けるとともに、なだれ注意報等の気象情報や雪崩の前兆現象（雪の裂け目や雪の固まりが転げ落ちるなど）に注意し、早めの避難に努めること。

カ 新雪や晴れの日の雪のゆるみによる屋根からの落雪に注意すること

キ 低温への注意

※車の運転、歩行いずれも道路の凍結に注意すること。特に峠や橋上は凍結しやすいので慎重に行動すること。

※氷点下の気温では水道管が凍ったり、破裂したりすることがあるので、夜間から早朝にかけて凍結しないように注意すること。

ク F F式暖房機の吸排気口付近の除雪状況を確認すること。

#### 2 積雪等による影響が発生した場合の広報

##### (1) 地域住民と連携した情報提供

町は、積雪等による渋滞が発生したことを覚知したときは、区長・自治会長を通じて、また、防災行政無線（戸別受信機を含む）により適切に住民等に情報提供し、災害時支え愛活動が円滑に実施できるよう努める。渋滞等が発生した後の立ち往生の長期化が発生した場合等の情報提供も同様とする。

### 第8節 情報収集（総務課、建設住宅課）

#### 1 被害状況等の把握

##### (1) 被害情報の収集

町は、自らの現地確認やライブカメラの監視等のほか、あらかじめ構築した情報収集網を活用し、迅速な被害状況等の把握に努めるものとする。

#### 2 情報の共有等

##### (1) 情報連絡員の派遣等

国、県、市町村、関係機関は、災害対策本部が設置されたときなど必要に応じて、相互に情報連絡員を派遣する等し、状況の把握や連絡調整を行うものとする。

(2) 関係機関相互の情報共有

町は、情報連絡員による情報共有のほか、関係情報について相互に提供し、情報共有を図る。主な情報共有すべき項目は次のとおりとする。

ア 被害状況

イ 通行規制等に関する情報（規制の見通し、滞留している車両数、混雑状況、除雪体制、迂回路の状況等）

ウ 救援等対策に関する情報（物資提供等の車両への支援状況、車両への情報伝達状況、避難所等の開設状況、人的支援などの応急対策の状況等）

(3) 渋滞情報の報告

町は、積雪等による渋滞が発生したことを覚知した際には、速やかに県（危機管理局）へ報告するものとする。

(4) ホットラインの活用

町は、あらかじめ作成したホットライン等を活用し、国、県（各関係部局）、市町村、消防局、警察本部、関係機関との情報共有を行うものとする。

## 第9節 被災者の救援・救助の実施（総務課、消防団、すこやか健康課）

### 1 立ち往生車両への救助

(1) 救援・救助の実施主体

豪雪に起因して発生した大規模な車両の立ち往生は、解消に長時間を要することが見込まれる上に厳冬期であることから、巻き込まれている車両の搭乗者の生命及び身体に重大な危険が及ぶことが想定され、速やかな救援・救助（本節において以下「救助」という。）を行うことが必要となる。

豪雪による被害は災害対策基本法で災害のひとつとして位置づけられており、他の自然災害と同様に、第一次的な防災上の責務を有している町が、その地域内において救助等を行う主体となる。（ただし、災害救助法が適用となった場合には、同法による救助は県知事が行うこととなる。）

大規模な車両の立ち往生が発生した場合には国及び県と、現場に近い市町村が協力して、その救助（物資の提供等）を行い、併せて地域住民と連携することとしている。このため、鳥取県における立ち往生車両への救助の実務としては、立ち往生が発生している原因を勘案しながら、原則として国の直轄管理道路は国（中国地方整備局の所管事務所）が、県管理道路は県が中心となって沿線の市町村と協力して対応することとし、市町村管理道路については当該市町村が中心となって対応することとなっている。

(2) 救助の内容

立ち往生車両への救助の内容は、概ね次のとおりとする。

立ち往生が発生している道路の道路管理者は、県、沿線市町村へ支援に必要な情報（立ち往生している車両の台数等）を詳細に提供するよう努め、町は、住民の協力も得ながら可能な限り立ち往生車両の搭乗者の支援を行うものとする。

ア 避難所、休憩場所、トイレの提供

(ア) 町は、必要に応じて公設避難所を開設し、立ち往生車両の搭乗者を一時受け入れるも

のとする。

道路の沿線に多数の施設が必要となることが想定されるため、必要に応じて指定避難所以外の公的施設等も活用するものとする。

(イ) 町は、必要に応じ、防災行政無線での呼びかけや区長等への連絡を通じ、地域住民へトイレの貸し出し等の協力を依頼するものとする。

(ウ) 町は、住民が自主的に設ける避難のための施設（支え愛避難所）が設置されたことを覚知したときは、当該施設が円滑に運用されるよう、必要に応じて物資や情報の提供など必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### イ 急病人等の救急搬送の手配

町は、急病人や透析患者、乳幼児など、早急に移動することが必要な者の把握に努め、必要に応じて道路管理者、警察、消防機関と連携し、救急搬送や医療機関等への受入を手配するものとする。

### 第10節 医療及び福祉サービスの確保（総務課、すこやか健康課、福祉あんしん課）

#### 1 豪雪や寒波に係る注意喚起

町は、豪雪や寒波のおそれがある場合には、必要に応じ、福祉施設や医療機関等に対し、最新の気象情報に留意するとともに、大雪や寒波に対する警戒を行い、以下に例示する必要な対策を講じるよう注意喚起を行うものとする。

- (1) 水道管等の凍結防止
- (2) 断水・停電時のライフライン事業者等への連絡体制の確認
- (3) 豪雪等の場合の組織内及び、関係機関との連絡体制の再確認
- (4) 職員体制、物資（食料、飲料水、医薬品等）の確保
- (5) 施設周辺の除雪

#### 2 医療体制の確保

##### (1) 透析患者等への対応

##### ア 透析患者への医療の確保

町は、豪雪が予想される際には、あらかじめ医療機関に対し、患者の状況確認を行った上で、治療の前倒しや翌日への延期、通院可能な範囲への宿泊等の対応を患者と相談しておくよう依頼するものとする。

##### イ 透析患者、人工呼吸器等の使用者の安否確認

町は、県（福祉保健部）及び医療機関等と相互に協力し、必要に応じて透析患者や人工呼吸器使用者等の安否の確認を行うものとする。

##### ウ 移動困難時の対応

町は、県（福祉保健部）と連携し、豪雪により医療機関への移動が困難な場合には、医療機関、消防機関、道路管理者等との調整・協力し、県内外の医療機関への救急搬送や、通行道路の除雪などにより治療が受けられるよう対応するものとする。

#### 3 福祉サービス等の確保

町は、豪雪時に社会福祉施設等の入所者について救急搬送等を要する事態が生じた場合に備え、消防局や社会福祉施設、道路管理者等との調整を密にし、必要に応じて周辺道路の除雪や救急搬送の調整・要請を行うものとする。

## 第11節 孤立予想集落への対策（建設住宅課、総務課）

### 1 孤立状況の把握

「第3編災害応急対策（共通）第6章第3節第2項 孤立状況の把握」による。

### 2 孤立原因の解消（道路啓開）

- (1) 道路管理者は、孤立の原因となっている又は原因のおそれとなる障害物（雪や倒竹木、土砂など）がある場合には、早急に除雪や撤去を行うよう手配するものとする。
- (2) 町は、緊急性が高い場合で、かつ、除雪能力の不足等により他に代わる手段が確保できない場合には、自衛隊の派遣要請も検討し、必要に応じて県へ要請を行うものとする。

### 3 物資の提供

- (1) 町は、ライフライン障害の発生時等、必要に応じ、食料や飲料水、通信機、発電機、ストーブ、暖房用燃料などの提供を行う。また、必要に応じて、県（危機管理局）に応援要請するものとする。
- (2) 物理的な孤立に加えて情報面の孤立が発生しないよう、固定電話、携帯電話、防災行政無線等の電源確保のための対策にも配慮するものとする。
- (3) なお、物資の提供については、調達に時間を要することがあるため、空振りとなる可能性を厭うことなく、早期に手配を開始するよう努めるものとする。

### 4 避難所の開設

- (1) 町は、孤立が発生するおそれがある場合等には、必要に応じて集落外に避難所を開設して住民に事前の避難を促すものとする。
- (2) 孤立した場合で、ライフラインの途絶等により居宅に留まることが適当でない場合等の避難所は、集落内に適当な施設がある場合には、集落内の住民にも運営協力を求めて当該施設を活用するものとする。  
適当な施設がない場合や、孤立集落内に滞在させることが適当ではない場合には、集落外に避難所を開設して避難するよう促すものとする。

### 5 急病人等の緊急搬送

孤立時に急病人が発生し、緊急の輸送が必要な場合は、町は、ヘリコプターによる緊急輸送の要請、調整及び輸送を行う。町は、必要に応じ地域住民の協力を得て、ヘリポートの除雪を行う等、緊急搬送が円滑に行われるよう努めるものとする。

### 6 ライフライン機関との連携

町は、ライフライン機関と連携・協力し、次に例示する対策の実施に努めるものとする。（本章第14節「ライフライン確保対策」参照）

- (1) 孤立集落の発生状況、ライフラインの状況に係る情報共有
- (2) 孤立集落のライフラインの復旧
- (3) ライフライン復旧に必要な除雪等の支援
- (4) その他孤立集落の解消に必要な事項の支援

## 第12節 要支援世帯等への支援（福祉あんしん課）

### 1 安否の確認

ライフラインの途絶や屋根の積雪などが発生した場合、高齢者世帯等の要支援世帯では自助による改善が極めて困難であることが予想されるとともに、速やかに改善を図らなければ生命に危



険が及ぶおそれが生じる場合がある。このため、町は、自治会などの協力も得て、速やかに対象世帯の安否確認を行う。

安否確認の方法は、町が各世帯に電話等により直接確認を行うほか、消防団、自主防災組織、町社会福祉協議会、区長や民生児童委員と連携して行う等、地域の実情に応じたものとし、必要に応じて警察本部とも連携して行うものとする。

なお、町は、安否確認を目的として、避難行動要支援者名簿等を内部利用することができる。

## 2 除雪の支援

町は、積雪により家屋の倒壊や、外部との途絶が危惧される要支援世帯等（大雪により、自力での除雪が困難であり安全上急を要すると町が判断する地区を含む）に対し、除雪の支援を行う。実施に当たっては、必要に応じて県や関係団体と連携し、町や町社協による除雪ボランティア活動や、地域住民による災害時支え愛活動、建設業者のあっせん等、地域の実情に応じた体制により行うものとする。

## 3 買物支援

町は、積雪により外出が困難となった要支援世帯に対し、町社会福祉協議会等の福祉関係機関、地域住民による災害時支え愛活動等と連携し、買物の支援に努めるものとする。

## 4 ライフライン途絶への対応

町は、ライフラインが途絶している場合等には、必要に応じて避難所を開設して避難を促すものとする。避難の実施に当たっては、必要に応じて避難行動の支援を行うものとする。

## 5 応援の要請

町は、必要に応じて、県（危機管理局）へ応援を要請するものとする。

### 第13節 帰宅困難者への支援（総務課）

「第3編 災害応急対策編（共通）第6章第3節第3項4号 帰宅困難者の支援」による。

### 第14節 ライフライン確保対策（建設住宅課、上下水道課、総務課）

#### 1 豪雪・寒波が予想される場合

##### （1）除雪等の実施

各ライフライン事業者は、設備の破損や機能障害などの被害防止のため、施設や設備周辺の除雪、着雪の排除、凍結の防止等の対策の実施に努めるものとする。

##### （2）水道管凍結への備え

水道事業者は、寒波が予想される場合には、水道管凍結防止に関する広報を行うよう努めるものとする。（本章第7節第1号「豪雪のおそれがある場合の広報」参照。）

#### 2 被害が発生した場合の対策

##### （1）早期の復旧

各ライフライン事業者は、管理施設に支障が生じた場合、次の対策の実施に努めるものとする。

##### ア 被害状況の把握

イ 県に情報提供するとともに、住民への周知（可能な限り復旧見込みを明らかにする）

※特に100戸以上に影響が生じるような場合（1時間以内に復旧する場合を除く）は、住民生活への影響が大きいと考えられるため、覚知後直ちに報告。

##### ウ 早期の復旧

- エ 資機材や要員が不足する場合、メーカー、施工者、関係会社等に支援を要請。
  - オ その他、「第3編 災害応急対策（共通）第16章 ライフライン対策計画」各節による。
- (2) 復旧作業への配慮  
道路管理者は、ライフライン事業者と連携し、必要に応じて復旧作業箇所への経路の優先除雪を行う等の協力を努めるものとする。
- (3) 孤立集落及び医療機関への対応  
孤立集落や医療機関については、ライフラインの途絶による影響が特に大きいことが想定されるため、町は、必要に応じてライフライン機関に対して早期の復旧、又は仮復旧を依頼するものとする。

## 第15節 農林水産業被害対策（農林水産課）

### 1 豪雪が予想される場合の事前対策

町は、生産者、農業用排水路管理者等に対して緊急に果樹、設備・施設等の点検や補強、保温対策、落雪、倒木等による水路の閉塞防止対策等を行うよう注意喚起を行うものとする。

また、水産業については、船舶の沈没や破損防止のため、船舶の陸揚げ等を行うよう指導する。なお、危険性が高く事故発生のおそれがある場合には、無理な収穫等の作業等を行わないよう指導するものとする。

### 2 豪雪被害が生じた場合の対策

町は、豪雪が発生した場合には、県、関係団体、関係機関と連携し、できる限り速やかに被害状況を把握するよう努めるものとする。

被害が発生した場合には、その規模や必要性に応じて、県に次のような復旧支援策等を、要請するものとする。

- (1) 農林水産関連施設の倒壊、破損、漁船の沈没等に対する支援
- (2) 援農隊の派遣
- (3) 雪害生産物等の販売支援
- (4) 経営の立て直しが必要な生産者等に対する融資等の経営支援
- (5) 漁船等が沈没した場合には、その状況に応じ、境海上保安部、漁協等の関係機関と連携して排出油への対応

## 第16節 学校の安全対策（教育総務課）

### 1 学校の休校等

学校長は、気象状況や道路の除雪状況、交通機関の運行状況などを勘案し、必要に応じて臨時休校等の措置を講じるものとする。

## 第17節 災害救助法の適用

### 1 災害救助法の適用

#### (1) 災害救助法適用の早期判断

雪害の場合でも、住民の生命又は身体に危険が生じるおそれがある場合には、必要に応じて知事の判断により災害救助法を適用することが可能であるので、県（福祉保健部、危機管理局が連携）は、市町村の意見を聴きながら、早期に適用の判断を行うよう努めるものとする。

なお、災害救助法を適用した場合、応急救助の一環で、障害物の除去として実施した家屋の雪下ろしの費用については、国庫補助の対象となり得るので留意するものとする。

(2) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、「第3編 災害応急対策（共通）第1章第3節 災害救助法の適用」による。なお、適用基準は住家の滅失数のほか、雪害に関連するものとしては、次の基準が設けられている。

**【災害救助法施行令第1条第1項第4号関係】**

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、次の基準に該当するもの。

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（具体例として、豪雪により多数の者が危険状態となる場合（平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生）

## 第5章1 大規模事故予防計画

(総務対策部、建設環境対策部)

### 第1節 大規模事故予防体制の整備

#### 1 目的

この計画は、大規模事故に対する平時の備えを充実させ、大規模事故災害による被害を防止することを目的とする。

#### 2 想定される大規模事故

##### (1) 想定される大規模事故の種類

この計画において、発生を想定しあらかじめ対策を講じる大規模事故の種類は以下のとおりとする。

ア 道路災害

ウ 海上災害

##### (2) 想定される大規模事故の規模

この計画で想定する大規模事故の規模については、平常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

#### 3 防災体制の整備

##### (1) 各機関の防災体制

町は、大規模事故の発生防止及び被害拡大の抑制のため、平時から体制や防災対策及び各機関の防災現場における活動調整の体制を整備するとともに、防災会議や防災関係機関情報交換会を通じ、相互の協力体制を整備するよう努めるものとする。

##### (2) 応急対策体制の研究・点検・整備

###### ア 人員・体制・資機材の分析・研究

大規模災害については、いつ、どこで、どのような規模で起きるか予見しづらく平常時の人員・体制・資機材では対応できないことが予測されるため、町は、平時から大規模事故等の事例の分析等を行い、大規模事故発生時の迅速に応急対策を実施できる体制の構築に努めるものとする。

###### イ 災害情報の伝達経路の点検

大規模事故発生時には、迅速な対策実施のため、迅速かつ的確に防災関係機関に情報を伝達し共有を行う必要があることから、町は、平時から、災害情報の伝達経路の点検を行い、大規模事故発生時迅速に応急対策を実施できる体制の構築に努めるものとする。

#### 4 地域の協力体制の構築

局地的に発生した大規模事故の初動対応については、消防団、自主防災組織、民間事業所等、地域の協力が有効かつ不可欠であることから、町は、地域防災力の向上を図るとともに、大規模事故に対する地域の協力体制の構築に努めるものとする。(災害予防編(共通)第9章第1節「民間との防災協力体制の整備」参照)

### 第2節 大規模道路災害の予防

#### 1 目的

この計画は、道路における車両の衝突、火災等及びトンネル等の道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害を防止することを目的とする。

#### 2 災害予防対策の推進

(1) 道路管理者の措置

道路管理者は次の事項に留意し、道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

- ア 気象に関する情報等を有効活用し、必要に応じて事前通行規制を行う。
- イ 道路施設の異常を早期に発見するための情報収集の体制整備に努める。
- ウ 道路施設に異常が発見された場合に、速やかに応急対策を講じるための体制整備に努める。
- エ 道路等に異常が発見され災害が発生するおそれがある場合、速やかに道路利用者等に対して情報を提供する体制の整備に努める。

(2) 落石対策

- ア 道路管理者は落石危険箇所の把握及び整備に努め、落石による事故の防止に努めるものとする。
- イ 道路管理者は、平素から落石の発見及び情報伝達の体制について整備するものとする。特に道路に並行して鉄道が敷設されている場合の鉄道事業者への連絡体制に留意するものとする。

### 第3節 海上災害の予防

1 目的

この計画は、油流出等の海上災害を防止するための体制を整備することを目的とする。

2 災害予防対策の推進

(1) 海上等流出油災害予防

ア 防除資機材の整備

大規模な流出油による海上災害に備え、町はオイルフェンス、油吸着剤、油処理剤その他必要な油処理機材を整備するよう努めるものとする。

イ 海上等流出油等発見時の通報窓口の周知

町は、海上等流出油及び海岸に漂着した油を発見した際の通報窓口について、町民にあらかじめ周知を図るものとする。

通報窓口：海上保安庁（118）、町

## 第5章2 大規模事故応急対策計画

(総務対策部、建設環境対策部)

### 第1節 大規模事故応急対策

#### 1 目的

この計画は、大規模事故が発生した場合の応急的な対策について総則的な事項を定め、応急対策の円滑な実施体制を整備し、大規模事故による被害の最小限の抑制、迅速な被害者の救出救助及び迅速な秩序の復旧を図ることを目的とする。

#### 2 体制及び対策

##### (1) 体制

町は、事故発生の情報を受けたときは、災害対策本部、現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立するものとする。

##### (2) 防災関係機関間の情報伝達及び共有

ア 町は、迅速的確な応急対策を実施するため、大規模事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握するとともに、情報の共有を図るものとする。

イ 他機関との連携等が必要となる場合については、その対応に必要な情報を速やかに共有し、必要な調整を図り、共通の対策方針のもとで連携して活動を展開するものとする。

##### (3) 各防災関係機関の連携

町は、大規模事故への対応等について随時情報を共有し、必要な連絡調整を行うものとする。

### 第2節 大規模道路災害応急対策

#### 1 目的

この計画は、大規模な道路災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

#### 2 想定される大規模道路災害

この計画で想定する大規模な道路災害は、以下に掲げる事故のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

##### (1) 道路構造物（トンネル、橋りょう等）の損壊等

##### (2) 道路上での重大事故（交通事故等）

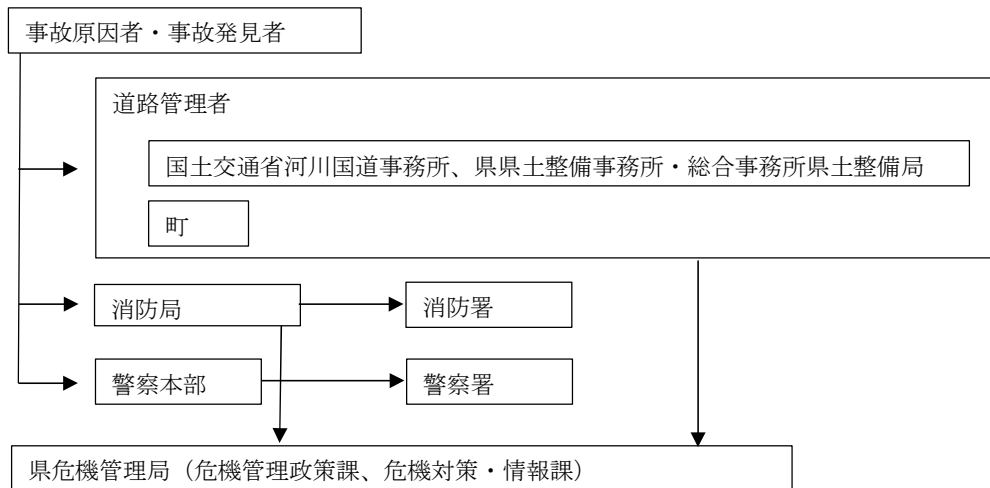
##### (3) 車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

#### 3 応急対策

##### (1) 被害情報の収集・連絡

町は、消防局、警察署、道路管理者等と相互に連携して巡視等により被害情報等を収集し、収集した情報を順次県及び警察本部等に連絡するものとする。

## 【情報伝達経路】



### (2) 道路災害に係る応急対策

ア 町は、住民等から道路の被災情報を入手した場合は、道路管理者に対し速やかに連絡するものとする。

イ 道路管理者は、(1)の連絡を受けた場合又は道路の被災の情報を入手した場合、1の連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。特に並行する鉄道がある場合は、鉄道事業者への情報伝達に留意するものとする。

ウ 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合、あるいは危険であると予想される場合は、道路通行規制等の必要な措置を講じるものとする。

#### エ 応急復旧

(ア) 道路管理者は、早急に被害状況等を把握し、障害物の撤去、応急復旧等を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

(イ) また、必要に応じて迂回路等を設定し、一般道路利用者の通行や、災害応急対応にあたる車両の通行ルートを確保するものとする。

#### オ 危険物の流出等への対応

(ア) 道路管理者は、危険物の流出等が認められた場合は、消防局及び警察署等の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動を行うものとする。

(イ) また、必要に応じて付近住民等の避難誘導や立入禁止区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

#### カ 広報活動

道路管理者は、道路災害に係る被害状況、道路交通規制状況、復旧情報とその見通し等、道路災害に関する情報を1の連絡経路により関係機関に連絡するほか、インターネット等を通じ、速やかに住民へ情報提供するとともに、道路利用者からの問合せに応じる体制を確保するものとする。

## 第3節 大規模海上災害応急対策

### 1 目的

この計画は、船舶の座礁、衝突事故や油流出等の海上災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

## 2 想定される海上災害

この計画で想定する海上災害は、以下に掲げる事故のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

- (1) 船舶の衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水、船舶の故障等による海難
- (2) 船舶からの海域への油、危険物質等の流出
- (3) 船舶以外からの海域への油、危険物質等の流出

## 3 応急対策

### (1) 活動体制の確立

町は、被災情報を入手したときは、次に掲げる項目を実施するものとする。

ア 活動体制（情報収集体制）の確立

イ 的確な情報の収集

ウ 速やかな関係機関への情報伝達

エ 住民への広報・周知

### (2) 大規模油流出時の応急対応

ア 町は大規模油流出時の応急対策として、次に掲げる項目を行うものとする

(ア) 住民に対する災害状況の周知

(イ) 漁業者への船舶、機材の移動、海産物施設の撤去等適切な指示

(ウ) 沿岸地先海・水面の監視警戒及び必要に応じ警察・消防機関への出動依頼

(エ) 漂着油等の防除活動

(オ) 災害状況の関係機関への報告

イ ボランティアの受入れ

海岸への漂着油の回収作業の実施については、相当な人力を要し、災害ボランティアの協力が不可欠であることから、町は社会福祉協議会と連携して、ボランティアの希望者の活用を検討するものとする。

### (4) 広報活動

町は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜ホームページ等を通じて広報に努めるものとする。